

研究チーム制度について

自治総合研究センターでは、地域並びに自治体行政の基礎的かつ長期的な課題に係る調査研究を通して、職員の資質向上をめざすとともに政策形成への寄与を図るため、毎年研究テーマを複数選定し、それぞれについて研究チームを設置し、自治体職員による研究事業を実施してきております。

研究チームは、県職員の中から応募した公募研究員、テーマに関連した部局から推薦された部局研究員、そして市町村及び公共機関から推薦された研究員により8名程度で構成され、研究員はそれぞれの部局で業務を遂行しながら当センターに兼務となり、原則として週1日、1年間にわたって研究を進めてきております。

研究活動においては、既存の制度や制約をのりこえた自由な発想と新たな問題提起が最も重要な視点となります。

これらの共同研究の成果は報告書としてまとめ、県・市町村の各部課及び関係機関に送付しており、行政運営等の参考として活用されています。

昭和58 59年度においては、A 神奈川の水 その環境と保全、B 情報化社会と自治体、C 新しい公共サービスの供給方式の3テーマについて研究チームが編成され、このたびその研究報告書がまとめられましたのでお届けします。

なお、この報告書は B 情報化社会と自治体の研究チームにかかるものです。

おわりに、この研究活動に御支援と御協力をいただいた関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

昭和59年9月

神奈川県自治総合研究センター所長

目 次

序 章 地域と情報	1
第 1 章 情報化社会の進展	
第 1 節 情報化社会から高度情報化社会へ	5
第 2 節 情報化社会の様相	7
1. 情報量の増大	7
2. 情報ニーズの高まり	9
3. コンピュータの普及	9
4. 情報産業の成長	14
第 3 節 高度情報化社会の特質	17
1. サービスの情報化	17
2. ニューメディアの普及	17
3. 情報システムへの依存	19
第 2 章 地域社会神奈川の情報化の動向	
第 1 節 市民にとっての情報環境	21
第 2 節 産業分野の情報化	22
1. 産業の情報化の現状	22
2. 情報産業の動向	23
3. ニューメディアに対する企業の動向	31
4. 産業基盤の情報化	33
第 3 節 行政分野の情報化	38
1. 行政と情報	38
2. 行政分野における情報化の現状	38
3. 神奈川県における情報システム	51
第 4 節 生活分野の情報化	64
1. 地域のメディア	64
2. 市民の情報行動と情報環境 実態調査から	75
3. 家庭の情報化の現状	84
第 3 章 情報化の課題と展望	
第 1 節 情報化の地域社会へのインパクト	87
1. 情報量の増大と情報格差の拡大	87

2.	効率化と脆弱化	88
3.	利便性の向上とプライバシー侵害	88
4.	地域経済の活性化と労働問題の発生	89
第2節	地域社会の課題と情報化の機能	90
1.	高齢者地域福祉社会への適用	90
2.	まちづくりへの適用	91
3.	多面的な情報ニーズへの対応	93
4.	情報化による地域の復権	94
第3節	地域社会における情報化の将来像	96
1.	ニューメディアの展開	96
2.	ニューメディアの課題	105
3.	ニューメディアの普及予測	107
4.	ニューメディア展開のシナリオ	110
5.	神奈川におけるニューメディアの動向	113
6.	家庭における情報化の将来像	116
第4章	自治体の情報政策の構想	
第1節	自治体と情報政策	121
1.	情報政策の新段階	121
2.	情報政策の領域・内容	123
3.	情報政策の課題	124
第2節	総合情報政策の展開	127
1.	総合情報政策の必要性	127
2.	総合情報政策の体系	128
3.	総合情報政策の推進体制の整備	139
提言		
1.	総合情報政策の確立・推進	141
2.	神奈川情報民主主義憲章（試案）の制定	143
3.	情報政策の分権化 C A T V 条例の構想	144
4.	神奈川総合情報センターの構想	146
5.	情報政策課の設置	148
巻末資料		
1.	プリンスジョージ郡有線テレビジョン条例（抄訳）	149
2.	プライバシー保護関連法律代表的条文例及び一覧表	159
3.	情報環境調査の概要	165

序章 地域と情報

21世紀を展望する情報政策の枠組形成に向けて

1. 道具としての情報技術

アメリカのCATV新時代を演出する「ニューメディアの星」ともいべきテッド・ターナーは、昭和59年3月27日、ホテル・ニューオータニで次のように語っている。

米国人は、自国が戦争の舞台になった体験がないだけに、戦争の悲惨さを知らない。私が二十四時間、ニュースを流しつづけるのも、戦争の現実を知らせ、平和の意味を考えてもらいたいからだ。核戦争は世界の破局だ。米ソとも、まず軍拡をやめ、挑発行動を控えなければならない。

情報とは何か。これを考える場面や次元で様々な解がありうるし、実際それは多様に定義されている。『広辞苑』(昭和58年12月)によれば、その語義は、あることごとらについての知らせ 判断を下したり、行動を起こしたりするために必要な知識を含意する。このように情報を理解すれば、情報がどのような中味、質で、どのように流通するかによって、それが平和への力となることもあれば、逆に戦争の原因となることもあることがわかる。あるいは、ホワイト・ノイズとして単に迷惑がられるだけの情報の在り様も考えられる。

情報はテッド・ターナーがいみじくも示唆するように、人間にとって一つの道具、インパクトの大きい道具の一つなのである。

ところで、今日喧伝される「情報化」は、情報過程 情報の収集・作成、管理・蓄

積、処理・提供の過程の高度化、換言すれば、システム化、コンピュータ化を主要な側面とする高度化といえるのである。すなわち、多彩な可能性をわれわれの社会にもたらず「情報技術」の革新を基盤とし、情報の機能を多様化し、21世紀に向けて高次のレベルへと高めるものである。

市民や自治体の立場で情報化を考えれば、情報化は地域社会の活性化、あるいは、「豊かな社会」を土台に情報の自由で豊かな流れの中で形成される広い意味での福祉社会を創るのに寄与する一つの技術的な力となるべきものであろう。そこでこのレポートは、新しい地域社会形成の道具としての情報なり、情報技術のもつ可能性やインパクト、その制御の条件を検討したものである。

2. 情報新時代の位相

情報や情報技術のもつ可能性やインパクトという場合、それは、情報や情報技術の今日的意味あい、それらが置かれている状況が示唆する意味あいにおいてである。

現代は、情報が単に「知らせ」のみを意味する時代ではない。情報は社会に内在的な一つの必需品である。多様な各種の情報なしには、市民は生活を営むことができないし、組織体の活動は成り立たない。

「情報に対する社会的必要が構造化された社会」という意味で、現代社会は「情報社会」なのである。その中で、市民や組織体は、必要とする知りたい情報に接近し、それを入手できる様々なチャンネルを確保

し、それぞれの領域で双方向の情報の豊かな流れを実現して、参加と分権の社会システムを構築することを求めている。情報化時代はその意味で、「情報公開・情報提供」の時代を内包し、「情報公開・情報提供」は情報化社会のいわば原点ともいうべきものである。

しかしながら、情報化社会の新しい段階、すなわち、21世紀に到来するといわれる「高度情報化社会」を展望するものとしての「情報」は、「知らせ」や「知識」を意味するだけではない。「高度情報化社会」という文脈の中で、それは「サービス」をも含意することになる。というのは、「情報化」はサービスの情報化、または各種サービスと不可分な情報サービス、換言すれば、情報処理と通信の融合という新しい情報技術、情報機器を媒介する双方向の各種のサービスを展望するからである。そして、情報は「産業」に冠せられる一つのキーワードとなることで、さらに豊かな意味あいをもってくる。高度情報化社会は「高度サービス社会」を内包しているし、また、そうでなければ意味がないともいえよう。

ここで、いわゆる「情報化の波」をそれぞれの段階においてラフスケッチしてみよう。企業体や行政体など組織体が情報処理などの場面にコンピュータを導入する等、個々の情報過程の高度化の波、組織体が情報処理などを組織的に位置づけ、比喩的にいえば、組織体が情報処理機構化する波、情報技術、情報機器の新しい展開で、それらをとおして新しいサービスが創出される、サービスの情報化の波、こうした情報化が地域社会や国際社会へ、インフラ

トラクチュアとしても、システムとしても浸透し、ネットワークを形成する波（地域化・国際化の波）このネットワークによって、生活の在り方や都市の構造、社会の構造を変革する波。情報化の波は、こうした五つの段階として考えることができる。情報化は今、の段階から、の段階への移行期にあるといえよう。

そこで、このレポートは、情報新時代を情報公開・情報提供を基礎とし、サービスの情報化、ネットワーク化が展開する、または、すべき時代だと考えている。

3. サービス化と地域化

情報新時代の位相を以上のような展望の中で解して、「情報化」の意味を少しふえんすれば、サービスの情報化の大きな特質は、国際化をひとまず捨象すれば、情報の地域化、サービスの地域化を含意する地域化であろう。

今、ニューメディアの時代がいわれている。ニューメディアの中で、都市型CATVとキャプテンシステムをみてみよう。この二つのメディアは、狭義の情報サービスとしての地域情報、専門情報の提供や情報百科のメディアとして思考されるとともに、双方向のコミュニケーション・メディアや生活の利便のためのメディアとして想定される。すでに述べたサービスの情報化を実現するメディアなのである。そして、そのサービス、ニュー・サービスは、例えば、保健・医療に関する在宅相談サービス、セキュリティ・サービス、ホームショッピング・サービスなどに代表される。このことが示唆するように、ニューサービスは家庭

なり、地域社会なりに連結する地域情報ネットワークシステムなしには実現しないものである。サービスの情報化は、情報システムの地域化として現われざるをえない。

そして、この地域化が切り拓く地平に、例えば、ホームショッピングやホームバンキングが直接、間接に物流機構や店舗配置に影響を与え、ひいては都市の構造や社会の構造を変革する。こういう展開で高度情報化社会への途をみることができよう。

こうしたことから、情報や情報技術の可能性やインパクト、その制御の条件を検討することは、それ自体、一面では、市民や自治体の立場での情報アセスメントともいえるべき作業となる。すなわち、情報化が情報民主主義と自由で豊かな情報の流れの拡充や住民福祉の充実に寄与することになるのか、ならないのかということである。特に、技術主導型の危惧がないでもない高度情報化社会論が多いということから、このレポートでは、情報民主主義と高度情報化社会のテーマに留意している。もう一つの面がサービス化、地域化の問題に関連することはいうまでもない。すなわち、情報化の進展にあわせて新しい情報機器による各分野の行政施策の効率的な、より高次の展開をはかり、地域のネットワークとしての行政サービス・システムをいかに構築していくかというテーマである。それはこのレポートで「社会情報システム」と呼んだ、組織体が外部と結ぶサービス 狭義の情報サービスも含む のネットワーク、すなわち、地域社会の新しいコミュニケーション・システムや新しい生活利便のためのシステム、さらには新しい産業システムについ

て検討することである。こうした検討が21世紀に向けてのまちづくり、都市づくり、くにづくりを基底に置くことはいうまでもない。

4. 地域の課題

「情報化社会」の展望を地域社会との関わりの中でひとまず論じてきた。

しかしながら、市民や自治体の立場で情報化社会を考えることは、地域社会にとって情報化社会とは何かと問うことと同義である。そして、それは市民や自治体にとって現に何が課題か、21世紀にかけて何が課題となるかを問うことを抜きにしてはありえない。こうした問いをはなれては、情報化の将来像は語れない。また、さらにいえば、現代社会そのものが、情報化のトレンドとともに、定住化、高齢化、多元化、地方化、国際化等のトレンドを内包し、こうしたトレンドが集まって流れる一つの過渡期の様相をもっている。国民国家、市場原理、科学技術を基本原理とする近代工業文明が生みだした諸問題の克服もまた、地域社会—自治体、すなわち「地方」の中においてこそ、さまざまな解が求められる時代である。こうして、このレポートは情報や情報技術の可能性 正のインパクトを地域の課題との関連の中で、すなわち、情報化のトレンドとその他のトレンドの重ね合せの中での検討に留意している。

5. 総合情報政策と五つの提言

以上のように、情報化と地域の課題を結びつけることは、とりもなおさず、自治体の情報政策を考えることである。ここでいう「地域」とは、地域社会神奈川のことで

ある。情報政策のあり方、枠組を考えるにあたり、初めに、情報化社会の進展(第一章)を概括し、地域社会神奈川の情報化の動向(第二章)を地域社会を構成する、すなわち、産業、行政、生活分野の三分野で検討した。産業分野では東急電鉄と横浜銀行のニューメディア担当者、行政分野では神奈川県各情報システムの担当者に情報化の動向と当該システムについて概況を聞いた。また、生活分野では、主婦と団体代表を対象に、情報・知識の入手、情報・意見の伝達、情報の交流という情報行動とその環境について「情報環境調査」を実施した。

これら市民にとっての情報環境の検討にあわせて、つぎに、地域社会の課題と情報化の役割、ニューメディアの普及予測など情報化の課題と展望(第三章)を概括した。

以上の検討の中から自治体の情報政策として、一方で、情報公開の精神を原点として、地域に自由で豊かな情報の流れをどう確保するか、他方、新しい技術をどう住民福祉に結びつけていくか、という枠組が浮び上がる。自治体の情報政策も情報化の進展、21世紀への展望の中でかわらざるを得ない。事実、自治体の情報政策は、広報広聴の第一段階、情報公開・情報提供の第二段階、そして社会情報システム段階ともいうべき、サービスの情報化を内包する第三段階へと移りつつあり、それ自体多層構造、多極構造をもつようになってきている。そこでこのレポートでは、さらに、自治体の情報政策の新しい展開として、総合情報政策を構想し、その枠組、性格など(第

四章)を検討し、そのための条件整備について提言している。すなわち、第一に、自治体の総合情報政策の確立、推進を提言した。

情報の整備、社会情報システムの具体的な展開、影対策、情報基盤の整備など、それらを実現するに当たって、どうしても欠かせないものの一つが、情報政策の基本理念、市民と自治体が共有する理念である。そこで・第二に情報民主主義憲章の制定を提言した。

また、自治体の情報政策をいう場合、情報政策の分権化がその前提としてなくてはならない。新しい情報政策がニューメディアにかかわるとすれば、特に地域メディアとしての都市型CATVについては自治体の関与がこれまで以上に拡充される必要がある。そのため、神奈川県と姉妹州の一つ米国メリーランド州のプリンスジョージカウンティにおけるCATV条例を紹介するとともに、第三に、CATV条例の制定を提言した。

さらに、情報政策の分権化は、その基礎を地域社会の中に置かれねばならない。地方政府としての自治体は、地域社会の過去、現在、未来を明らかにするとともに、地域社会の実体化を情報面で支援する必要がある。そのための方策として、第四に市民と自治体の共同作品となる情報センターとして神奈川総合情報センターの創設を提言した。そして、最後にこれらの提言を含めて、総合情報政策を自治体の中で展開するための組織的条件整備として、情報政策課の設置を提言している。

第1章 情報化社会の進展

第1節 情報化社会から高度情報化社会へ

現代の社会は情報化社会である。情報化社会はいろいろな形で論じられているが、その端初は1960年代の未来論の中にあつたといつてよい。60年代、各種の情報の飛躍的増大、例えばマスコミ情報や研究論文といったものの増大の中で、工業生産において生み出される商品とは性格を異にする商品、すなわち、「情報」や「知識」に着目して、それらがいろいろな意味で重要となり、情報産業あるいは知識産業と呼ばれるものが社会の中で新しい役割を果たすだろうという形で、文明論的な観点を入れて論じられるようになった。梅棹忠夫、F・マッハルプ、さらにはダニエル・ベルにみられるのは、やや概括的にいえば技術革新と政策の根幹としての「理論的知識」が社会にとっての中心的役割を果たすというものである。

例えば、F・マッハルプが「知識産業」を(1)教育、(2)研究と開発、(3)コミュニケーションのメディア、(4)情報機械、(5)情報サービスと区分したように、必ずしもそれはコンピュータ技術・通信技術の十全な発達をみていない段階の論であることによって制約をまねがれなかった。しかし、70年代、80年代を通してコンピュータ技術の具体的な展開によって、新しい情報化論の展開の基礎ができたといつてよい。その中で「知識社会論」は、表1-1-1のように展開されているが、その過程で日本において「情報化社会」という言葉が生まれ世界へと飛びつたのである。

新しい情報化論の展開は、第一に、新しい

技術すなわち、光ファイバー、マイクロコンピュータ、コンピュータネットワーク技術、LSI、宇宙開発などの発達によって、情報化社会は「コンピュータ社会」、「エレクトロニクス社会」、「ネットワーク社会」、「ニューメディア社会」、などといわれる新しい段階高度情報化社会の段階にきている。第二に、「情報化社会論」が毎日、マスコミの話題にのるように、社会的な広がりの中で論じられるようになった。第三に、情報化社会論が単に未来論、社会論だけの問題としてではなく、通産省の「ニューメディア・コミュニティ構想」、郵政省の「未来型コミュニケーション都市構想(テレピア構想)」などにみられるように具体的な政策として展開されるようになった。第四に、ジョージ・オーウエルの「1984年」管理社会論にもからみ、情報化社会の「光と影」の問題意識が導入され、必ずしもバラ色の未来論にとどまらない状況になっていることである。

こうしたことから、新しい情報化社会論の問題の射程の中で、現実の情報化社会の諸相を検討する必要なり、それらを前提として自治体もまた、高度情報化社会の像を把握し、21世紀に向けての情報政策について検討し、展開する必要がでてきている。これらのことについては第2章以降で展開することとして、ここでは、現代の情報化社会の様相と、21世紀には到来するであろうといわれる高度情報化社会の特質と思われるものについていくつか上げてみることにする。

表 1 - 1 - 1 情報化社会関係年表

	1950	1960	1970	1980	
著作	('48) 情報理論 (シャノン) ('49) 人間機械論 (N・ウィナー)	知識産業論 ('62) 知識の生産と分配 (P・マツハルブ) ('63) 情報産業論 (梅棹忠夫) 文明後社会論 ('64) 20世紀の意味—偉大な転換 (K・E・ボールドディング) ('64) 人間拡張の原理—メディアの理解 (M・マクルーハン) コンピュータ文明論 ('66) コンピュータ文明とは何か (B・セリグマン) ('67) 紀元2000年—33年後の世界 (H・カーン, A・ウィナー) ('67) コンピュータがつくる新時代 (増田米三)	('66) コンピュータ文明とは何か (B・セリグマン) ('67) 紀元2000年—33年後の世界 (H・カーン, A・ウィナー) ('67) コンピュータがつくる新時代 (増田米三)	('66) コンピュータ文明とは何か (B・セリグマン) ('67) 紀元2000年—33年後の世界 (H・カーン, A・ウィナー) ('67) コンピュータがつくる新時代 (増田米三)	
技術	電話機発明 (ベル) 無線電機発明 (マルコーニ) 電子管の発明 (トムソン) ラジオ放送実験 (フエゼン) テレビ放送開始 (フエゼン) 最初の電子計算機ENIAC完成 蓄積プログラム方式の発明 (EDVAC) (アイマン) トランジスタの発明 (ベル研究所)	スプーリトニク1号打上げ ICの発明 レーザ出現 集積回路の発明 パイボラIC 通信衛星テラステル1号打上げ	最初のマイコンの完成 Nのイ代 Vの光の時 Sの型1 Lの型1 最初の果 最バ果L	('76) 情報経済学入門 (M・ボラト) ('77) 不確実性の時代 (J・ガルブレイス) 第3の波 ('80) 第3の波 (A・トフラー) ('82) メガトレンド (ジョン・ネイスビッツ) ネットワーキング (J・リッパナック ('82) J・スタンプス) 高度情報社会は人間をどう変えるか (増田米三, 正村公宏) ('84)	
その他	11111111 88888999 37999006 06667006 年代	1 9 5 7	1 9 5 9 1 1 9 6 6 0 1 2	第1次CATVブーム 1 9 6 9 0 1	第2次CATVブーム ('83) 東京大学公開講座「情報化と社会」 ('70) 東京大学公開講座「情報」

第2節 情報化社会の様相

1. 情報量の増大

社会にどれほどの情報が流通しているのかは、情報化の大きな要素といえる。

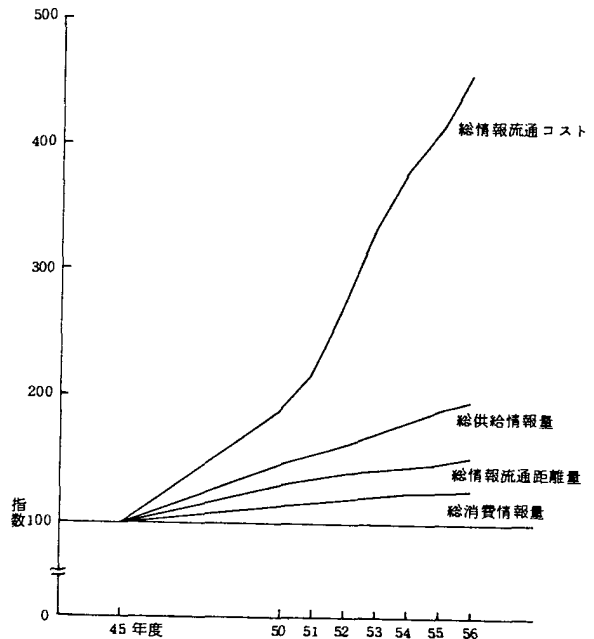
情報流通量の総体的計量化とメディア間の相関関係を明らかにするために郵政省が毎年実施している「情報流通センサス」調査によると、昭和56年度における総供給情報量（供給側が受信側に対し、消費可能な状態で提供した情報総量）は45年度の約1.9倍となっており、また、総消費情報量（総供給情報量のうち実際に消費した情報総量）は45年度の約1.3倍である。

このように供給・消費ともに増大し、情報流通は年々活発になってきている。

しかし、情報消費率（総消費情報量 / 総供給情報量）は年々減少しており、昭和56年度は7.2%となっている。供給される情報のうち90%以上が消費さえずに流されるだけに終わっている。

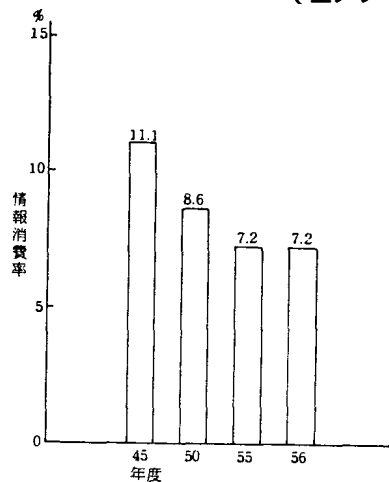
この情報過多の状況は、キャプテンやCATVなどのニューメディアが普及することによりますます進むと思われるが、受信側から見ると多くの情報の中から必要な情報を自由に選択できる情報選択の時代であるともいえる。

図1-2-1 情報流通量の推移
(昭和45年度 = 100)



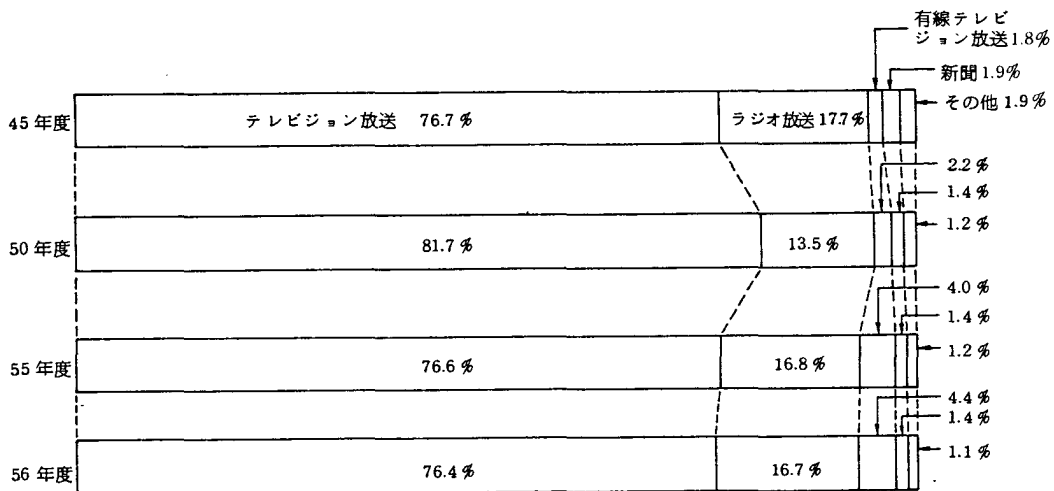
出典 昭和58年度通信白書

図1-2-2 情報消費率の推移
(全メディア)



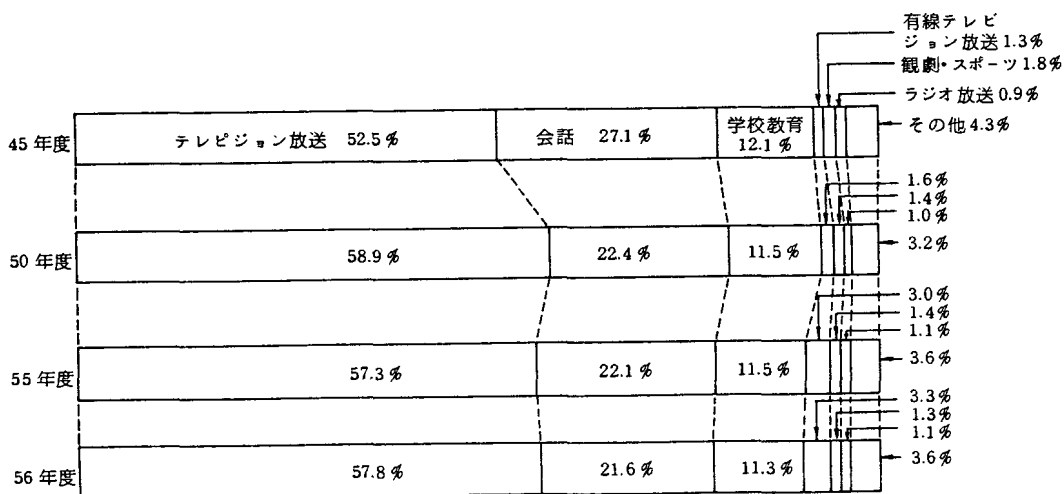
出典 図1-2-1に同じ

図1-2-3 供給情報量に占める各メディアの割合の推移



出典 図1-2-1と同じ

図1-2-4 消費情報量に占める各メディアの割合の推移



出典 図1-2-1と同じ

2. 情報ニーズの高まり

人々の生活空間、行動範囲の拡大と社会機構の複雑化等とともに、いろいろな場面で情報をもとに判断し、はじめてより効率的に行動できる社会の仕組みが形成されてきている。

安定成長期に入り企業活動では、経済のソフト化、サービス化、技術革新、国際化、などの進展する中で、よりきめ細かい、より広範囲な、より高度な形での経営情報、技術情報、海外情報、消費者情報が求められる。個人や地域においては「生活の質」が問われる時代となり、自己実現やアメニティに対する関心が高まる中で、各種文化情報、健康情報、居住環境情報、消費生活情報など生活や活動のあらゆる場面で情報が求められるようになった。また、行政においても多様化、個別化した住民ニーズへの対応と住民サービスの向上のため、より多くの住民情報や地域情報を入手することが必要とされてきている。

このような情報ニーズの高まりへの対応の一つとして、データベースやカルチャースクールに代表される情報の商品化が進んでおり、この傾向は今後ますます強まるものと思われる。一方、行政も行政情報への社会のニーズに対応し、情報公開・情報提供という形で情報供給者としての役割を大きくしている。

3. コンピュータの普及

最近のF A化、O A化にみられる産業の情報化は、コンピュータの普及と利用技術の高度化がその中心であるといえる。

コンピュータは企業や自治体など社会の

いたるところで使用されており、経営の合理化や行政の効率化に大きな役割を果たしている。

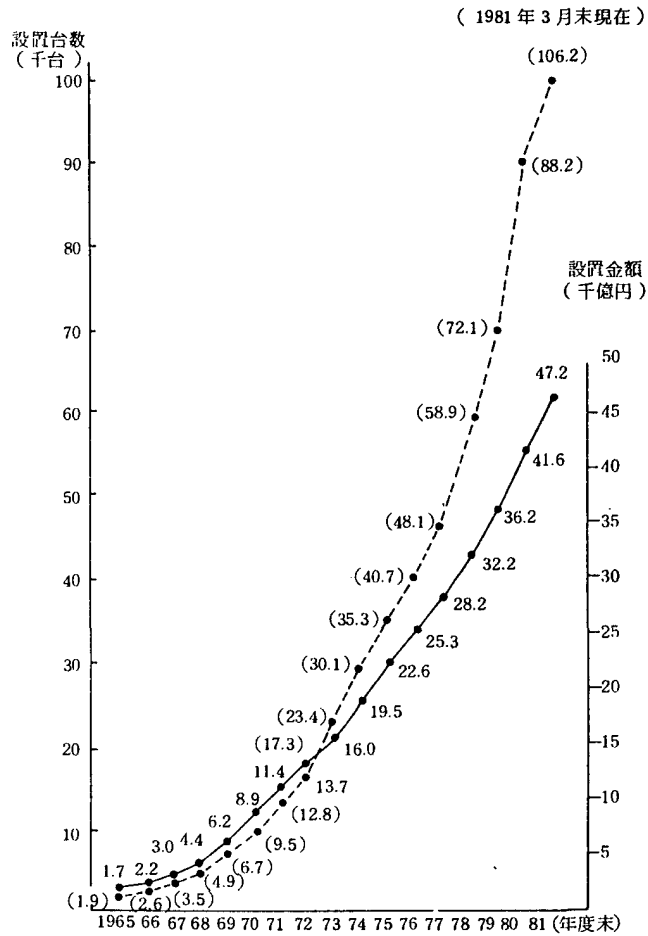
通産省の「電子計算機納入下取調査」によると、1982年6月末現在の汎用コンピュータの実動台数は全国で110,388セットであり、地域別にみると東京(36,238セット)、大阪(16,547セット)、愛知(6,695セット)に次ぎ、神奈川は4,162セットであり全体の3.8%となっている。設置金額でみると東京(1兆9,125億円)、大阪(6,120億円)に次ぎ神奈川は4,018億円で全体の8.3%である。

コンピュータの運用形態は、1960年代では大量・一括処理の集中バッチ方式が中心であったが、1970年代からは国鉄の「みどりの窓口」や銀行のキャッシュカードに代表されるようなオンライン処理が本格的に行なわれるようになり、今後はV A N、L A Nなどによりコンピュータの利用技術はますます高度化していくものと思われる。

また日本電子工業振興協会の「パーソナルコンピュータに関する調査報告書」によると、昭和58年度のパーソナルコンピュータの総出荷台数は1,141,079台(うち輸出は256,112台)であり、59年度から62年度までの総出荷台数の予測は11,290,000台(うち輸出は2,739,000台)となっており、今後急速な普及が予想される。

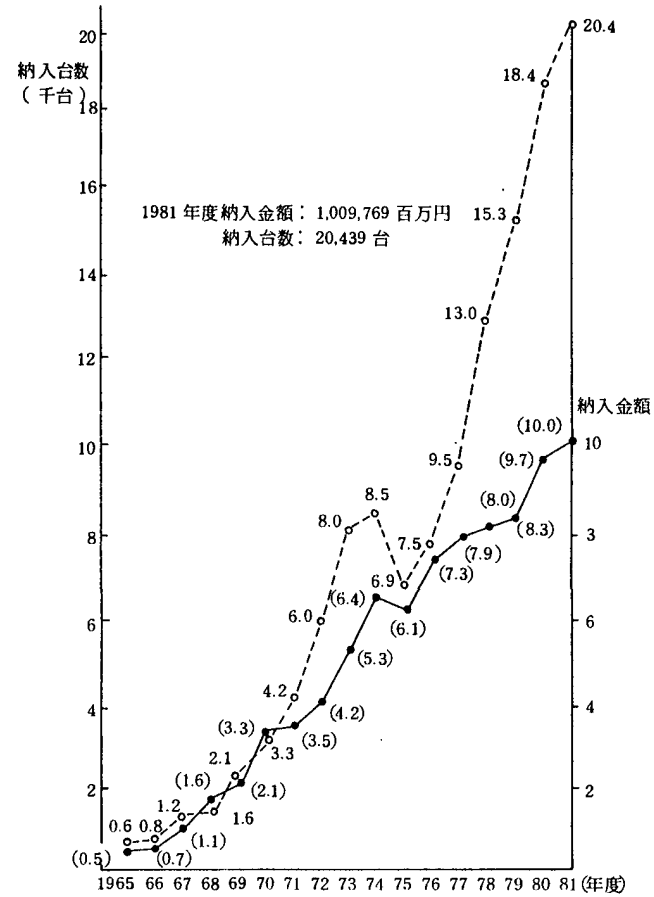
このようなコンピュータの普及とその技術の発展にささえられた情報過程の高度化は、情報化の原動力といってよいであろう。

図1-2-5 汎用コンピューター設置状況の推移



出典 通商産業省「納入下取調査」

図1-2-6 汎用コンピューター納入状況の推移



出典 図1-2-5に同じ

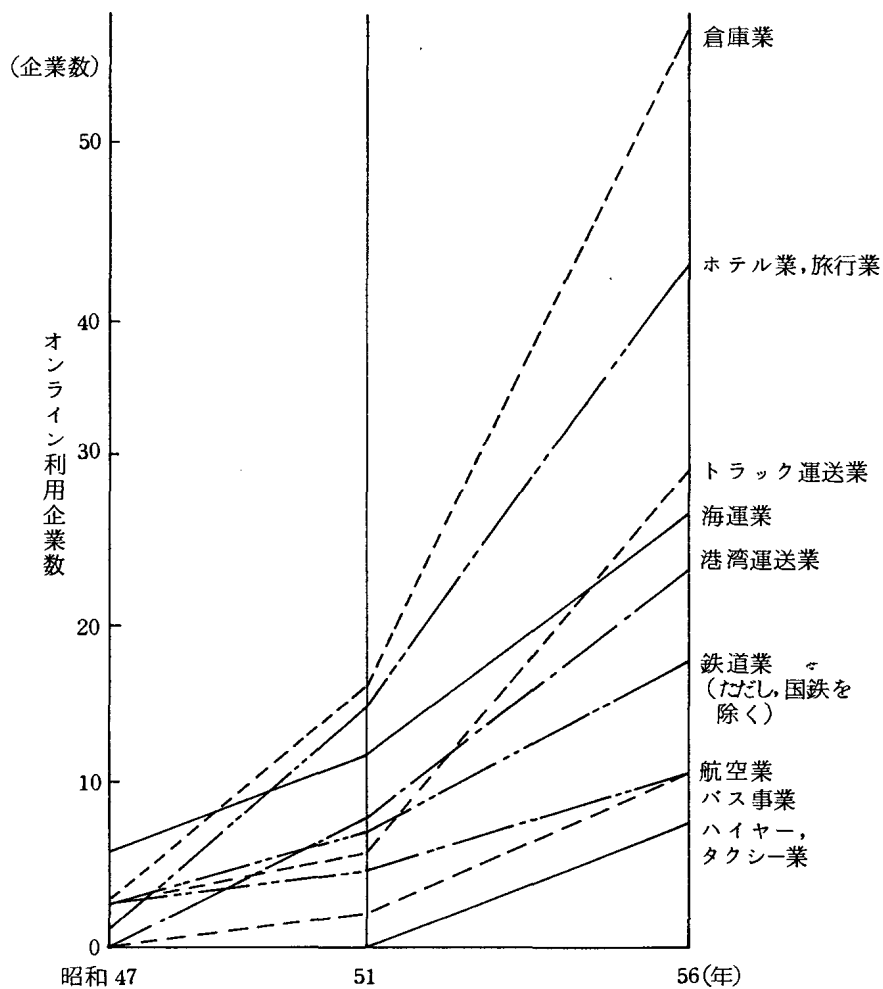
表1 - 2 - 7 地域別汎用電子計算機実働状況(1982年6月末現在)

(単位:百万円)

コード番号	地域別	項目	セット数	金額	
01	北海道	北	3,899	114,972	
02		青森	679	14,571	
03		岩手	544	15,278	
04		宮城	1,728	59,817	
05		秋田	541	15,997	
06	山形	山	660	16,958	
07		福島	689	20,125	
08		茨城	1,002	116,080	
09		栃木	905	33,523	
10	群馬	群	939	34,086	
11		埼玉県	埼	2,370	85,761
12			千	1,730	73,340
13	東		36,238	1,912,496	
14	神奈川		4,162	401,804	
15	新潟		1,483	39,809	
16	富山	富	774	27,793	
17		石川	965	25,132	
18		福井	498	11,320	
19		山梨	374	8,848	
20		長野	1,181	42,203	
21	岐阜	岐	1,081	33,177	
22		静岡	2,241	85,056	
23		愛知	6,695	278,074	
24		三重	661	23,760	
25		滋賀	575	29,660	
26	東京都	京	2,135	73,885	
27		大阪	16,547	612,042	
28		兵庫	2,648	128,931	
29		奈良	354	7,073	
30		和歌山	485	15,168	
31	鳥取	鳥	227	5,383	
32		島根	243	8,373	
33		岡山	1,010	36,064	
34		広島	2,942	104,338	
35		山口	757	25,004	
36	徳島	徳	307	7,559	
37		香川	1,016	24,686	
38		愛媛	762	21,977	
39		高知	314	9,155	
40		福岡	3,947	129,140	
41	佐賀	佐	346	9,756	
42		長崎	655	15,200	
43		熊本	601	21,958	
44		大分	615	15,275	
45		宮崎	391	8,751	
46	鹿児島	鹿	671	17,661	
47		沖縄	510	11,318	
48	不明		291	9,027	
合計			110,388	4,837,364	

出典 通商産業省「納入下取調査」

図1-2-8 オンライン利用企業数の推移
(ただし、自社導入企業のみ)



出典 運輸経済研究センター「1980年代の運輸情報システムに関する調査報告書」

表1 - 2 - 9 パーソナルコンピュータの年度別出荷実績・予測

(単位：台数・台、金額・百万円)

年度	総 出 荷				う ち 輸 出		
	実 績		予 測		実 績		予 測
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	台 数	金 額
53	9,976	5,979			833		
54	46,402	15,949			10,035		
55	110,610	33,697			16,836		
56	282,759	107,019			53,425		
57	762,166	231,352			79,115		
58	1,141,079	341,602	1,264,000	319,575	256,112	240,000	66,930
59			1,837,000	419,067		405,000	100,592
60			2,466,000	522,707		571,000	132,915
61			3,175,000	601,877		759,000	166,147
62			3,812,000	770,900		1,004,000	210,334

用途別国内市場予測（本体台数）

▶(予測)

	57年度	58年度 構成比	59年度 構成比	60年度 構成比	61年度 構成比	62年度 構成比
事 務 用		40	42	42	42	42
科学技術・計測制御用		13	13	13	12	12
教育・趣味・家庭用		47	45	45	46	46
合 計（国内）		100%	100%	100%	100%	100%

(注) 1 価格ランク区分は、本体の標準価格とした。

(注) 2 MSX仕様およびポータブルタイプを含む。
ただし、ポケットコンピュータ、ゲームコンピュータは含んでいない。

(注) 3 57年度の実績は、国内の統計参画メーカー17社の合計であるが、58年度以降の予測はその他、内外メーカーの国内出荷分も想定のうちプラス(+)して市場現状を算出した。

(注) 4 年度別予測は、台数・金額・対前年比をそれぞれ算出したが、用途別市場予測は国内に限定し、予測値は年度別の構成比(%)で算出した。(予測時点：58年11月)

(注) 5 58年度(58年4月～59年3月)の実績は、国内の統計参画メーカー19社の合計である。
(MSX仕様も含む)

出典 (社) 日本電子工業振興協会「パーソナルコンピュータに関する調査報告書」

4.情報産業の成長

社会の情報化を技術面から支え、情報化社会を推進するのは情報産業である。

科学技術白書(昭和58年度版)によると、我が国では情報装備率(100人当たり電話機数、100人当たりテレビ台数及び1万人当たりコンピュータ台数)の伸びが極めて高く、特に情報化はコンピュータ通信機器等情報機器の普及を中心として進展していることが我が国の特色となっている。

すなわち、コンピュータ機器・システムを提供するコンピュータ産業と、コンピュータを活用して各種サービスを提供するソフトウェア業・情報処理サービス業・

情報提供サービス業などの情報処理産業が中核となり、情報産業が成立し、成長してきている。

1982年でのコンピュータ産業の生産高は1兆7,333億円、情報処理産業の生産高は9,119億円であり、1977年からの5年間で各2.4倍と2.2倍に伸びている。さらに集積回路産業を含めると同じく5年間で2.6倍近くになっており、これら産業の成長は情報化社会を特徴付けるものといえる。

情報産業については、第2章第2節において新たに定義、分類をした上で、神奈川における情報産業の動向をみとめることにする。

(注2)

表1-2-10 各国の情報化指数

国名・年次	要素	情報量	情報装備率	通信主体準	情報係数	情報化指数
日本	1965	100	100	100	100	100
	1970	116	219	129	104	142
	1975	123	728	147	107	276
	1980	131	1,846 (660)	153	121	563 (266)
米国	1965	154	477	195	161	247
	1970	226	856	256	164	376
	1975	196	982	307	164	412
	1980	211	(856)	304	168	(386)
イギリス	1965	129	150	74	125	120
	1970	140	345	103	132	180
	1975	142	454	122	132	213
	1980	167	(500)	131	146	(236)
西ドイツ	1965	106	143	72	104	106
	1970	140	325	85	114	166
	1975	142	562	126	121	238
	1980	192	(534)	138	132	(249)
フランス	1965	96	113	95	146	113
	1970	102	267	122	157	162
	1975	141	487	143	164	234
	1980	187	(605)	150	150	(288)

(注)1 情報化指数の考え方は、(財)電気通信総合研究所による。

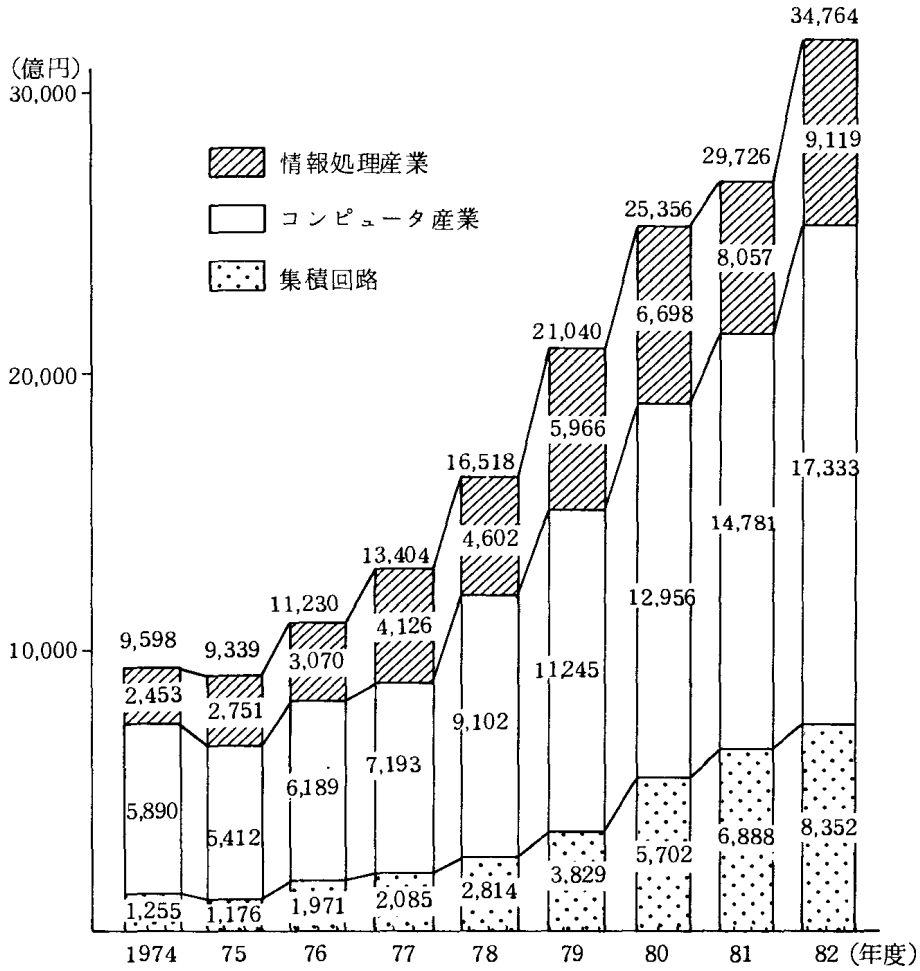
(注)2 1980年の情報装備率の()内の値には、コンピュータ台数の中にスモールビジネスコン

出典 科学技術庁「科学技術白書」昭和58年度版

ピュータ等が含まれていない。

(注)3 1965年の日本の実数を100として指標化した。

図1-2-11 情報産業の生産高



出典 通商産業省「特定サービス実態調査」、「生産動態統計」

(注1)

情報流通センサス調査対象メディア

メディアグループ	項目	メディア
電気通信系	電話	公 社 電 話 公 社 移 動 電 話 自 営 電 話 自 営 移 動 電 話 有 線 放 送 電 話
	電 報	公 社 電 報
	電 信	加 入 電 話 自 営 電 信
	データ通信	公 社 データ通信 自 営 データ通信 私 設 データ通信
	ファクシミリ	加 入 フ ァ ク シ ミ リ 自 営 フ ァ ク シ ミ リ
	ラ ジ オ	ラ ジ オ 伝 送 * ラ ジ オ 放 送 * 有 線 ラ ジ オ 放 送
	テ レ ビ	テ レ ビ 伝 送 * テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 * 有 線 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送
輸送系	郵 便	は が き ⑲ 手 紙 ⑳ * D M (ダイレクトメール)
	印 刷	㉑ * 新 聞 ㉒ * 書 籍 ㉓ * 雑 誌 ㉔ * 広 告 印 刷 物 (チラシ等)
	複 写	㉕ 手 交 文 書
	録 音	㉖ * レ コ ー ド ・ テ ー プ
	空 間 系	㉗ 対 話 会 話 ㉘ 教 育 * 学 校 教 育 * 社 会 教 育 ㉙ 鑑 賞 * 映 画 * 観 劇 ・ ス ポ ー ツ * 屋 外 広 告 物

(注) * 印はマス・メディア

(注2) 情報量 (1人当たり郵便差出通数, 1人当たり電話通話回数, 100人当たり1日新聞発行部数, 1万人当たり年間書籍発行点数及び1km²当たり人口密度), 情報装備率 (100人当たり電話機数, 100人当たりテレ

ビ台数および1万人当たりコンピュータ台数), 通信主体水準 (第3次産業就業人口割合, 100人当たり大学在学者数) 及び情報化係数 (個人消費支出中の雑費の比率)

第3節 高度情報化社会の特質

1. サービスの情報化

情報化の進展に伴い、情報が単に、「ことからの知らせや知識」としてではなく、物質やエネルギーと同じような「社会の資源・財」として認識されるようになってきた。さらに市民の社会生活のための各種サービスでは、当該サービスのための情報サービスという部分がますます重要になってきている。

情報化とは情報の収集、蓄積、処理、提供といった情報過程の高度化が基本であり、高度情報化社会は情報機器の普及や情報システムのネットワークを基盤として考えられることから、社会サービスにおいても情報化がインパクトとなり、大きな変化をもたらすものと思われる。

例えば、ホームショッピング、ホームバンキング、ホームセキュリティ、テレメータリング、テレコントロール、在宅勤務、在宅診療、在宅予約サービスなど生活利便や安全のためのサービスは、テレビ、電話、コンピュータあるいはニューメディアといった情報通信技術の進歩によって実現可能になっている。

「情報化論」でいう「情報」を情報機器を媒体として提供されるサービスとして考えるとき、高度情報化社会における情報の持つ意味と高度情報化社会の本質を容易にとらえることができる。

つまり、高度情報化社会とはサービスの情報化の時代であるともいえるのである。

2. ニューメディアの普及

従来のマスコミュニケーション系メディアの特徴は、その扱う情報が画一的、一般的であり、使用形態も利用者参加型ではなくその意味では送り手主導型といえる。一方、パーソナルコミュニケーション系メディアは、専門的、個別的な情報を扱うがその伝達範囲は狭く、利用対象も限られている。これらの欠点を補う新しいコミュニケーションの手段、あるいは情報やサービス提供の媒体として様々なニューメディアが期待されている。

高度情報化社会においては、ニューメディアの普及により、必要な情報を必要なときに、必要なだけ入手できるような新しい情報サービスの形態が創り出されるであろう。また、双方向性機能を使用することにより、利用者のメディアへの参加機会が増えることが予想される。

神奈川県下では昭和59年11月からキャプテンシステムの実用化が始まろうとしており、都市型CATVもいくつか計画されている。また、電電公社によるINS(高度情報通信システム)の整備につれて、社会システムにおいてもニューメディアの利用は拡大するものと思われる。

ニューメディアの展開や可能性について、第3章第3節で詳しく検討していく。

表1-3-1 ニューメディアの実用普及見通し

		1980(昭和55) 以前を含む	81	82	83	84	1985(60)	86	87	88	89	1990(65)	～	2000(75)		
無 線 系	音声多重放送	<ul style="list-style-type: none"> 78年実験放送開始(9) NHK方式完成 		<ul style="list-style-type: none"> 本放送開始(12) 		<ul style="list-style-type: none"> パターン方式開始(10) BS-2(NHK 2チャンネル)(2) 技術基準答申 BS-2で実験 BS-2にて実用実験 BS-2にて実験 	<ul style="list-style-type: none"> コード方式 		<ul style="list-style-type: none"> 実用化予定 		<ul style="list-style-type: none"> BS-3(3チャンネル)(2) BS-3実属の可能性 					
	文字多重放送															
	衛星放送															
	ファクシミリ放送															
	PCM音楽放送															
	高品位テレビ															
	静止画放送															
	通信衛星														<ul style="list-style-type: none"> CS-2打ち上げ(2) 	<ul style="list-style-type: none"> CS-3打ち上げ
有 線 系	CATV	<ul style="list-style-type: none"> 79年第I期受験・第II期実験(2,000端末) 			<ul style="list-style-type: none"> テレビ会議 	<ul style="list-style-type: none"> 関東地区実用化(11) 武蔵野・三鷹実験開始(秋) 		<ul style="list-style-type: none"> 都市型CATV本格化 	<ul style="list-style-type: none"> 筑波科学万博実用へ 				<ul style="list-style-type: none"> 完成めざす 			
	キャプテンシステム															
	INS															
	VRS													<ul style="list-style-type: none"> ミニファックス開始 	<ul style="list-style-type: none"> 85年以降映像サービス強化 	
	ファクシミリ															
	データ・ベースサービス													<ul style="list-style-type: none"> 世界で公開されているデータ・ベース数1,409システム(文献654システム、ファクト755システム) 	<ul style="list-style-type: none"> 84～86年まで実験延長 	
	Hi-OVIS													<ul style="list-style-type: none"> 78年実験開始(170端末) 	<ul style="list-style-type: none"> 流通VAN 	
	VAN													<ul style="list-style-type: none"> 都銀オンラインシステムなど 	<ul style="list-style-type: none"> 82.3月末9,120システム(うち有線音楽放送689システム) 	
有線放送																
パ ッ ケ ー ジ ン 系	ホームVTR	<ul style="list-style-type: none"> 76年国内15万台販売・81年普及率10%突破・83年普及率27%(国内出荷380万台、累計1,000万台強) 														
	ビデオ・ディスク(VD)														<ul style="list-style-type: none"> CED、光学方式発売 	<ul style="list-style-type: none"> VHD発売
	DAD														<ul style="list-style-type: none"> CD発売(秋) 	
	(郵便)														<ul style="list-style-type: none"> 電子郵便実験サービス 	

3 . 情報システムへの依存

高度情報化社会では、ニューメディアの利用や、コンピュータと通信技術の結合による様々な情報システムが出現するものと思われる。

それらは、ホームバンキング、ホームショッピング、ホームセキュリティシステムなどのように地域や家庭をも組み入れた形でネットワーク化され、各家庭においても多様な情報の入手や情報サービスの提供を受けることができるようになるであろう。また地域メディアとしての特徴をもつ都市型CATVと通信衛星の結合からも想像されるように、各地域のネットワークは全国的な大規模ネットワークとつながる可能性をもっているのである。

社会システムは 情報系システム(医療、

保健、教育等の各情報システム)、 資源・エネルギー系システム(廃棄物、廃熱処理再利用システム、地域冷暖房、地域発電等の各システム)、 交通・物流系システム(域内、域圏交通、配送収集等の各システム)に大別でき、それらが社会の諸活動を背後から支えているのである。それぞれの社会システムは、情報を扱う情報部門を必ず持っておりより効率的、経済的で便利なシステムを構築するためには情報部門が重要な役割を担っている。各システムは、その中に情報システムを組み込むことで機能を高度化してゆくのである。

これらのことを考え合わせると、社会システム全体が情報システム化して、社会全体が情報システムへの依存度を増してゆくことが高度情報化社会の特徴といえる。

第2章 地域社会神奈川の情報化の動向

第1節 市民にとっての情報環境

社会は多くの情報・メディア・情報システムを含み、その集積空間として成立しているといえる。

このように情報化社会を情報空間としてとらえたとき、従来の地理的空間における物的環境に対応するものとして情報環境という概念が必要になってくる。

情報基盤をメディア、情報システムなど情報を利用するためのハード及びソフトという広範囲なものとした上で、情報や情報基盤など社会環境の情報にかかわる部分を情報環境と考え、市民や企業や行政の場合、特に市民にとって情報の発信、情報の交流がどうなっているかという視点で情報環境を検討することにした。

今後、コンピュータ、ニューメディアといった情報通信技術の発達など、情報化の進展に伴い、市民にとっての情報環境は大きく変化してゆくものと思われる。一方で、情報化と並行して生じている高齢化、定住

化、多元化などの社会構造の変化がもたらす諸問題に対しては、情報環境の整備、改善がその有効な解決手段になるものと期待される。

神奈川という地域社会の情報環境を、生活者としての市民の視点からとらえる、すなわち、情報化に伴う社会環境の変化に対し、市民の視点で評価することが、技術的可能性だけに片よらない高度情報化社会をつくり出すための基本となり、行政と高度情報化社会との関わり方の本質もその点にあると考える。

第2節以降では、我が国の情報化を主導してきている産業と、情報化社会において明確なビジョンを持たなければならない行政、そして社会変化の影響を直接受けることになる市民生活の三つの分野から地域社会神奈川の情報化の動向を明らかにしてゆくことにする。

第2節 産業分野の情報化

1. 産業の情報化の現状

情報化社会の進展は、技術革新、経営の合理化、新しい経済情勢への対応を契機に進展した産業分野の情報化がその原動力となっている。

以下、産業分野の情報化の現状を概観する。
(注1)

研究開発、製造部門では、70年代に最も顕著に情報化が進展した。生産工程の自動化、工場の無人化が進み、生産管理、製品開発の面でも効率的な運用が目指された。まだ一般化はみていないものの、設計においても、CAD(コンピュータ利用設計)システムが導入された。80年代は、一層の知識集約化が図られ、消費者ニーズの多様化に伴い、多品種少量生産の自動化を可能とする技術の開発が進み、効率の面からは、受注から設計、製造、製品納入までをトータルシステム化し、一貫した情報管理が課題となった。

今後は、生産部門と流通部門、さらにはニーズを迅速に把握するために研究開発部門と販売部門を情報ネットワークで結ぶことも予想される。

事務管理部門では、70年代は数値情報処理を中心とした定型的大量処理業務のコンピュータ化が一般的なものとなり、また、利用形態は、オフライン・バッチ処理中心からオンライン・リアルタイム処理への移行が見られた。さらにオフィス・コンピュータが登場し、非定型的少量処理業務の領域へもコンピュータ利用の裾野を拡大した。80年代は、日本語

処理、電子ファイリングなどの新技術を導入し、トータルな事務処理システムを構築することが望まれている。今後は、本支店を結ぶものを含めて、社内ネットワークの構築、異業種間ネットワークの構築も進むと思われる。

流通、販売部門では、70年代は従来の会計処理中心のコンピュータ利用から、商品の数量管理、これによる自動発注システム構築への志向が高まった。さらに、物流情報システムの構築も行われた。また、POSシステム普及のための条件も整い始めた。80年代は、流通産業の機能の一層の高度化が望まれ、製造業、運輸業、金融業、卸売業、小売業を有効に結ぶ流通情報システムの確立が課題となった。今後は、流通・金融・運輸等の異業種間情報ネットワークの構築による新たなサービス形態が模索される。

中小企業は、70年代までは、比較的情報化が遅れていると見られていた。しかし、最近の技術革新の進展によるマイクロコンピュータの普及、オフィスコンピュータの登場などがインパクトを与え、中小企業においてもコンピュータ利用の機運が高まってきている。80年代に入り、中小企業の活力を維持向上させてゆくために、生産工程全体の省力化、自動化が図られるとともに、消費者ニーズの高度化、多様化に対応し製品の高級化、高品質化、高付加価値化が図られている。

農林水産業などの第一次産業も、70年代では情報化の最も遅れた分野の一つであった。とくに農業分野における情報化は、これまで

農協中心に展開されてきたが、生産管理などのより高度なコンピュータ利用はほとんど普及が見られなかった。80年代には、装置産業化が進むと同時に、貯蔵、出荷管理を行うシステムを含めた総合システムを開発することにより、大幅な省力化、効率化が図られるものと期待される。

以上、産業分野の情報化は、コンピュータの利用に始まって、コンピュータを利用したシステムの構築へ、さらに、システム同士を連結するネットワーク化の推進というように進んでいるということができよう。そして、産業分野の情報化は、新しい需要を生み出すなど需要の構造を変えるとともに、競争条件の質を変え、異業種企業間の競合、連携をもたらすなどのインパクトを与え産業界そのものを変えてゆくものと考えられる。

2. 情報産業の動向

(1) 情報産業の位置付け

産業社会においては、その発展の段階ごとに中核的、中心的役割を果たした産業、業種があった。そして、産業社会としての発展を維持するために、そういった産業の中核的役割を積極的に評価して、様々な助成、育成策が講じられてきた。

今日、情報化社会から高度情報化社会へといわれるように、産業分野の情報化が産業社会を革命的に、若しくは飛躍的に発展させ、大きな社会的変動を主導している。この革命的な動き、この産業分野の情報化で中核的役割を担うものが情報産業と呼ばれる一群の産業である。

今井賢一教授によれば、「ある時期の産業社会を、技術面・組織面で特徴づけ、

その時期における革新を主導する産業・企業群」すなわち戦略的産業は、高度経済成長をリードした鉄鋼、化学等の素材系産業から機会を中心とする機械・組立

表2-2-1

戦略的産業の変化(狭義の情報・通信系産業の場合)

	1970	1975	1980
素材系産業	19.5	15.1	14.5
機械・組立系産業等	18.7	18.0	17.4
情報・通信系産業 (狭義)	3.1	3.9	4.0
消費財産業	58.7	63.1	64.1
合計	100.0	100.0	100.0

戦略的産業の変化(広義の情報・通信系産業の場合)

	1970	1975	1980
素材系産業	19.5	15.1	14.4
機械・組立系産業等	18.4	18.2	17.5
情報・通信系産業 (広義)	12.9	14.9	16.4
消費財産業	49.2	51.7	51.7
合計	100.0	100.0	100.0

(データ) 行政管理庁発表の各年の産業連関表に基づいて作成。

(備考) 素材系産業:農業、鉱業、化学、石油・石炭製品、パルプ、窯業土石、鉄鋼・金属製品等。

機械・組立系産業等:機械(情報・通信系を除く)、建築・土木。

情報・通信系産業(狭義):電子計算機同付属装置、その他の軽電機器、通信、調査データ処理・計算サービス、情報提供サービス、学術研究機関。

情報・通信系産業(広義):上記に次を加える。印刷・出版、放送、教育、諸事業サービス、その他の公共サービス等。

消費財産業:上記以外の産業。

部門別乗数の変化

	1970	1975	1980
素材系産業	2.11	2.22	2.28
機械・組立系産業等	2.22	2.13	2.20
情報・通信系産業 (広義)	1.74	1.69	1.73

(データ) 上表の産業連関表を用い、 $(1 - (1 - M)A)^{-1}$ のかたちの逆行列を計算して求めたもの。

出典 今井賢一「日本の産業社会」築摩書房

系産業に代わり、現在新たに主役として登場してきている産業は情報・通信系の産業である。

表2-2-1で示される通り、1970年と1980年の付加価値の構成比で比較すると、素材系産業が19.5パーセントから14.4パーセントになったのに対し、広義の意味での情報・通信系産業が12.9パーセントから16.4パーセントに変化している。

そして、産業の牽引者である情報・通信系の産業は、社会の諸活動を連結し、ネットワーク社会の形成に貢献すると同時に、様々なメディアを通して、社会の統合にも貢献するものであるとしている。

(2)情報産業の現状

ア・情報産業の定義

情報産業とは、具体的にどのような業種を含むカテゴリーであるかについては、未だに定説らしきものは見当たらない。というのも、それが、理論的に割り出されるというよりも、むしろ、その時々情報過程に関連して成長を示し、話題の個別の産業が情報産業という名称で語られるという傾向が強いからである。

産業分野が情報化社会形成の主役であり、産業分野の中でもとりわけ中心とな

って情報化社会推進の担い手となっている産業群を情報産業と考え、その動向によって社会の情報化を評価する場合は、情報化に伴う新しい企業機会をとらえて成長している産業を情報産業と考える考え方がありうる。このように考えると、情報処理サービス産業や情報提供サービス産業など特にコンピュータを利用して事業を行っているものが情報産業であるということになるだろう。

確かに、新しい産業が社会に与えるインパクトは社会的、経済的に無視できないものであるし、その産業の動向を把握することも必要であろう。しかし、このように特定の産業の実態を把握するだけでは、その産業の動向は明らかになるにしても、全体としての情報関連産業の評価としては、狭すぎるし、又、急成長した産業に注目する場合は、時系列的に変化を追う点でも難点があると思われる。従って、ここでは、ある程度幅広く情報産業をとらえることとしたい。

まず、情報産業は、多くの文献で様々な定義、分類がされているが、その中からいくつか紹介しておく。

表2-2-2 経済審議会情報産業研究委員会「日本の情報化社会」(昭和44年)(注3)

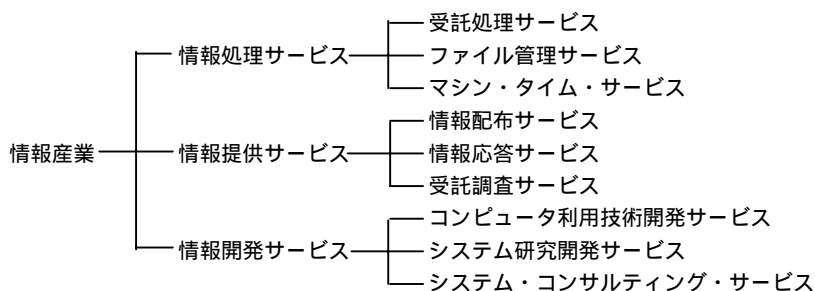


表 2 2 3 経済の構造変化と政策の研究会「ソフトノミックス」(昭和 58 年)(注 4)

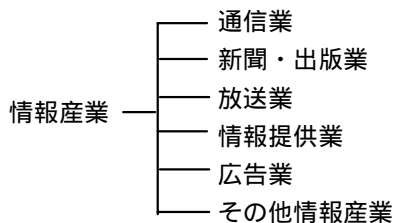


表 2 2 4 片方善治「高度情報化社会事典」(昭和 58 年)(注 5)

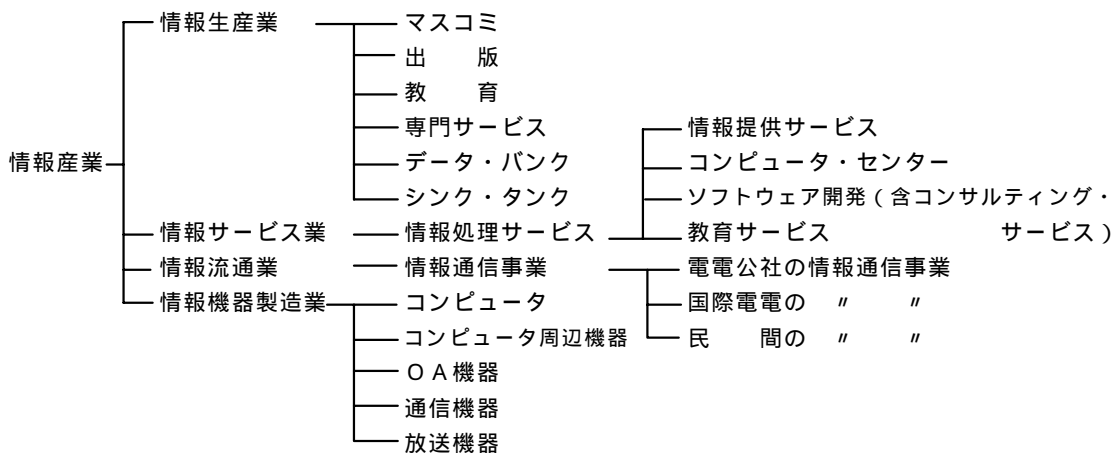


表 2 - 2 - 5 電気通信総合研究所「80 年代における情報産業の発展動向」(昭和 58 年)(注 6)

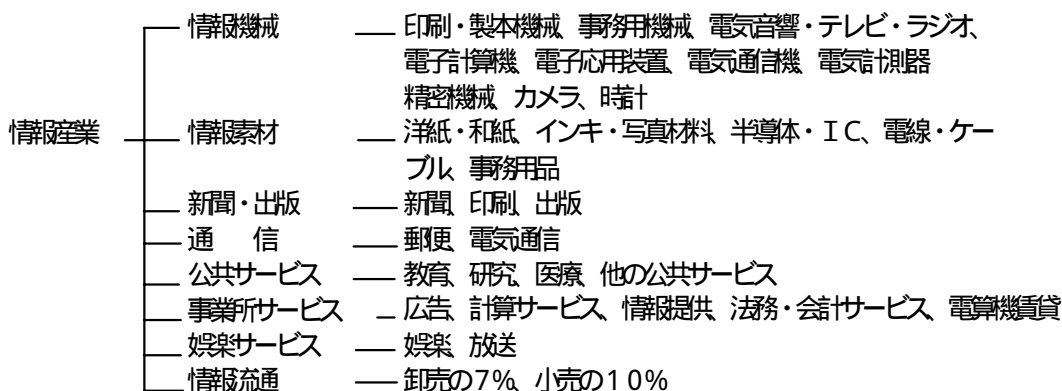


表 2 - 2 - 6 現代用語の基礎知識

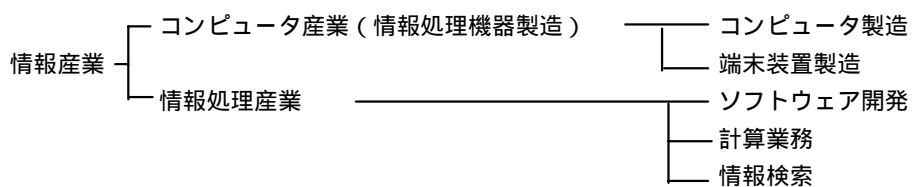


表 2 - 2 - 7 新 睦人「情報社会をみる眼」(昭和 58 年)(注 7)

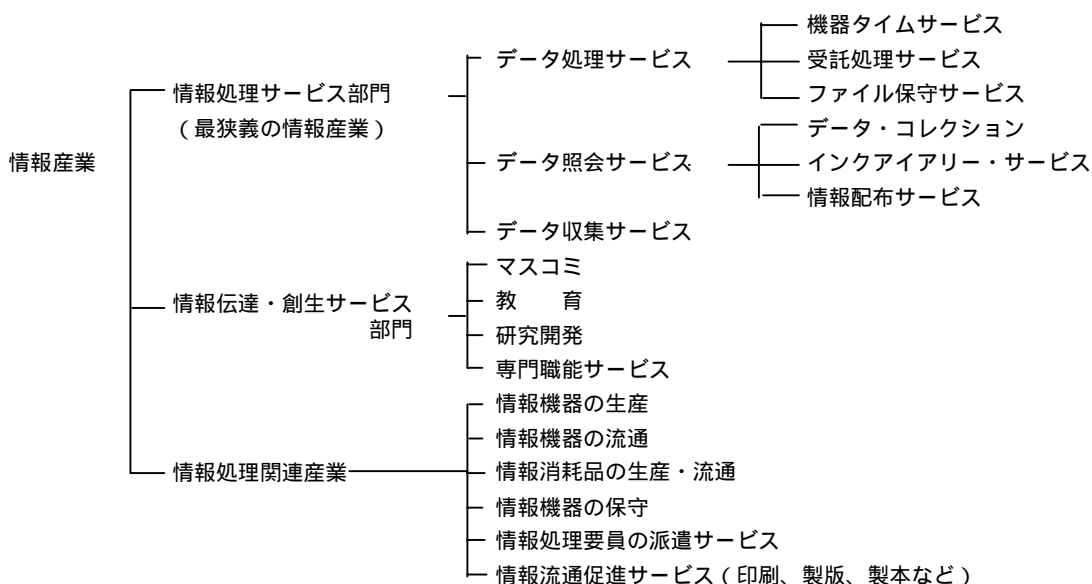


表 2 - 2 - 8 科学技術と経済の会「情報産業の将来像」(昭和 57 年)(注 8)

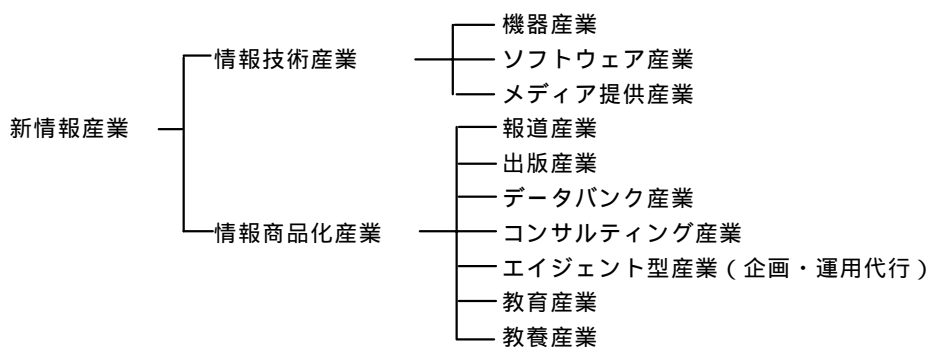


表2-2-2から表2-2-8にみられるように、情報産業の範囲を確定するに当たっては、情報処理サービス、情報提供サービスなど、情報関連サービスを行う産業という視点からとらえるものに始まって、コンピュータ製造業など、いわゆる情報機器製造業を含めるもの、通信業、通信機器製造業を含めるもの、出版業、新聞業、放送業を含めるもの、さらには、教育、娯楽関連産業まで含めるものがある。

しかし、これらの定義は、既存の産業分類との対応関係が明らかであるとはいえないために、情報産業の動向を数値的に追うためには使いにくさを否めない。そこで、広く、網羅的にとらえている科学技術と経

済の会の定義、分類を基本にして、既存の産業分類を当てはめながら独自の整理を試み情報産業の動向を時系列で把握できるように、次のように定義をした。

イ 情報産業の動向

情報産業新分類（試案）（表2-2-9）の分類に基づき、神奈川県内の情報産業の動向を事業所統計から得られた事業所数、従業者数で示すと、表2-2-10及び表2-2-11のとおりとなる。

昭和50年の従業者数及び事業所数100とした場合に、56年の数字は次のとおりである。まず、全産業の従業者数の増加が115.8であるのに対し、情報産業の従業

表2-2-9 情報産業新分類（試案）



表 2 - 2 - 1 0 神奈川県内情報産業従業者数の変化

	1975(S50)		1978(S53)		1981(S56)		昭50	昭53	昭和56
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比			
	人	%	人	%	人	%			
機器産業	116,212	5.09	122,919	5.05	147,209	5.57	100.0	105.8	126.7
メディア提供産業	23,848	1.05	24,833	1.02	25,209	0.95	100.0	104.1	105.7
報道産業	1,667	0.07	1,502	0.06	1,911	0.07	100.0	90.1	114.6
出版産業	14,541	0.64	14,433	0.59	16,451	0.62	100.0	99.3	113.1
情報サービス産業	2,490	0.11	6,857	0.28	10,165	0.38	100.0	275.4	408.2
コンサルティング産業	17,554	0.77	19,814	0.81	22,642	0.86	100.0	112.9	129.0
エイジェント型産業	1,440	0.06	1,285	0.05	1,964	0.07	100.0	89.2	136.4
教育産業	86,087	3.77	99,606	4.10	107,183	4.06	100.0	115.7	124.5
教養産業	26,827	1.18	25,628	1.05	30,565	1.16	100.0	95.5	113.9
合計	290,666	12.74	316,877	13.03	363,299	13.75	100.0	109.0	125.0
全産業の従業者数	2,281,965	100.0	2,432,202	100.0	2,641,886	100.0	100.0	106.6	115.8

表 2 - 2 - 1 1 神奈川県内情報産業事業所数の変化

	1975(S50)		1978(S53)		1981(S56)		昭50	昭53	昭和56
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比			
	所	%	所	%	所	%			
機器産業	1,636	0.69	1,999	0.75	2,387	0.83	100.0	122.2	145.9
メディア提供産業	607	0.26	675	0.26	712	0.25	100.0	111.2	117.3
報道産業	107	0.05	100	0.05	124	0.05	100.0	93.5	115.9
出版産業	1,262	0.53	1,505	0.56	1,669	0.58	100.0	119.3	132.3
情報サービス産業	88	0.04	132	0.05	209	0.07	100.0	150.0	237.5
コンサルティング産業	2,555	1.09	3,098	1.17	3,727	1.29	100.0	121.3	145.9
エイジェント型産業	149	0.06	140	0.05	206	0.07	100.0	94.0	138.3
教育産業	2,738	1.16	2,984	1.13	3,163	1.10	100.0	109.0	115.5
教養産業	3,122	1.32	3,493	1.32	3,792	1.32	100.0	111.9	121.5
合計	12,264	5.18	14,126	5.33	15,989	5.56	100.0	115.2	130.4
全産業の事業所数	236,913	100.0	265,179	100.0	287,700	100.0	100.0	111.9	121.4

者数は125.0、また、全産業の事業所数が121.4であるのに対し、情報産業の事業所数は130.4といずれも高い数値を示し、情報産業が他の産業に比して成長していることを示している。

情報産業の中では、情報サービス産業が従業者数で408.2、事業所数で237.5と、著しく高い数値を示し、情報サービス産業の成長が目立つ。

従業者数の伸びが高いものは、情報サービス産業、エイジェント型産業、コンサルティング産業、機器産業、教育産業であり、事業所数の伸びが高いものは、情報サービス産業、機器産業、コンサルティング産業、エイジェント型産業、出版産業となる。特に、素材系産業や機械組立系産業との比較をみれば、その成長ぶりは看過で

きない。(図2-2-1から図2-2-4まで参照)

なお、全産業に対する構成比についても、従業者数、事業所数それぞれ伸びが見られることも指摘できる。

以上のことを考え合わせると、神奈川県内においては、情報サービスを始めとする情報産業が他の産業に比して、高い成長を示しているということができよう。

図2-2-1 神奈川県内情報産業

従業者数の変化(1)

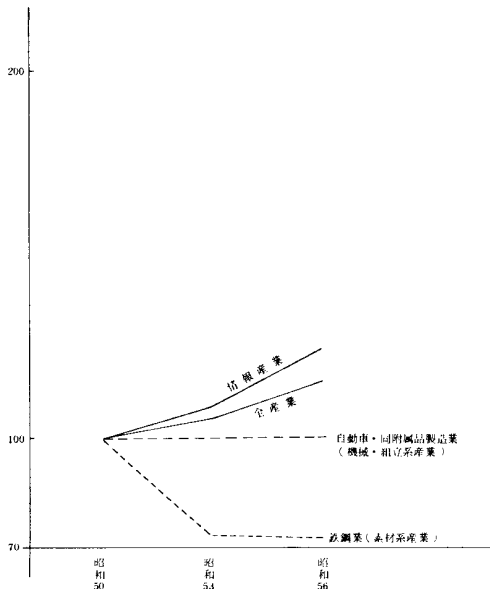


図2-2-2 神奈川県内情報産業

事業所数の変化(1)

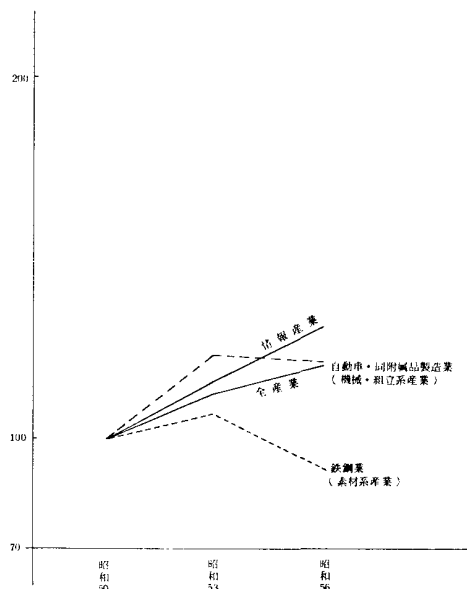


図 2 - 2 - 3 神奈川県内情報産業従業者数の変化 (2)

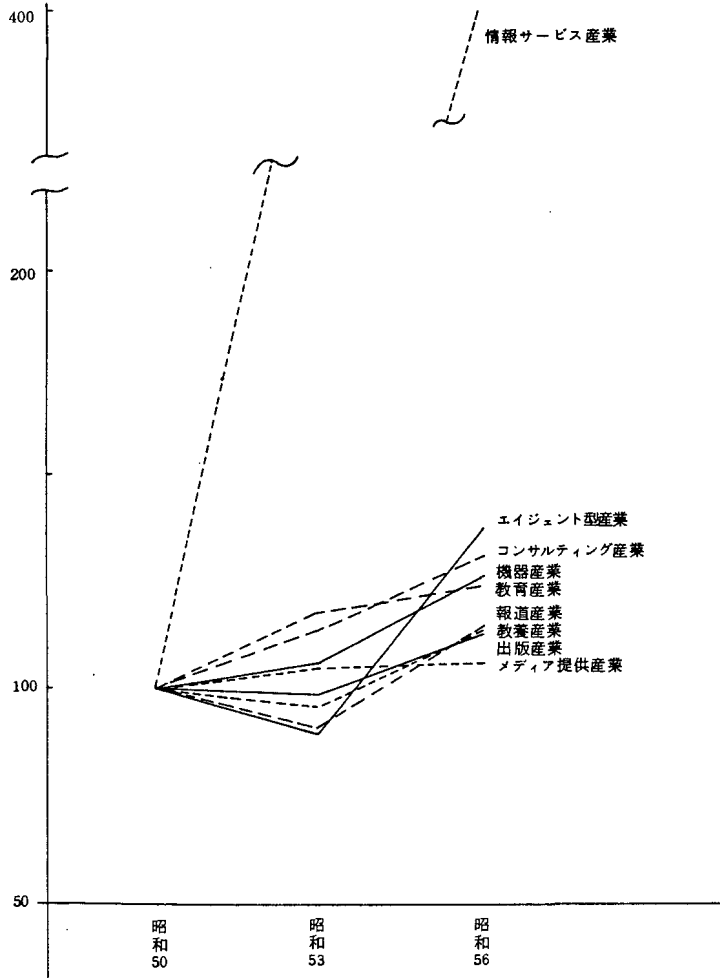
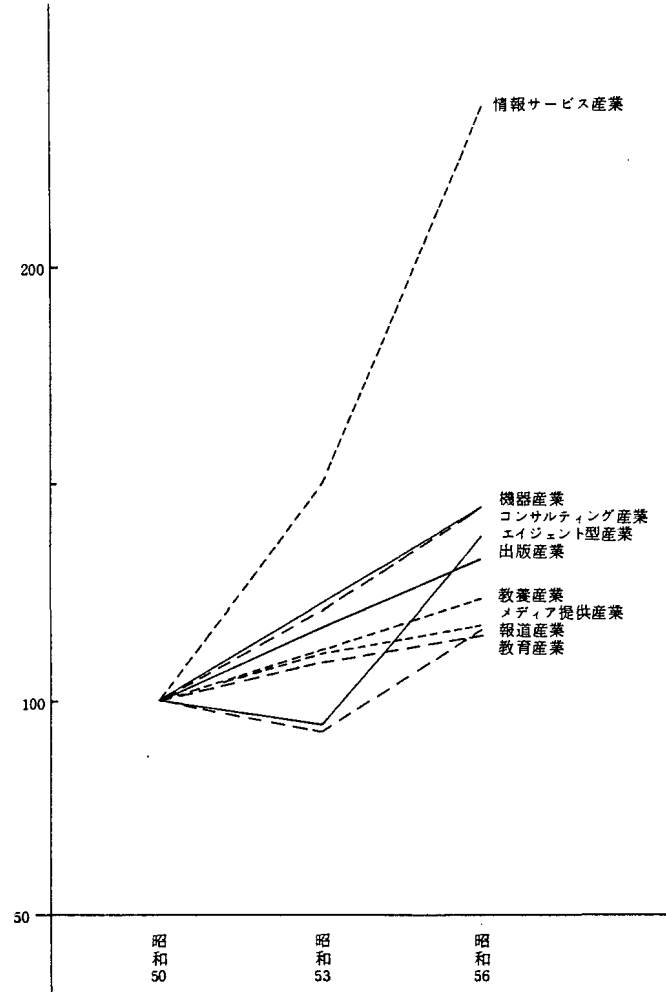


図 2 - 2 - 4 神奈川県内情報産業事業所数の変化 (2)



3. ニューメディアに対する企業の 動向

高度情報化社会は、ニューメディアの時代だともいわれている。

産業分野においても、ニューメディアのもたらす企業機会をめぐって関心が高まっており、ニューメディアに対する企業の動向の把握なくしては、産業の情報化を十分にとらえたことにはならないであろう。

有力企業314社のニューメディアに対する対応の調査結果をまとめた「ニューメディア戦略を探る」^(注9)の中では、次のような分析をしている。

・回答企業の業種別分布からみると、ニューメディア・ビジネスへの関心度は、金融(銀行、証券、保険など)、サービス業、商業(商社など)、百貨店・スーパーの順となり、これに製造業(電機など)が続いている。

・ニューメディア(ハード)に対する関心度を5点満点で評価したポイントの平均点は、INS(4.3)、CATV(4.2)、キャプテン(4.1)、ビデオディスク(3.7)、文字多重放送、衛星通信(各3.4)、衛星放送(3.3)となる。

・INSに対しては、全般的に強い関心が示されている。

・鉄道は、CATVに強い関心を示している。

・電力・ガスと広告業界は、INSとCATV双方に同程度の関心を示している。

・INSに次ぐ関心度の高いものは、電機メーカーは衛星放送、金融(銀行、証券、保険など)はキャプテン、その他の業種ではCATVとなっている。

・利用目的は、建設・不動産を除くといずれの業種も「情報の提供」がトップである。それに続いて「販売の促進」、「宣伝・広告」、「販売の手段」となっている。その他、経営の合理化、自動化を目的とし、新事業の開発の契機としているところも少なくない。

・ニューメディア(ソフト)については、ホームショッピングを除き、関心がないと思われる「ノー・アンサー」が1割を超えた。

・過半数の関心を集めたのは、ホームショッピング(60%)、ホームバンキング、ファームバンキング(各52%)の三分野である。

・セキュリティ・システムには、建設・不動産と両部門を抱える鉄道、システム機器を作る電機などのメーカーが強い関心を示している。

・座席、ホテル等のホーム予約には、サービス、鉄道のほか、建設、銀行、金融、保険なども関心を示している。

・投資情報は、ニューメディアの登場で銀行・証券の地位は半減する。

・ホームシアターに強い関心を示している企業は多くないが、金融機関を除いても各業種に散見される。

・在宅学習、文化・教養講座などに強い関心を示しているのは、製造業、商業、サービスなどである。

結論として、ニューメディアに対する企業の動向は、いわば、情報の産業化に向けて積極的な模索の段階といえる。

表 2 - 2 - 1 2 パターン別の地方分散の動機

地方分散パターン	地方分散の動機	地方分散の動機に対する情報通信の役割	問題点
生産拠点	工場周辺地域の宅地化による。設備の近代化を期に、大型工場を設立し、中小の工場を統合する。新しい事業展開、生産の増大に伴い、新工場を設立する。物流方式、経路の変化により、現状の立地条件が著しく不利になった場合に、有利な場所へ立地する。	情報通信面は重要であるが、動機としては2次的になる事が多い。	F A化及びデータ通信システムの導入等による本社からの集中管理により、地方の工場労働者が減る可能性もある。
事務拠点	事務の集約化・合理化を行う。事務を集中合理化する際には、土地が安く、セキュリティ対策も万全に施せる地方へ事務拠点を立地する。	全社的な情報通信面での核になるため、大容量のデータ通信回線が利用できることが必要条件となる。	事務部門の合理化を目的とするため、地方の支店の事務部門は縮小されてしまう。
データベース拠点	セキュリティ対策として、本体を地方の万全の対策が施せる所に立地する。または、バックアップセンターを地方に立地する。職員の外部とのコンタクトが少ないので、土地代の高い所に立地すると、コスト面で不利になる。データエントリーのための人員が大都市では確保できず、地方に求める必要がある。	大都市や他の地域の大容量のデータを転送する必要があるため、大容量のデータ通信回線が利用できることが必要条件となる。	既存の設備がある場合は、東京と大阪にセンターを設け、互いにバックアップすることによりセキュリティを確保しようとする。
ソフト開発拠点	プログラマーの人材確保が大都市では難しくなっており、地方に求める必要がある。戦略的に地方の需要を開拓する。	プログラムの転送(納品) 本社のホストコンピュータの利用のため、立地場所で大容量のデータ通信回線が利用できることが必要条件になる。	ソフトウェア開発の仕事を担当すると、その調整や機密保持に労力を要する。地方では、S Eの確保やメーカーのサポートが難しい。
研究開発拠点	環境条件が良い所があれば、研究内容の拡大、新分野進出等の機会に移転する。 ここで環境条件とは ・関連企業、大学等の集積 ・海外情報が豊富 ・自然条件が良好等	業種や研究所の性格により異なるが、海外情報を(例えば、データベースを使って)入手しやすい事が必要条件。 新しい研究分野が提供されれば動機となりうる。	人的交流が確保される必要がある。
物流拠点	物流方式の変革に対応する。物流の合理化、効率化を行う。市場の拡大に対応する。戦略的に地方の市場を確保する。	2次的動機であるが、物流管理システムのホストコンピュータを置く場合は、大容量のデータ通信回線が利用できることが必要となる。	

出典 郵政省「企業の移転、分散と情報通信の役割に関する調査報告書」昭和59年3月

4. 産業基盤の情報化

産業の情報化の動向を追ってきたが、ここでは、産業基盤の情報化という視点から、企業がどのような情報通信環境を求めているかを述べる。

(1) 情報通信基盤の整備

事務拠点、データベース拠点、ソフト開発拠点など企業の情報センター機能の地方分散には、地方において情報通信基盤が整備されることが重要な条件の一つとなる。

郵政省が昭和59年3月に出した「企業の移転、分散と情報通信の役割に関する調査報告書」は、産業の地方立地の情報面でのデメリットの原因として、情報発生源が偏在している、情報入手手段が十分に発達していない、情報提供源が偏在しているの三点を挙げている。その上で、地方分散のパターン別に、地方分散の動機、これに対する情報通信の役割及び問題点を表2-2-12のとおり整理している。

いずれにせよ、企業の地方分散を促進する情報通信のあり方としては、企業内、企業間の情報通信メディアとしての電話、ファクシミリ、テレックス、テレビ会議、データ通信等が特に必要となることが明らかで、これらのメディアに対するニーズを充足し、情報通信基盤の高度化を図っていくことが、企業の地方分散の条件になると指摘している。

また、併せて、直接企業活動にかかわる情報通信以外にも、CATV、ビデオテックス等のニューメディアが地域内で整備されることも重要な条件になっている。

(2) 必要とされている情報

企業は、その活動を展開していく上において、様々な情報を必要としている。企業が必要とする情報が整備されているのかどうかは、情報環境を評価する大きな指標となる。

各種の調査から見ると、企業が必要としている経営情報としては、経済見通し情報、景気の動向情報、立地環境情報、業界関係情報、顧客情報、技術・研究開発情報、金融情報がその主なものとして挙げることができる。(表2-2-13、表2-2-14参照)

企業活動の周辺情報を含めて、幅広い情報が求められているということができる。

(3) 情報源

企業が経営情報を入手している情報源としては、新聞、テレビ、一般雑誌などのマスコミ、親企業などの自社組織、業界誌、専門誌、同業者、業界団体の会合などの業界内部の手段、取引先などが主要なものである。(表2-2-14から表2-2-16まで参照)従って、これらの情報源との関係を考慮しながら、情報環境を整備する必要がある。

試みに、横浜市の調査をもとに役立っている情報源の利用している情報源に対する割合を計算すると(表2-2-15)、数字の大きいものから、「業界誌・専門誌」、「業界団体等の会合」、「親企業・取引先企業」、「経営専門誌等」、「技術指導員」となる。利用頻度に対する有効率とでも言えるだろうか、多くの人に利用されているがその割には役立ってい

ないもの、逆にあまり利用されていないが利用された場合には役立っているものを発見しようとするものである。

結果からみて特徴的なことは、「新聞、テレビ、一般雑誌」が、単純な数字では、3位を下らなかったものが一気に14位まで下がり、逆に「技術指導員」が、15、16位だったものが5位にまで上がった。

てきた。つまり、「新聞、テレビ、一般雑誌」という情報源は、多く流通しているだけに、その割には役立っていないといえる。

一方、「技術指導員」という情報源は、利用者は少ないが、利用した場合には役立っているといえるだろう。「官庁、自

表2-2-13

必要情報区別の回答企業数分布

(単位：企業数、%)

		工業	商業	計
情報A	経済の見通し	315(85.4)	334(77.1)	649(80.9)
	景気の動向	353(95.7)	368(85.0)	721(89.9)
	貿易の動向	144(39.0)	167(38.6)	311(38.8)
	金融の動向	241(65.3)	248(57.3)	489(61.0)
	業界の動向	314(85.1)	358(82.7)	672(83.8)
	市場の動向	249(67.5)	377(87.1)	626(78.1)
情報B	産業政策	220(59.6)	212(49.0)	432(53.9)
	金融政策	287(77.8)	295(68.1)	582(72.6)
	中小企業施策	309(83.7)	317(73.1)	626(78.1)
情報C	立地環境	255(69.1)	374(86.4)	629(78.4)
	人口動態	257(69.6)	275(63.5)	532(66.3)
	消費動向	159(43.1)	363(83.8)	522(65.1)
情報D	経営基本	248(67.2)	324(74.8)	572(71.3)
	財務	250(67.8)	274(63.3)	524(65.3)
	生産	274(74.3)		274(74.3)
	仕入		263(60.7)	263(60.7)
	労務	287(77.8)	284(65.6)	571(71.2)
	販売・営業	214(58.0)	344(79.6)	558(69.6)
	事務改善	203(55.0)	251(58.0)	454(56.6)
情報E	技術	268(72.6)		268(72.6)
	商品		248(57.3)	248(57.3)
	店舗		276(63.7)	276(63.7)

(注) ()内の%は工業369社、商業433社、合計802社で各々の企業数を除して算出

(出所) 神奈川県中小企業経営情報意向調査報告書

昭和58年11月

治体等」の出版物やパンフレットの有効率は9位、「地方自治体、商工会議所」のセミナー、研修会の有効率は16位で、パンフレット類はまあまあだが、セミナー、研修会の類は中身の受実を図る必要がありそうである。

表2-2-14 経営情報と入手先

	1 金 融 情 報	2 顧 客 情 報	3 設 備 投 資 情 報	4 新 規 事 業 情 報	5 技 術 研 究 情 報	6 人 事 採 用 情 報	7 業 界 関 係 情 報	8 海 外 経 済 情 報	9 官 公 庁 情 報	10 デ ザ イ ン ・ フ ァ ッ ツ 情 報	11 消 費 者 ニ ー ズ 情 報	12 天 候 等 の 情 報	13 そ の 他	N ・ A
必要な情報	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	33.1	51.7	13.9	16.6	39.7	1.3	68.2	13.2	19.9	2.6	18.5	0	0.7	6.6
入 手 先	自社組織（支社、営業所、工場など）	13.2	57.6	29.8	25.8	27.8	30.5	45.7	23.8	21.9	10.6	28.5	4.0	0.7
	系列会社	4.0	9.9	4.0	8.6	4.0	3.3	11.3	7.9	2.6	2.0	5.3		
	取引先	11.9	58.9	30.5	32.5	25.2	0.7	49.7	25.2	9.3	15.9	38.4	2.6	
	金融機関	74.8	8.6	21.2	11.9		1.3	9.3	25.2	4.0		0.7		0.7
	専門調査機関	17.2	18.5	10.6	18.5	27.2	32.5	11.9	20.5	5.3	6.0	12.6	9.9	0.7
	経営者団体	7.9	2.0	6.0	4.0	2.0	23.2	24.5	7.3	22.5	0.7	2.6		
	業界新聞や定期刊行物	33.8	37.1	45.7	44.4	54.3	32.5	68.2	31.1	34.4	23.8	31.8	7.9	1.3
	一般新聞やテレビ	35.1	13.2	14.6	21.2	15.2	32.5	11.3	31.8	21.2	17.9	18.5	33.8	0.7
	官公庁	7.3	5.3	9.3	6.0	7.9	6.6	15.2	7.9	61.6		2.0	9.9	
	公的研究機関	4.6	1.3	6.0	7.3	35.1	4.6	2.0	7.9	11.3	0.7	1.3	5.3	
消費者	0.7	11.9		3.3	2.0		2.6			6.6	30.5			
見本市・展示会		7.3	4.6	6.6	17.2		4.6	2.6		16.6	7.3			
その他		0.7		1.3	0.7	2.0	2.0			0.7	0.7	1.3		
そのような情報は必要ない		0.7	2.0							21.9	4.6	20.5	4.0	
N・A	21.2	17.9	30.5	31.1	21.9	37.1	7.9	32.5	27.8	39.1	31.8	41.7	94.7	

(出所) 東京都「東京の経済的中枢機能実態」1984年2月

表2-2-15 経営関連情報の情報源

情報源		区 分	い利用 もして	い役 る立 もつ	いし今 もの後 も のいき きた利 用	い利用 もして	い役 る立 もつ	いし今 もの後 も のいき きた利 用	有 * 効 率
			パーセンテージ			順 位			
回答企業数			社 1,012	社 750	社 749				
マスコミ	新聞・テレビ・一般雑誌	%	65.6	30.4	31.6				14
	業界誌・専門誌		60.8	42.8	43.1				
	経営専門誌		38.0	23.5	25.8	8	6	6	
出版物	官庁・地方自治体		34.6	17.2	17.6	11	10	11	9
	業界団体・組合		36.2	18.5	20.3	10	8	9	8
	民間会社		36.6	16.9	18.0	9	11	10	15
セミナー	地方自治体・商工会議所		40.0	17.5	22.0	6	9	8	16
	民間会社		14.2	6.8	7.7	13	13	14	10
個別指導	経営指導員		11.7	6.3	9.7	14	14	12	7
	技術指導員		8.0	4.5	7.2	16	15	15	
	民間のコンサルタント等		45.3	24.7	30.6				6
親企業・取引先企業			56.8	35.6	41.1				
その他	同業者		45.6	21.2	25.5		7	7	13
	業界団体等の会合		39.4	25.1	28.6	7			
	友人・親戚・地方有力者		15.3	7.3	9.1	12	12	13	11
	地域経営団体		10.0	4.3	5.1	15	16	16	17
	ベンチャークラブ等		5.1	2.4	3.5	17	17	17	12

$$\text{有効率} = \frac{750}{1,012} \times \frac{(\text{役立っているもののパーセンテージ})}{(\text{利用しているもののパーセンテージ})}$$

「横浜市中心小工業の情報活動 情報活動の実態と今後の対応方向」1983年より作成

表 2 - 2 - 1 6 情報の主な収集先（業種別）

（単位：％）

	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	合計
所属団体	65.8	53.5	55.4	54.3	60.9	56.1
取引先・提携先・親会社	59.5	78.0	76.1	65.1	29.9	66.4
公共機関	26.6	27.5	10.9	11.2	14.9	19.0
民間の専門研究機関	10.1	6.4	13.0	7.8	6.9	8.1
業界新聞・雑誌・専門誌	73.4	76.9	94.6	72.4	72.4	76.8
一般新聞・雑誌	36.7	44.0	58.7	51.3	51.7	48.1
講習会・研究会等	36.7	40.3	35.9	50.0	37.9	42.1
その他	1.3	1.5	1.1	6.9	3.4	3.3
合計（実数）	79	273	92	232	87	763

（出所）神奈川県中小企業経営情報意向調査報告書 昭和58年11月

（注1）参考資料

通商産業省機械情報産業局「豊かなる情報化社会への道標」産業構造審議会情報産業部会答申(1981年6月15日発表)コンピュータ・エージ社 1982年
産業構造審議会情報産業部会中間答申 1983年12月

（注2）今井賢一「日本の産業社会」筑摩書房
1983年 6ページ 13ページ 49ページ

（注3）高木教典「情報産業論」(東京大学公開講座13「情報」東京大学出版会) 1971年
170ページ

（注4）館 龍一郎, 経済の構造変化と政策の研究会
「ソフトノミックス」日本経済新聞社
1983年 171ページ

（注5）片方善治「高度情報化社会事典」日本英語教育協会 1983年 15ページ

（注6）電気通信総合研究所「80年代における情報産業の発展動向」1983年 128ページ

（注7）新睦人「情報社会をみる眼」有斐閣選書 1983年 112ページ

（注8）科学技術と経済の会「情報産業の将来像」日刊工業新聞 1982年 30ページ

（注9）サンケイマーケティング「ニューメディア戦略を探る-有力企業314社の対応と現状-」1983年12月

第3節 行政分野の情報化

1. 行政と情報

今日、コンピュータに代表される電子機器を利用した事務処理あるいは行政サービスの合理化・効率化や、多様な内部情報システムの高度化への取組みなどの施策化が始まっている。

行政は、地域社会の様々な変化に適切に対応しなければならない。情報化社会が展開する中で、行政が情報化に取り組むことが地域社会の新しい変化に対応する行政運営の一つの方策であるとの認識も高まっている。

行政において「情報」という言葉が意識的に課題となったのは、情報公開の制度化に関する議論が活発化した昭和55年前後からである。とはいえ、行政は、それ以前から、例えば広報広聴、統計調査や資料作成など呼び方が異なっても様々な部門で情報を意識し、また収集、伝達してきた。(注1)換言すれば、行政組織そのものがある意味でもともと情報処理機構であるといえる。

行政が保有する膨大かつ多種多様な行政情報を有効に利用することは、地域社会の発展に貢献するために不可欠のことと考えられる。行政情報の活用の意義として、単に行政運営の計画化、科学化における意義にとどまらず、各種行政サービスの局面、市民の社会的諸活動や産業活動への支援、そして行政相互の協力などの新しい局面での意義が加えられてくると思われる。(注2)

本節では、高度情報化社会を迎えて地域社会に新しい時代の徴候がみられる現在、行政がその情報化により従来までの行政の

枠をこえ、新たに展開することを予感しつつ行政分野の情報化の現状について述べてみたい。

2. 行政分野における情報化の現状

情報化社会の進展は、行政分野に様々なインパクトを与えている。

第一は、マイクロエレクトロニクスと通信技術の飛躍的な進歩によるコンピュータ利用の拡大と多様化である。

従来の利用形態である定形型、大量の業務処理を専門担当部門が運用する業務の拡大と同時に、比較的取り扱いが容易であり低価格であるパーソナルコンピュータやオフィスコンピュータの出現により、非定形型、少量の事務処理が可能となった。そしてデータ処理技術の進歩や通信技術の発達とオンライン化あるいはネットワーク化により、情報処理の高度化が図られている。

第二は、情報化社会における県民の「知る権利」を保障した「情報公開制度」の確立である。行政に対する住民の「知る権利」は、民主主義国家においてきわめて重要な概念であり、いわゆる情報民主主義の原則に合致するものである。そして自治体の行政分野と主権者である県民との間に自由で豊かな情報の流れを保障することで、さらに情報化社会の新たな進展に貢献するともいえる。

第三のインパクトは、プライバシー保護をめぐる様々の動きである。

それは、行政は法制度等に基づき大量の個人情報収集・蓄積しており、また、それ

らの個人情報の電子情報化も進んでいる。そのため、情報公開制度では個人情報、プライバシー保護のため非公開情報の中心となっている。これらの状況が示すように、個人情報の取扱いを誤ると個人の権利を侵害し、行政に対する信頼を損なうことが考えられ、情報化社会の進展に伴いプライバシーの保護が行政の重要な課題となる。

第四は、コンピュータや通信技術の発達や情報ニーズの高まりにより、様々な情報システムが、行政サービスとしてまたその業務として大きな比重を占めることが予想される。現在、すでにいくつかの情報システムが整備・拡充が図られている。

(1) コンピュータ利用の拡大

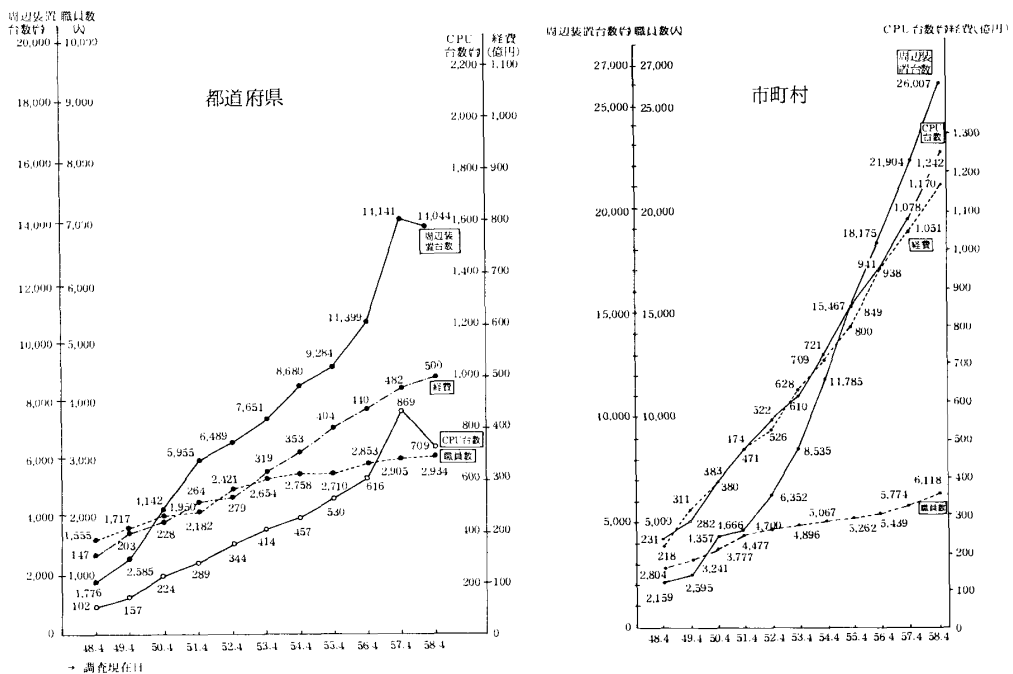
ア コンピュータの導入状況

自治体におけるコンピュータの導入は、昭

和 36 年に大阪市が行ったのがかわきりである。都道府県では、昭和 38 年 2 月に神奈川県が導入して以来、大型コンピュータに限れば 40 都道府県で導入されており、残りの府県においても中型コンピュータが利用されている。一方、市町村での導入も近年、著しい伸びを示している。(表 2 - 3 - 1)

県段階の利用業務は、表 2 - 3 - 2 になる。給与・自動車税・指定統計・自治省統計・森林計画については、すべての都道府県が利用している。人事管理・起債管理・その他の統計・各種福祉資金事務については、46 都道府県で利用している。また、その業務の性質上情報伝達や処理に迅速性や広域性が要求されている業務は、オンライン化が行われており主なものとして、大気汚染監視システムが 40 都道府県、税務関係システ

表 2 - 3 - 1 電算関係機器・経費・職員数の推移



出典 「地方自治コンピュータ総覧 58年度版」

ムは 23 都道府県の利用があげられる。(注 3)

神奈川県では、主管課である電算システム課が運用管理しているコンピュータによる業務数は、昭和 59 年 3 月末現在では 132 業務となっている。オンライン化している主なシステムは、自動車税・法人二税・財務会計システム・行政データ共通利用システムがある。

神奈川県内の 37 自治体のコンピュータ導入と利用業務は、表 2 - 3 - 3 のとおりである。利用業務としては、住民税、固定資産税が全自治体で利用され、給与、国民健康

保険税、国民年金では 35 自治体が利用している。

一方、従来までの大型コンピュータ利用による O A 化の拡大と同時に、オフィスコンピュータやパーソナルコンピュータを中心とした各種電子機器を使用した O A 化も進められようとしている。行政内部に研究会等を設けて検討している都道府県は 13 である。また、検討あるいは導入試行中と回答したものが 20 県である。今後、各種電子機器の導入による O A 化は、パーソナルコンピュータやオフィスコンピュータの利用

表 2 - 3 - 2

都道府県における電算処理業務別実施団体数

昭和 58 年 4 月 1 日現在

電算処理業務 処理形態	総務・企画・関計													統計関係				予商工関係			農林									
	都道府県税													財務会計				測	商	工	農	林								
	人	給	自	法	法	料	不	鑑	そ	会	物	起	そ	そ	指	自	そ						各	種	土	資	金	事	森	工
合計 (58.4.4現在)	46	47	47	34	39	31	39	19	17	11	23	38	18	46	33	24	43	47	47	46	39	35	21	39	47	35				

出典 「自治コンピューター総覧」58 年度版

表 2 - 3 - 3

県内市町村電算導入及び処理業務

区 分	利用形態			処理開始年月	処理業務数	処理業務名 ()内は市町村数
	単独納入	単独委託	その他			
横 浜 市	○			39 年 4 月	37	
川 崎 市	○			40 年 11 月	35	
横 須 賀 市	○			45 年 12 月	24	住民税 (3 7)
平 塚 市	○			41 年 3 月	24	
鎌 倉 市	○			49 年 7 月	18	固定資産税 (3 7)
藤 沢 市	○			38 年 12 月	38	
小 田 原 市	○			40 年 12 月	19	給 与 (3 5)
茅 ヶ 崎 市	○			41 年 4 月	20	
逗 子 市	○			41 年 4 月	11	国民健康保険税 (3 5)
相 模 原 市	○			40 年 4 月	25	
三 浦 市		○		47 年 10 月	7	国民年金 (3 5)
秦 野 市	○			44 年 2 月	14	
厚 木 市	○			41 年 11 月	18	軽自動車税 (3 4)
大 和 市	○			43 年 4 月	20	
伊 勢 原 市		○		44 年 2 月	11	上下水道 (1 7)
海 老 名 市	○			43 年 1 月	20	
壺 間 市	○			42 年 4 月	15	都市計画税 (2 4)
南 足 柄 市		○		43 年 3 月	8	
綾 瀬 市	○			42 年 4 月	15	住民記録 (2 3)
葉 山 町		○		44 年 4 月	16	
壺 川 町			○	47 年 4 月	15	選挙管理委員会 (2 0)
大 磯 町	○			44 年 4 月	9	
二 宮 町		○		47 年 4 月	3	教育委員会 (2 1)
中 井 町		○		45 年 3 月	6	
大 井 町	○			53 年 4 月	8	自治省統計 (1 9)
松 田 町		○		44 年 4 月	4	
山 北 町	○			52 年 9 月	18	人事管理 (1 7)
開 成 町	○			54 年 10 月	8	
箱 根 町		○		43 年 4 月	7	起積管理 (1 5)
真 鶴 町		○		43 年 4 月	6	
湯 河 原 町	○			48 年 4 月	13	各種検診 (1 4)
愛 川 町	○			46 年 1 月	14	
清 川 村	○			54 年 1 月	5	公営住宅管理 (1 1)
城 山 町		○		44 年 4 月	15	
津 久 井 町		○		46 年 4 月	12	その他 (1 5 1)
相 模 湖 町		○		51 年 4 月	7	
藤 野 町		○		51 年 4 月	6	
県 計	23	13	1		551	

出典 神奈川県 昭和 5 8 年度市町村便覧

を促進することは明らかであり、最終的には大型コンピュータを中心としたネットワーク化あるいはLANを指向するものといえる。(注4、注5)

イ コンピュータ利用業務の質的变化

コンピュータによる事務処理として、オンライン化したデータベースの利用がふえている。これらシステムは、手作業では膨大な事務処理量となる税務関係業務などで、基本となる台帳等をデータベース化し、それに関する情報を広域・迅速に入出力することで当該業務を合理化・効率化させる。

それらを「台帳型データベース」利用と名付けるならば、近年において「知識型データベース」利用ともいふべき情報システムが開発され始めている。これらは、社会の様々な分野から出されている報告書・統計・白書等から収集・整理した大量の情報をデータベース化し、検索性を向上させたもので、データのグラフ化や地図情報化することで情報利用の容易性も向上させる。

これら知識型データベース利用による各行政分野の日々の業務や政策決定（意思

表2-3-4 情報公開制度の現況

1. 府県

	自治体名	施行年月日	条例(要綱)の名称
1	神奈川県	58. 4. 1	神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例
2	埼玉県	58. 6. 1	埼玉県行政情報公開条例
3	大阪府	59.10.1	大阪府公文書公開条例
4	長野県	59.10.1	長野県公文書公開条例
5	岡山県	59. 6. 1	岡山県の公文書公開の試行に関する要綱

2. 市

	自治体名	施行年月日	条例(要綱)の名称
1	福岡県 春日市	58. 4. 1	春日市情報公開条例
2	山形県 新庄市	58.10.1	新庄市情報公開条例
3	山形県 村山市	58.11.1	村山市情報公開条例
4	愛知県 稲沢市	59. 4. 1	稲沢市行政情報公開条例
5	神奈川県 川崎市	59.10.1	川崎市情報公開条例
6	神奈川県 秦野市	58. 4. 1	秦野市公文書の閲覧に関する要綱

3. 町

	自治体名	施行年月日	条例の名称
1	山形県 金山町	57. 4. 1	金山町公文書公開条例
2	静岡県 蒲原町	57.10.1	蒲原町情報公開条例
3	大分県 緒方町	58. 1. 1	緒方町公文書公開条例
4	広島県 府中町	58. 4. 1	府中町情報公開条例
5	大分県 三重町	58.10.1	三重町公文書公開条例
6	大阪府 島本町	59. 4. 1	島本町情報公開条例
7	富山県 入善町	59. 9. 1	入善町情報公開条例
8	大分県 朝地町	59.10.1	朝地町公文書公開条例

制度化 予定年度	都道府県名	市、町 特別区	
59年度	東京	1	1
60年度	茨城、栃木、群馬、新潟、福井、山梨、兵庫、徳島、福岡	9	2 4
61年度	秋田、富山、滋賀、香川	4	2 9
61年度～ 62年度	佐賀	1	6
それ以降	宮城、三重、沖縄	3	3

決定)など行政運営における行政の科学化・計画化が、今後の大きな動向といえる。

(2) 情報公開制度の確立

情報公開制度は、すでに制度を実施している府県の情報公開条例においてみられるように、公正な県政の実現と県民と県との信頼関係の確保をめざしたものである。

一方、諸外国では11か国がこの制度を法制化している。我が国では19自治体が制度化し、さらに多くの自治体で制度化を計画・検討しており地方の新しい波となっている。(表2-3-4、表2-3-5)

地方自治法は、条例の制定改廃請求権

や監査請求権などの直接民主主義的な権利を認めているが、これらの制度を保障するためにも情報公開が必要であり、防衛、外交等に関する情報のように、公開にあたって問題とされる情報が地方自治体には少ないこともあって、情報公開の制度化は自治体が先行している。(注6)

神奈川県では、すでに昭和58年4月に県民に対する情報政策のいわば車の両輪として、情報公開制度と情報提供システムを都道府県として最初にスタートさせた。運用状況は(表2-3-6)参照。

一般に行政情報は、文書の形で流通している。これは、原則として行政の業務が文書により行われていることによる。

表2-3-5 情報公開条例の概要一覧

団体名	神奈川県	埼玉県
条例名 (施行年月日)	神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例(S . 58.4.1)	埼玉県行政情報公開条例 (S . 58.6.1)
目的	○公正で開かれた県政 ○県民と県の信頼関係の増進	○県政の公正な執行と県民の信頼確保 ○県政参加の促進
公文書(情報)の定義	○実施機関の職員が分掌する事務に関し、職務上作成取得した文書・図画(マイクログラフフィルムを含む)	○県の機関の作成した文書で決裁の終了したもの ○県の機関が入手した文書で受理手続等の終了したもの
実施機関の定義	○知事、議会、公営企業管理者、行政委員会(公安委員会を除く)	○知事、公営企業管理者、行政委員会(公安委員会を除く)
請求権者	○県内に住所、勤務、在学する者 ○県内に事務所を有する法人、その他の団体 ○県の行政に利害関係を有する者	○県内に住所を有する個人、法人、その他の団体
適用範囲	○条例施行日以降に作成したもの等 ○条例施行日前に作成したもの等で保存期間10年以上のもの 生命、身体、健康、消費生活、環境等にかかるもの	○58.4.1 以降作成したもの等 ○58.3.31までのもので目録の整備されたもの ○出先機関のものについては、目録に整備されたものに限り適用

しかしながら、その文書は様々な形態がありかつ極めて膨大な量となっている。

県の情報の流れは、一般に各担当の業務目的により収集されたのち、それぞれの組織で処理・加工されてゆき、最終的に県の意思決定がなされるまでに情報を文書化する領域と、それをさらに、いわゆる情報的な情報に処理、加工し、報告書、白書、パンフレット等の形で公表広報される領域に概ね分けることができる。(図2-3-1)

神奈川県の情報提供システムは、従来までの情報提供を総合化し、システム化したもので、情報公開制度を補完し、県民ニーズに積極的に対応するため、次の三

つのシステムで構成されている。県民が県政情報にアクセスするのに応えるための「窓口による総合的情報提供システム」 県民に県政情報を伝達するための「広報による情報提供システム」 公表制度や住民参加手続の拡充を内容とする「行政手続による情報提供システム」。そして情報公開制度と提供システムの窓口として県政情報センターおよび8地区に地区県政情報コーナーを設置している。

また、最近のコンピュータ利用の拡大にともない電子情報として磁気テープ等で保存されている情報も多くなっている。そこで、これら電子情報の公開・提供も

大 阪 府	長 野 県
大阪府公文書公開等条例 (S.59.10.1)	長野県公文書公開条例 (S.59.10.1)
府政参加の推進 府政の公正な運営の確保 府民生活の保護・利便の増進 個人の尊厳の確保	県政に対する県民の理解と信頼を深める 公正な県政の進展
府の機関が職務上作成受領し、決裁閲覧を終えた文書・図画・写真・スライド(マイクロフィルムを含む)	○実施機関が作成取得した文書・図画(マイクロフィルムを含む)で決裁、回覧等の終了したもの
知事、水道企業管理者、行政委員会(公安委員会を除く)	知事、公営企業管理者、行政委員会(公安委員会を除く)
府の区域内に住所、勤務、在学する者 府の区域内に事務所、事業所を有する法人 その他の団体 府の行政に利害関係を有するもの	県内に住所を有する個人 県内に事務所、事業所を有する法人その他の団体
施行日以後に作成受領した公文書 施行日以前に作成受領した公文書で永年保存のもの	59.3.31 において実施機関が管理している公文書で、保存期間5年以下のものについては、当分の間適用しない。

図2-3-1 行政分野における情報の流れイメージ図

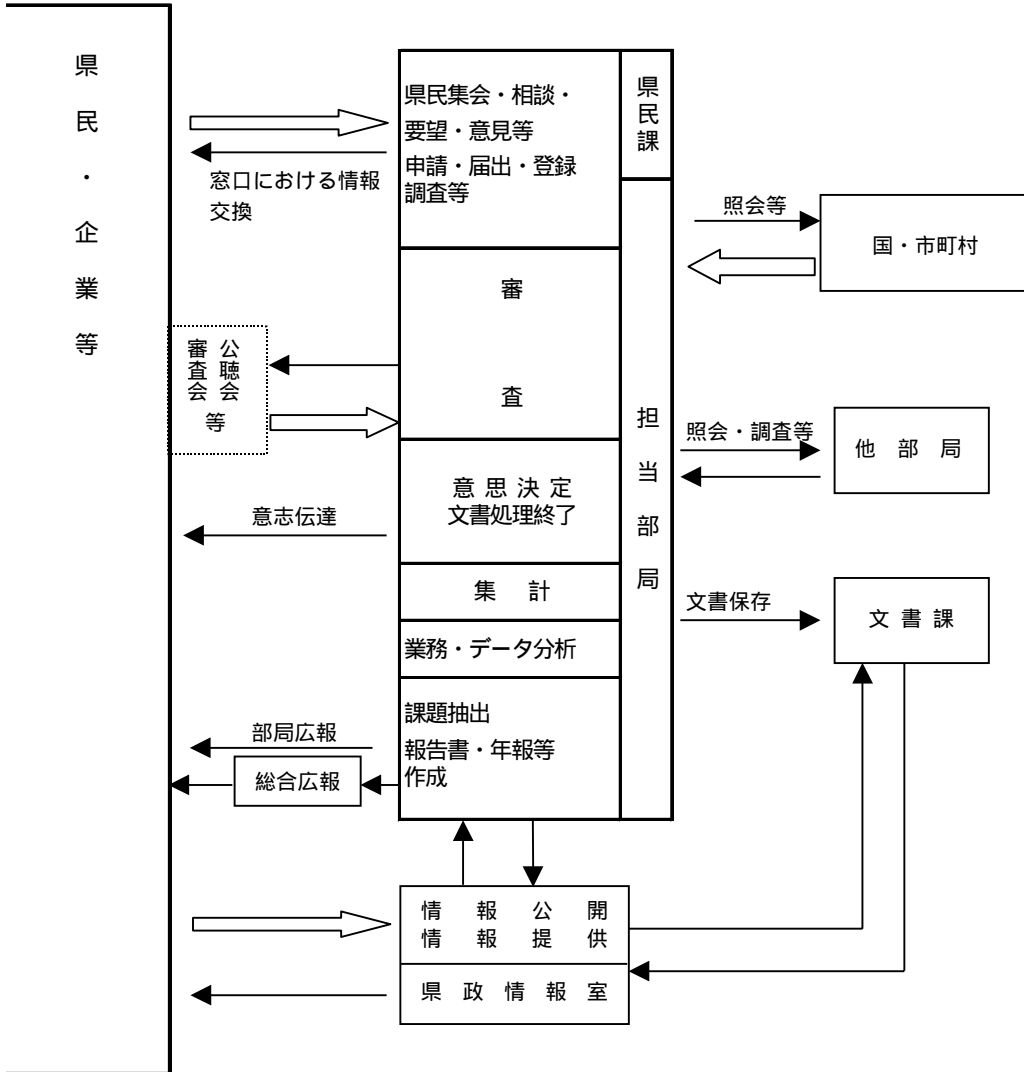


表 2 - 3 - 6 神奈川県情報公開、情報提供も運用状況（昭和 59 年 6 月末現在）

1. 情報公開、情報提供の運用状況 制度開始時からの累計（ ）内は 100%

区 分	受 付 人 数			公文書 公開請求 件 数	情 報 提 供 件 数		
	来訪	電話	計		閲覧	案内	計
県政情報センター	3,340人	156人	3,496人	427件	4,786件	634件	5,604件
地区県政情報コーナー	2,586	1,891	4,477	28	1,136	3,747	4,886
合 計	5,926	2,047	7,973	455	5,922	4,390	10,490

2. 公文書公開請求情報及び情報提供情報の分野別内訳

分 野	公文書公開 請求件数	情 報 提 供 件 数		
		閲 覧	案 内	計
人口関係情報	1(0.2)	382(6.5)	46(1.0)	428(4.2)
土地自然関係情報	2(0.4)	293(4.9)	39(0.9)	332(3.1)
資源エネルギー関係情報	0(0)	43(0.7)	10(0.2)	53(0.5)
健康医療関係情報	69(15.2)	138(2.3)	139(3.3)	277(2.7)
社会福祉関係情報	5(1.0)	165(2.9)	299(6.8)	464(4.5)
雇用関係情報	0(0)	83(1.4)	312(7.1)	395(3.8)
消費生活関係情報	12(2.6)	82(1.4)	67(1.5)	149(1.4)
教育関係情報	41(9.0)	284(4.8)	208(4.7)	492(4.8)
文化関係情報	13(2.8)	276(4.7)	235(5.4)	511(5.0)
防災防犯関係情報	17(3.8)	160(2.7)	181(4.1)	341(3.3)
生活環境関係情報	76(16.7)	402(6.9)	1,338(30.5)	1,740(16.9)
交通運輸関係情報	3(0.6)	96(1.6)	83(1.9)	179(1.8)
公害自然環境関係情報	83(18.3)	322(5.4)	111(2.5)	433(4.3)
産業関係情報	12(2.6)	834(14.0)	210(4.8)	1,044(10.1)
行政一般関係情報	121(26.8)	2,362(39.8)	1,103(25.3)	3,465(33.6)
合 計	455(100)	5,922(100)	4,381(100)	10,303(100)

3. 公文書公開請求の処理内訳

処 理 済	公 開	378
	一部公開	65
	非 公 開	6
	計	449
未処理（公開、非公開の決定前のもの）		0
取 下 げ そ の 他		6
合 計		455

新しい課題となるが、行政データ県民利用システムとして新しい試みが始まっている。

(3) プライバシーの保護

プライバシーの概念は、我国では十分に成熟していないが、一般的には「一人にしてもらう権利」から「自己に関する情報の流れをコントロール(管理)する権利」へと変化してきている。このことを考えれば、情報化社会の進展に伴い、様々な個人情報が大量に流通していることは重要な意味をもってくる。例えば、クレジットカードの流通や商業部門における顧客管理、割賦販売の増加等により民間信用機関による個人情報の収集・蓄積がなされている。民間信用機関は「貸金業の規制等に関する法律」において「信用情報機関」として定めてあるように社会制度としてすでに機能していることから、プライバシーの問題は自己情報のコントロールの問題となっている状況にある。

プライバシーの保護と現状について、きわめて詳細な研究をおこなっている行政管理庁プライバシー保護研究会では、次のような場合にプライバシーの侵害の恐れがあると指摘している。(注7)

- a . データを処理する者が業務の目的の遂行に必要なデータ以外のデータ収集・蓄積し、または違法、不当な手段によってデータの収集を行いそれが種々の目的に利用される場合
- b . 各種の目的で収集された個人データが広く交換あるいは集中化され、データが収集目的以外に利用される場合

- c . 誤ったデータ、過去の特定時のみのデータ、一部分のみのデータなどが利用され、又は流通する場合
- d . 正当な権限のない者又はデータ処理担当職員が不当にファイルにアクセスし、個人データを改ざん、加工又は外部に漏えいする場合

従来までのプライバシー保護は、それぞれの個別法の中で対応されてきている。それは、基本的人権や通信の秘密等に関連した、刑法、民法、郵便法、公衆電気通信法と、公務員あるいはそれに相当する職務にある者に対する「守秘義務」あるいは「職務上知りえた秘密の漏えいの禁止」という服務上の規定によるものがある。(巻末資料参照)

しかしながら、上記の守秘義務等の趣旨が現在プライバシー保護の中心である「個人情報の保護」の趣旨と合致するか必ずしも明確ではなく、近年各地の自治体において条例化されている電子計算組織に関するデータ保護における条文に見られるような「個人情報の保護」により、プライバシー保護を保障しまた確立することが全般的な傾向であるといえる。

それは行政分野における個人情報が、より市民に密接な市町村に多く保有されており、また、それらの個人情報は電子情報としてファイル・システム化が図られている。電子情報に関するデータ保護として、表2 - 3 - 9のとおり 144 の市町村が個人情報の保護をうたった条例を制定している。なお住民記録のコンピュータ利用は、昭和58年3月末現在で全国で1600団体、神奈川県内の自治体は24

市町村で、このうち1市2町で個人情報保護をもちこんだ条例を、2市1町で規則を制定している。(表2-3-10)(注8)

県段階では、プライバシーの保護を目的とした条例はないが、情報公開条例にお

ける非公開文書の第一としてとりあげられており、行政情報の公開に関して重要な判断基準となっている。

なお、福岡県春日市は、「春日市個人情報保護条例」昭和59年7月7日に公

表2-3-9 プライバシー保護条例の制定状況

都道府県	市区	町村	その他	計
北海道		1		1
青森		1		1
岩手	1	1		2
宮城	6			6
秋田	2	8	1*	11
山形	4	1		5
福島		3		3
茨城	1			1
栃木	1			1
群馬		1		1
埼玉	9	3		12
千葉	1			1
東京	16内(11)**			16
神奈川	1	2		3
新潟	1	1		2
岐阜	1	3		4
静岡	3	5		8
愛知	4	2		6
滋賀	1	1		2
京都		5		5
大阪	7			7
兵庫	2	6		8
奈良	2			2
鳥取		2		2
島根	1			1
岡山	1			1
徳島	1	1		2
香川	4	15		19
愛媛		2		2
高知	1			1
福岡	3			3
長崎		3		3
宮崎	1			1
沖縄	1			1
計	76	67	1	144

出典 ジェリリスト増刊 条例集覧 1984.1号

表2-3-10

神奈川県内市町村のプライバシー保護の制定条例(規則)名

公布年月日	条例または規則名
昭和54年 3月28日	茅ヶ崎市電子計算組織の運営に関する条例
昭和55年 3月1日	湯河原町 "
昭和58年 3月22日	真鶴町電子計算組織に係るデータ保護等に関する条例
昭和54年 5月1日	厚木市電子計算組織の運営に関する規則
昭和55年 4月1日	綾瀬市電子組織運営規程
昭和58年 9月28日	愛川町電子計算組織の運営に関する規則

出典 神奈川県昭和58年度市町村便覧

表2 - 3 - 1 1

神奈川県内市町村のデータ

保護関係規定一覧表

分 市町村名	データ保護関係規定		
	条例規則	その他	無
横浜市			
川崎市			
横須賀市			
平塚市			
鎌倉市			
藤沢市			
小田原市			
茅ヶ崎市			
逗子市			
相模原市			
三浦市			
秦野市			
厚木市			
大和市			
伊勢原市			
海老名市			
座間市			
南足柄市			
綾瀬市			
葉山町			
寒川町			
大磯町			
二宮町			
中井町			
大井町			
松田町			
山北町			
開成町			
箱根町			
真鶴町			
湯河原町			
愛川町			
清川村			
城山町			
津久井町			
相模湖町			
藤野町			

条例、規則

出典 神奈川県 昭和58年度市町村便覧

布している。この条例は、電子情報に限定せず、また原則として行政以外が保有する個人情報についても保護することを目的としているのが大きな特徴である。

(4) 行政サービスの情報システム化

様々な行政サービスの中には、情報やその基盤を整備することでその機能を十分に発揮するものがある。例えば、すでに運用されている、地震に関する情報を正確にかつ迅速に多数の人々に伝達する防災関連情報システム、地域の病院、医院等の機関を結び、119番における急病人の搬送病院への的確な指示を行う救急情報システムなどがそれである。これらの情報システムは、自然災害や公害、事故、病気等から県民の生命や安全あるいは健康を守るためのもので、今後、コンピュータ等の電子機器と通信技術の発展により、これらの情報システムをよりきめ細く構築運営し、的確な情報を提供してゆくことが行政サービスの一つの柱となることが予想される。

一方、現在は完成されたシステムとはなっていないが、県民生活の利便性の向上を図る様々な情報システムが計画されている。これらの具体例としては、次の項で述べるが、表2 - 3 - 1 2にあるように、教育情報システムや地域情報センターがそれに当たるといえる。

現状において、行政サービスの情報システム化は始まったばかりだが、これらのものが、行政の担う社会情報システムとしてさらに様々に展開されるものと予想される。

表2 - 3 - 12 地域内情報通信システムの動向

1. 地域内情報通信システムへの対応状況(県)

(%)

	N	実施 設 営 中	事 業 計 画 中	検 討 中	今 が 後 検 討 要
防災関連情報システム	31	87.1		3.2	6.5
道路交通情報システム	31	83.9	3.2		6.5
救急医療情報システム	31	58.1		25.8	9.7
気象情報システム	31	19.4		9.7	29.0
農業関連情報システム	31	12.9	9.7	29.0	32.3
健康管理情報システム	31	3.2		12.9	51.6
庁内OAシステム	31	12.9	3.2	54.8	25.8
教育情報システム	31	3.2		9.7	54.8
住民参加システム	31	3.2			48.4
地域情報センター	31	9.7		9.7	48.4

2. システム導入の可能性(県)

システム	可能性あり(%)	可能性なし(%)	N
救急医療情報システム	69	15	13
気象情報システム	28	40	25
農業関連情報システム	67	21	24
健康管理情報システム	70	17	30
庁内OAシステム	89	0	26
教育情報システム	53	33	30
住民参加システム	53	27	30
地域情報センター	71	11	28

3. 地域内情報通信システムの対応状況（市）

（％）

	N	実施 設 営 中	事 業 成 計 画 中	検 討 中	今 が 後 必 検 討 要	以 前 に 検 討 し た	特 別 な 対 応 な し	不 明
防災関連情報システム	403	33.7	4.0	9.7	33.7	1.5	16.9	0.5
道路交通情報システム	403	3.2	0.2	0.7	21.6		73.7	0.5
救急医療情報システム	403	35.0	2.5	5.5	29.5	0.5	26.6	0.5
気象情報システム	403	6.0	0.7	1.2	12.7	0.2	78.7	0.5
農業関連情報システム	403	4.2		1.7	22.6	0.5	70.0	1.0
健康管理情報システム	403	6.7	0.2	6.5	41.4	0.2	44.2	0.7
庁内OAシステム	403	20.3	8.9	33.0	31.3	1.0	4.7	0.7
教育情報システム	403	1.0	0.2	1.7	24.8	0.5	71.0	0.7
住民参加システム	403	0.2		3.5	41.2	0.7	53.6	0.7
地域情報センター	403	0.7	0.7	3.7	41.2		52.9	0.7

4. システム導入の可能性（市）

システム	可能性あり（％）	可能性なし（％）	N
防災関連情報システム	46	38	249
道路交通情報システム	19	60	387
救急医療情報システム	41	38	250
気象情報システム	12	68	374
農業関連情報システム	20	58	382
健康管理情報システム	39	40	372
庁内OAシステム	75	8	282
教育情報システム	21	60	395
住民参加システム	32	49	399
地域情報センター	38	44	394

出典 電気通信総合研究所「地方自治体における情報通信への取り組みに関する調査」

3. 神奈川県における情報システム

神奈川県において開発され運営している主な情報システムは、表2-3-13のとおりである。これらには、コンピュータを利用していないものもあるが、ここではその目的が行政内部を対象とし

たものを「行政情報システム」と、県民を対象としたものを「社会情報システム」として類別した。ここで主なものについて概観する。

表2-3-13 神奈川県における主な情報システム一覧表

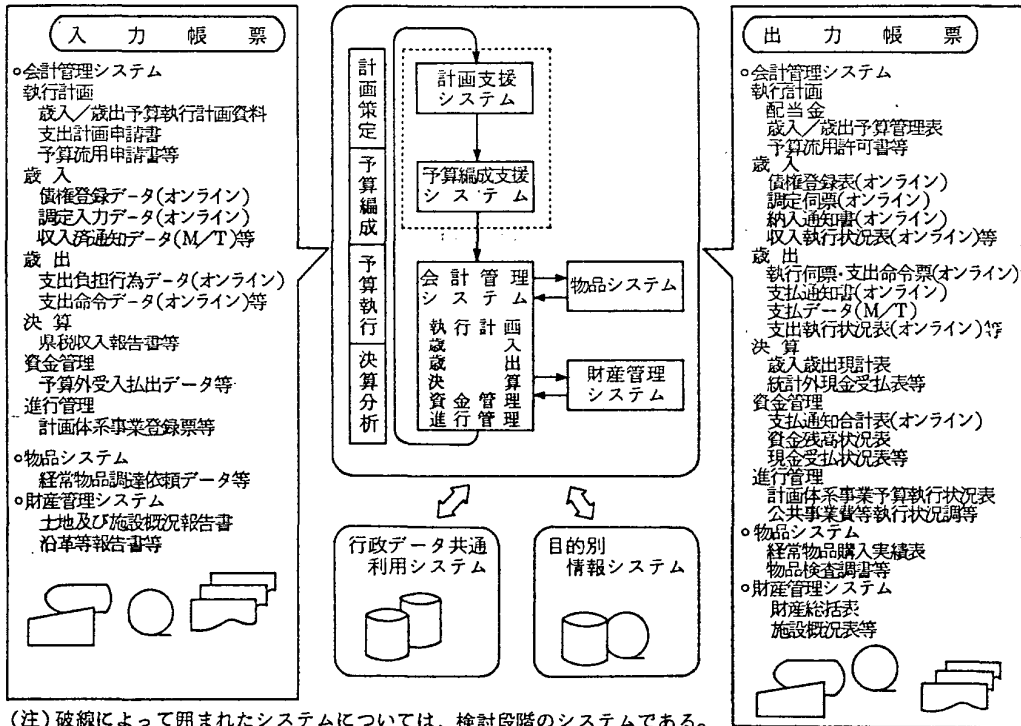
システム名	担当課	運用開始年月	備考
(行政情報システム)			
住宅管理	住宅管理課	S.45.10	オンラインデータベース主コンピュータ
自動車税	税務課	S.49.4 S.54.4	"
法人二税	"	S52.10	"
財務会計システム	財政課外	S.58.4	"
食品衛生管理システム	食品衛生課	S.58.4	財務会計用 端末利用
産業廃棄物 情報管理システム	環境整備課	S.58.4	主コンピュータ
水質管理システム	水質保全課	S.58.4	"
行政データ 共通利用システム	電算システム課	S.59.4	オンラインデータベース主コンピュータ
都市情報システム	都市政策課	S.59.4	PC-9800
林政情報システム	林務課	S.59.4	委託
環境情報システム	環境管理課	S.59.7	APPOLO-PN 460 PC-9800
(社会情報システム)			
水防テレメーター (水防情報管理システム)	河港課	S.41.4	
交通管制システム	県警	S.44.	U-400 U-1500
大気汚染常時 監視システム	大気保全課	S.48.4	NEC-MS
薬物情報電話サービス	薬務課	S.51.9	
地震情報センター 地震広報センター	防災消防課	S.56.4	
救急医療情報システム	医療整備課	S.57.7	委託 (電電公社)
危害情報システム	消費生活課	S.57.8	
情報提供システム	県政情報室	S.58.4	
行政データ 県民利用システム	"	S.59.4	オンラインデータベース主コンピュータ
技術情報センター	工業試験所	S.57.6	
スポーツ情報システム	体育課	S.59.9	パソコン

(1) 行政情報システム

神奈川県行政情報システムの根幹となっているのは、(ア) 財務会計システム、(イ) 行政データ共通利用システムであ

り、(ウ) 都市情報システム、(エ) 林政情報システム、(オ) 環境情報システムは、地図情報のコンピュータシステムとしての特色を持っている。

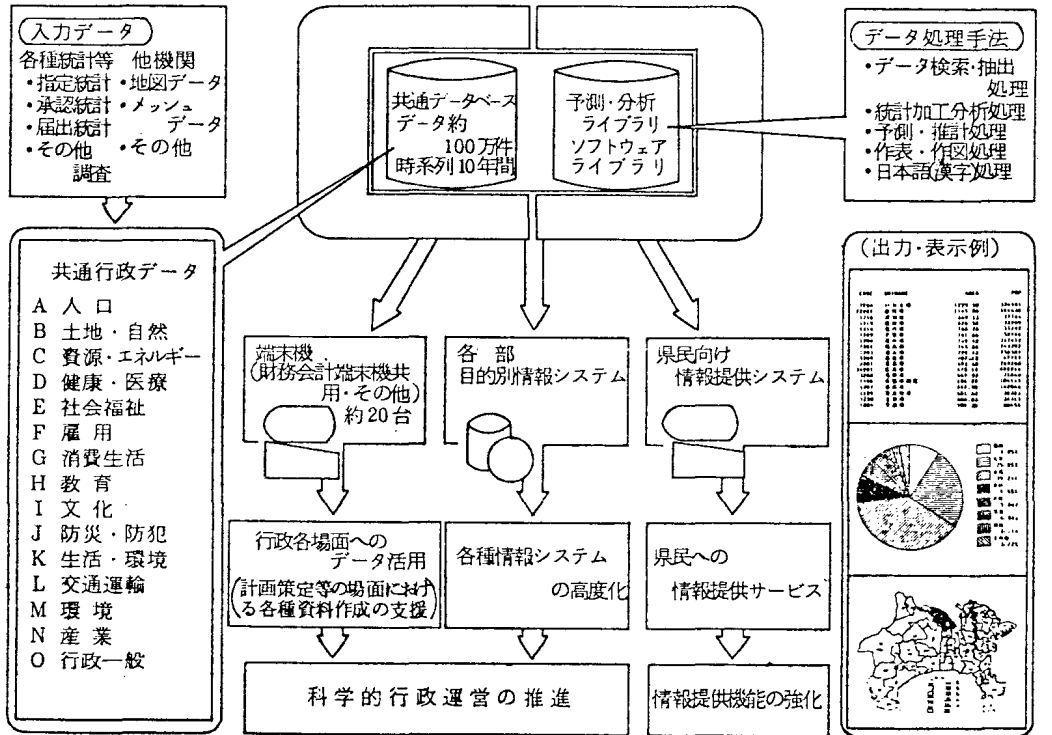
ア 財務会計システム概要



計画的な県行政の執行と、新たな経営的理念に基づいた行財政運営を行うにあたっては、行財政情報を適時・的確に計画部門や各管理者に提供するという行政情報システムが必要である。

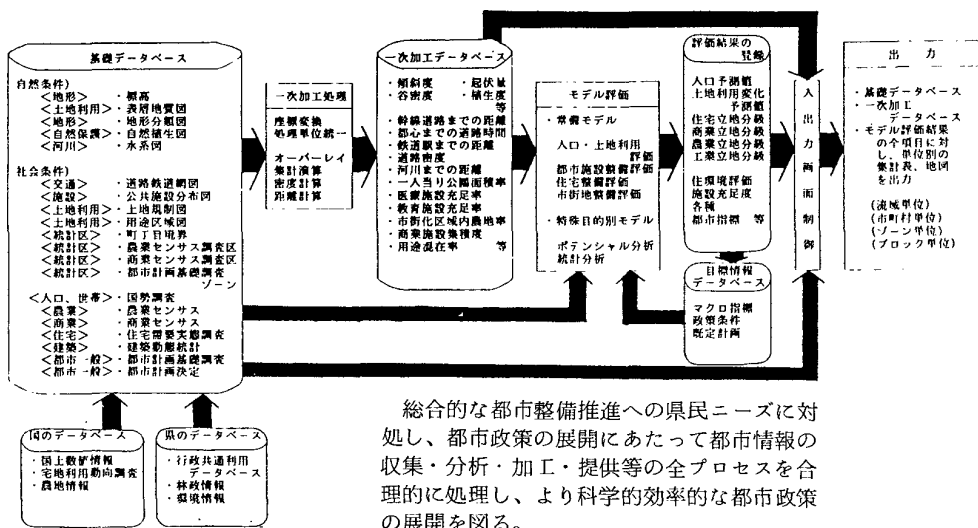
財務会計システムは、その一つとして、コンピュータを高度に利用して会計事務の管理及び処理を高度化するとともに、そこに蓄積された情報を提供する「情報システム」である。

イ 行政データ共通利用システム



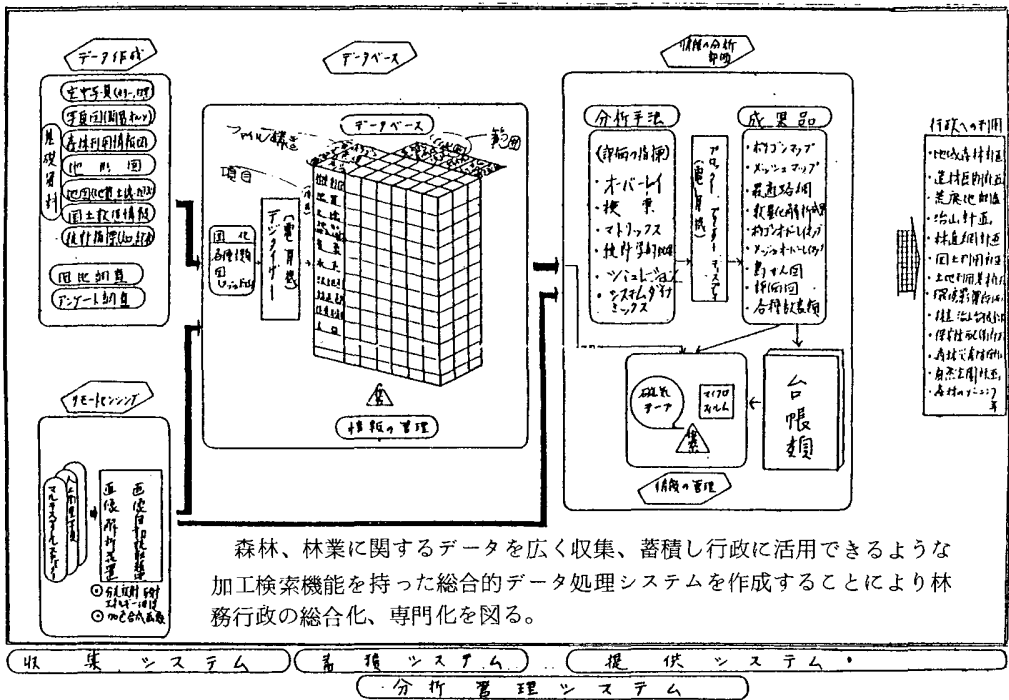
県行政の各部門において共通的に必要とされるデータをコンピュータにより一元的に管理するとともに、集計、作図、分析等汎用的な手法や予測手法等を提供することによって、科学的、効率的な行政運営を推進するとともに、情報提供システムへの支援を図る情報システムである。

ウ 都市情報システム概要図



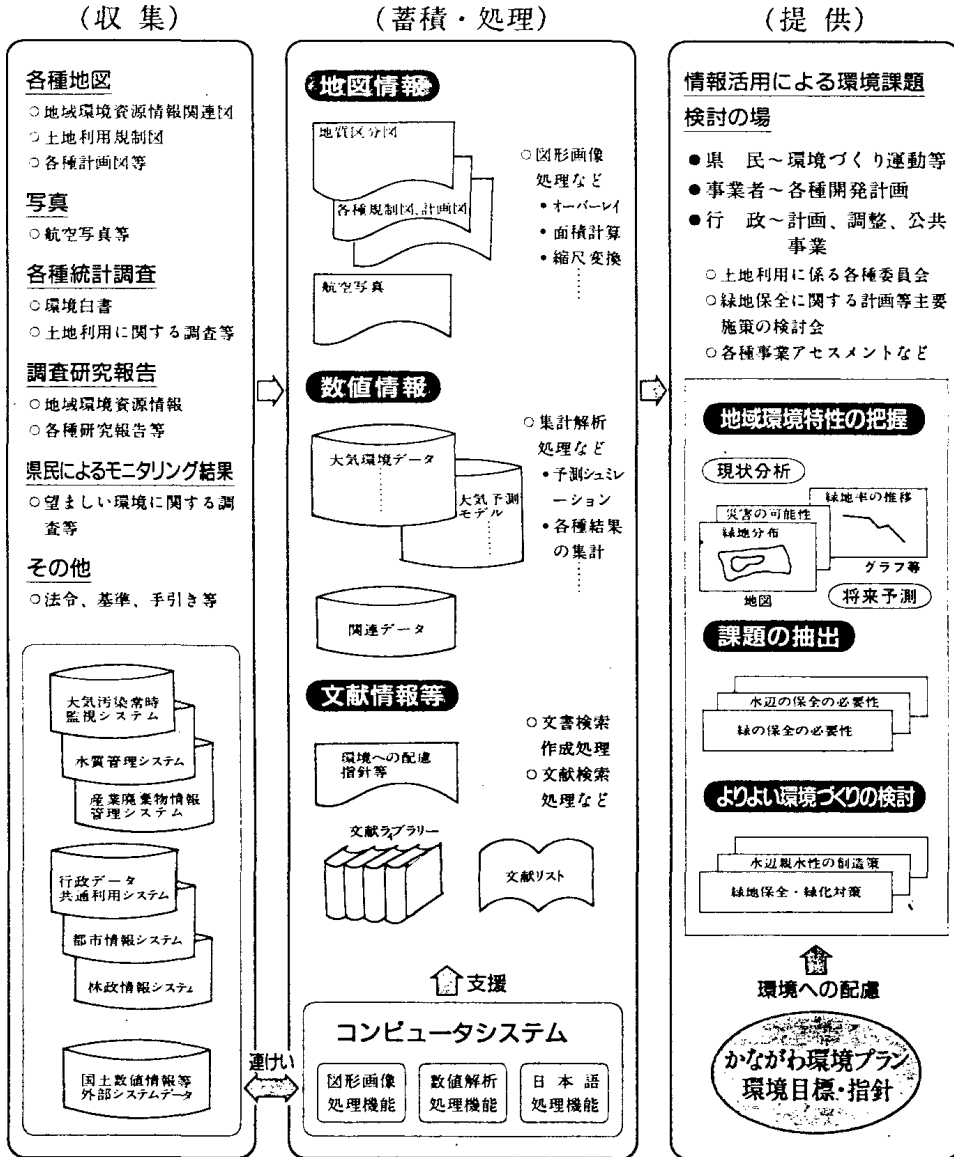
総合的な都市整備推進への県民ニーズに対処し、都市政策の展開にあたって都市情報の収集・分析・加工・提供等の全プロセスを合理的に処理し、より科学的効率的な都市政策の展開を図る。

エ 林政情報システム概要図



森林、林業に関するデータを広く収集、蓄積し行政に活用できるように加工検索機能を持った総合的なデータ処理システムを作成することにより林務行政の総合化、専門化を図る。

オ 環境情報システム



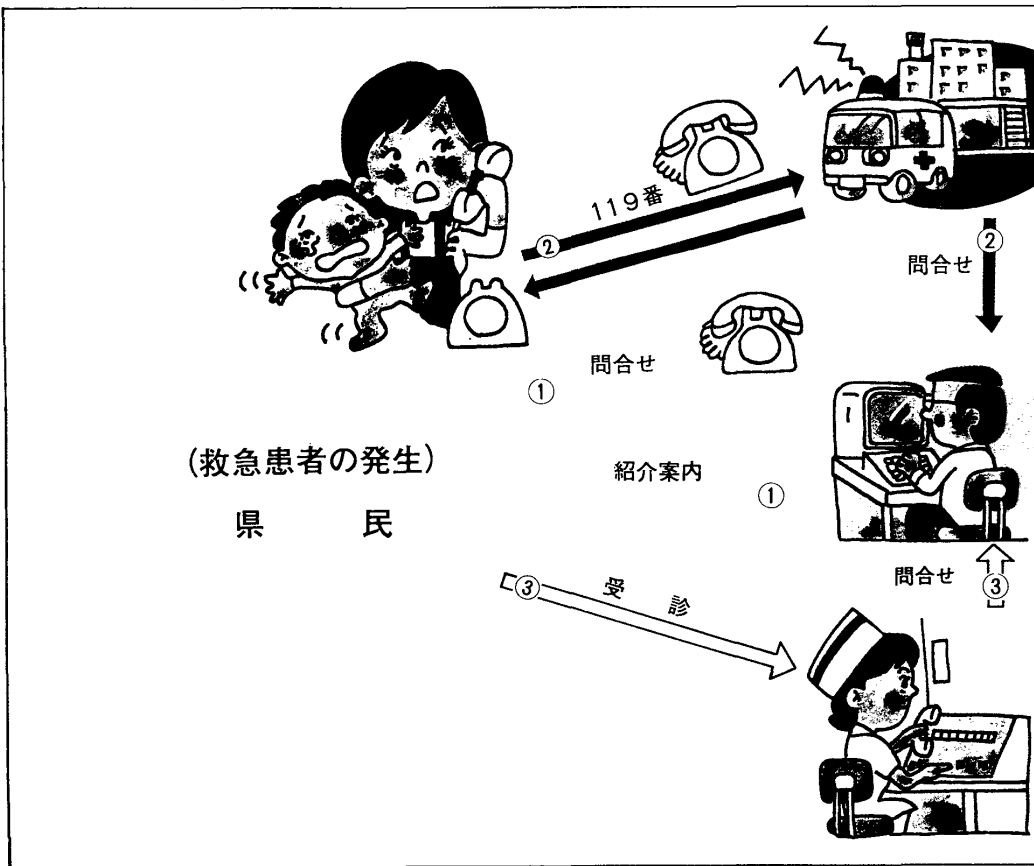
多様かつ多量の環境情報を効率的に収集・蓄積・処理し、地域の環境情報を地図などのわかりやすい形で提供を図る。

(2) 社会情報システム

交通管制システムや大気汚染監視システムのようにすでに10年以上の実績を持つものもあるが、全般に萌芽期ともいえるべき時期である。この中でその目的あるいは情報の種類により3つに大別すると、
 (ア) 救急医療情報システム、(イ) 危

害情報システムが代表するような、県民の日常生活における病気や事故から生命を守るシステム、より予報的な情報が主となる(ウ)地震情報センター、(エ)大気汚染常時監視システムのように地震等の自然災害から県民の生命や安全を守るシステム、(オ)行政データ県民利

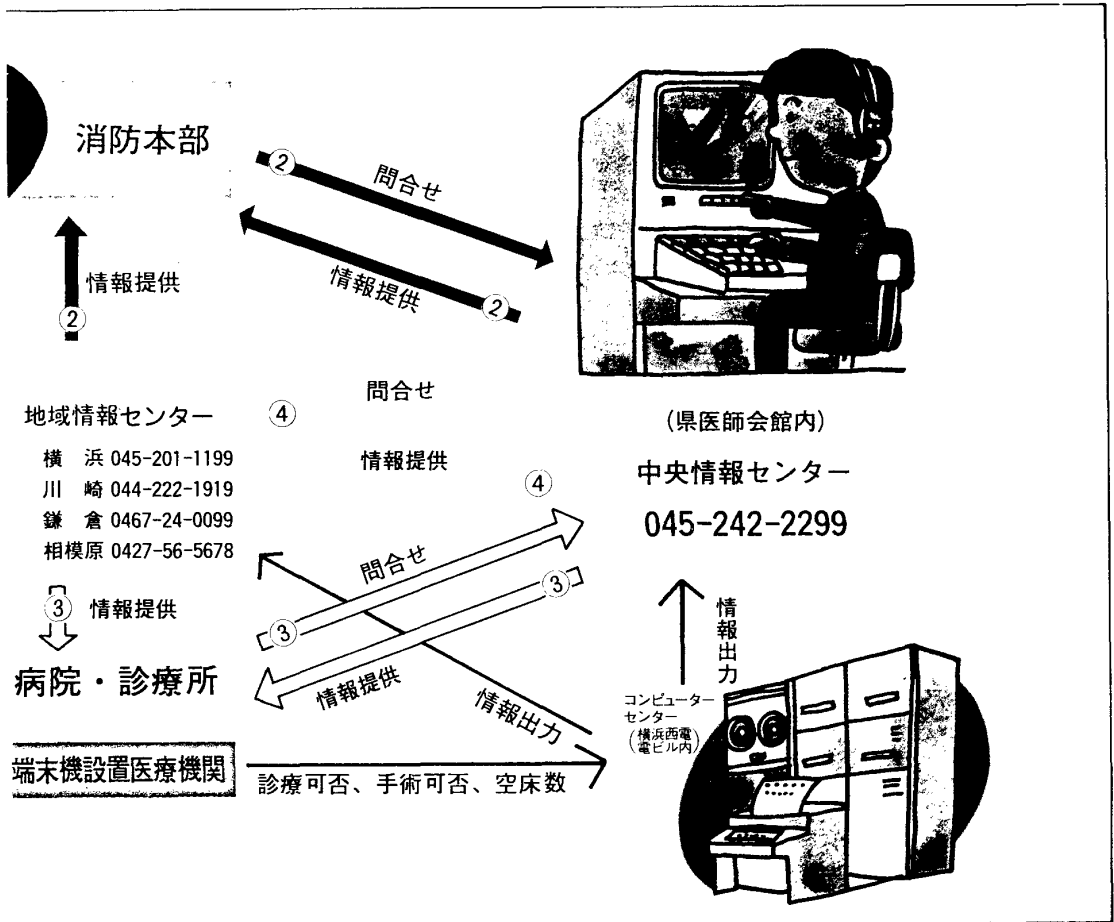
ア 救急医療情報システム概要



このシステムは、県民が急病や交通事故により傷害を受けた場合、それに対応した治療をするの照会に対して適正な情報を提供する。

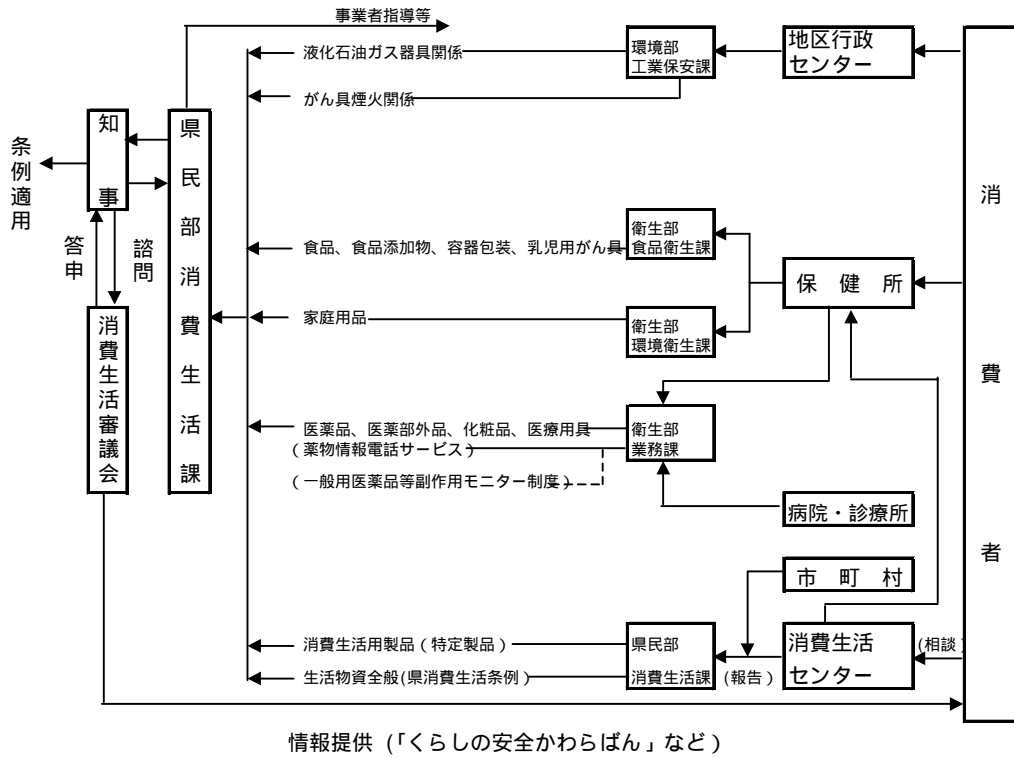
用システム（カ）スポーツ情報システムのように、様々な生活分野における県民の利便を図るための行政情報提供システムである。そしてこれらには、（キ）技術情報センターのように産業界への情報提供も含

み、今後は、都市情報システム、環境情報システム等も県民に開かれることにより、これに含まれることとなる。



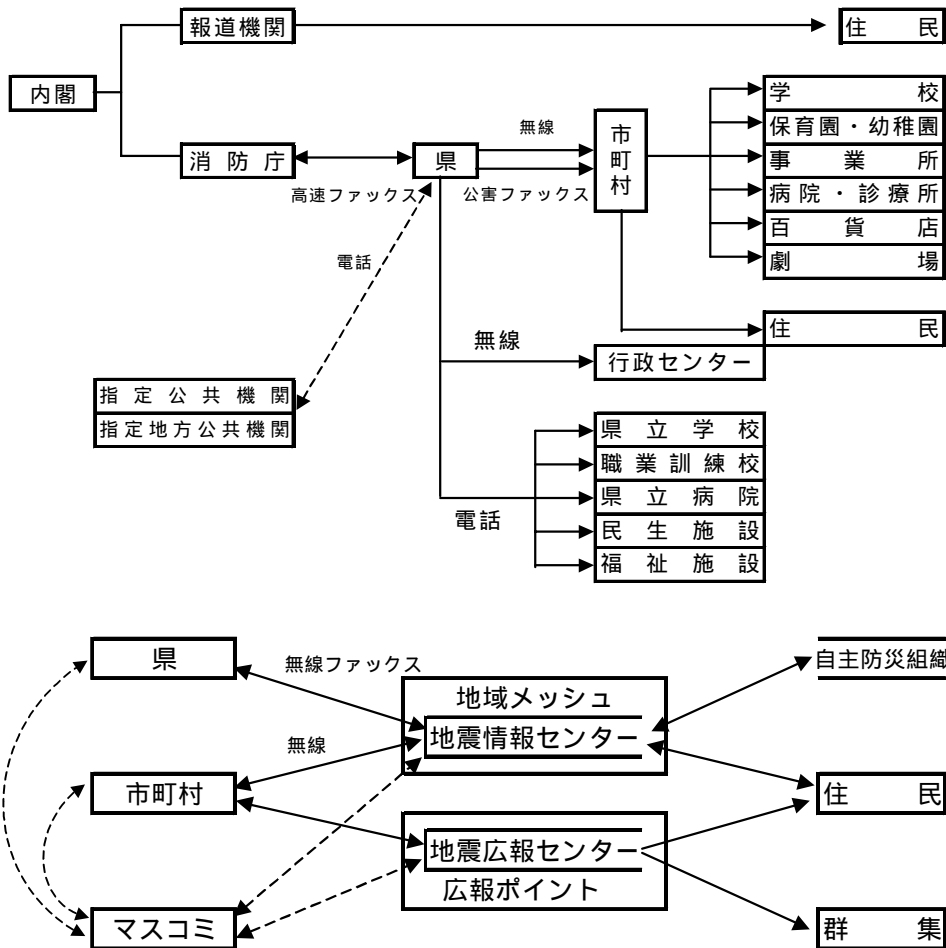
る病院等の受入れ体制に関する情報をあらかじめ収集する事により、県民あるいは各消防本部

イ 危害情報システム概要



消費生活条例に基く「生活物資による危害の発生や拡大を防止」にきめ細かい対応を図る。

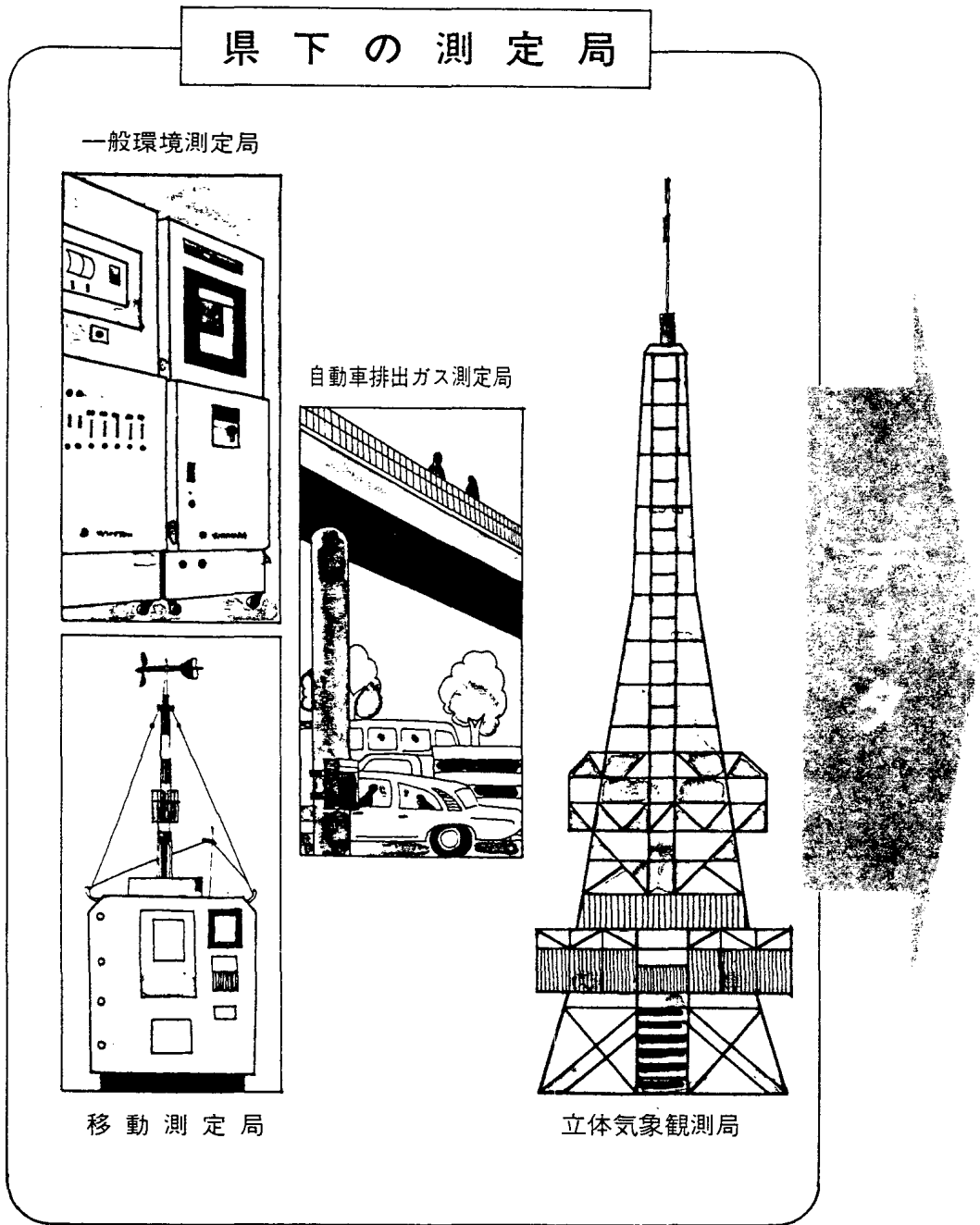
ウ 地震情報センター・地震広報センター概要



このシステムは、「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震予知に伴う「警戒宣言」発令時における適正な情報の伝達とそれによるパニック防止を目的としている。

地震情報センターは、地震に関するほとんどすべての情報(地震前後の様々な情報)を扱い、県行政センター・市町村・消防機関等がこれにあたる。

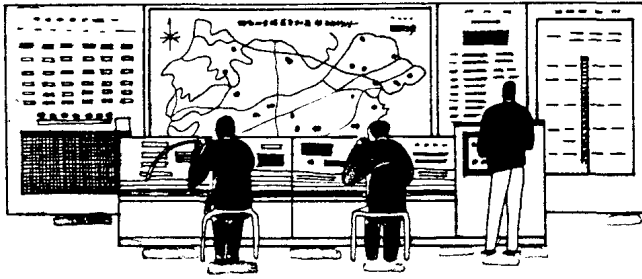
地震広報センターの情報は、駅・ターミナルビル等で不特定多数に対し、「警戒宣言」の発令された後に、ビルの屋上等にセットされている放送設備を利用しテープを再生放送する。



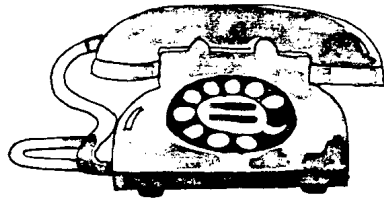
県下の測定局からの測定データを集中管理し、大気汚染状況を集中管理し、大気汚染状況を常時

環 境 部

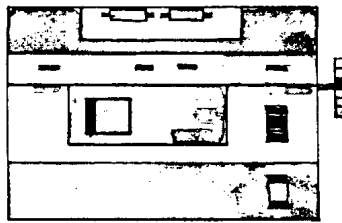
大 気 汚 染 監 視 セ ン タ ー



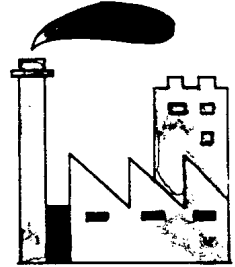
テレホン
サービス



テレファックス

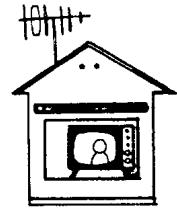


大気汚染緊急時
措置対象工場



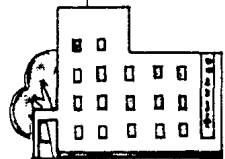
措置の
勧告命令
緊急時の
規制

家庭
(テレビ・ラジオ)



等の情報提供
予報・注意報

市町村・県地区
行政センター



予報の
伝達
等

注意報
警報



学 校

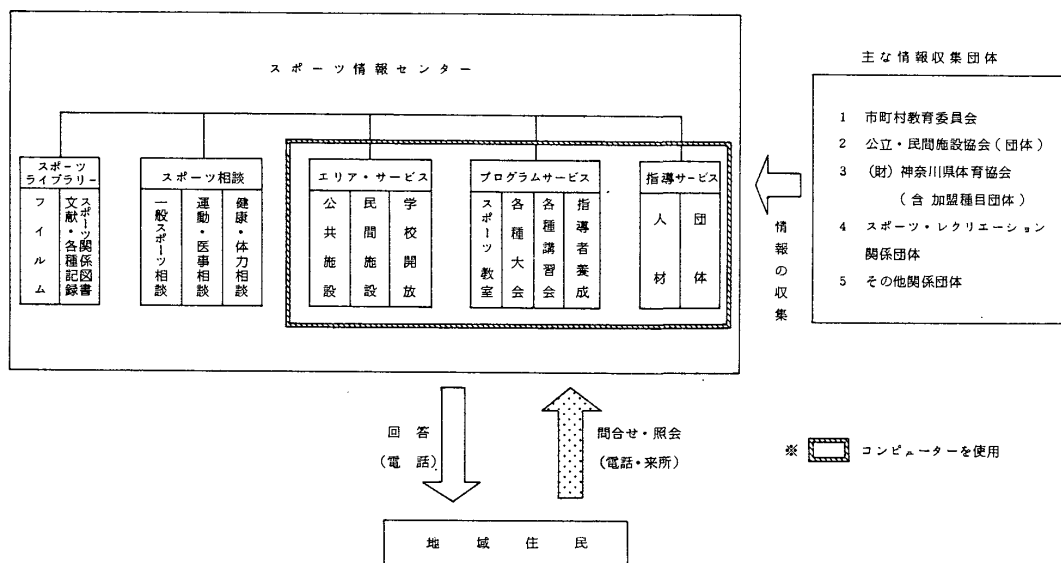
監視し、光化学スモッグ等の発生を予知等をし的確な情報を提供する。

オ 行政データ県民利用システム

人口、土地利用、医療機関、福祉教育、文化施設、消費生活その他の分野の各種データをコンピュータ処理することにより、全国との比較で見た神奈川(都道府県比較約 150 項目) 神奈川の現状(全県・市町村約 300 項目) 神

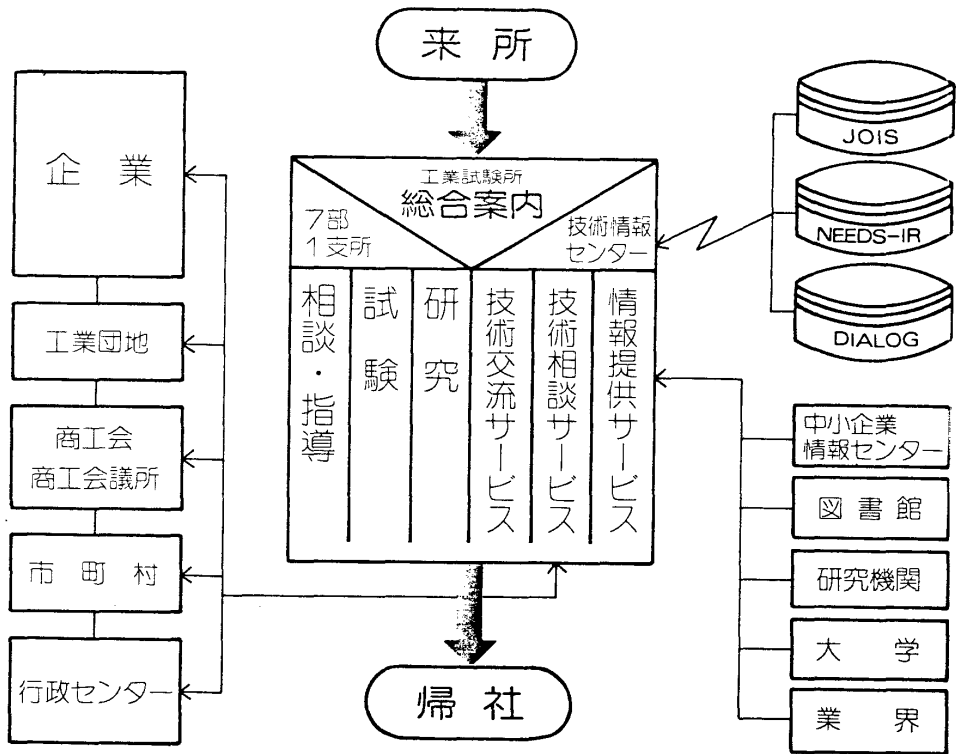
奈川の展望(将来の予測約 20 項目)といった形で迅速に検索し、ゾーンマップや人口ピラミッド等のグラフや地図(図形)としてよりわかりやすく、判断しやすく提供するシステムである。行政データ共通利用システムの県民版で、情報提供システムの一環として構築されている。

カ スポーツ情報システム概要



生涯スポーツの推進にあたって、先導的、奨励の意味からも、スポーツ情報センターを設置し、又スポーツ情報の整備をすすめ、業務を電算化することにより、効率的な業務の遂行及び資的向上等を図る。

キ 技術情報センター概要



「頭脳センター構想」の一環として、技術相談、研究会等および技術資料の閲覧等の情報サービスを行い、さらに外部の専門情報機関と連携して的確な情報を速やかに検索し、総合的な工業技術情報を提供する。

(注 1) 「行政と情報」日本行政学会編 昭和 56 年 3 月
ぎょうせい

(注 2) 「行政情報システムの社会的課題に関する報告書」
行政管理庁編 昭和 58 年 6 月

(注 3) 「地方自治コンピュータ総覧」58 年度版 自治省

(注 4) 「地方自治年鑑 58 年度版」第 1 法規

(注 5) 「神奈川県コンピュータ利用総合構想」神奈川県

(注 6) 高橋誠編著「自治体の経営と効率」学陽書
房 昭和 57 年 4 月

(注 7) 「プライバシー保護の現状と将来」行政管理庁
編 昭和 57 年 7 月 ぎょうせい

(注 8) 注 5 と同じ

第4節 生活分野の情報化

1. 地域のメディア

(1) 地域情報の構造

本節では、地域社会における情報化の動向を明らかにするため、市民生活の視点から情報化について考察する。そのため、市民にかかわる情報環境を、地域情報、情報回路(メディア)・情報行動の三つの視点から分析を行い、最後に家庭生活における情報化について概観する。

地域情報という言葉を広く解釈すれば、ある一定の地域社会のなかで生産、加工、流通される情報で内容的にはその地域にかかわるすべての情報としてとらえることができるし、また、その地域内で生産から消費まで完結する情報としてもとらえることもできる。

ここでは、市民生活にかかわる広い意味での情報として、産業及び行政に対置した意味で市民を主体とした情報としてとらえるものとする。すなわち、生活者としての地域住民にかかわる生活情報として把握するものである。その上で、地域住民として個人だけでなく、各種団体も含めている。各種団体は、市民生活における情報主体として重要な役割を演じているからである。

松原治郎氏によれば、住民生活に関する情報をその生活行為^(注1)に対応させて、「経済情報」「政治・行政情報」「社会情報」「教育文化情報」「余暇情報」に分類し、その他のものとして「公害情報」「保安情報」「防災情報」などをあげている。

本研究チームで行った情報環境に関する調査(以下「情報環境調査」という。)

では、個人に関しては、消費生活、文化、雇用、医療、自主的活動、教育、防災、福祉、公害、行政の各生活領域に分けて、地域情報をとらえている。

また、地域情報はその必要度から次のような区分が考えられる。第一は、個人及び団体が生活(活動)してゆく上でどうしても必要な情報(生活必需情報)で、個人にあっては災害や救急医療に関する情報、団体にあってはその団体の維持運営に関する情報などが考えられる。第二には、緊急性などは低いものの、あると便利な情報(生活利便情報)で、生活の向上や団体の発展に役立つものである。第三が、流言蜚語や誤情報などのたぐいで、生活や団体活動に害を与えるような情報(生活危害情報)である。

市民生活における情報環境または情報化を考える場合、生活必需情報の円滑な流通の確保、生活利便情報の充実及び生活危害情報の発生を抑えることが重要となる。

(2) 市民の情報回路(メディア)と神奈川における現状

情報の入手・伝達などの情報行動は、様々なメディアを用いて行われる。

まずメディアの地域におけるあり方を検討してみる。

市民生活における情報主体(個人及び団体)が、情報を入手又は伝達(情報行動)するための情報の回路となりうるもの、すなわち情報の流れを媒介するメデ

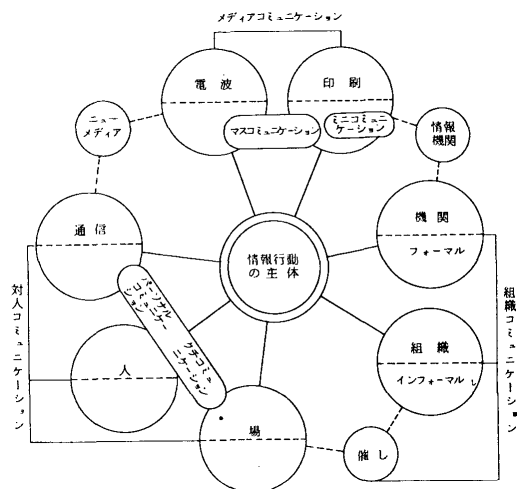
ィア(システム、施設、情報源としての人や組織や機関を含む)を、その特性によって分類すると、次のように考えられる。特に対人系、組織系、機関係、施設系回路の情報機能に関しては、注目する必要がある。また、各回路の相関は次図のとおりである。(図2-4-1)

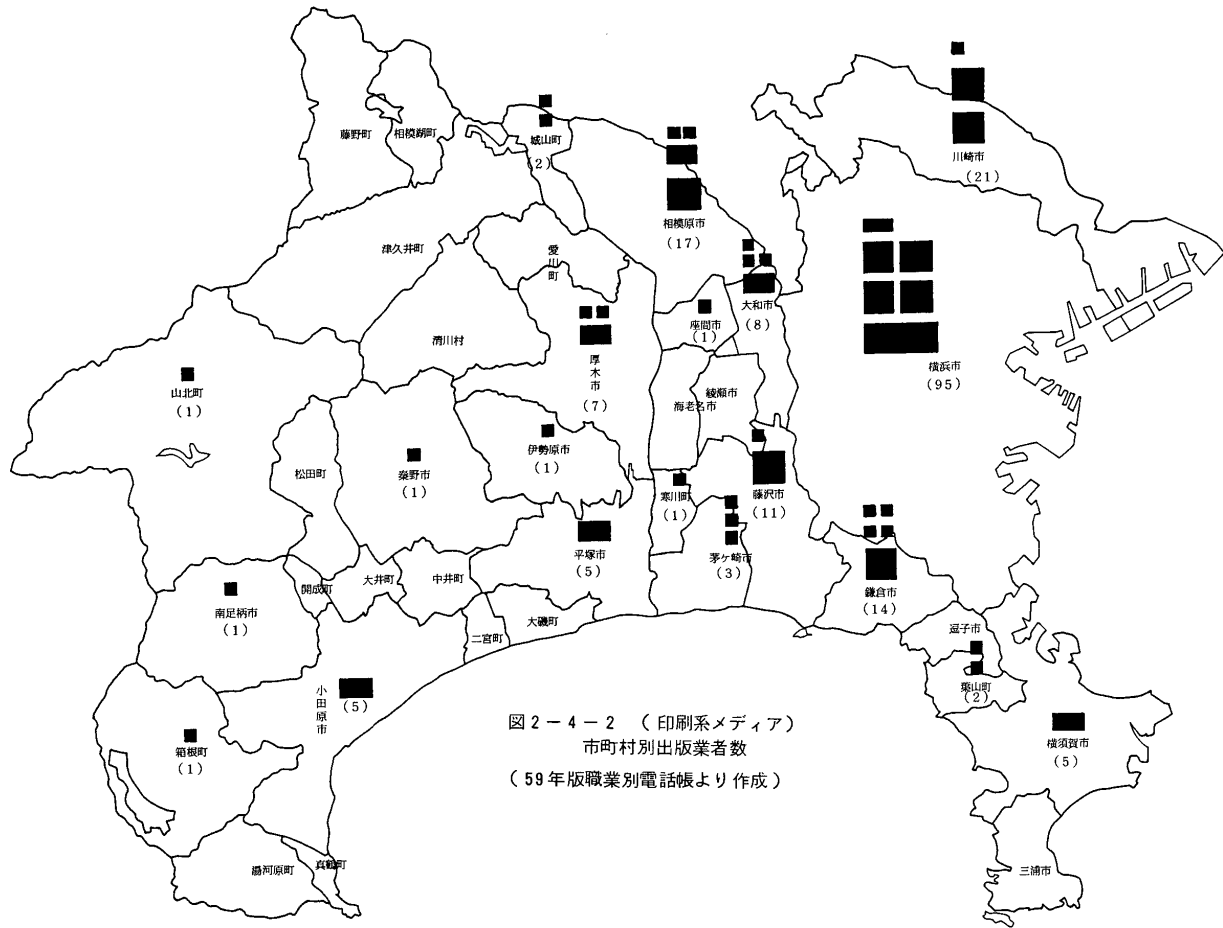
- 電波系メディア(テレビ型)
- テレビ、ラジオ
- 印刷系メディア(活字型)
- 新聞、雑誌、本、パンフレット、広報紙、回覧板、ちらし、ポスター
- 対人系回路(対話型)
- 家族、友人知人、専門家、関係者(団体メンバー)
- 通信系システム(対話型)
- 電話
- 組織系回路(団体系)
- 団体、サークル、講座、団体メンバー、上部団体、類似団体
- 機関係回路(機関型)
- 役所、会社、商店
- 機関係回路(情報機関型)
- 図書館
- 施設系回路(場型、交流型)

個人宅、公共施設集会室、民間施設集会室、喫茶店等飲食店、商店街や公園等の空間

次に、神奈川におけるそれぞれの情報回路の分布を調べると次のようになる。印刷系メディアについては、「出版業」及び「書籍店」をその代表としてとらえ(図2-4-2)(図2-4-3)、対人系については「弁護士」を(図2-4-4)、通信系については「テレホン案内、テレホン相談」を(図2-4-5)、組織系については「ボランティア団体」を(図2-4-6)、機関係(情報機関型)については、「各種学校、じゅく、教授所」(図2-4-7)、と「図書館」を(図2-4-8)、施設系については、「会館」及び「公民館等」を(図2-4-9)(図2-4-8)調査対象とし、市町村別に調査した。

図2-4-1 情報回路相関図





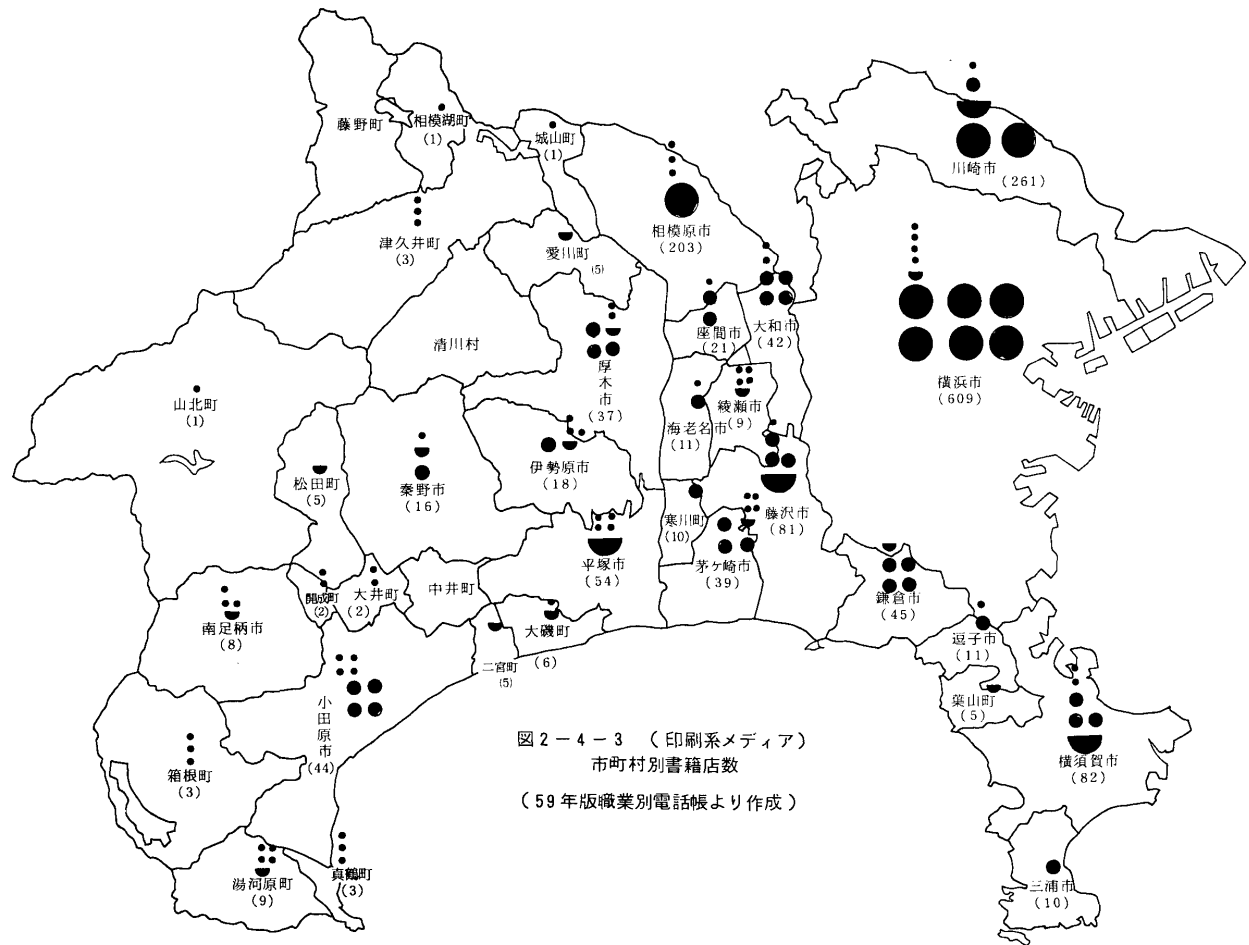
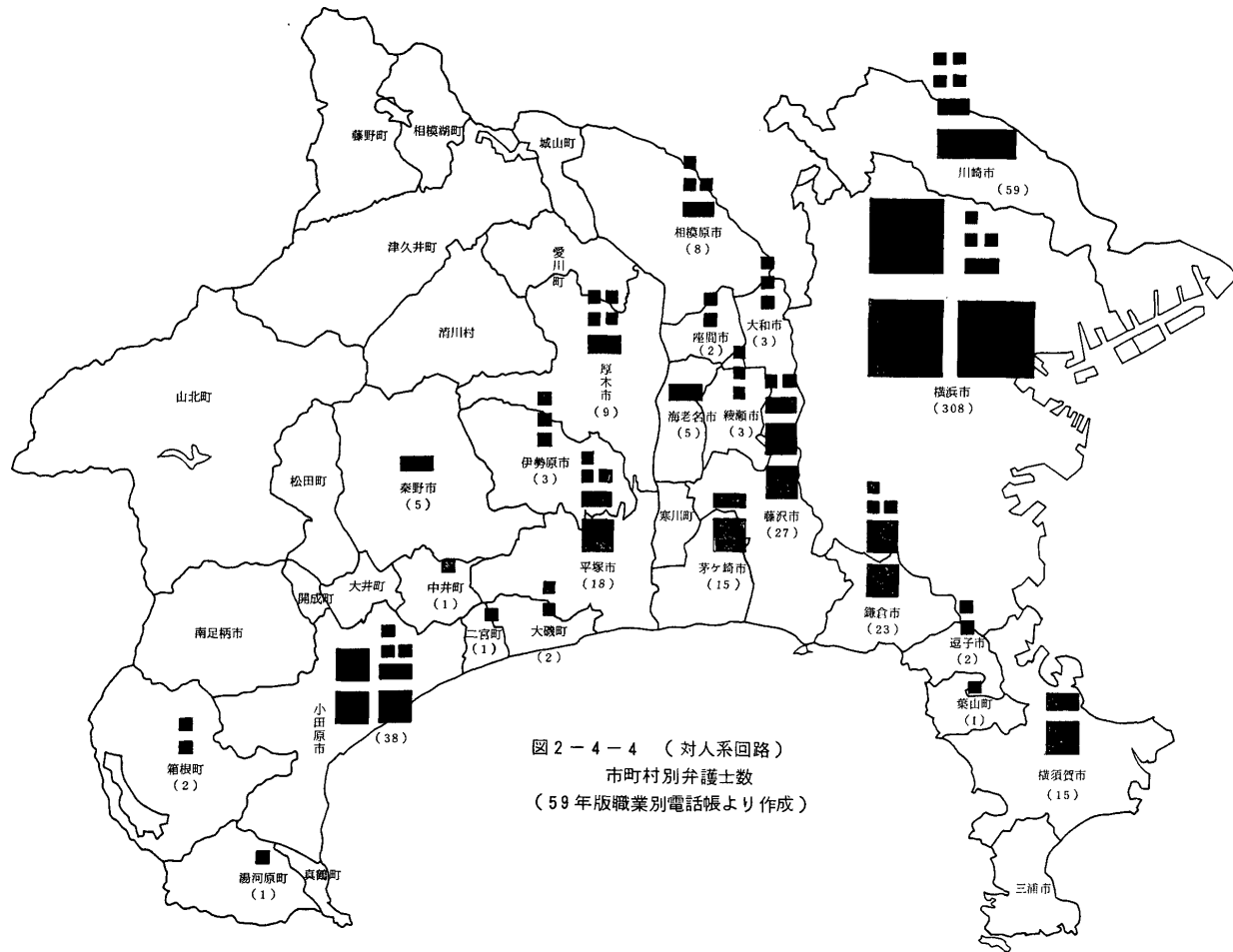


図 2-4-3 (印刷系メディア)
市町村別書籍店数
(59年版職業別電話帳より作成)



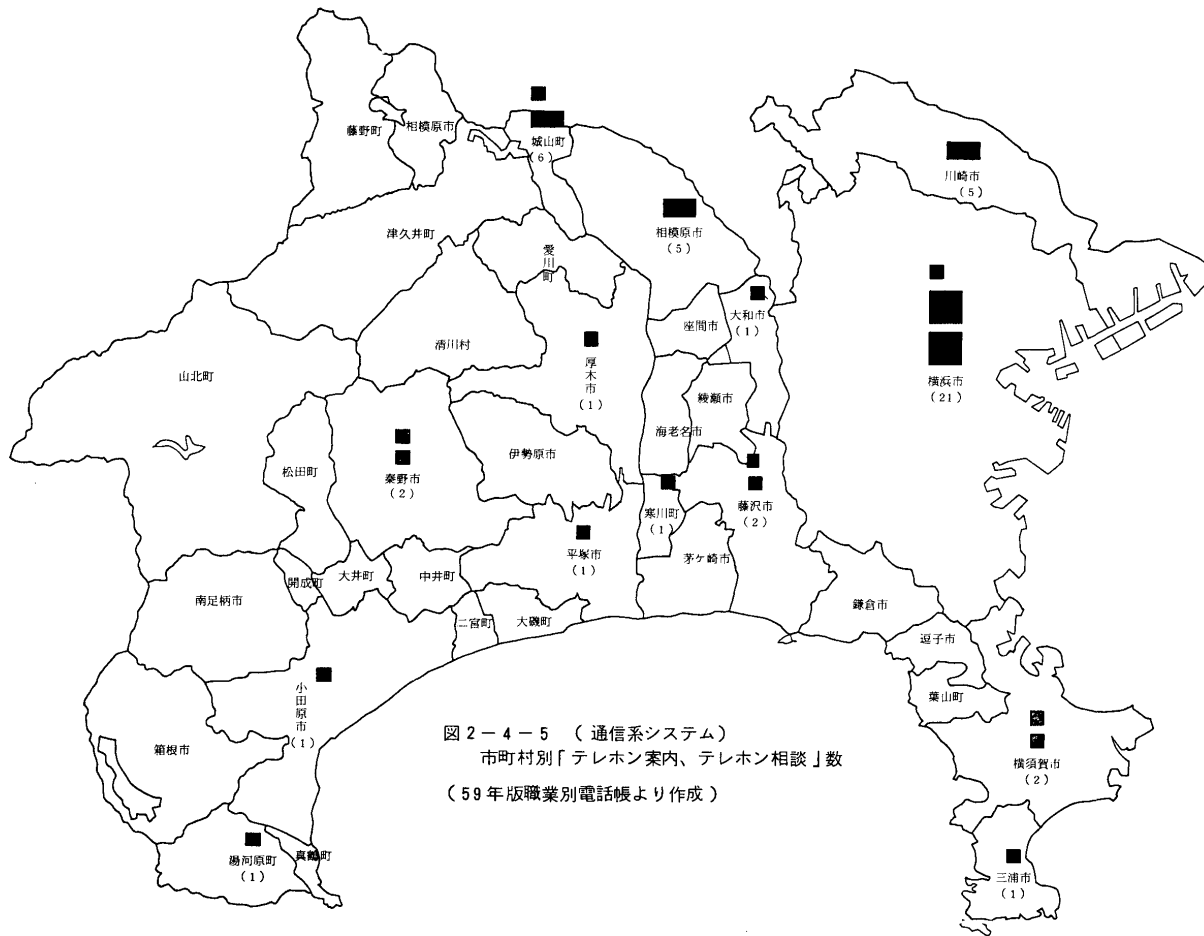
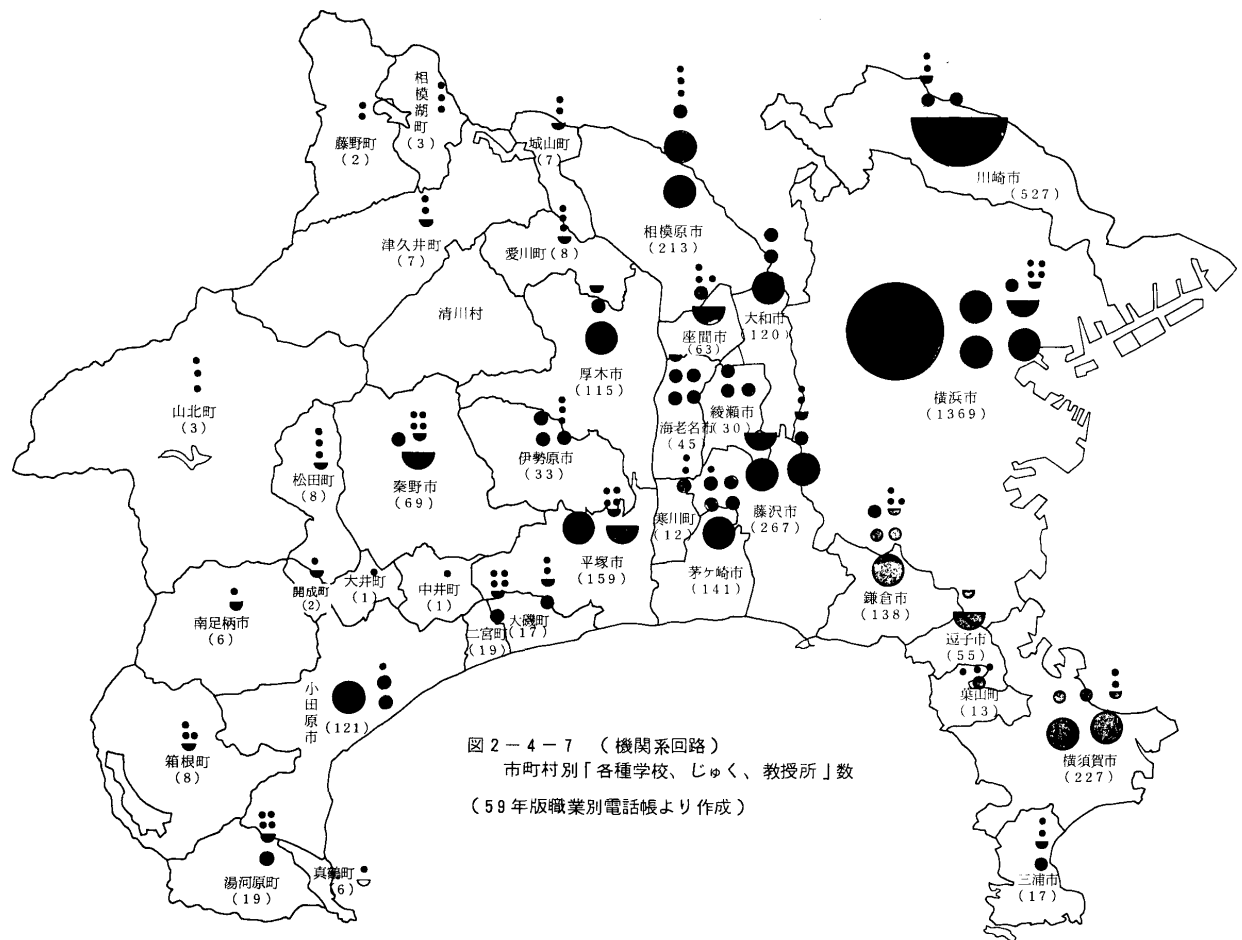
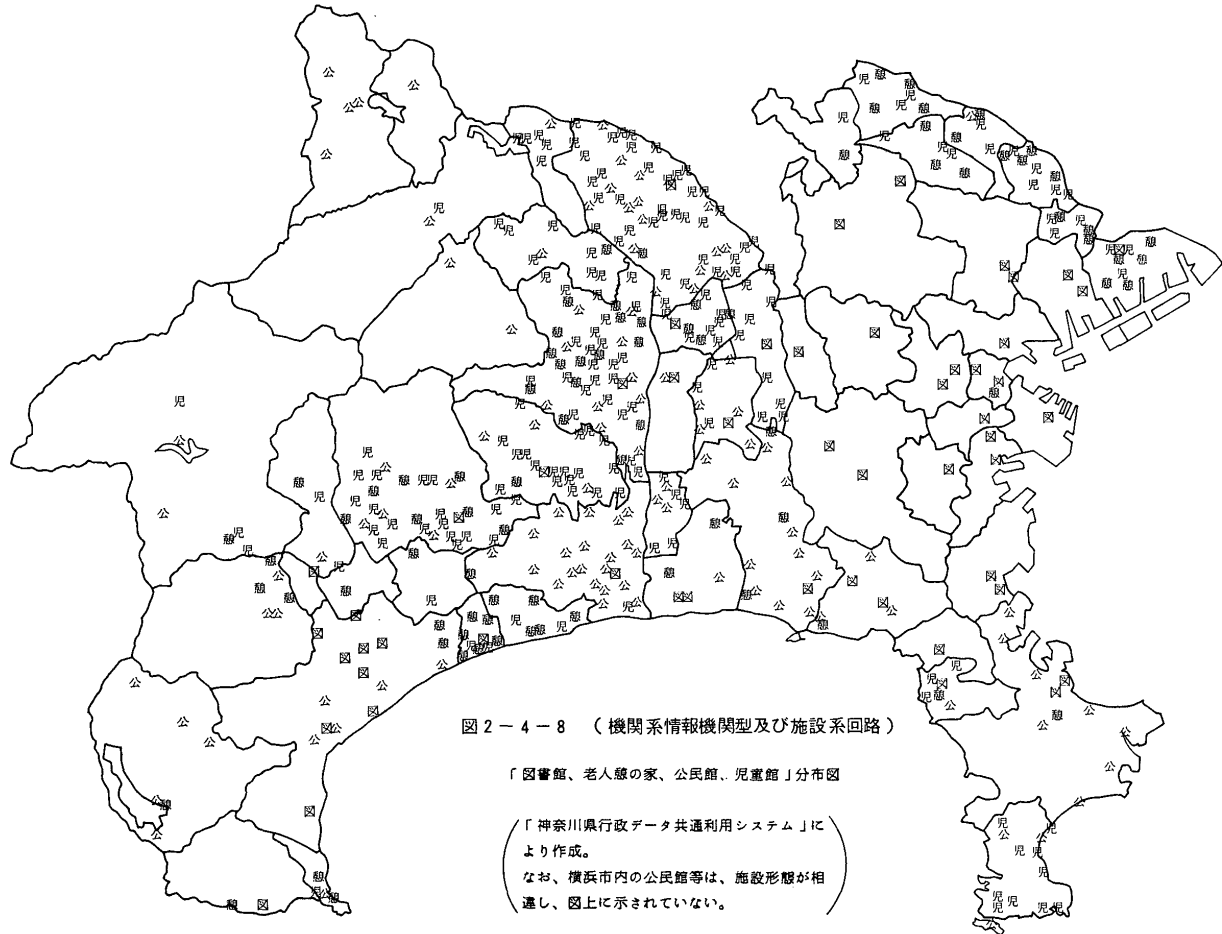


図 2-4-5 (通信系システム)
市町村別「テレホン案内、テレホン相談」数
(59年版職業別電話帳より作成)





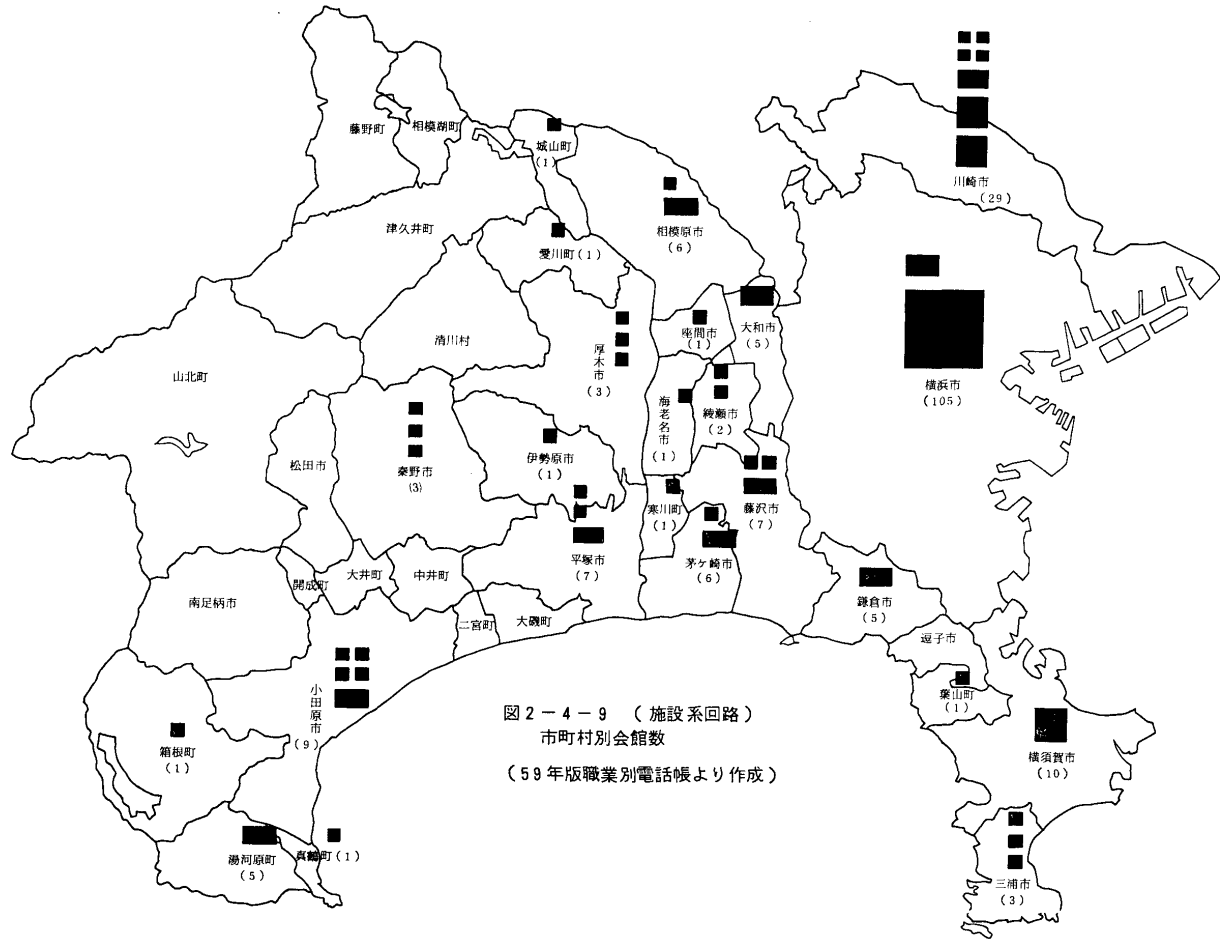


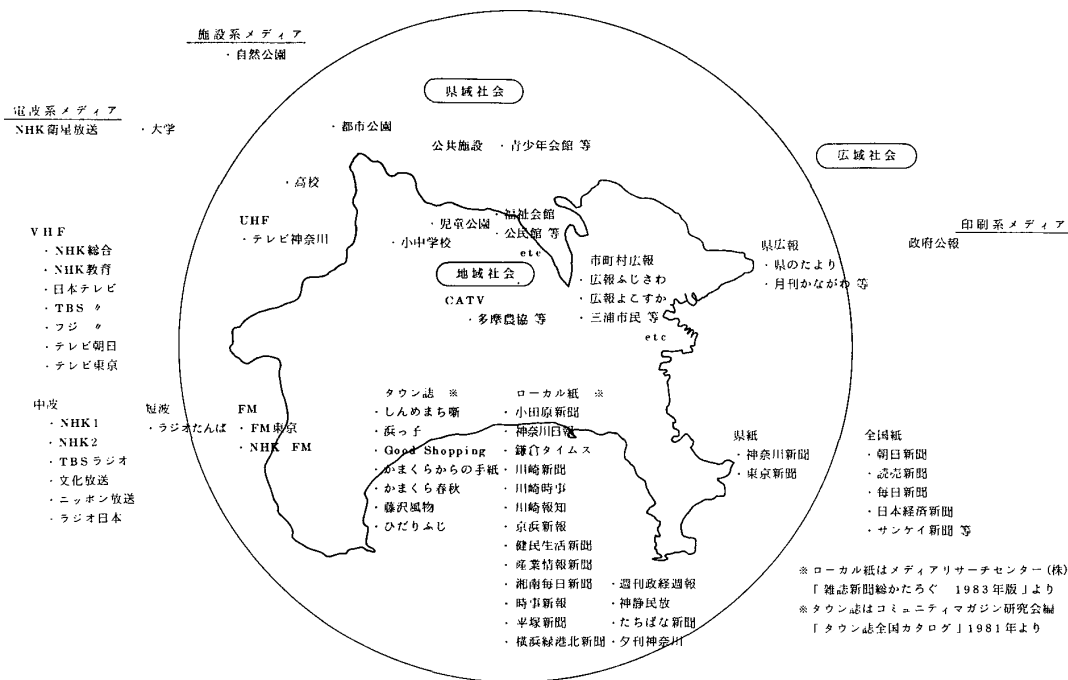
図2-4-9 (施設系回路)
市町村別会館数
(59年版職業別電話帳より作成)

また、以上のような情報回路(メディア)を地理的、空間的な範囲でとらえると、そのカバーレッチエリアにより、大きく三つに分類される。全国的な広い範囲を対象としたマスメディア、地域的にある限られた範囲を対象とした地域メディア、個人を対象としたパーソナルメディアである。神奈川県における電波系、印刷系、を地理的範囲でとらえると、図2-4-10のようになる。

一般的にメディアの特性について考えてみると、マスメディアによる情報は多量で

一般性が高く、小さなメディアになるほど情報量は少なく、個別・特殊な情報となる。情報の機能により分類すれば、新聞、書籍、テレビ、ラジオ等のマス・メディアは「受け手主体」の情報を流すメディアであり、電話、郵便等のパーソナルメディアは「送り手主体」の情報を流すメディアといえる。もちろん両面を含んでいる場合も当然考えられる。また、情報の送信受信の機能で分類すれば、電話などの「一対一」、マス・メディア系の「一対多数」及び「多数対多数」などにも分けられる。

図2-4-10 神奈川における地理的空間的メディア配置



2. 市民の情報行動と情報環境 実態調査から

(1) 「情報環境調査」の目的と枠組

本節で論じている市民にとっての情報環境を考察する上で、我々は独自の調査を実施した。横浜市緑区美しが丘、新石川地区の主婦 500 人(住民基本台帳より無作為抽出)及び神奈川県内の市民団体の代表 300 人を対象とし、郵送留置法(主婦)及び郵送回収法(団体代表)によるアンケート調査を行った。(調査項目等詳細については巻末資料参照のこと。)

本調査の目的は次の 2 点に集約される。

- ア．地域社会において市民や生活者がどのような情報行動をとっているか、その情報行動の場としての地域社会における情報環境の問題点はなにか。
- イ．情報化社会を規定している技術革新について、それが市民、生活者としての地域住民の課題とどのような関連をもつ可能性があるか。

以上の目的意識の上で、次のような枠組により調査を行った。

個人(主婦、団体代表)と団体(市民団体、住民団体、ボランティア団体等)の二つの類型の主体が、情報や知識へのアクセス行動(受信を含む)情報や意見の発信、伝達行動 情報交流行動の三つの類型の情報行動において、どのような情報環境をもっているか、またもちたいか。そして情報化と呼ばれる状況に対してどのような意識をもっているかという二つの部分により、設問が構成されている。

以下、調査結果の概要について述べる。

(2) 情報行動の構造とその特色

情報行動の構造を考える上で、ここでは行動の形態を次のように三つに分類して考察した。

- ① 現実の回路^(注2) 現実^(注2)に利用しているメディア(システム、施設、情報源としての人や組織や機関を含む)
- ② 回路志向 情報を入手又は伝達をする場合、どのようなメディアを望んでいるか。
- ③ 回路信頼性 志向したメディアが役に立ったかどうか。

以上の分類により主体別にその構造を図示すると次のようになる。

情報行動に関する構造を全体としてとらえると、次のような特徴が指摘できる。

「入手」と「伝達」－「入手行動優位型の主婦、伝達行動優位型の団体」

主婦、団体代表、団体のそれぞれにおいて、「現実の伝達行動」/「現実の入手行動」をみると、50%、91.8%、131%となる。これによれば、主婦は入手行動優位型であり、団体代表は、入手伝達がほぼ半ばしており、団体は伝達行動優位型となっている。これは、主婦、団体代表、団体の情報行動上の第一の特質であるといえる。

回路の「多様化」 「主婦の<回路志向>は団体代表の<現実の回路>」

情報回路からみた情報行動について、主婦、団体代表、団体の基本構造を比較すると、主に印刷系メディアから入手し、対人系回路で伝達する主婦の「現実」の情報行動を、一つの原点として考えれば、

図2 - 4 - 11 主婦の情報行動

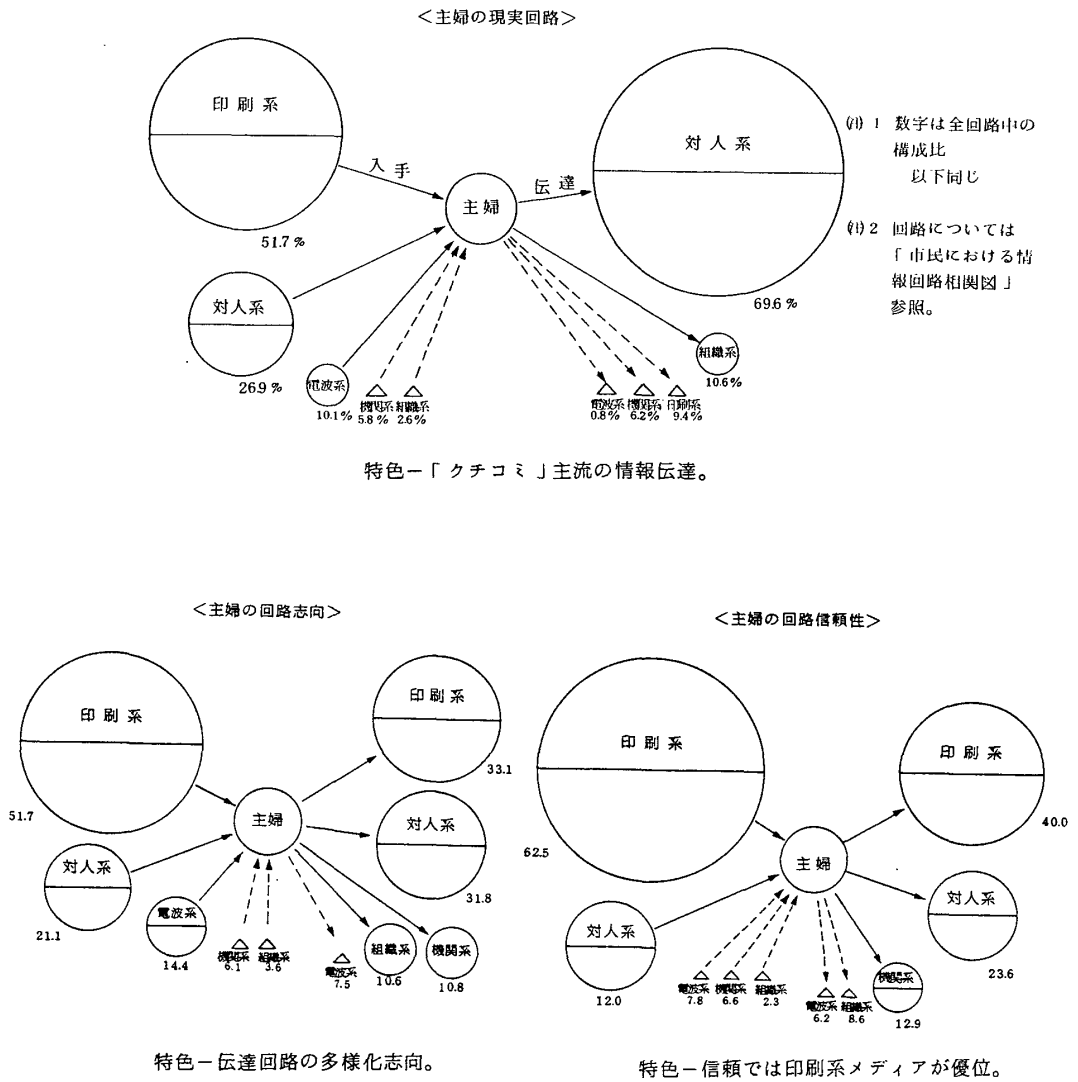
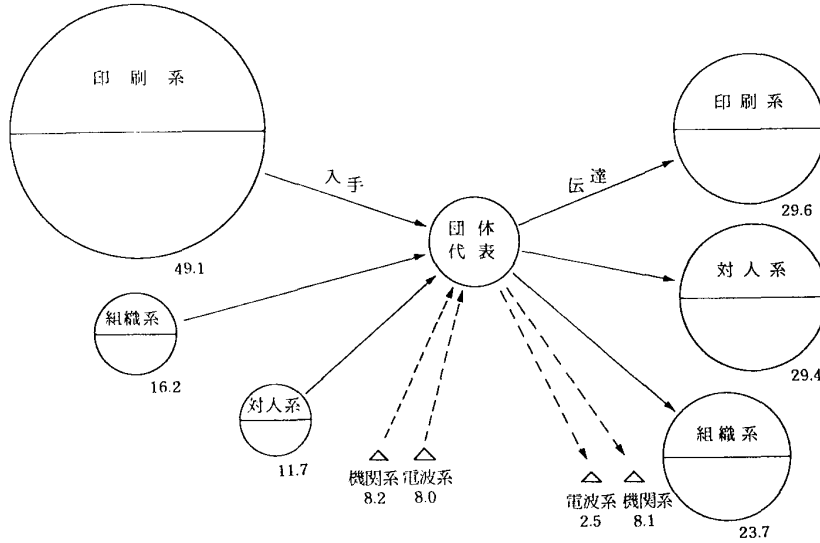


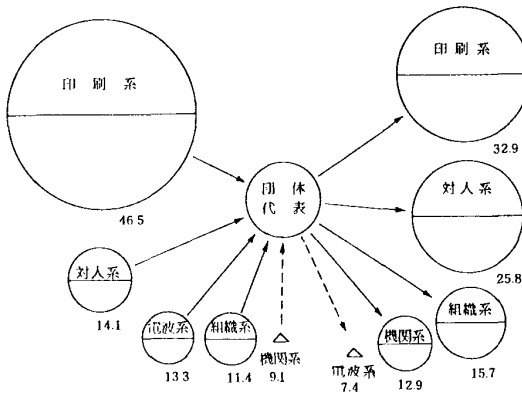
図 2 - 4 - 12 団体代表の情報行動

<団体代表の現実回路>



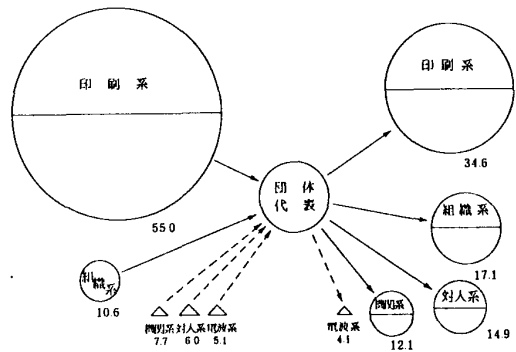
特色-印刷系メディアが主流であるが、全体に回路が多様化。

<団体代表の回路志向>



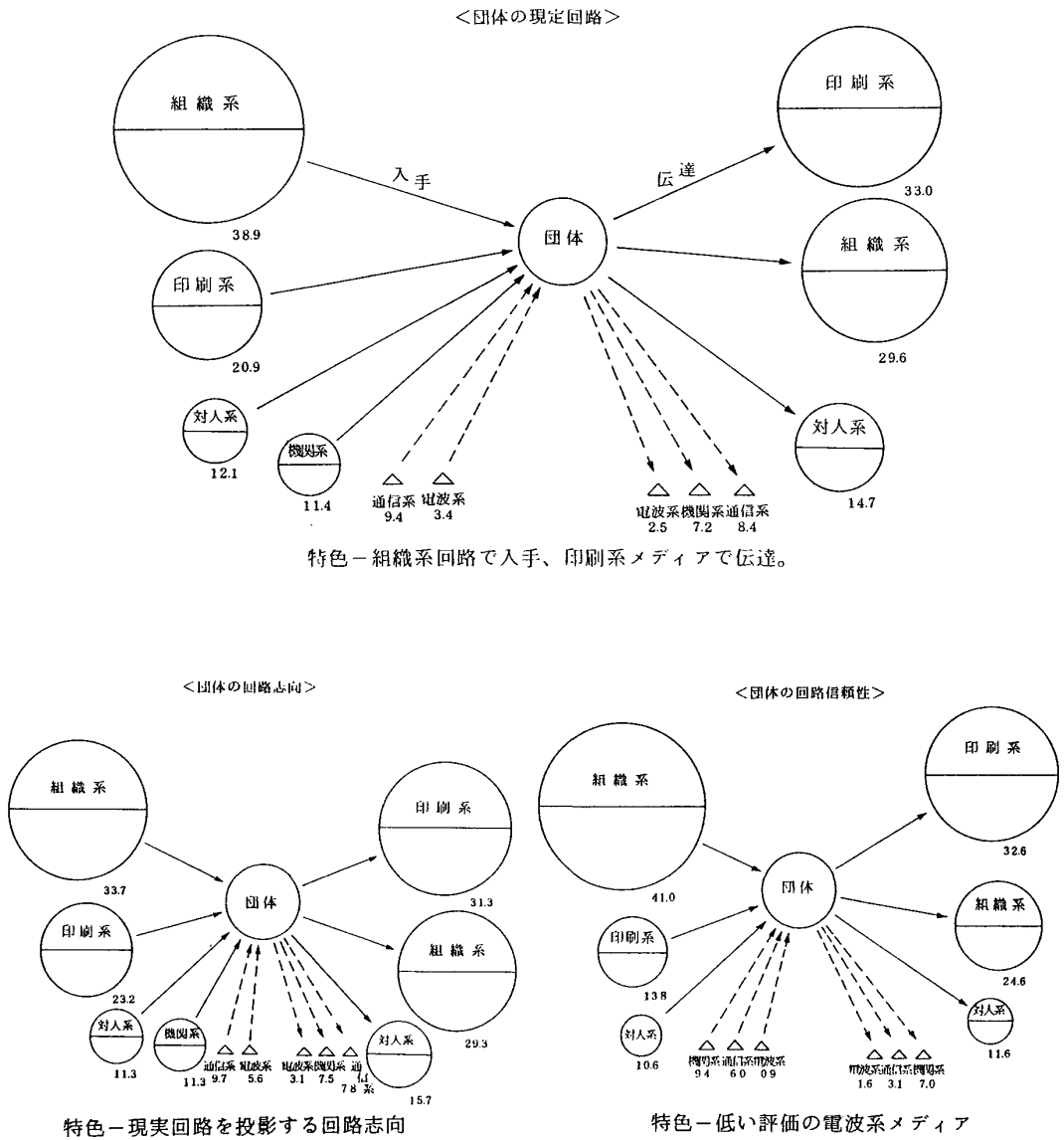
特色-バランスのとれた志向。

<団体代表の回路信頼性>



特色-印刷メディアへ傾斜。

図 2 - 4 - 13 団体代表の情報行動



主婦の「回路志向」も含めて、団体代表、団体のそれは、情報回路が多様化し、特に伝達回路が多様化している。その意味で、「情報行動」上の第二の特質は、この回路の多様化に代表させることができ、それは同時に活性化と同義となるといえる。

ここで注目されるのは、主婦の「回路志向」上の情報回路の構造が、個々のメディアの違いを捨象すれば、団体代表の「現実の回路」の構造に、近くなってくることである。すなわち、主婦がさらに情報行動、特に伝達行動を必要とするような場合、既存の「情報環境」が変わらないとすれば、主婦は団体の情報行動に依存するか、あるいは、主婦みずから多様な回路、特に印刷系メディアの回路により情報や意見を伝達するという方向を展望するものと考えられる。そして、

その場合、新聞雑誌、広報紙へのメディアアクセス(投書、投稿)、あるいは、パンフレット、回覧板、ちらしやポスターの作成という形の情報行動になる。

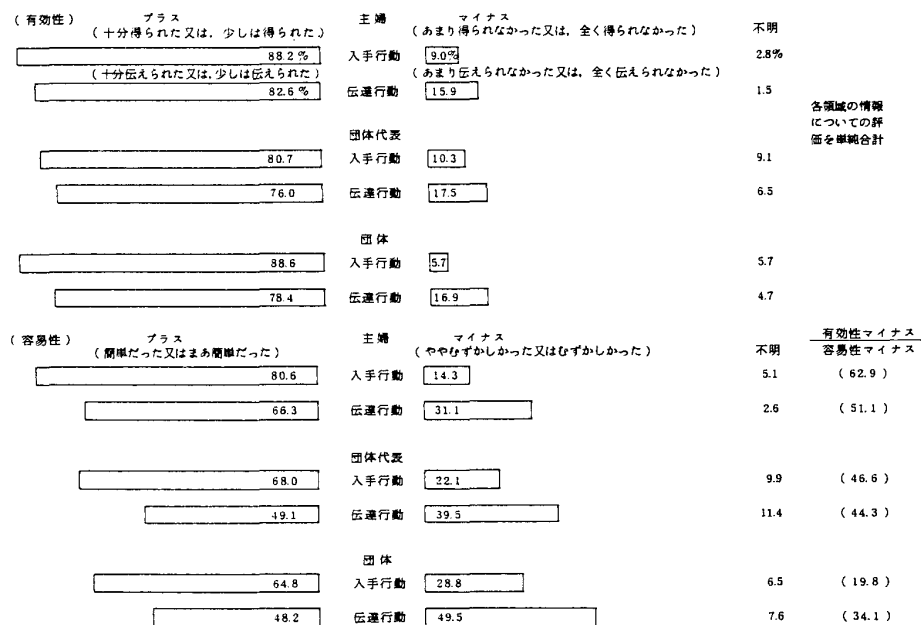
ちなみに、主婦、団体代表、団体の「現実の回路」、「回路志向」、「回路信頼性」のそれぞれを比較すれば、主婦の場合が一番動いており、団体が一番安定している点も注目される。

(3) 情報行動の有効性と容易性

主婦、団体代表、団体それぞれの入手及び伝達行動の有効性及び容易性をグラフに示すと次のようになる。^(注3)

グラフからわかるように、情報行動は基本的には、有効であり、容易であると考えられるが、伝達行動においては、マイナス評価がかなり高く、問題があるといえる。結論として、相当数の人が、伝達回路の整備、メディアアクセスへの期

図 2 - 4 - 1 4 情報行動の有効性及び容易性



待を有していると考えられる。

次に情報交流の場に関する評価を考察すると次のような点が指摘できる。

場の確保に関しては、一般的にマイナス評価は高くなく、容易に利用できるということがいえる。しかし、公共施設の集会室の確保に関しては、相対的にマイナス評価が高く、その意味で、公的な場

個人〔入手の事柄〕

- A 衣料品、食料品などの日用品について
- B 教養講座、映画などの文化、レクリエーションの催し物について
- C パートタイム、内職などの求人について
- D 休日診療、集団検診などの健康、医療について
- E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について
- F 子供のしつけ方や育て方などの教育問題について
- G 地域の地震、交通などの防災・安全対策について
- H 身障者、高齢者のためのボランティア活動について
- I 公害、自然保護などの環境問題について
- J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について

団体〔入手の事柄〕

- A 団体の活動に必要な基礎データについて
- B 活動の方法、団体の運営などのノウハウについて
- C 講師や助言者などの指導者について
- D 団体活動に必要な会議や催しなどの開催場所について
- E 目的を同じくする他団体の活動について

次に主婦、団体代表、団体ごとの情報分野別の情報行動の「有効性」及び「容易性」を

による情報交流については、利用のための条件整備が必要と考えられる。

(4) 情報分野別の特徴

情報環境調査では、個人の情報行動にかかわるものとして、生活各領域での情報を抽出し、団体の情報行動にかかわるものとして、活動各領域での情報を抽出し、次のように具体化した。

〔伝達の事柄〕

- A 衣料品、食料品などの日用品の価格や安全性について
- B 教養講座、映画鑑賞などの文化、レクリエーションの催しの開催について
- C パートタイム、内職などで生じる雇用問題について
- D 休日夜間診療、集団検診などの健康・医療体制について
- E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について
- F 子供のしつけ、子育てなど教育問題について
- G 地震対策、交通安全などの地域の防災、安全問題について
- H 身障者、老人などの福祉対策について
- I 地域の緑や川などの自然環境問題について
- J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について

〔伝達の事柄〕

- A 団体の会員募集について
- B 主催する催しへの参加のよびかけについて
- C 資金カンパなどの協力依頼について
- D 地域社会や行政への問題提起について
- E 他団体へのよびかけについて

グラフ化すると次のようになる。

図2 - 4 - 15 主婦の情報分野別情報行動の有効性及び容易性

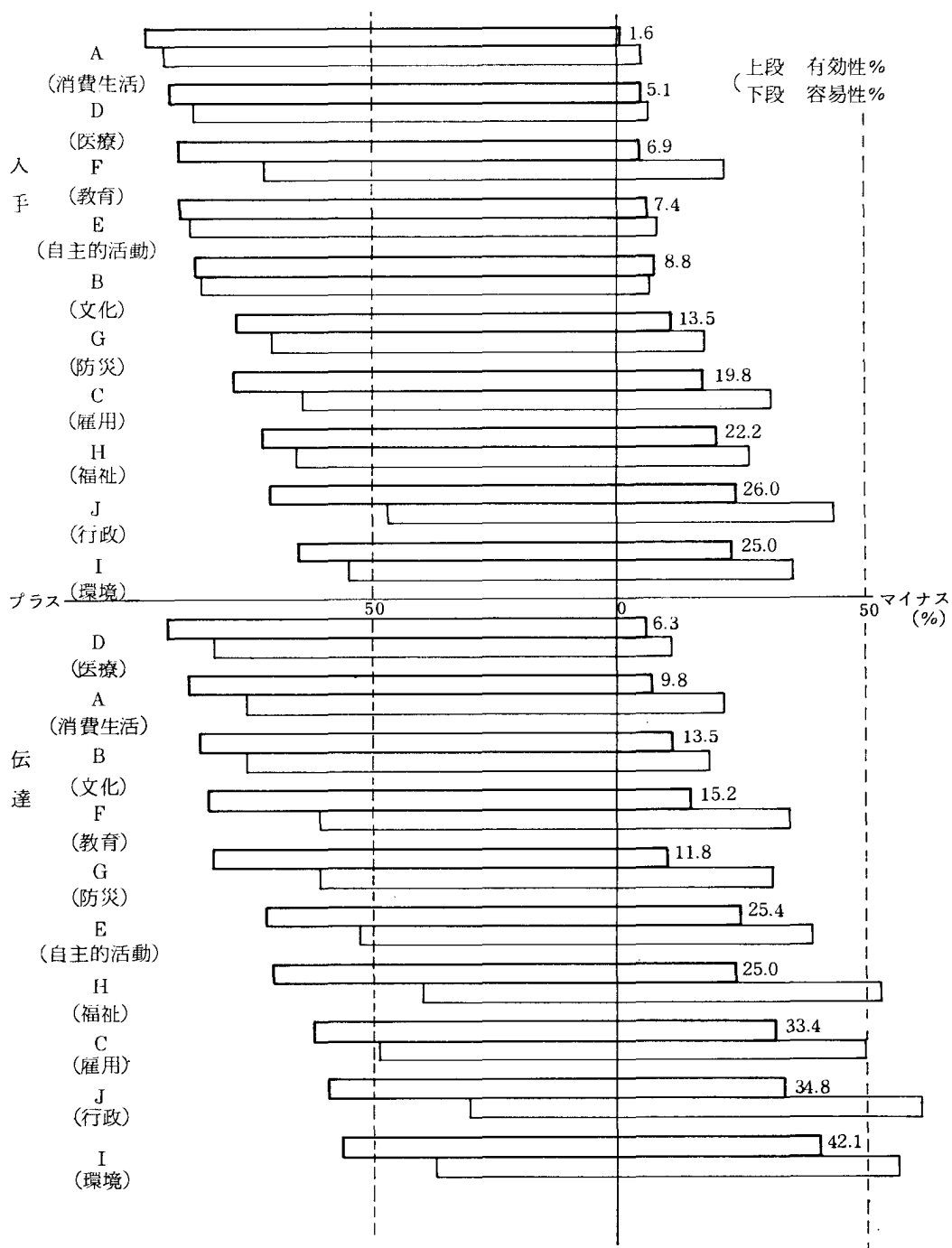


図2 - 4 - 16 団体代表の情報分野別情報行動の有効性及び容易性

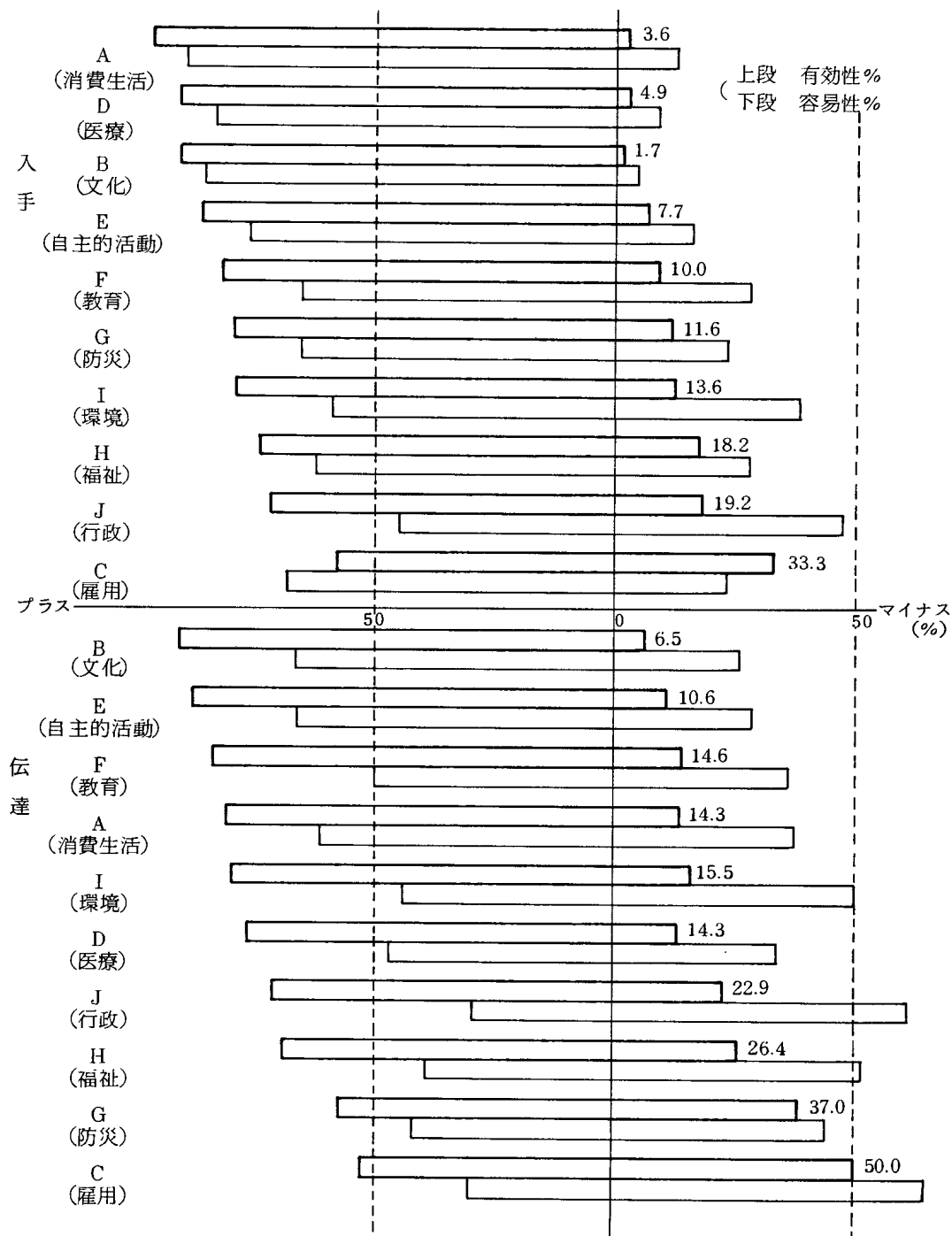
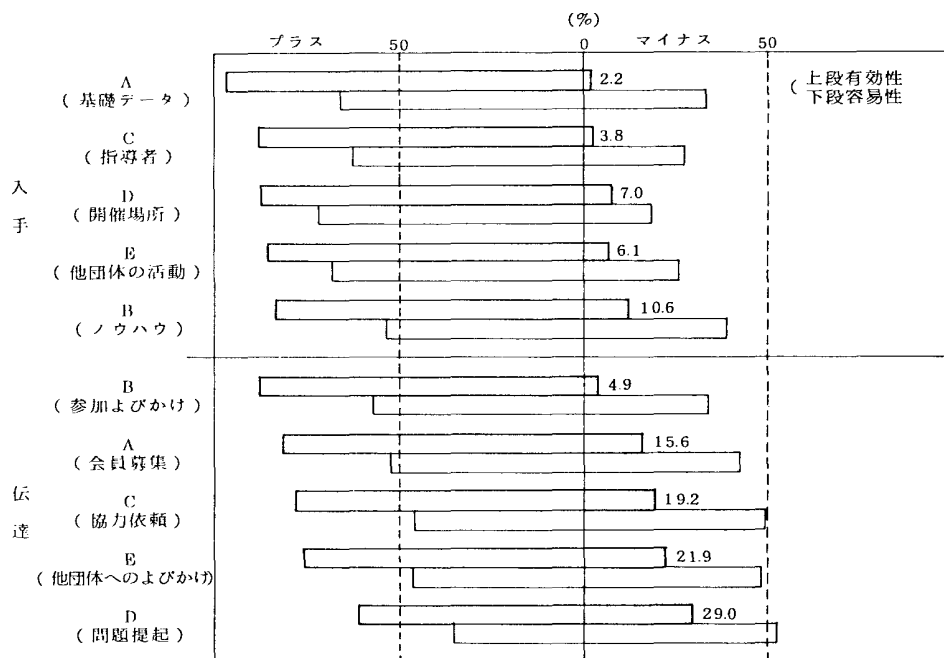


図2-4-17 団体の情報分野別情報行動の有効性及び容易性



主婦の場合、グラフからわかるように、伝達行動における「I.環境」「J.行政」「C.雇用」「H.福祉」「E.自主的活動」の情報分野が、有効性、容易性ともマイナス評価が高く、問題のある領域であるといえる。

団体代表の場合も、伝達行動における「C・雇用」「G.防災安全」「H.福祉」「J.行政」の情報分野のマイナス評価が高い。

団体の場合、伝達行動においてマイナス評価が高くなっており、特に「D.問題提起」の情報分野に問題があると考えられる。

(5) 情報回路に占める「公共」の役割

これまで、情報回路をそのメディアの形態により分類して考察してきたが、こ

こでは視点を变えて、公共的なものとそれ以外の回路に分けて考える。情報環境調査における「役所の広報紙閲覧板」及び「役所の窓口」を公共の回路と規定すると次のようなことが指摘できる。

全情報回路における公共系回路の構成比(%)

	〔入手〕主婦	団体代表
現実の情報行動	20.3	28.0
回路志向	24.0	27.3
回路信頼性	35.6	33.2
	〔伝達〕主婦	団体代表
現実の情報行動	7.7	17.9
回路志向	25.6	24.5
回路信頼性	34.6	28.5

以上のように、主婦や団体代表の場合、現実、志向、信頼性いづれにおいても、

かなり高いウエイトを占めており、公共系回路の責任は大きいものがあるといえる。

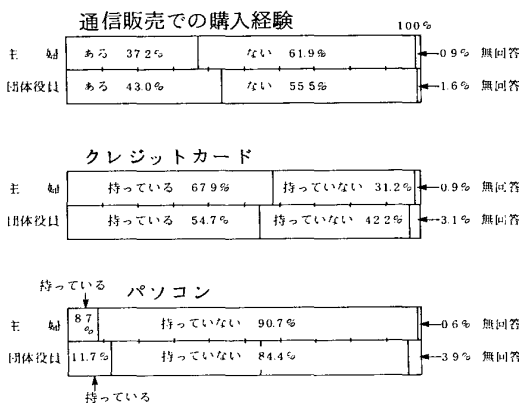
また、情報分野ごとに検討すると、「医療」「福祉」及び「防災」「環境」に関して公共系回路への期待が高く、これらの情報は生活必需情報としてとらえられ、情報におけるシビルミニマムとして、情報環境を整備する上で大きな課題であると考えられる。

3. 家庭の情報化の現状

(1) 情報関連機器等の利用状況

情報環境調査では、家庭生活における情報化の一つの指標として、通信販売の利用、クレジットカード及びパーソナル

図2-4-18 情報関連機器等利用状況



コンピュータの保有状況を調査した。

以上のように、通信販売やクレジットカードなど、今後の情報化の「つ」の方向である生活利便性の向上に関するものは、かなり普及しているといえる。また、情報機器の主力ともいえるパソコンについても10人に1人は保有していることがわ

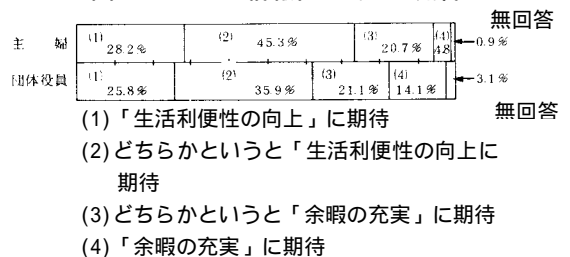
かる。

また、東京都町田市の住民を対象にした調査においても、クレジットカードを^(注4)44.9%、パソコンを6.6%の人々が保有しているという結果がでている。

(2) 情報化に対する意識

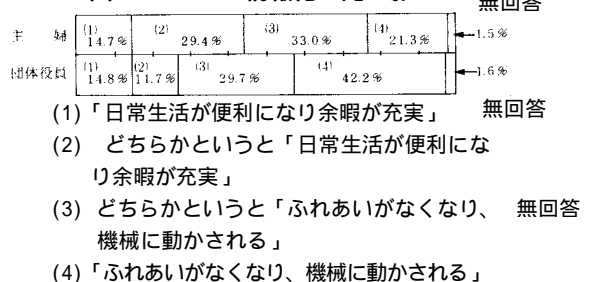
情報環境調査では、情報化による生活分野への影響を考察するために、次のような二つの側面から意識調査を行った。一つは情報化の進展により、生活利便性の向上を期待するか、余暇活動の充実に期待するかという設問であり、次のとおり前者への期待が大きいということが明らかになっている。

図2-4-19 情報化に対する期待



いま一つは、情報化による光と影の問題であり、半数以上の人々が情報化の進展に危惧をいだいていることがわかる。

図2-4-20 情報化の光と影



また、総理府の調査においては「在宅検診、ホームナース」^(注5)「テレコントロー

ル、セキュリティ」「ホーム予約」「ホームショッピング、ホームバンキング」などの生活利便性にかかわる在宅サービスに対して 5 割前後の人々が利用意向を示している。(図 2 - 4 - 2 1)

(3) 情報化の現状と動向

生活分野における情報化の進展は、他の分野に比較した場合、それほど明確な形ではあらわれていない。産業構造審議会情報産業部会の答申では、情報化の進展について次のように述べている。

「コンピュータの利用を中心とした情報化は、生活の面においては当初、企業、行政諸機関などにおける情報化の反射効果としてあらわれた。

しかし、70 年代においては各種オンライン情報処理システムの進展などにより、情報化は直接生活面に便益をもたらすようになってきている。」

すなわち、生活分野では、産業及び行政分野での情報化の進展に対応する形で、言い換えれば、かなり他律的な形で進展していくものと考えられる。今後、ニューメディアを中心とする家庭用の情報機器の普及や新しい情報サービスの出現によって、情報環境にも大きな変化が予想される。

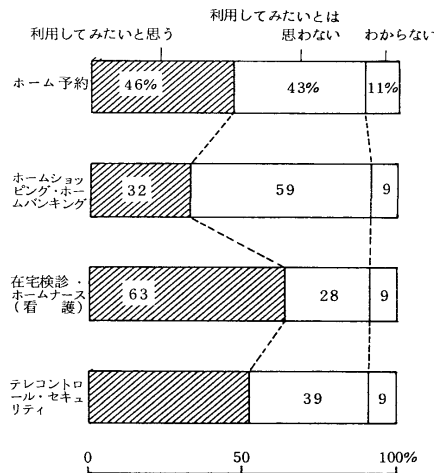
大きな流れとしては、

ア. 医療、福祉、教育、防犯防災などのサービス、ホームバンキングやホームショッピングなど生活利便性の向上を目指す在宅情報サービスの拡大。

イ. 多様なメディアによる情報提供の量的

質的な高度化。以上の二つの傾向が指摘できる。

図 2 - 4 - 2 1 家庭におけるニューメディアの利用意向



(注 1) 松原治郎著「コミュニティの社会学」

1978 年

(注 2) 「現実の回路」は、設問の間 2 - 2, 間 4 - 2, 回路志向」は、問 1 - 1, 問 3-1, 「回路信頼性」は、問 1 - 2, 問 3 - 2 にそれぞれ対応している。

(注 3) 「有効性」は、設問の間 2 - 3, 問 4 - 3, 「容易性」は問 2 - 4, 問 4 - 4 にそれぞれ対応している。

(注 4) (財) 余暇開発センター「ニューメディア C A T V に関する調査中間報告」昭和 59 年 2 月

(注 5) 総理府広報室編「月刊世論調査」昭和 58 年 12 月号 P 6 8

(注 6) 前掲書「豊かなる情報化社会への道標」P 6 1

第3章 情報化の課題と展望

第1節 情報化の地域社会へのインパクト

第2章で述べたとおり、情報化の進展については、光をみる人と影をみる人は相半ばする。そこで、本節では情報化による地域社会の各分野へのインパクトについて、概括的に光と影の両面から述べることにする。

1. 情報量の増大と情報格差の拡大

(1) 情報の商品化に伴う情報格差

各種商用データベース、キャブテンや都市型CATVに代表されるニューメディア等によるサービスは、情報そのものを商品として提供してゆこうとするものである。また、ホームセキュリティサービスやホームバンキング及びファームバンキングなどは、直接または間接に情報を商品として意識したものである。この情報の商品化の傾向は、地域社会における情報の量を爆発的に増加させ、結果として企業や行政、家庭における各種情報ニーズに応えることが期待されている。それに加えて、遠隔地やハンディキャップを持つ人であっても同様のサービスを享受するという点で、情報の商品化は情報格差の縮小に機能する。

しかし、大量又は高品質な情報が商品として地域社会に流通してくると、情報対価を払える者、情報機器を持てる者とそうでない者との経済的格差がそのまま情報格差に反映する。しかもその傾向は情報化の進展に伴って増幅される。そのような形の格差は今後の地域社会の各場面において考慮されるべき課題である。

(2) 情報の選択と利用能力(リテラシー)差による情報格差

地域社会における情報の総量が増加し、かつ、それをすべて入手しうる経済的条件が整ったとしても、必ずしも十分とはいえない。確かに、情報量が増大することは生活全般に便利さや楽しさをもたらしてくれる。しかし、大量の情報が氾濫する中から、必要な情報を、必要な時に、必要な形で取り出し、かつ適切に利用しうるためには相応の能力が要求される。この、いわゆる情報リテラシーが不十分の場合、情報は本来の意味や価値を失うばかりか、当事者を誤った選択に走らせるものとなりうる。

コンピューターリゼーションの進展による情報の流通や管理が一般化するなかで、例えば誤った個人信用情報の流通による被害も出ている。このような社会では、情報の信頼性の判断が困難になってきて誤情報の流通のために社会的経済的に被害を受けたり、特定の意図のもとに情報操作されたりする可能性が高まる。また、情報の選択や利用の実際の場面では、コンピュータや機器類を使いこなせる人とそうでない人との間で、大きな情報格差が発生するともいわれている。今後は、情報の収集や生産のみならず、選択や利用の能力差が企業や個人の情報格差を生むと予想されることから、各分野における適切な対応が課題となる。

2. 効率化と脆弱化

(1) 効率の追求が生む脆弱性

利便性、効率性、経済性を求めて、家庭や社会のいたるところでME機器が利用され、見えない部分にまで組み込まれている。例えば、行政や企業におけるコンピュータ、OA機器や、日常生活における自動販売機や銀行のキャッシュカード等である。情報化の進展に伴い、このような機器は社会の中でますます大きな比重を占めてゆくものと考えられる。

しかし、ME機器が効率的で便利であればあるほど、社会はME機器及びそれを利用したシステムに対する依存度を高めてしまう。各種機器を使ったシステムは、ハードウェアとソフトウェアの両者が完全に機能して初めて全体のシステム機能が保障されるので、故障や事故に対しては脆い。また、コンピュータシステムはブラックボックス化したり属人的になりやすい作業を伴うため、エラーや犯罪が潜在化しやすく故障や事故の影響が広く出やすい。高度情報化社会においては、ME機器を使用したシステムの故障や事故が社会全体をマヒさせてしまう可能性が高くなる。人災、天災をも含めた形で、このアキレス腱に対処してゆくことが課題である。

(2) 情報流通の効率化と地域の画一化

全国どこからでも同じ情報を均一の料金で入手できるという夢が、INSの全国的拡大や商用データベースの発展により現実性を帯びてきた。また、双方向CATVの実験や、都市型CATVの計画キャプテンサービスの開始等々の形で、

情報とそれを乗せる通信技術が新しい可能性を見せはじめた。高度な技術の進歩を背景として、地理的、時間的、量的、質的に通信の効率は上昇しつつあり、地域間の情報格差が縮まることが期待される。また、地理的には遠くとも同じ知的関心を持つ人々とのコミュニケーションが容易になり、地域とは無関係な新しいコミュニティ、いわば知域社会(コミュニティ・オブ・インタレスト)が複合的に形成されてゆく。

しかし、一方で地域間の情報格差が縮まることによって均質化、規格化された情報が普及し、地域がそれぞれ持っていた独自の文化、生活様式まで画一化して地域の個性を失ってしまう可能性もある。

3. 利便性の向上とプライバシー侵害

通信技術の発達で、われわれは大量の情報入手する機会を与られている。ニューメディアの普及は、その機会をますます多くするのであろう。

しかし、ニューメディアの持つ双方向性機能は、市民のメディア参加を容易にする反面、利用者の情報選択行動がすべて記録されたり、第三者に知られる可能性がある。利用者が気付かぬところで行動の情報が蓄えられ、分析され、利用される可能性がある。その他にも、個人情報やコンピュータ利用によって企業や行政に収集され蓄積されて、手作業では想像のつかない量に増加している。例えば、各種ローン、クレジット、預貯金、社会保険、診療記録、顧客名簿、住民台帳等々である。

ひところ話題を呼んだ国民総背番号制や

グリーンカード制もその例である。今後のニューメディアの普及によって蓄積された個人情報安易に利用され、プライバシーが侵害されることがないように十分に配慮する必要がある。

4. 地域経済の活性化と労働問題の発生

(1) 情報化による地域経済の活性化と企業間格差の発生

情報化は高度技術を背景としたトレンドであり、産業分野の将来に大きな影響を与えるものと考えられることから、国、自治体では情報化を取り込んだ形での地域経済の構想を展開している。例えば、テクノポリス、ニューメディアコミュニティ、テレトピア、みなとみらい21(横浜市)、マイコンシティ構想(川崎市)、県央テクノトピア(神奈川県)等々である。このような形で都市の再開発又は産業の地方立地が進行してゆくことは、知識集約型産業の分散に伴う地域経済の活性化へのインパクトとなる。また、サービスの情報化の過程では事業機会も増加している。

しかし、情報化への対応能力差は基本的な企業間格差を生み出す要因といえる。情報化に充分に対応できない企業は、単に新たな事業分野に恵まれないだけでなく、コンピュータ導入と利用の能力、研究開発費、さらには広告宣伝費の負担能力差等が企業の格差を広げてしまう。地域産業の安定的な発展と国内外での競争力養成、効率化等の観点から、中小企業政策の新たな展開が望まれる。

(2) 雇用、労働環境の変化への対応

工場等におけるNC工作機械、CAD/CAMシステム、FMSの導入、一般事務部門におけるマイコン、ワープロ、ファクシミリ等のOA機器の導入等の形で、ME機器を利用した省力化や合理化は目ざましい勢いで進行している。

このようなME化の影響による雇用の圧迫については、非観論と楽観論とがあるが現在のところ評価は定まっていない。いずれにしても、配置転換、生産過程の変化に伴う労働の質的变化が急激に進む可能性があり、さらに年功序列や終身雇用の崩壊も予想される中で、再雇用、再配置のための能力開発の強化、人材情報の一層の把握が企業内においても社会的にも重要な課題となる。

また、VDT労働や流れ作業に見られるように、機器が仕事の中に組み込まれることにより、非人間的、不自然な姿勢や作業内容を強制される機会が増す。マンマシンインターフェイスに留意した機器の開発を進めるとともに、労働環境への配慮とその制度的保障が課題となる。

第2節 地域社会の課題と情報化の機能

近年、私たちが暮らす地域に様々な変化が起きつつある。例えば、高齢化、定住化等のことばで規定されるトレンドであり、さらに高度情報化もその一つである。これらは、相互に関連し合いながらこれからの地域社会を彩ってゆくのであろうが、ここでは代表的な各トレンドとの関連の中での情報化の機能について順次述べる。

1. 高齢者地域福祉社会への適用

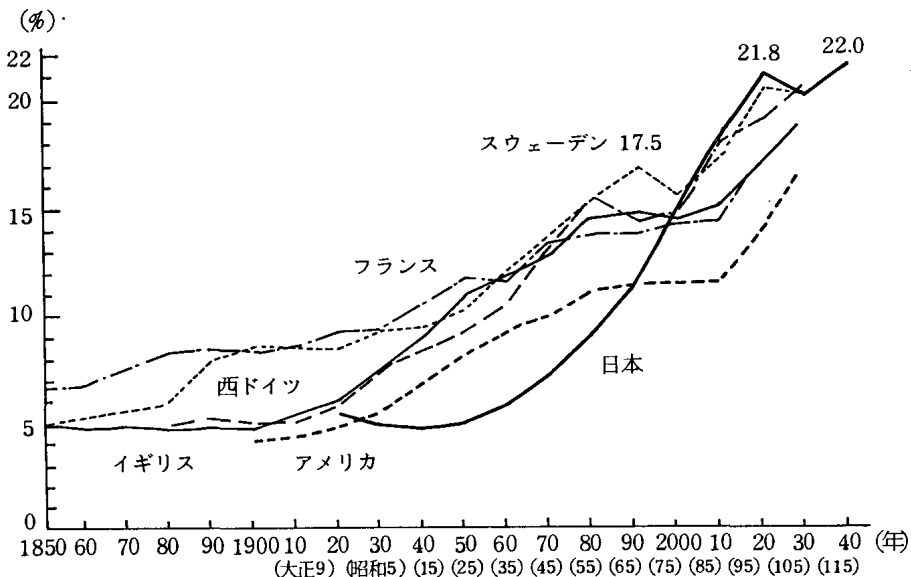
65才以上を高齢者とすれば、日本の場合、1980年に9.0%、1990年に11.6%、2000年に15.6%と増加し、2020年には21.8%に達する見込みである(注1)。1970年に高齢人口が7.1%となって国際的にも高齢国家の仲間入りをして以来、わずか26年で

日本の高齢人口比率は倍増して14%に達してしまう。同じ道のりを欧米諸国は45～135年かけて歩んできた(注2)。日本の高齢化は世界に類を見ない速度で急激に進展しつつある(図3-2-1参照)。

神奈川県で高齢者人口が7%に達したのは1984年であるが、わずか18年後の2002年には14%に達する見込みであり、日本の平均の1.4倍の速度できわめて急激な高齢化が予想されている(注3)。しかも、1983年には神奈川県内のひとり暮らし老人が17,000人、寝たきり老人が7,700人であるが、2000年には各々53,000人、17,900人に増加すると見込まれている(注4)。

このような急激な高齢化の進展は、各分野に種々の影響をもたらすことが予想され

図3-2-1 人口高齢化の国際比較
(65歳以上人口比率の推移)



出典 経済企画庁「2000年の日本」

る。特に、地域社会においては高齢者の健康・医療、社会参加、経済的安定、自己実現等のニーズが高まり、それに応えるためには究極的には、地域の連帯性が重要な鍵を握ることになる。とりわけ、増加しつつあるひとり暮らし老人に対しては、地域の助け合い、ふれあいについて再認識し、地域の中でそれをシステム化してゆく必要がある。その達成のための補完的手段として、情報化は二つの面で機能する。一つは、一般的地域情報の流通の活性化であり、もう一つは高齢者にとっての情報の入手や伝達機会の増加である。前者は広義での地域の連帯性を養うことで、高齢者にとっても快適なまちづくりを進展させ、後者は在宅サービス等の形で高齢者の情報ニーズを部分的にせよ補うことが可能である。

この二つの機能が重要なのは、社会の高齢化に伴い、高齢者にとって情報面では特に次の可能性が高まると思われるからである。

第一に「情報の断絶」である。ひとり暮らしや寝たきり老人を中心として、一般に高齢者は消費、余暇、学習等の各種機会情報にさえ恵まれにくい。これに対しては、各種ニューメディアによる在宅サービスの充実によって各種機会情報と、防災や防犯対策の選択肢を広くすることができる。

第二は「健康、医療情報ニーズの高まり」である。高齢者に限ったことではないが、救急医療情報システム、在宅健診、緊急通報用の機器(福祉電話や非常ベル等)の普及や、健康づくり、介護のボランティア情報等の流通を活発にすることによって、このニーズの一部に応えることができる。

第三に「ふれあい、自己実現、生きがい

情報に対するニーズの高まり」である。雇用やふれあい情報を含め、高齢者が生きがいを得るためにどのような情報を必要としているかはもちろんのこと、そのような高齢者がどこにいるのか、ボランティアなどとして自分が直接、間接に役立つことが可能か否か等につき、近隣住民を始めとする地域の人々に伝達しやすくなる。

以上の点から、高齢者地域福祉社会の実現の過程で、情報化の持つ機能は重要性を増してゆくと思われる。

2. まちづくりへの適用

60年代からの高度経済成長に伴う大都市圏への急激な人口の移動は、都市の過密と地方の過疎を助長した。ところが、「戦争等特殊な時期を除けば明治以来一貫して続いてきた大都市集中傾向が、明治100年を経過した1970年代を転期として地方定着傾向に変わった」(注5)のである。

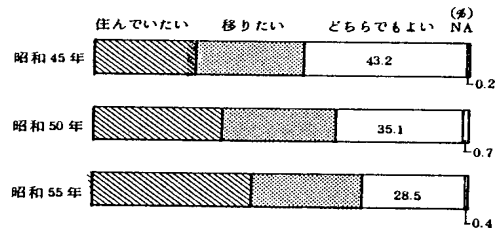
この原因については、種々の論議がなされているが、工場等の地方分散に伴う地方の雇用力の増大、住宅や自然環境における過密都市の居住性の劣化、長男長女の相対的增加による回帰型志向の増加等々によると思われる。統計的には、三大都市圏のうち東京圏以外の名古屋圏と大阪圏では、昭和50年以降初めて転出超過となり、以後は転入超過に転じていない。更に、三大都市圏の合計でも、昭和51年以降は概ね転出超過となっている(図3-2-2参照)。また、総理府による「地域への定住志向」に関する調査では、「住んでいたい」と答える者が年々、増加している(図3-2-3参照)。

このような地方定住化の傾向をふまえ、昭和 52 年 11 月に策定された第三次全国総合開発計画では定住構想を展開し、「第一に歴史的、伝統的文化に根ざし、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図り、第二に、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活圏を確立する」(注 6)としている。また、定住化の傾向に並行するかのように、各地域において魅力ある快適なまちづくりのための市民活動の高まりが見られるようになった。

これらの定住化及び定住化に伴う新しい

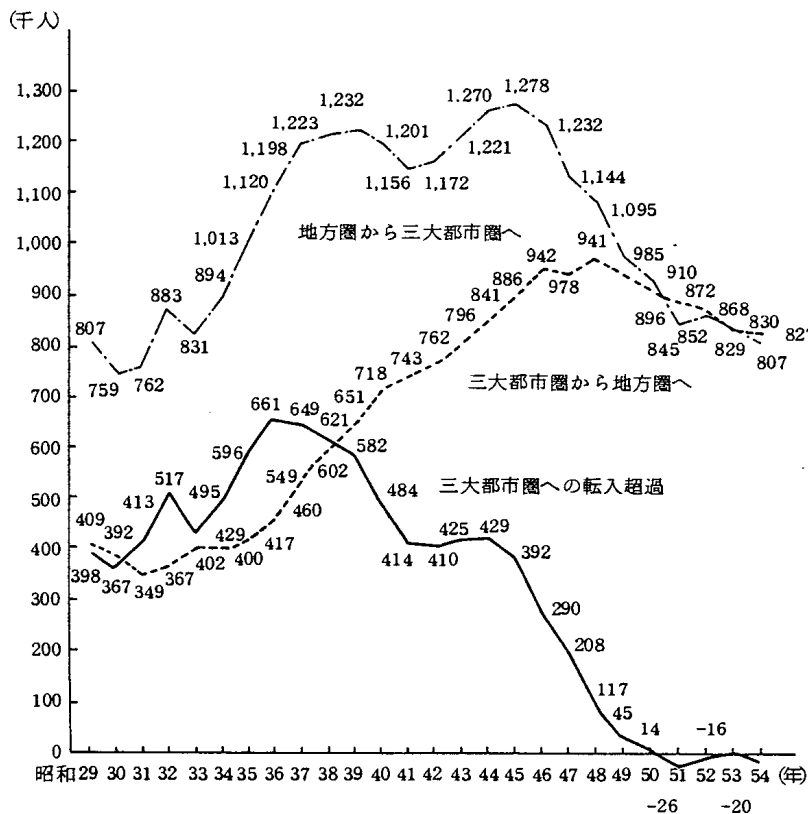
「まちづくり」の動きの目的は、地域住民と自治体とが協働しながら、地域特性に見合う形で魅力ある快適な地域を作ってゆこうとするところにある。たとえば、アメニティの確保という観点からの都市美や都市景観への配慮、地域経済の振興による地域

図 3 - 2 - 3 地域への定住志向(時系列比較)



出典 経済企画庁「2000年の日本」

図 3 - 2 - 2 三大都市圏、地方圏別転入人口の推移



出典 経済企画庁「2000年の日本」

での雇用の創出、防災・防犯面での安全の確保、住宅や土地利用における都市政策、都市計画、公害防止と環境保全対策等々の分野において、新しいまちづくりの試みが展開されている。

この過程において二つの面で情報の機能が増加し重要になってきている。一つは、まちづくりの具体的な場面での手続においてであり、もうひとつは、電気、水道等と同列のインフラストラクチャとしての情報の位置付けである。前者の例は、例えば神奈川県環境影響評価条例に基く住民に対する説明会、見解書等の公告、縦覧等における情報の流れや、都市計画法における都市計画の案の縦覧等の手続きに見受けられる。後者の例としては、各電鉄系企業による沿線の総合開発としてのCATVの計画や、各種ミニコミ誌、タウン誌の隆盛、防災や交通における社会情報システム等々がある。

3. 多元的な情報ニーズへの対応

「経済的發展を至上として、運営されてきた我が国社会の特徴としての中央集権化、巨大化、効率化は、政治、経済、社会の各分野において非人間性を増幅させてきた」という側面がある。その改善のため、「中央集権化、巨大化、効率化の反対側に位置する分権、個性、人間性を新しい社会発展のシステムの規範とする」(注7)ことが必要であるとの共通の認識が広まってきた。その過程では、「ある地域社会において現に労働し、生産し、生活している住民にとっての具体的な全生活の社会的再生産過程における障害、困難の様態把握が必要であ

る」とこと、「そういった問題の深刻性と解決の緊急性の度合に応じて住民各層が自らの生活諸条件の維持、防衛のために一定の自律的な目的的集団・組織を媒介として運動を生み出さざるを得ない」(注8)という状況が生まれた。

この段階では、従来の町内会的組織とは別の「自律的な目的的集団・組織」が形成されることになり、住民の具体的な「参加」が有効に機能し始めた。例えば、各種住民運動団体、趣味教養団体等が近年数多く生まれ、活発な活動を展開している。これは産業構造や生活様式の多様化が各個人の価値観や行動を拡散、分化させた結果であると言することができる。

このような現象は、一般に「多元社会」と呼ばれて、次の三つの特徴がある(注9)。それは、「社会階層の多元化」、「組織の多元化」、「関心と利害の多元化」である。かつてに比べ、職業、職種が細分化され、趣味、宗教、知識、信条等の多様化が顕著に進行していることが、関心と利害の多元化をもたらしした。その結果として、人々の必要とする情報や伝達したい情報は非常に多様化し、しかも、そのメディア、時間帯等に対するニーズも多様化しつつある。それは、個人にとっても、団体にとっても、情報がますます重要な役割りを果たすようになってきたことにより助長されつつある。

このように、人々が画一的な情報の流通では満足できない状況では、地域における情報の収集、交換、発信等をますます活性化させてゆくシステムが必要である。

そのためには、第一に、自治体と市民との関係においては、能動的な市民参加を保

障し、開かれた自治体経営を推進するという観点からの自治体による情報提供と、市民や団体の発信する情報の入手という相互の流れを活性化する必要がある。現在、前者では広報、情報提供、情報公開制度、環境アセスメントに基く公告等の形で制度的な保障がなされている。後者については、広聴の他にも各種制度やアンケート活動が実施されている。

第二に、市民相互や団体相互の情報の流れを重視する必要がある。それは、諸団体が重層的に活動している中で、社会システムの構成要素としての団体の役割が欠かせないものとなっているからである。さらに団体がそのような機能を果たしつづけるために、市民や諸団体の利害の調整を行政との関りだけでなく自律的、完結的な展開に向けてゆく上で「情報」の意義は重要になっている。

第三には、情報政策の分権化を推進してゆく必要がある。国と自治体という行政の役割分担の中で、各自治体が地域に応じた施策を展開してゆくためには情報レベルでの分権化が前提となる。生きた地域情報を捉えることができるのは自治体のみであり、そこから、風土や各種環境を反映した個性ある施策が展開されることになるのである。そのための国政参加、県政参加等の制度化が望まれるところである。

4．情報化による地域の復権

昭和 53 年、「首都圏地方自治研究会」により開かれた「地方の時代シンポジウム」において、長洲神奈川知事は、歴史的キーワードとしての「地方の時代」を提示し、

「近代工業文明への深い反省を迫られている先進工業社会が改めて地方・地域の持つ重さに気づき始めた」ことを指摘した。さらに、「歴史的に形成されてきた地域生活、伝統文化にもう一度新しい光をあて、新しい生命を吹き込んで復権させなければならない」として、「政治や行財政システムをこれまでの委任型集権制から参加型分権制に切り変えるだけでなく、生活様式や価値観の変革をもふくむ新しい全体的社会システムの探究」を課題とし、「自治体政策のシステム化」、「地域の実体化と分節化」、「市民自治の時代」を論点として提起した。

そして今、日本は高度情報化社会の夜明けを迎え、「地方の時代」も新たな飛躍と試練の機会を与えられた。すなわち、高度情報化社会の到来は、情報レベルでの中央集権化を促進する可能性があり、地域生活や伝統文化を画一化する方向に機能しうるのである。かつて、テレビの爆発的普及は全国のニュースを即時に伝えてくれるという点で地方の情報格差を軽減したが、一方では、地方の方言を駆逐したことに見られるように、文化や生活様式や経済において「地方」の「大都市」に対する従属意識、中央志向を促進することになった。しかし、最近では各種ミニコミ、タウン誌等に代表されるような地域の催物、文化情報等を中心に、地域情報を活発に流通させてゆこうとする動きと、定住化に伴うまちづくりへの市民参加の動き、及び地域経済の自立の動き等々による「地域の復権」ともいべき現象が実際に現われている。

これらの動きは、前述の「高齢化」、「定住化」、「多元化」さらには、「国際化」、

「余暇化」、「高学歴化」等々をも含めた地域社会のトレンドに対応するための現段階での回答の一つであり、構想である。自由で豊かな情報の流れを地域において促進することによって、各種団体や地場産業の発展の基盤とし、ひいては、市民自治を実体化してゆ

くことが可能となる。換言すれば、住む者の手によって、地域の風土や特性に見合った形の「暮らし」を作りあげてゆくための前提として、情報化の機能が重要な意味を持ちはじめたことになる。それは、とりも直さず「地方」の時代の展開であり、地域の復権である。

- (注1) 厚生省人口問題研究所「将来人口新推計 (昭56年11月)」の中位推計による。
- (注2) 「2000年の日本(各論)高齢化に対応した福祉社会の形成」経済企画庁総合計画局編
- (注3) 「高齢化社会対策推進のために」昭和59年1月 神奈川県総合福祉政策委員会
- (注4) 「老後のしあわせのために」昭和58年10月 神奈川県民生部老人福祉課
- (注5) 「2000年の日本(各論)良質な国土居住空間の形成」経済企画庁総合計画局編
- (注6) 「第三次全国総合開発計画」昭和52年11月 国土庁編 p.27
- (注7) 「地域政策論」昭和58年7月 澁沼朗寿 p.148~9
- (注8) 「地域社会論」昭和55年3月 蓮見音彦・奥田道大編 p.160
- (注9) 「地方の時代と自治体革新」昭和55年11月 長洲一二

第3節 地域社会における情報化の将来像

1. ニューメディアの展開

(1) ニューメディアの登場

情報通信ニーズの高度化、多様化を背景に、情報通信技術の飛躍的進歩によって、ニューメディアと呼ばれる新しい情報通信手段が出現してきた。ニューメディアと呼ばれるものを形態面に注目して分類すると、

無線系、有線系、パッケージ系の3つに大別できる。その特徴を機能サービス、他メディアとの競合の面からまとめると表3-3-1のようになる。

これらの中から今後の産業社会に最も影響を与えられると思われる代表的ニューメディアとして、都市型CATV、INS、

表3-3-1 ニューメディア一覧表

伝送系	ニューメディア名	機能	サービス	他メディアとの競合
無線系	放送衛星	地上局からの放送電波を、各家庭で直接受信できるように再送信する静止衛星 難視聴解消 文字放送、静止画放送、高忠実度音声放送、高品位テレビ放送が可能	テレビ放送、文字放送、PCM音楽放送、ファクシミリ放送、高品位テレビ放送、静止画放送、各種データ放送、受信機器の低価格化、高品質の音声・映像、緊急情報	地上局との競合、高品位テレビの影響大、ファクシミリ放送の実現は新聞と競合、CATVとの組み合わせは、普及要因となる。
	テレテキスト(文字多重放送) 片方向	テレビ電波のスキ間を利用して、文字、図形の信号を送る。 情報の蓄積量に限界があるので、速報的要素の強い生活情報に適する。 放送事業者以外の第三者も放送事業者との契約により実施可能。 伝達方法(コード方式:文字コードを受けて、受信機内で文字、図形を発生させる。パターン方式:送信側で文字、図形を順次走査してデジタル信号に変換して送る。	ニュースの速報、交通道路情報、生活地域情報、テレビ番組	ビデオテックスと競合するが情報のストック量が異なる。 新聞を補充する。
有線系	高品位テレビ	テレビの走査線の数を525本から1,125本にした高画質のテレビ放送方式	高品質の音声、映像、映画製作にも利用可能	現行テレビと競合、放送衛星、CATVに適合
	静止画放送	文字、図形、写真のカラー静止画を音声付きで放送する方式 現行テレビ電波を利用して50番組位送ることが可能で、受信側で番組を選択できる。	教育・教養講座、ニュース情報(写真、図形、音声付)	活字媒体に対する影響大放送衛星、CATVに適合
	ファクシミリ放送	文字、図形などの原稿上を走査して、これを信号に変換して伝達し、受信側で文字、図形などを紙面上に再現する。 方式(専用チャンネル方式、テレビ電波多重方式、FMラジオ多重方式)	新聞、雑誌の補充	活字メディアと競合、現行テレビを補充する。放送衛星、CATVに適合
	CATV 双方向片方向	有線テレビジョン 難視聴解消 チャンネルが多く取れるため再送信、自主放送、その他様々なサービスが可能となる。	自主放送(生活・地域情報、映画、娯楽、趣味、教育、教養講座)、ホームショッピング、ホームバンキング、テレビ会議、ホームメール、ホームセキュリティ	現行テレビと競合、高品位テレビに適合、放送衛星、INS、ビデオテックス、テレテキスト、ファクシミリ放送などとのネットワーク化が可能

有線系	双方向	ビデオテックス (キャプテンシステム)	家庭のテレビと電話を使用し各種の情報を情報センターから呼び出してテレビ画面に写し出すことができる。ハードコピーを取ることも可能。 大量の情報を蓄積し、いつでも必要な情報を提供できる。	オーダーエントリー・サービス(交通機関・ホテル・劇場等の予約、商品の注文、銀行口座の残高・振込りの通知など) クローズド・ユーザー・グループサービス(専門情報の提供、企業間の情報システムなど特定の利用者のみを対象) 趣味・娯楽情報、専門情報ホームショッピング、ホームバンキング、生活・地域情報、教育情報等バラエティに富んだ情報の提供	現行テレビ、文字多重放送、ビデオディスク等と競合 INSと結合
		VRS (画像通信システム)	プッシュホン又は専用キーボードを使用して動画像情報をセンターから呼び出しテレビ画面に写し出すことができる。会話型画像情報システム。	リクエスト動画サービス、静止画サービス、専門情報趣味、娯楽、教養情報	現行テレビ、キャプテンシステムと競合、CATV、INSに適合
パッケージ系	スタンダード型	VCR (ビデオカセットコーダー)	テレビ放送の受信録画 テレビカメラを使用して私的番組制作 市販ソフトの再生方式(ベータ方式、VHS方式)	市販ソフトによる各種番組	テレビに適合 ニューメディアの利活用
		VD (ビデオディスク)	現在の段階では「絵の出るレコード」で再生機能のみ、録画機能なし。方式(VHD、CEDフィリップス/MCA)	市販ソフトによる各種番組	VHS、CATVと競合
		DAD (デジタル・オーディオ・ディスク)	デジタル化された高品質の音声を得られ、主に音楽等に利用方式(CD、AHD)	市販ソフトによる各種音楽	既存のレコードと競合 ラジオに影響
有線系インフラ		INS (インフォメーション・ネットワーク・システム、高度情報通信システム)	従来の電話網、電信網、データ通信網、ファクシミリ網等の独立したネットワークを、デジタル化した一つのネットワークに統合しあらゆる情報の伝達、処理を効率的に迅速に処理するネットワークシステム。	デジタル電話、ファクシミリ、スケッチホン、キャプテン、テレビ電話、画像通信システム(VRS)、デジタル静止画、ホームショッピングホームバンキング 在宅勤務、テレビ会議、ファクシミリによる新聞情報	CATV、ファクシミリ放送、静止画放送など各ニューメディアを吸収 動画番組はテレビに影響 キャプテンシステム、VHSとネットワーク化
		LAN (ローカル・エリア・ネットワーク)	比較的狭い区域に分散しているコンピュータ、端末機器、プリンター、制御機器などを光ファイバケーブル、同軸ケーブルなどの伝送媒体を使用して結ぶ構内ネットワーク	(適用分野) ホストコンピュータを中心としたLAN OA機器を接続するLAN FA/LA機器を主体としたLAN 音声機器接続を主体としたLAN 監視制御機器を接続するLAN	
		VAN (付加価値通信網)	公衆電気通信事業者の専用線を使用し、回線をユーザーに再販するほか、コンピュータによる情報の蓄積、処理により付加価値をつけ、通信サービスを提供する。	回線交換、パケット交換	

VAN, キャプテンシステムの4つを採り上げ、その特徴、課題について述べる。

(2) 都市型CATV

都市型CATVの特徴は従来の難視聴対策を目的とするCATVと異なり、「モアチャンネル」サービスと「双方向」サービスを提供できる点にある。

モアチャンネルサービスとは有線化することによって利用可能となった多数のチャンネル(通常は30ch程度、アメリカには100chという大規模なものも存在する)を利用して、表3-3-2のような多彩な番組を提供しようというものである。

また、チャンネル数に余裕があること、サービスエリアに地域性があることなど

から、行政、教育や、地域交流などを目的とする利用も期待されている。

双方向サービスとは事業者と視聴者の間に双方向通信機能を付加することによって、視聴者参加型のクイズ番組、討論番組、アンケート調査番組など新しい形態の番組を提供すると共に、ホームショッピング、ホームセキニリティ、テレメータリングなど、番組提供という枠組にとらわれない新しいサービスを同時に提供しようというものである。

この都市型CATVの特徴を従来のテレビとの関係で位置付けると、モアチャンネルサービスは量的な面での変革であり、双方向サービスは質的な面での変革

表3-3-2 東急有線テレビのチャンネル計画

		チャンネル	内 容	
	1	番組案内	番組ガイド	
再送信	2 } 9	} NHK 2ch、在京民放5ch、テレビ神奈川の同時再送信		
	10 } 12	} 衛星放送の同時再送信		
	13	FMラジオ	同時再送信(一部自由放送)	
自主サービス	ベーシック番組	14	公共情報・地域ニュース 都・県・区・町・学校からのお知らせ、病院案内、催物案内・タウン情報、時刻表案内、地域のニュース等を放送	
		15	地域の話 パブリックアクセス 地域の話の特集番組、討論会、議会中継、スポーツ大会、催事等の中継、地域住民の自由制作作品や番組等を放送	
		16	一般ニュース 一般社会ニュースを文字で放送	
		17	経済ニュース 株式・商品・金融等の経済ニュースを文字で放送	
		18	海外ニュース 海外の最新ニュースを放送	
		19	各地のお天気 渋谷、横浜、青葉台等の地域天気予報や、〇〇ゴルフ場、山の天気概況等の気象情報サービス	
	20	一般番組 名作映画、懐しのテレビドラマ、スポーツの記録、ドキュメンタリー番組、音楽番組、娯楽ショー等を放送		
	バイ番組	21	娯楽番組(映画等)	時間、あるいは番組単位で視聴ごとに別途料金を徴収する有料サービス
		22	" (スポーツ等)	
		23	" (ショー等)	
24		教育番組(受験講座等)		
25		教育番組(カルチャー)		
その他	リス } 30	} 時間、あるいはチャンネル単位で企業にリース		

出典「放送文化」 1983年10月号

であるといえよう。

このニューメディアの先兵とも言える都市型CATVをめぐり現在、産業界は沸き立っている。昭和57年12月、東京町田市でICN(国際ケーブルネットワーク)が都市型CATVの事業計画を明らかにして以来、全国各地で大手私鉄、流通業者、商社、金融、証券、地方の中堅企業など、業界各方面にわたる都市型CATV事業への進出ブームが起こっている。ICN自身、発足した当時は資本金1,250万円の個人資本会社であった。それが郵政省に対する事業認可の申請をきっかけに、小田急電鉄、三井グループ、その他の大企業が資本参加し、事業計画公表の1年後には合計44社が出資する資本金4億8,000万円の会社に急成長した。

(3) INS(高度情報通信システム)

社会の高度情報化に対応するため、現在の電話を中心とするアナログ通信網をデジタル化することによって、音声、データ、画像など多様な形態の情報の伝達、交換、蓄積、処理、提供を統合的に行うISDN(統合デジタル通信網)の構築が世界各国で盛んになってきている。

日本におけるISDNの構築は、日本電信電話公社を中心にINS(高度情報通信システム)構想として推進されている。INSは「より安く」、「より便利で」、「より豊富」な電気通信サービスを目的としており、主に次の五つの形で具体化が推進されている。

ア．ネットワークのデジタル化：OA化、FA化の進展に伴いデータ通信等の非

電話系サービスの需要が急増してきている。データ通信における信号処理方式はデジタル方式であるため、ネットワーク自体をデジタル化した方が効率、品質、コストなどの面で現在の電話サービスを中心としたアナログ通信網よりも有利となる。

イ．ネットワークの統合：現在、我国には電話、電報、テレックス、DDX、ファクシミリのための5つの別個の通信網がある。これらは伝送する情報の形式や帯域、ネットワークの範囲などに差異があるが、信号処理方式をデジタル化することにより、一つのネットワークに統合することが可能になる。この統合化によって、設備の共用化が可能となり、効率化、低コスト化に寄与し、利用者にとっては1つのネットワークで多彩なサービスを利用できるようになる。

ウ．ネットワークの高度化：現在のファクシミリ通信網では同速度の端末間ではしか交信ができず、交信可能端末が限られているが、デジタル化、統合化されたネットワークでは信号変換機能を設けることも容易となるため、異速度端末間の交信も可能となる。この他、文字、音声など形態の異なる情報を交換するメディア変換といわれる機能を設けることもできるようになる。

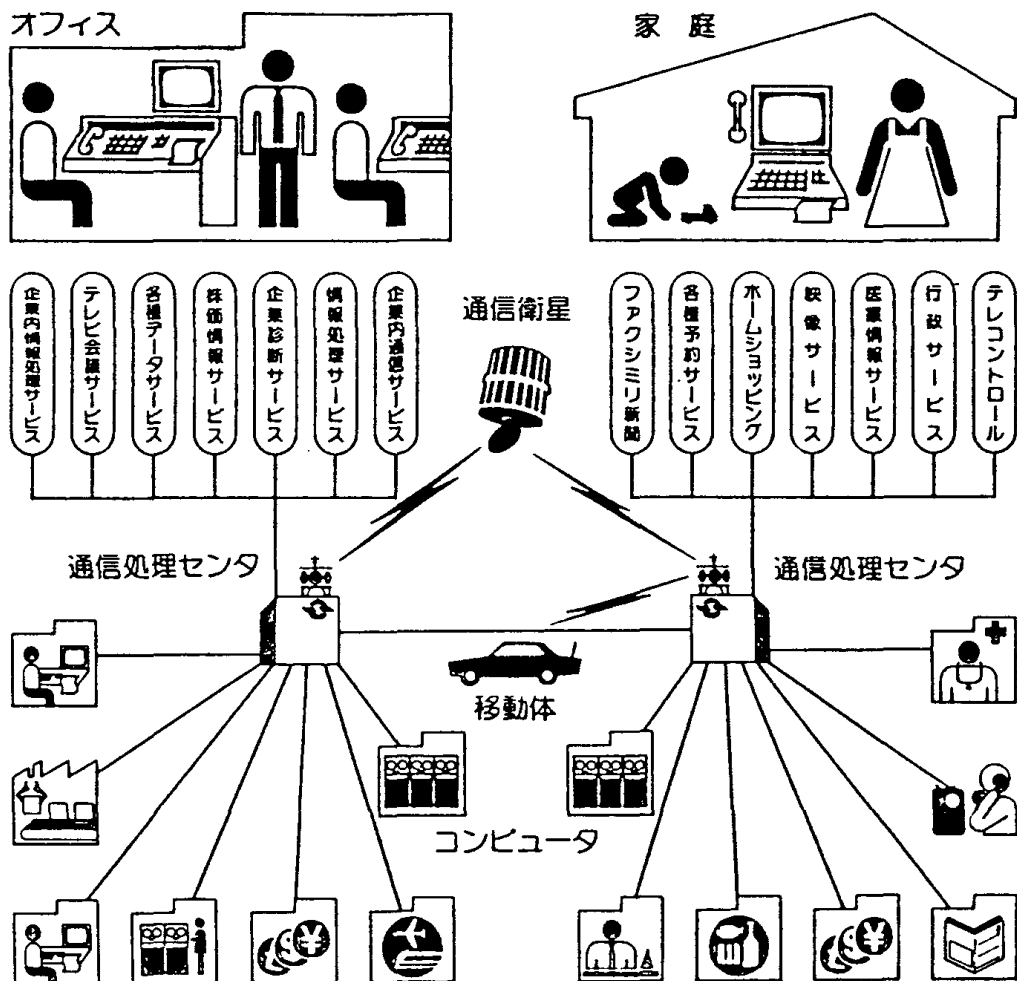
エ．料金体系の一元化：現在は、電話、電報、テレックス、DDX、ファクシミリと別個独立にネットワークが形成されているため、料金制度もそれぞれの歴史的背景の下に個別に定められて

いる。しかし、今後それらが統合された場合、情報量に応じて課金するといった一元的料金体系を構築する方が合理的である。動画など音声に比較して桁外れの情報量を必要とするものは例外として取り扱う必要があると思われるが、おおむね一元化されるものと思われる。

なお、INS計画推進に伴う新型機

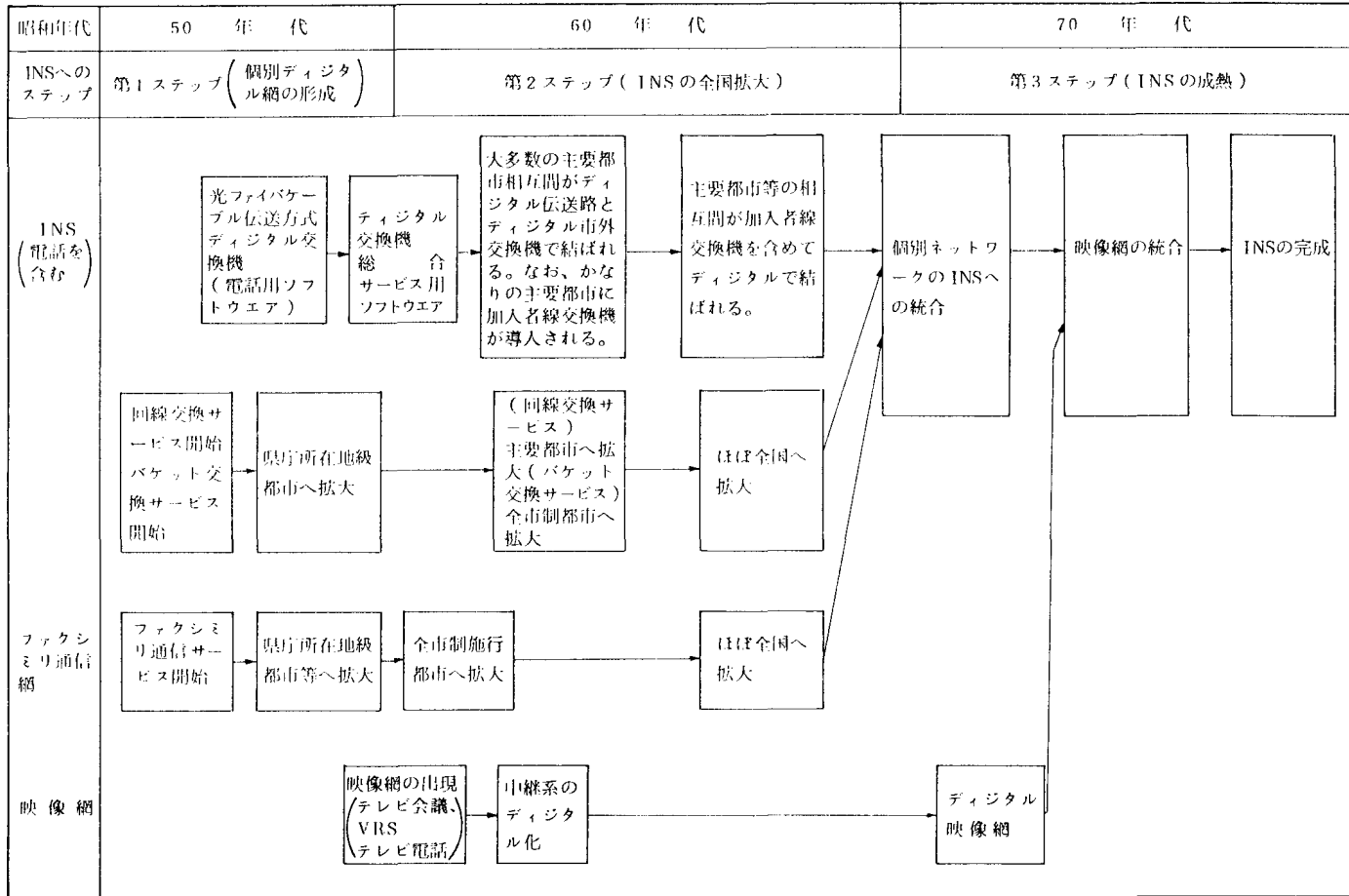
器導入による、通信コストの低減効果(例、交換機をデジタル化することにより通信能力は約40倍になる。通信ケーブルを光ファイバー化することにより中継間隔を従来の1.5Kmから25Kmに拡大できるなど)を利用し、遠近格差のほとんどない料金体系を確立することも可能となる。

図3-3-1 INS社会の将来像



出典 電電公社資料

図3-3-2 INS形成のステップ



出典 「電気通信年鑑 1983年版」(さんちよう社)

オ．情報処理と通信の融合：ネットワークがデジタル化されることによってコンピュータとネットワークの親和性が増し、コンピュータとコンピュータあるいは端末間を結ぶ情報通信システムの構築が容易となる。

以上のような特徴を持ったINSの実現によって各種の端末が持続可能となりそれを通じて図3-3-1のようなさまざまなサービスが実現されるようになる。

INSは現在、出現が予定あるいは予想されているさまざまなニューメディアの中で最も基幹的なニューメディアであり、高度情報化社会の実現には不可欠の存在である。

VANやキャプテンシステムあるいは通信衛星といったニューメディアにしてもINSというネットワークがあってはじめて本領を發揮できる。また、都市型CATVについても将来家庭内引込み線にまで光ファイバーが導入される時代になれば、INSに包含される可能性もある。

現在、INS構築の基盤となる光ファイバーケーブルの敷設と交換機のデジタル化が急ピッチで進められている。昭和56年度から全国12の区間で中容量光ファイバーケーブルの敷設が始まったのを皮切りに、57年から大容量光ファイバーケーブルを用いた日本列島縦貫幹線網の敷設が開始され、59年度末には完成する予定である。また、幹線網の敷設と共に主要都市間を結ぶ支線網の敷設も進められている。これらの建設により昭和61年度末には全国県庁所在地で、62年度末には全国どこでもデジタルサービスが受けられ

ようになる(注1)。個別ネットワークの統合、映像網などの広帯域通信網の統合をも含むINSの最終的完成は昭和75年ごろを目指して進められている。

INS構築の全体計画は図3-3-2のとおりである。

(4) VAN(付加価値通信網)

VANとは主にコンピュータ同士の通信の過程において、コンピュータによる処理を加える高度な通信サービスで、その機能を大別すると次の三つになる。

ア．通信機能：VANの最も基本的な機能。一般的には異機種のコンピュータあるいは端末からのデータをパケット(小包み)と呼ばれる単位に分割多重化し、通信の効率を上げる。

イ．通信処理機能：通信の過程におけるコンピュータ処理であるが、情報処理と異なり、データ内容の意味的変更は伴わない。データを相手方へ直接送らず、ネットワーク内部のコンピュータに設けられたメールボックスにいったん蓄積し、受信者が望むときに取り出せるようにする蓄積交換機能、同一内容のデータを複数の相手方に同時に伝える同報通信機能、通信スピードの異なる端末間の通信を可能にするスピード変換機能、異なった種類の信号の変換を行うメディア変換機能、異機種のコンピュータや端末間のプロトコル(通信手順)を変換し、プロトコルの異なるコンピュータや端末間の通信を可能にするプロトコル変換機能、データの並び順や文字数などを変換するフォーマット変換機能などがある。

ウ．情報処理機能：応用処理のための演算や情報の検索を行う。

これらの機能の中で特に重要な機能はプロトコル変換機能である。この機能に他の通信処理機能が加わることによつてはじめて、今までMT(磁気テープ)交換という手作業を交えなければ行なうことができなかった、機種やメーカーの異なるコンピュータ間のデータ通信が可能となる。このような機能を持つVANの出現によつて、さまざまなコンピュータや端末が相互に結合できるようになると、現在とは比較にならないくらい短時間で、複数企業間の自由なデータ交換が可能となる。そしてVANによる広範な企業間ネットワークが形成されるようになった時、我が国の産業に大きな変革が起こるものと予想される。すなわち、より複雑で高度な商品やサービスが出現し、新しい産業が興り、従来の企業は変質するものと思われる。

我が国におけるVANサービスは公衆電気通信法によつて一般的に禁止されていたが、昭和57年11月の第2次法改正によつて、

(ア) 中小企業のためであること

(イ) 特定企業グループ間のものであること

を条件として限定的に認められた。これは通称中小企業VANと呼ばれ現在31社、38システム(昭和59年5月29日現在)が稼動している。

しかし、本来、不特定多数の企業間ネットワークサービスを目的とする

VANに前記のような条件を付することは合目的とは言えず、一層の自由化を求める声が高まっていった。かくして、電気通信事業法が成立する運びとなり、我が国においても昭和60年4月から本格的VANサービスが認められることとなった。

(5) キャプテンシステム(文字図形情報ネットワークシステム)

キャプテンシステムとは家庭や事務所に置かれた利用者端末と情報センターのコンピュータを電話網で結び、センターに蓄積されている多様な文字・図形情報の中から必要な情報を対話形式で選び出し、ディスプレイ上に映し出すシステムである。

国際的にはビデオテックスと呼ばれ、現在、日本のキャプテン方式の他に、イギリスの「プレステル」を代表とする欧州方式、カナダの「テリドン」の流れをくむ北米方式の3方式がある。

キャプテンシステムの提供サービスとしては当初、キャプテン情報センターのデータベースに入っている情報の中から必要なものを選ぶ情報検索型を目指していたが、最近は情報センターと並列の形で直接、銀行、デパート、旅行代理店などのコンピュータを外部センターの形で接続し、ホームバンキング、ホームショッピング、ホームリザベーションなどのさまざまなホームサービスを提供しようとするものに変貌してきた。

本年2月には、11月の実用サービス開始に先立ち、運用を担当する新会社「キャプテンサービス株式会社」が設立された。

今後の事業計画は、次のとおりである。

ア．サービスエリア：昭和59年11月には東京都23区内と周辺30Km圏の都市、大阪を中心とする京阪神(表3-3-2参照)で、60年度中には札幌、名古屋、広島、福岡で、62年頃までには全国の県庁

所在地を始めとする主要都市で利用可能となる予定(注2)。

イ．利用料金：回線接続使用料(加入者が契約時点だけに支払う料金)=300円、通信料=3分間30分、情報料=内容に応じて

ウ．IP(情報提供者)数:422社

表3-3-2 昭和59年11月からのキャブテンサービス提供地域

・東京、関東地区

都道府県名	都 市 名
東京都	東京23区 武蔵野市 三鷹市 保谷市 調布市 府中市 狛江市 田無市 東久留米市 清瀬市 国分寺市 小金井市 小平市 東村山市 多摩市 稲城市 立川市 日野市 国立市 東大和市 八王子市 武蔵村山市 町田市
埼玉県	浦和市 与野市 大宮市 川口市 鳩ヶ谷市 志木市 新座市 朝霞市 和光市 蕨市 戸田市 草加市 八潮市 三郷市 越ヶ谷市 所沢市 上福岡市 富士見市 大井町 三芳町
千葉県	千葉市 柏市 流山市 市川市 浦安市 松戸市 船橋市 習志野市 八千代市
茨城県	谷田部市 桜村
神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 横須賀市 鎌倉市 相模原市

・京阪神地区 (略)

(注)1. 上記の都市でも、一部加入者識別装置

(ID)のない電話局の区域ではサービスを提供できません。

2. ニューメディアの課題

(1) 都市型CATV

ア. ニーズにあった番組供給

都市型CATV事業は、住民ニーズの中から生まれてきたというよりは数少ない将来の有望市場の獲得に向けて、いわゆるフランチャイズだけは獲得しておこうと各企業がなだれこんでいるというのが現状である。

都市型CATV事業は莫大な設備投資を必要とするため、事業が計画どおり進展したとしても10年後にペイできるかどうかという大事業である。したがって住民が求める番組づくりができるかどうか、事業成功の決め手となる。ところが、現段階では、既存の空中波テレビが提供している番組を超えるだけの番組が制作できるかどうか未知数である。

現在、全国ネットのキー局では1局あたり1日平均で約2億円の番組制作費をかけ、視聴率向上のためさまざまな趣向を凝らし、しのぎを削っている。しかもNHKを除き、受信料は無料である。それに対してCATV局は加入金をとる上に月々の基本料金、加えて有料番組も予定している。そのため、その対価に見合うだけの番組を供給できなければ、たとえば最初、物珍らしさから加入しても、後々大したメリットがないとわかれば解約者の出現も予想される。その点、放送設備などハードの設備投資に追われるCATV局が番組制作にどれだけの費用と人材を投入できるかが、事業成功の1つのキーポイントとなる。

イ. 他のニューメディアとの競合

また、最近本格的に普及しはじめたビデオテープレコーダーやビデオディスクなどのパッケージメディアのソフトレンタルが始まれば、それらとも競合する。

ウ. 人件費がかさむ双方向システム

都市型CATVのもう一つの特徴である双方向機能にしても、設立計画の事業概要を見る限りでは各局とも当面、導入を予定してはいないようであるが、すでに一部で実用化しているアメリカの例を見ると問題が多い。世界初の双方向CATVとして著名なQUBEにしても、当初は大統領選挙のテレビ討論会放映直後に世論調査を行いその結果を発表したり、視聴者参加のクイズ番組などを行い話題をまいたが、現在のところ、せいぜい子供向けのクイズ番組に利用されている程度であるという。双方向CATVを維持するには片方向のものと比較すると10倍近い人件費(注3)がかかり、双方向システムを持つ多くの大規模CATV局の経営悪化の原因となっている。

また、双方向機能を利用したホームショッピング、ホームセキュリティなどのサービスもINSを利用したキャプテンシステムやデータ伝送とも競合するため、どこまで実用可能か未知数である。

このようにその可能性を大いに期待される一方で、さまざまな問題点も合わせ持った都市型CATVを将来の有力な地域メディアとして育てるためには、都市型CATV事業会社と地域が一体となってこれに取り組まない限り、その道は険しいものであることが予想される。

(2) INS

ア．ソフトの開発：INSは来たるべき高度情報化社会におけるインフラストラクチャーとして、ハード面の整備は着々と進行している。しかし、その一方で「INS」とは「一体、何を、するんでしょう？」の頭文字をとったものであると揶揄されるように、それにふさわしい利用方法がはっきりとしていない。先行する技術革新と遅れの目立つソフトの開発。こうした混迷は新しい技術を迎える時期にはありがちなことである。INSはあくまでも無色透明な技術的成果であり、手段に過ぎない。これを生かし、今後の社会発展に結びつけ、高度情報化社会をいかに実現してゆくかは、ハードそのものよりも、むしろ、どんな情報を流し、いかに利用するかというソフト開発にかかっていると言える。

イ．コストの低減：INSの構築が順調に進み、デジタルサービスが受けられる技術的基盤が整備され、それにふさわしいソフトが考案されたとしても、それが即高度情報化社会の実現に結びつく訳ではない。だれにでも手に入るような低価格で操作が容易な端末と多くの人々が利用できるようなサービス料金が設定されてこそ高度情報化社会の実現が現実のものとなる。端末の開発についてはME技術の発展に支えられ順調に進むものと思われる。サービス料金の設定については前項でふれた料金の一元化と深くかかわってくるものと思われる。

(3) VAN

ア．競争条件の整備：電気通信事業法の成立によって、通信事業への民間企業の進出が可能となり、民間活力の導入による自由な発想に基づく多彩で低コストなVANサービスの実現が期待されている。しかし、法制度を整備するだけでは拵はずれた経営規模と技術力を持つ新電々と競争することは困難である。したがって、VAN事業者が十分な経営基盤を確立するまで、回線使用料やサービスの範囲など制度面での競争条件を整備すると共に、新電々の持つ膨大な技術集積を民間へ開放するなど技術面での競争条件を整備する必要がある。

イ．プライバシーの保護：VANによる巨大なネットワークが形成されると、さまざまな企業情報、個人情報VANに集中するようになる。そのため、ユーザーの通信内容が当事者以外に漏れることがないように秘密保護に十分な対策を講ずる必要がある。

ウ．システムダウン対策：VANを含む巨大なネットワークが社会の機構に深く組み込まれ、社会全体がネットワークに対する依存度を深めることは、ひとたびシステムが障害をきたすと、たとえそれがささいなものであってもその影響はネットワーク全体に広がり、極めて短時間のうちに経済社会活動の広範囲な分野に重大な障害を与える。したがって、背信的悪意者や火災、水害、地震などの災害あるいはシステム自体の欠陥や故障に対する十分な対策を講

ずる必要がある。

(4) キャプテンシステム

ア．端末機コストの低減：発売当初の端末機の価格は、標準タイプで7～10万円、最上位のもので70～80万円になると見られている。これを本格的に普及させるには回路素子のLSI化を進め高性能化を図ると共に価格を半値以下にする必要がある。

イ．価値ある情報やサービスの提供：通常のデータベースサービスは深く狭い情報を提供している。それに対してキャプテンシステムが提供を予定している広く浅い情報というものは案外収集も整理も難しい。また、提供が予定されているさまざまなホームサービスにしてもユーザーのニーズがはっきりしていない。したがって、いかにユーザーのニーズに合った情報やサービスを提供できるかが普及の鍵となる。

ウ．有料情報に対する理解：キャプテンシステムを利用するには3分間30円の通信料とは別に情報内容に応じて「情報料」と呼ばれる対価を支払う場合がある。「情報はただ」という考えがしみついている日本人にとって、「価値ある情報には正当な対価を支払うべきだ」ということが生活分野でも理解されるにはある程度の年月が必要になるものと思われる。

3．ニューメディアの普及予測

先に述べた各ニューメディアは、時間的な流れの中でどのように普及していくのだろうか。参考として日本民間放送連盟放送

研究所が行った「ニューメディアの普及予測・影響予測」調査と流通産業研究所が行った「情報システムの高度化と流通機構の変化に対するアンケート調査」からニューメディア普及予測に関する部分を紹介する。

まず「ニューメディアの普及予測・影響予測」調査では、図3-3-3の13のニューメディアに関し、回答した民放2社の有効回答数の多いメディアの順序に普及予測の結果を示すと、普及初期(普及率10～20%

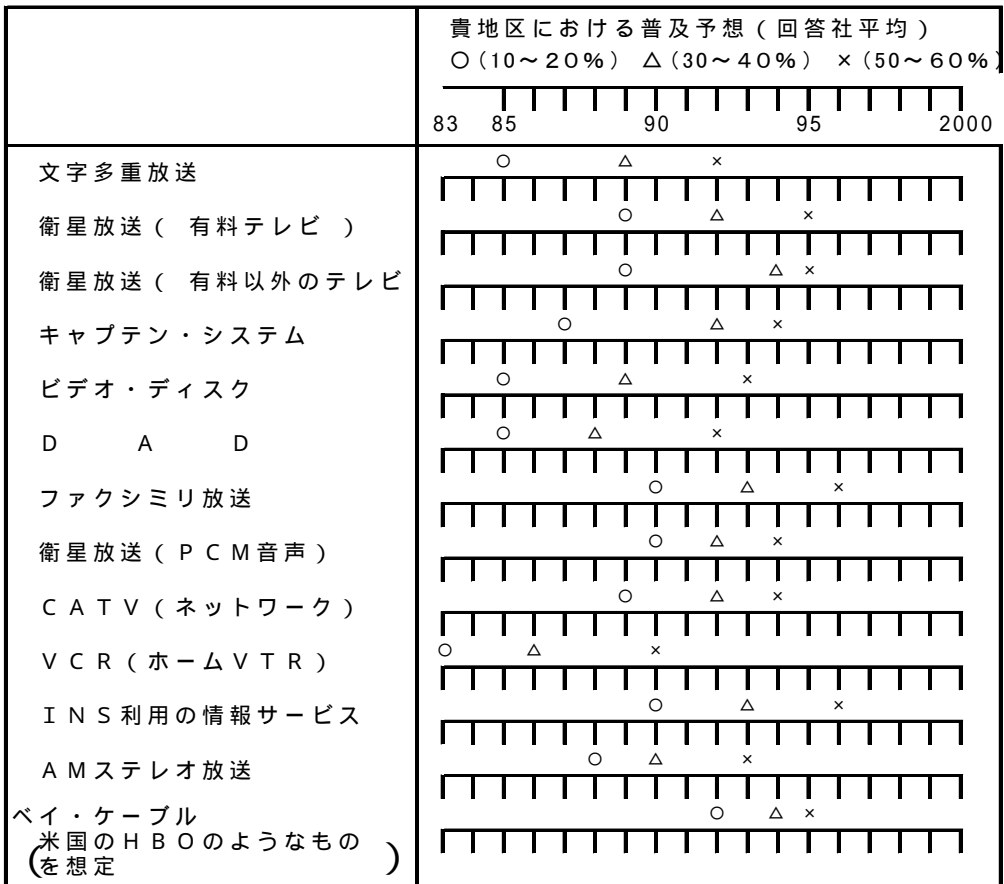
印で表示)を基準に時期の早いものは83年ホームVTR、85年文字多重放送、ビデオ・ディスク、DAD、87年キャプテン・システム、88年AMステレオ放送、89年衛星放送(有料テレビ)、衛星放送(有料以外のテレビ)、CATV(ネットワーク)90年ファクシミリ放送、衛星放送(PCM音声)、INS利用の情報サービス、92年ペイ・ケーブル(米国のHBOのようなものを想定)の順となっている。

ホームVTR、AMステレオ、衛星放送(PCM音声)、ペイ・ケーブルなどは印(普及加速期、30～40%普及率)の期間が短く、すなわち初期普及から成長期への移行が2～3年早いという予測を行っている。

結論としては、1989年がニューメディア普及の転換点としている。

次に、「情報システムの高度化と流通機構の変化に関するアンケート調査」では、前述の調査と対象メディアが異なるが、1990年時点でのニューメディアの普及度をこの問題について特に関心と造詣の深い各界の有識者500人(回答者304人)を対象とし、予測を行っている。

図3-3-2 ニューメディアの普及予想



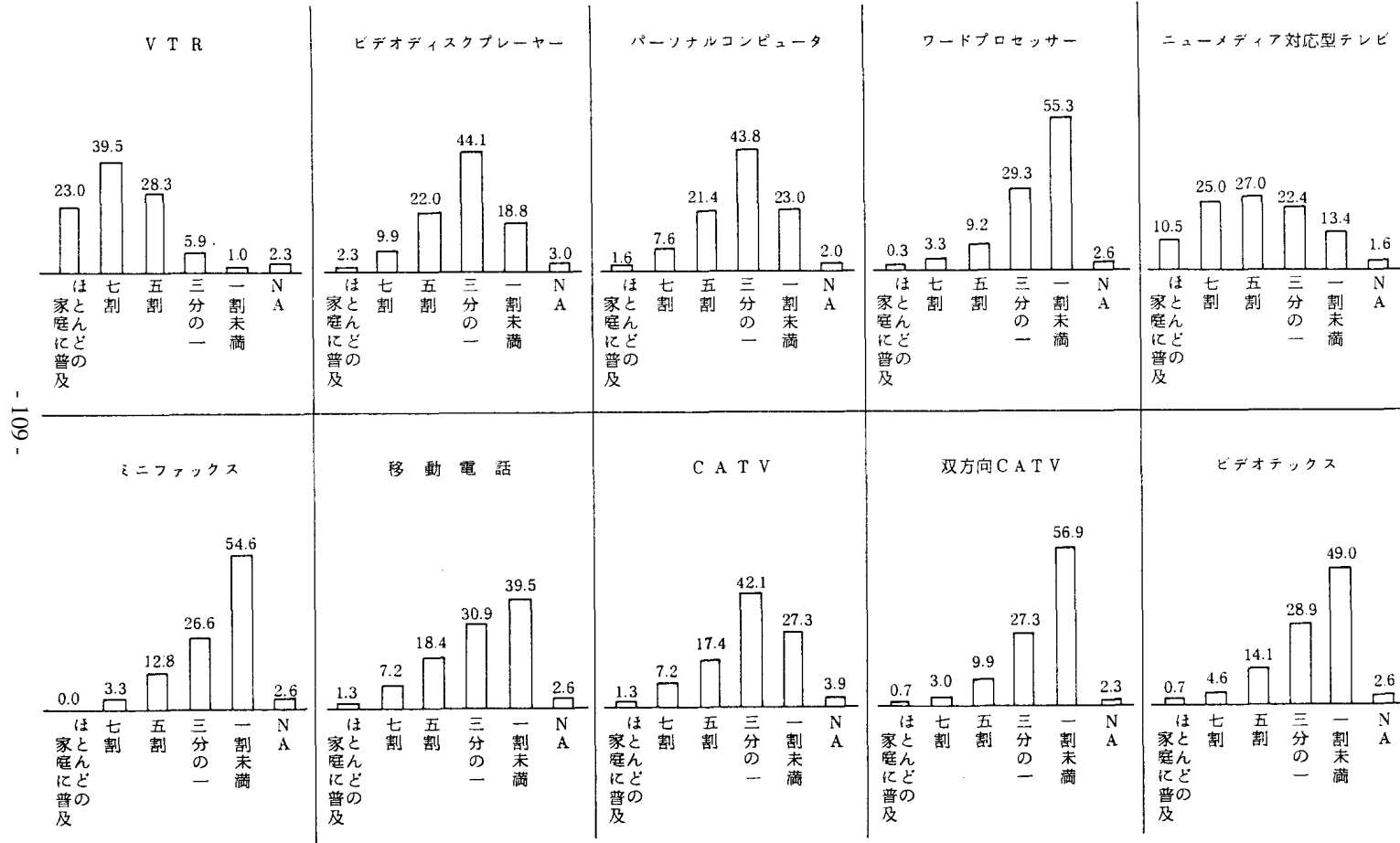
出典 日本民間放送連盟放送研究所「ニューメディアの普及予測・影響予測」

ニューテクノロジー、ニューメディア型機器の1990年の普及率については、VTRを除いては、極めて低い数値を予想する人が多く(図3-3-4参照)、VTRについては7割以上の普及率を見込む人が全体の62.5%を占めており、さらに28.3%の人が半分程度の普及率となると予想している。ビデオディスク、パーソナル・コンピュ

ータ、CATVに関しては、3分の1以下の普及率とみる人が6割ないし7割を占めている。

さらにワードプロセッサ、ミニファックス、双方向CATV、ビデオテックスに至っては、半分ないしそれ以上の人が1割未満の普及率しか見込めないものと考えている。

図3-3-4 各種機器の一般家庭への普及度合(1990年)(全回答者)



出典 流通産業研究所「情報システムの高度化と流通機構の変化に対するアンケート調査」

ニューメディア対応型テレビの普及度合については意見が分かれて、7割以上の普及率を予想する人が35.5%を占めるのに対し、3分の1以下と考える人も35.8%と、ほぼ同率ということになっている。

いずれにしても、ニューメディア、ニューテクノロジー型機器の一般家庭への普及には、しばらく時間がかかる、という結論になっている。

4. ニューメディア展開のシナリオ

現在予想されているニューメディアの普及の予測を二つの調査により概観してみた。

しかし、ニューメディア社会の展開の道筋は、法制度、産業そして生活の各局面において、どのような変化・動向が生じるかに影響され、ニューメディアが本格的に普及したその姿は変わってくるだろう。また、地域における展開を考えてみても三大都市圏とそれ以外の地域では異った展開が考えられ、とりわけ、大都市圏の中でも神奈川のような都市化した高密度な地域社会におけるニューメディアの展開は、また異なるであろう。

ここでは、都市化社会神奈川を念頭に置きつつ、不確実な未来を胎むニューメディアの展開のいくつかのシナリオを提示し、検討していくことにする。

(1) 技術主導型の展開

今までニューメディアについて様々に言及されている中で特徴的なことは、ニューメディアのもたらす多様な情報・サービスの技術的可能性であった。

最初に、技術的可能性がもたらすニューメディアに着目した技術主導型の展開

のシナリオを考えてみることにしよう。

現在が情報化社会といわれるように、個別的かつ多様な情報ニーズが存在する。それらのニーズは、ニューメディアの利用によって効率化・利便化等が図られるのは明らかである。しかし、一方において現在の生活様式や行動において、ニューメディアのもたらす利便性や効率性による代替が費用対効果的に不透明な部分も非常に多いのも明らかである。

その中では大量の情報通信・処理を必要とする産業や行政などや、家庭においても所得の高い層を中心に一層の情報とサービスを期待している部分がある。その意味ではニーズはかなり限定された領域に存在しているともいえる。

そうした場合、ニューメディアの事業化を考えると規模の経済性等の問題からその展開は、全国的、国際的なネットワークを中心として構成されることになる。ニューメディアの形態もINS、放送・通信衛星、大規模VAN等ということになる。したがって、これらニューメディア関連投資額は巨額なものとなり、かつシステムとしての統一的な整備を図るための技術水準の制約から、事業主体は電々公社や大企業が情報基盤の形成や情報サービス供給を行うことになる。

また、これらが全国的・国際的なネットワークを中心として形成され、製造業流通、金融などの特定の産業の情報通信処理を主体とするため、地域の情報循環は付随的な形でしか、その位置付けを与えられないことになる。従って、生活分野へのインパクトと展開は弱いものと

なる。それは産業社会の情報基盤整備による効率化中心のニューメディアの展開として現われることになる。

この場合の問題点は、中央集中的、統一的なネットワーク形成の中で、コスト高や事業者の寡占的な状況を招くことになる。

そして、情報とサービスの提供者は、情報基盤の提供者とほぼ同一であり、このニューメディアにおけるハードとソフトの未分化は情報産業の成長を遅くするものともなろう。

さらに、情報とサービスの地域的な供給も多様さに乏しいものとなろう。

(2) 市場主導型の展開

次のシナリオは、市場主導型のニューメディアの展開である。

国のレベルで現在、通産省のニューメディアコミュニティや郵政省のテレビピア構想がニューメディアの地域社会への定着ということで構想されているが、前者はモデル都市においてニューメディアのニーズを実験的に明らかにしようとし、後者はニーズを創り出していこうという志向を持っている、といつてよい。

しかし、両者共通に不透明なニューメディアへのニーズをどう把握するかという基本的な問題を抱えているのである。

このニーズの点から考えるならば、第二の展開のシナリオは、ニューメディアへのニーズのあるところで、そしてニーズを創り出すのに有効な市場の活力に委ね展開するというものである。

つまり、中小企業を含む企業や市民生活の情報ニーズに即した情報とサービス

の様々な事業機会とシステムを市場主導によって形成することである。

技術主導型の展開では期待することが難しい、木目の細かい情報やサービスが市場の競争による多様な隙間技術やノウハウによって提出されることになろう。

その意味では、ニューメディアは社会全般に浸透することになる。

この場合、地域にはニューメディアを利用した多様なシステムが形成され、地域情報も相当循環することになる。事業主体としては、電々公社をはじめとする大企業ばかりでなく、様々な産業の様々な規模の企業が参入してくる。

そこでは、技術主導型では未分化であった情報基盤の形成者と情報サービスの提供者の分化が生じ、多様な情報化による事業機会が提供されることになる。

しかし、一種過当競争が生じることにもなろうし、多様性に伴う標準化の欠如も生じることになる。

ところで、ニーズの不透明さに対して事業主体（企業）が、どのように情報とサービスに対する需要を喚起し、商品化すればよいかという最初の問題に対する解決は、事業主体にとって不透明なニーズの中でも、相対的に市場化の確実性の高いものから企業化を展開することとなって現われる。

そのことは、地域に即して考えれば、都市化した高密度で所得水準の高い、あるいは経済活動の活発な地域を事業主体は選定することになる。

それは、当然のことながら利益が見込めないニーズ、あるいはニーズの量が低

い地域は排除されることになる。つまり「クリームスキミング」という商品化可能なニーズや採算のとれる地域だけのつまみ食いという状況が出現することになる。

神奈川を例にとっても、横浜、川崎などの大都市を中心とする地域についてはニューメディアの順調な展開があるだろうが、それ以外の地域においては円滑に進展しないとということになる。

市場主導型のニューメディアの展開においてはこのような地域間の情報格差、所得水準による情報・サービス格差も予想される。また、このタイプの展開においては、システムないし事業主体間の過当競争や標準化の欠如による市民への情報・サービスへの悪影響や資源的な浪費につながることもなる。

(3) 混合型の展開

技術主導型と市場型のニューメディアの展開は、現状において萌芽的にしる進行している。

それぞれの有するメリット・デメリットを概観してきた中で、ニューメディアの望ましい展開を考える場合、平凡ではあるが、両者のメリットを活かす展開が考えられねばならない。

その場合、原則的には情報・サービスの供給にあたっては、市場（企業）の活力、創造性に委ね、公的部門による独占や大企業による寡占は避ける必要がある。しかし、民間では、事業化が難しいが、市民生活や地域経済活動などにとって重要な意義を持つ情報やサービスは公的に供給し、情報やサービスの基礎的格差是

正の必要がある。

すなわち、地域的情報システムを基盤として展開される市場主導型の多様なニューメディアサービスと並行して、公的に情報・サービスが供給される複線的なニューメディアの展開が考えられねばならない。

最初の技術主導型の展開は変容されて市場主導型と融合することが必要なのである。システムレベルでは、全国的、国際的なニューメディアネットワークと地域のそれとが重層的に形成されることになる。そこにはニューメディアの技術的可能性を地域の多様性の中で開花させるという情報政策の転換が必要となる。

したがって、技術主導型と市場主導型の融合によるニューメディアの展開は、大きく情報政策の分権化を基本として出現する。その意味で、現状の国レベルで発想されているニューメディア戦略は、基本的に基礎的な制度、基幹的技術水準に関する関与として考えられねばならない。

そうであるならば、地域の住民の福祉の担い手である自治体の主体的関与が必要となるのは明らかである。

それは、技術または市場主導型では供給が難しい社会生活を営むに必要な情報サービスシステムの構築に主体的に関与することにより情報格差を情報ミニマムの視点で解消していくことであり、さらに、地域間の情報格差の是正は、ニューメディアの市場主導型の展開におけるクリームスキミング的なあり方の抑制となる。すなわち、単に利益のあがるニーズ

や地域だけに企業活動を認めるのではなく、周辺のニーズや地域をも包含した形でニューメディアの展開がなされるよう政策的に誘導することである。勿論、自治体は自らも社会情報システムの構築や地域のニューメディアシステムの標準化など真にニューメディアが市民の情報基盤であるような技術的、サービスの様々な利用を開発し、ニューメディアの望ましい展開を政策的に支援し、企業のニューメディアの事業化の支援を行うもので

なければならない。

5. 神奈川におけるニューメディアの動向

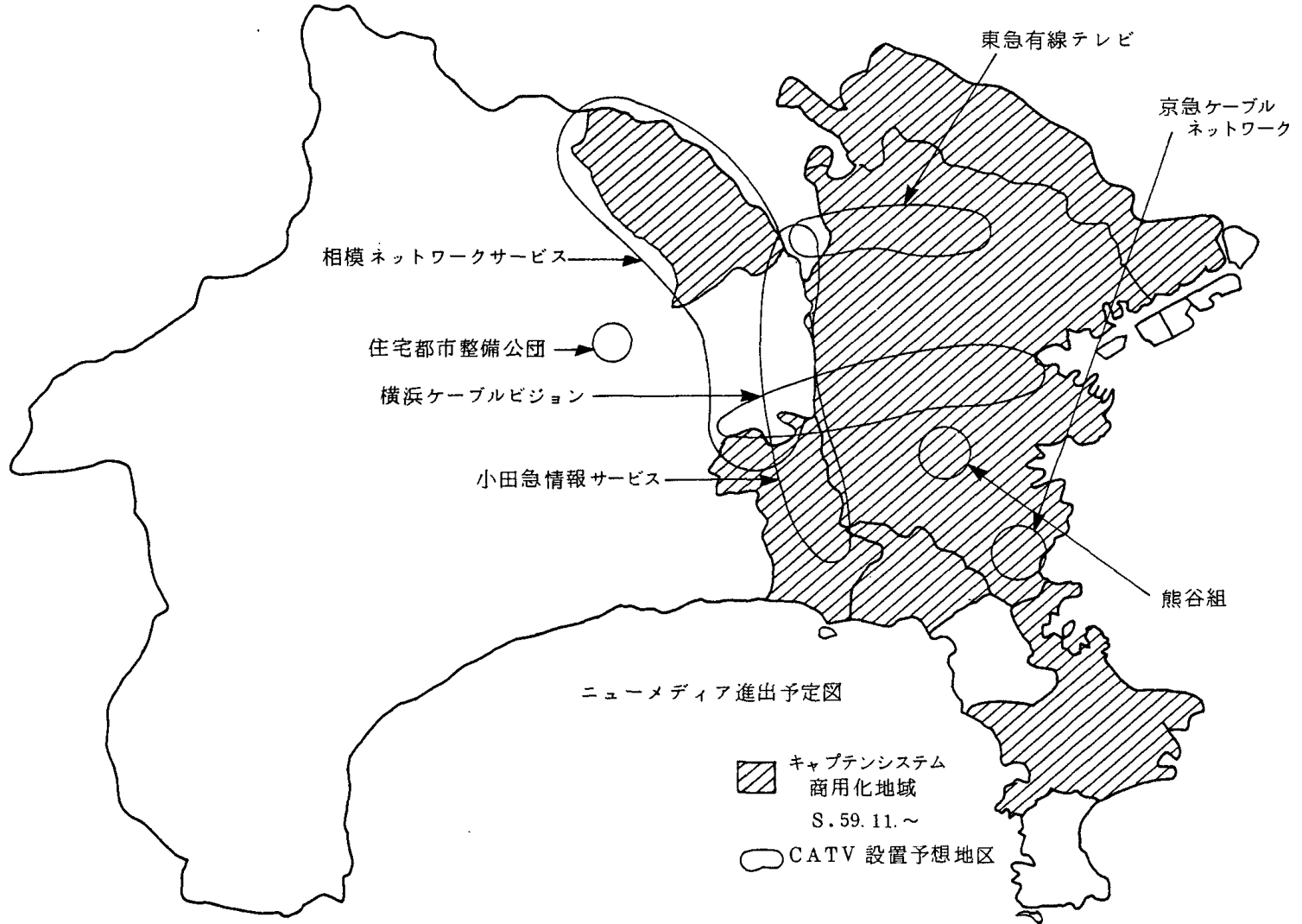
(1) 都市型CATV

現在、神奈川県内では東京急行電鉄、小田急電鉄など電鉄系各社を中心に都市型CATV事業が計画されている。その事業計画概要は表3-3-3である。また、そのサービスエリアを図3-3-5のようになる。

表3-3-3 CATV事業計画

事業会社	CATV会社名 設立年月日	サービス 開始予定	対象地域	対象地帯 域数	サービス内容等
相模鉄道	横浜ケーブルビジョン 58.7.15	昭和61年4月	横浜市西区、旭区二俣川、大和、海老名いずみ野	横浜市西区 (1万5千世帯) 横浜市旭区二俣川 (5万世帯)	テレビ自主放送15チャンネル(基本サービス12、ペイサービス3)、同信再放送11チャンネル
東京急行電鉄	東急有線テレビ 58.3.7	昭和61年4月	渋谷、蒲田、下高井戸、たまプラーザ、青葉台、つくし野、中央林間	渋谷(3万世帯) たまプラーザ (3万世帯)	テレビ19チャンネル、FM7チャンネル、PCM3チャンネル(ペイテレビ3チャンネル)
京王帝都電鉄	京王ケーブルシステム 58.10.1	昭和61年後半～ 昭和62年前半	駅構内での「ターミナル情報システム」新宿、明大前、調布府中、聖蹟桜ヶ丘、八王子、渋谷、吉祥寺、橋本、多摩	2万世帯	
京浜急行	京急ケーブルネットワーク 59.4.3				「能見台」にはCATV用ケーブル敷設
小田急電鉄	小田急情報サービス 58.10.1	昭和61年度	新百合ヶ丘駅周辺地区、藤沢市	新百合ヶ丘駅周辺地区(3万3千世帯) 藤沢(2万8千世帯)	30チャンネル
相模ネットワークサービス	58.5.14	昭和60年10月	相模原市、座間市、厚木市、大和市、海老名市	当初1万2千世帯	自主放送3チャンネル、ペイ番組2チャンネル、再送信8局 FM放送3局
熊谷組	昭和59年内に運営会社設立予定	昭和62年春	東戸塚分譲住宅とその周辺住宅		難視聴解消、自主放送予定
神奈川県住宅供給公社			横浜市旭区	若葉台団地 (計画人口24,000人)	大規模住宅の管理システム(ニュータウン内各施設の防災、給排水、電気設備などをCATVで集中管理)
住宅都市整備公団			厚木市	森の里 (計画人口8,050人)	各種教養番組の編成自主放送、他のCATVと連携し、各主生活情報を提供
湘南ケーブルビジョン	58.3.4	昭和60年10月頃	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市	17万5千世帯	自主放送、FM放送 ペイテレビ、双方向サービス、再送信

図3-3-6 ニュ メディア進出予定図



(2) INS

神奈川県内では図3-3-7のような計画に基づき、主要都市間の伝送路を光ファイバー化する工事が進んでおり、昭和60年度末には完成の予定である。これと平行して、交換機のデジタル化も進んでおり、高度情報化社会の実現に向けてさまざまなデジタルサービスを可能にする体制が整いつつある。

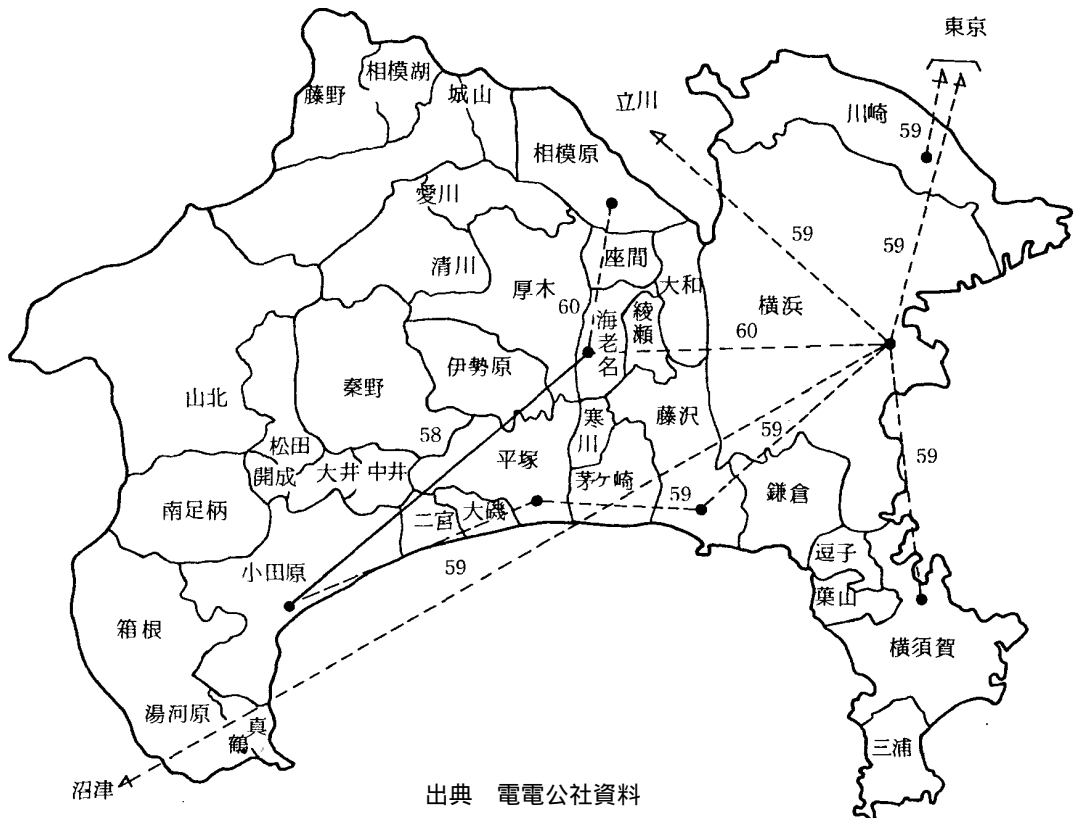
(3) キャプテンシステム

神奈川県内では、昭和59年11月からのキャプテンシステムのサービス提供地域と

して、図3-3-6のように横浜、川崎、藤沢、横須賀、鎌倉、相模原の各市が予定されている。

神奈川県では行政情報ニーズの個別化に対応するため、昭和58年4月から第2期実験サービスに参加しており、窓口案内、施設の利用案内、観光・リクリエーション、消費生活、クイズ、文化・余暇行事の案内など250画面の情報を提供してきた。これを昭和59年11月の実用サービス開始後には、手当給付の案内や医療等の案内などの画面を加え、3倍の750

図3-3-6 神奈川県における主要都市間の光ファイバー伝送路計画



出典 電電公社資料

画程度に増やし、さらにその3年後をメドに2,000画面程度にまで増やす計画である。

6. 家庭における情報化の将来像

地域社会における情報化は今後、産業分野、行政分野、生活分野の順に進展してゆくものと思われる。産業分野における情報化はすでに相当程度進行しているが、近年パーソナルコンピュータの普及や様々なニューメディアの出現によって新たな高度化の段階を迎えようとしている。行政分野においても産業分野と同様な現象が見られる。これに対して生活分野における情報化は産業分野や行政分野における情報化の反射的效果として情報化されているにすぎない。今回、我々が行った「情報環境調査」の結果によれば家庭におけるパーソナルコンピュータの普及率は約10%という結果が出ている。

しかし、今後、パーソナルコンピュータや都市型CATV、キャプテンシステムを始めとするINS関連端末、高品位テレビなど現在発表されているようなさまざまなニューメディアが自動車並みに家庭内に普及するようになれば、現在のような反射的な意味での情報化ではなく、主体的な意味での情報化が可能となる。

ニューメディアが家庭を含めた社会全体に普及するようになるには機器購入やサービス提供にかかるコストの低減、ニューメディアに適したソフトウェアの開発、あるいはそれらを社会システムとして取り込むための法制度の整備などさまざまな課題を解決する必要がある。

ポストカラーテレビとして早くから注目されてきた家庭用VTRにしても、本格的普及期を迎えるまでには7、8年の期間を要した。その意味でニューメディアの普及はこれからといったところである。

ここではそのような様々なニューメディアが普及することによって実現される高度情報化社会における家庭の将来像を(1)家事サービス、(2)福祉・医療、(3)勤務形態、(4)教育・学習、(5)その他の各分野について概観してみる。

なお、家庭内の情報化予測には図3-37のような調査報告がある。

(1) 家事、サービス

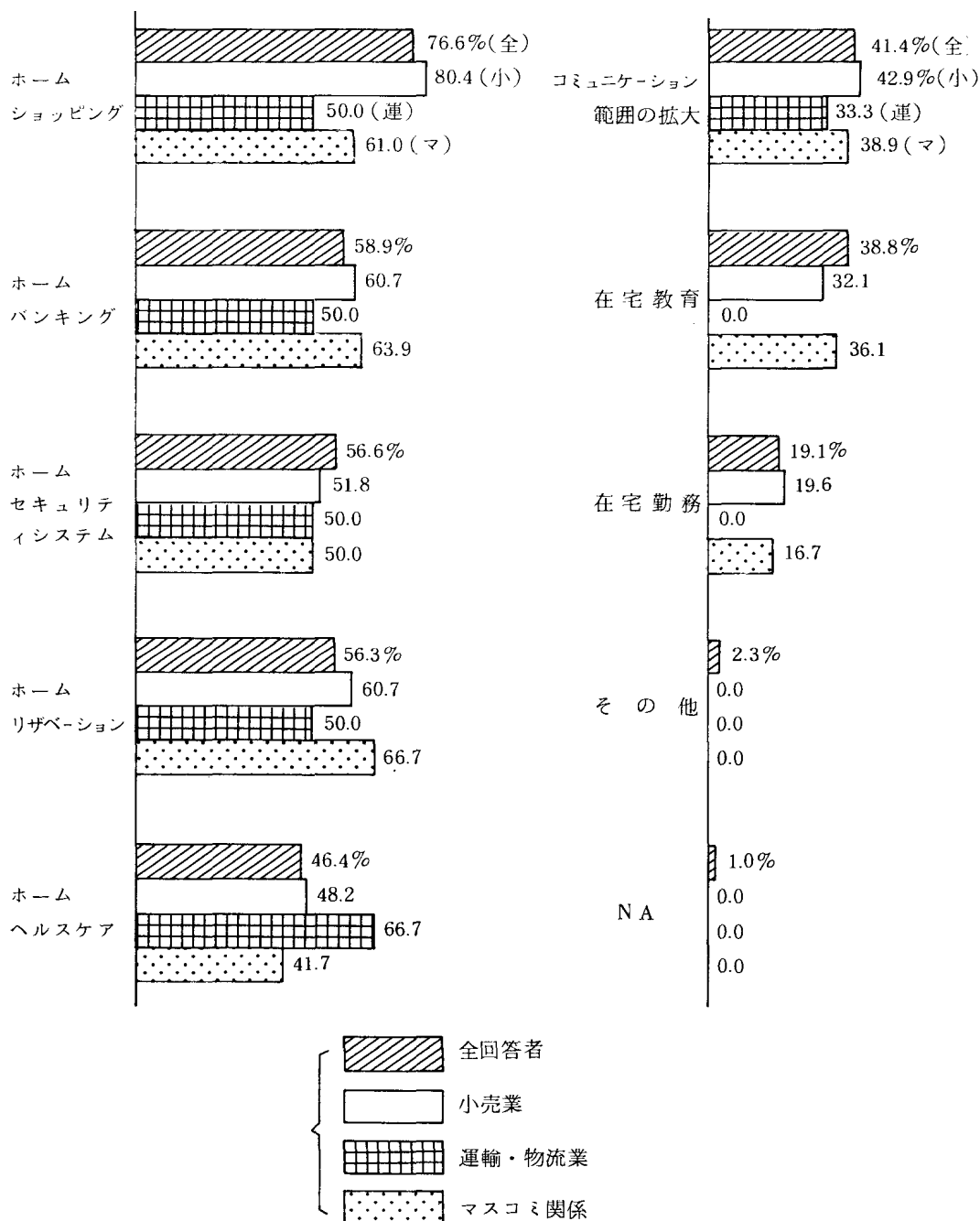
ア. ホームショッピング

INSに接続されたキャプテンシステムやパーソナルコンピュータなどの端末あるいは双方向CATVを利用することによって、家庭に居ながらにしてディスプレイ画面を見ながら商品情報を入力し、同時に発注することが可能になる。注文は各々の通信網を通じて業者のコンピュータに伝送され、商品配送の手配が行なわれ、注文主の自宅まで配送されるようになる。

イ. ホームリザーベーション

ホームショッピングと同様にINS端末や双方向CATVなどを利用することによって家庭に居ながらにして、必要な情報を入力し、コンサート、映画、演劇などの各種イベントのチケット予約、航空機、列車などの切符の予約あるいはホテル、旅館などの宿泊予約などができるようになる。

図3 - 3 - 7 1990年に実用化が考えられる家庭内情報化予測



出典 流通産業研究所「情報システムの高度化と流通機構の変化に対するアンケート調査」

ウ．ホームバンキング

プッシュホンなどのINS端末、パーソナルコンピュータ、双方向CATVなどを利用し、預金口座の移動、料金支払い、さらには融資の申込みなどが銀行まで行かなくとも可能になる。また、預金の残高照会、明細書の連絡、その他の情報提供サービスも同時に受けられるようになる。

エ．ホームディーリング

ホームバンキングと同様な端末を用いて、家庭に居ながらにして、株価や債券価格、公定歩合、為替相場などの投資、運用情報を入手したり、アドバイスを受けながら、株式や債券の売買ができるようになる。

オ．ホームセキュリティ

火災、ガス漏れ、泥棒の進入、急病などの異常があった時、家庭内に取り付けられた各種のセンサーがそれらを感知し、INSや双方向CATVなどの通信網を通じて警備保障会社に異常情報が伝えられることによって、消防署への通報、警備保障会社の職員の派遣といった必要な措置が家族が不在の場合でもすばやく行なえるようになる。

カ．ホームコントロール・ホームテレコントロール

冷暖房機、照明器具、炊飯器、風呂釜、各種警報センサー、ドアや窓のロックなどを家庭内に張りめぐらせたホームバス(母線)を通じてホームコンピュータと接続することによって、宅内機器の一元的管理と自動化が可能となり、より快適な家庭内環境が作り出

せるようになる。また、INSなどを通じて、外出先からのコントロールも可能となる。

キ．在宅公共サービス

INSや双方向CATV網を通じてプッシュホン、ファックス、キャプテンシステム・パーソナルコンピュータなどを利用することによって、家庭に居ながらにして、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付や公共情報提供サービスが受けられるようになる。

(2) 福祉・医療

各種のセンサーを接続したパーソナルコンピュータや専用端末をINSなどの通信網を用いて、病院などの医療機関と結ぶことによって、家庭に居ながらにして様々な医療サービスが受けられるようになる。

ア．在宅健康管理システム

定期的に健康状態をチェックし、その情報をもとに適切な健康管理を行うことによって、健康増進や病気の予防が円滑に行われるようになると共に異常状態が迅速に発見できるようになり早期発見にも役立つ。また、緊急時の適切な医療処置情報も得られるようになる。

イ．在宅看護システム

慢性患者、病弱者、寝たきり老人などが在宅で適切な看護治療を受けられるようになる。

(3) 勤務形態

ア．在宅勤務

家庭内にコンピュータの端末やファクシミリなどを設置し、それらをIN

Sなどの通信網を通じて本社(企業)と結ぶことによって、家庭に居ながらにして、勤務することが可能になる。この在宅勤務が可能になれば、体力を消耗する通勤ラッシュから開放され、好きな時間に自由に勤務することができるようになる。

イ．サテライトオフィス

本社と多数設けられたサテライトオフィスをINSなどの通信網で結ぶことによって、サラリーマンは自宅近くのサテライトオフィスに通勤すれば良くなり、長い通勤時間をかけずに本社にいる時と同様な仕事ができるようになる。

自己管理、人間関係、住宅環境に関する課題に対して、在宅勤務よりも現実的であると言われている。

(4) 教育・学習

ア．CAI(コンピュータ支援授業)

CAIの端末を家庭に設置し、それをINSや双方向CATVなどの通信網を通じて、塾、専修学校、カルチャーセンターなどのコンピュータと結ぶことによって、家庭に居ながらにして個人の適性や理解力に応じたきめ細かな個別指導型の学習サービスが受けられるようになる。

(5) その他

ア．キャプテンシステム

キャプテン情報センター、各企業、官公庁などのコンピュータに蓄積された様々な情報を容易に入手できるようになり、家庭向けのデータベースとしての役割りを果たすようになる。

イ．電子メール

INSとVANを組み合わせたデジタル通信網が持つ蓄積機能、同報通信機能を利用し、家庭内のパーソナルコンピュータを端末として使用することによって、迅速で確実(ディスプレイ表示と共にハードコピーもとれる)なメッセージ交換ができるようになる。

ウ．テレビ電話

INSの広帯域通信網を利用することによって、音声だけでなく画像も提供できる双方向のテレビ電話サービスが受けられるようになり、通話の相手が遠隔地にいても親密なコミュニケーションが図れるようになる。

エ．電子新聞

INSやCATV網などの有線系の通信網やテレビ文多重放送(テレテキスト)などを利用することによって、家庭内のファクシミリに新聞を直接伝送できるようになる。

オ．ホームプリンターサービス

INSやCATV網を通じて、家庭内のファクシミリなどのプリンター装置から公共機関のお知らせやデパートスーパーの買い物情報などのプリントされた様々な生活情報が提供されるようになる。

(注1)日本経済新聞(和昭58年10月19日発行)真藤恒電々公社総裁の記社会見から

(注2)ニューメディア最前線(朝日ソノラマ刊)

P.119 金子秀明氏の論文の中から

(注3)日経産業新聞(昭和59年3月7日発行)北谷米インジアナ大学助教授の談話から

第4章 自治体の情報政策の構想

第1節 自治体と情報政策

高度情報化社会に向けて自治体が展開すべき情報政策のあり方を構想することは、非常に難しい問題であるが、高度情報化社会は、自由で豊かな情報の流れる活力と魅力に富んだ地域福祉社会として実現される必要がある。

現在、ニューメディアの出現により高度情報化社会が容易に実現されるかの如き印象を与えられているが、こうした社会の実現には、社会の構成員すべてが、とりわけ政府、自治体が、明確な理念、目標に基づき適切な対応や施策を展開しなければならない。情報が「社会の資源、財」としての価値をもち、社会情報システムに顕著に見られるようにサービスの情報化が一層広まる傾向にある今日、情報にかかわる政策、すなわち情報政策は、高度情報化社会の実現へ向けて極めて重要であると考えられる。

1. 情報政策の新段階

従来、情報政策ということばはあまり使用されてなく、明確な定義付けもされていなかったようである。(注1)しかしながら、自治体が、政策を実施する上での情報の収集、管理、提供という行為を情報政策の基本型とすれば、それは従来からも実施されてきたし、それ自身の歴史をもっていることはいうまでもない。

戦後の自治体の情報政策を振り返るとともに、今後の高度情報化社会の情報政策を展望すると、情報政策には次の三段階があるように思われる。(図4 1 1)

(第一段階) 広報・広聴時代

戦後の地方自治体制は、日本国憲法、地方自治法により法的に整備された。地方自治を実現するためには、住民自治、団体自治が達成されることが必要であり、そのための基盤の一つとして、広報・広聴制度が重要な役割を果たしてきたといえる。もちろん、民生、衛生など個別の行政分野でも情報の収集(公聴会の実施など)、提供(チラシ、冊子の作成など)が行われてきたことはいうまでもないが、情報の収集・提供システムとしては広報広聴が中核的役割を果たしてきた。

行政広報は、GHQの示唆により始まったが、戦後、導入された自治体広報=PRは、総じて、行政の近代化や民主化に役立ったといえよう。広報は、自治体の行政施策等を住民が知るうえで不可欠であるし、広聴もまた、行政に住民の意思を反映(住民参加)するために不可欠のものである。広報・広聴は車の両輪といわれるゆえんである。

広報・広聴制度は、戦後の社会状況の変遷により、その内容・形態を充実しながら発達してきている。広報では、告知型 啓蒙型 問題提起型 住民参加型の内容へ、広聴では、個別広聴から集会広聴、世論調査、モニター制度等多様な展開がなされている(注2)。このように、地方自治の主体としての住民の知る権利、参加する権利を担保する形の広報広聴を主力とする自治体の政策は、情報政策の第一段階といえよう。

(第二段階) 情報公開・情報提供時代

近年、開かれた行政を目指して、住民の知る権利を制度的に保障するとともに住民参加の促進を図るため、自治体レベルで、いわゆる情報公開条例が制定されるようになった。

これに伴い、広報も情報提供の一環として行政上の位置付けが与えられた。

従来の広報などによる行政の情報提供が、ある意味では行政側の裁量事項と考えられていたのに対し、情報公開制度は情報開示を請求する権利を設定するもので、これまで「非公開が原則」であったものを「公開が原則」とする、まさに官庁革命ともいうべきものである(注3)。

その意味で情報公開制度は、自治体の情報政策において画期的な出来事であり、

情報が重要な価値を持つ情報化社会において、不可欠の施策といえよう。

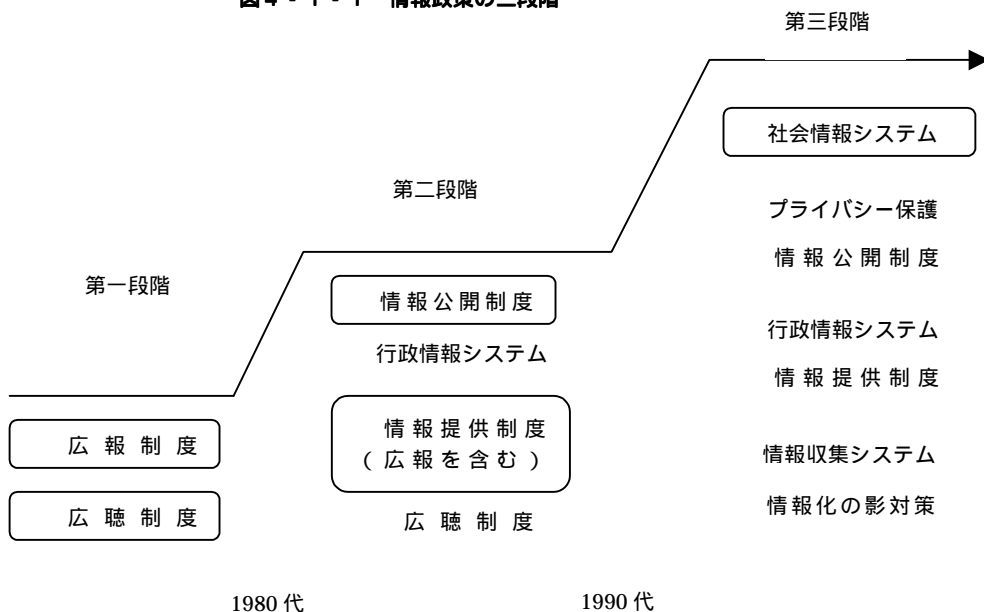
情報公開の流れは、都道府県レベルでは神奈川県、市町村レベルでは、山形県金山町を皮切りに全国に急速に広がりつつある。このような、情報公開・情報提供制度を実現した段階を、情報政策の第二段階といえよう。

(第三段階) 社会情報システムの時代

こうした流れの一方で、コンピュータの導入による行政事務の効率化とともにコンピュータの性能の向上、普及に伴いその性格が、事務処理の面から情報処理の面へと移行して、情報処理の側面が急速にクローズ・アップされてきた。

行政の科学化・計画化のために、各種の行政情報システムが、自治体で構築さ

図4 - 1 - 1 情報政策の三段階



注 は、各段階のメルクマールとなるもの

れ始めている。さらに現在、情報化の進展に伴い、コンピュータと通信技術を結合した新しい情報システムが、社会の各分野に出現してきた。社会情報システムといわれるものがそれで、交通管制システム、救急医療情報システムなどが代表的なものといえる。

高度情報化社会の特質が、サービスを様々なニューメディア、情報システムとおして提供するもの、つまり、サービスの情報化であるとするれば、行政の大きな目的の一つである行政サービスの提供に、社会情報システムの果たす役割は非常に大きいといえよう。

その意味で、社会情報システムの構築及びそのための支援策は、今後、自治体の情報政策に大きなウェイトを占めることになると思われる。このような段階が情報政策の第三段階といえよう。

この段階では、情報化の進展に伴うプライバシーの侵害、情報リテラシーの問題などへの対策も大きなウェイトを占めることになる。

こうした整理を行った上で、これらの情報政策を考えると、まさに新段階(第三段階)での政策が現在求められているといえる。

2 情報政策の領域・内容

情報政策の新しい段階を迎えて、その内容を考えれば、情報政策には次の四つの領域・内容があると思われる。

(1) 行政内部情報に関する施策

これには、情報の収集を始めとして、情報の管理システム及び行政情報システム

などの情報政策が含まれる。

(2) 行政自体が情報環境を創造する施策

これには、情報公開、情報提供システムを始めとして、行政サービスの向上を図る社会情報システムなど、情報基盤の整備などが含まれる。

(3) 地域社会における情報の流通に関する施策

情報が、社会のあらゆる分野で重要な役割を果たすことになると、地域社会における情報流通にも無関心ではいられなくなる。とくに、プライバシーの侵害に対する施策が必要になる。

(4) 情報化の進展に対応した施策

情報化社会の進展によって、生ずることが予測される、情報リテラシーの問題、社会の脆弱性の問題を始めとして、VDTなどの労働環境問題、あるいは産業構造の転換に伴う産業問題に係る施策が必要となる。

以上の領域・内容があることを踏まえて情報政策を考えると、情報の収集・管理・提供といった狭義の情報政策よりも、広義の内容をもつ政策が、求められていることが分かる。

また、一般的に情報通信技術の発達により、社会システムが情報システムへの依存を深めるに従い、情報政策の範囲も広がるようである(注4)。

そこで、以上の4つの領域・内容を含む形で新しい段階の情報政策を「行政主体が地域社会の発展のために実施する情報環境の整備及びそれにかかわる施策」と定義することとしたい。

3. 情報政策の課題

自治体が情報政策を実施する場合、その課題を明確にしておく必要がある。今日、各地で「地方の時代」の実現を目指して真摯な努力が展開されているが、そこで目指している自治、分権、参加を達成するために情報政策を展開すべきことはいうまでもあるまい。と同時に、それは「自由で豊かな情報の流れる活力と魅力に富んだ地域福祉社会」の実現をはかるものでなければならない。こうしたことから、情報政策の基本的課題を次にみている。

(1) 情報民主主義の確立

情報政策の課題の一つは、情報に関する諸権利 プライバシーの権利・知る権利・情報使用权・情報参加権 を確保することにより、情報民主主義を地域社会において確立することであろう。民主主義の理念が、現在の自由主義国家の存立において不可欠のものであるように情報に関する民主主義 情報に対しては誰もが平等であり、情報過程(収集・作成・管理・蓄積・処理・提供のプロセス)において等しく権利と義務を負うとする理念は、情報化社会において不可欠のものであり、それは情報化社会の基本的人権ともいうべきものである。(注5)

(2) 自由で豊かな情報の流通の実現

情報の自由な流通、情報の均衡のとれた交流、情報とメディアの多元性の確保。この考えは、世界コミュニケーション年国内委員会が、コミュニケーション発展のための長期行動計画の基本的理念として出したものである。(注6)

すなわち、コミュニケーションの健全

な発展のためには、言論と表現の自由を保障するとともに、情報・思想が、国内外に自由に流通しなければならない。また、その流れは、均衡のとれた双方向的なコミュニケーションであることが必要である。同時に、メディアや情報に関して、集中化・画一化を避け、これらを多元的に確保しつつ発展させることが大切である。

以上のような理念は、当然のことのようであるが、高度情報化社会に向けて、こうした情報に関する基本的な理念、姿勢を明確な形にし、情報の流通を社会生活の全分野で、自由で豊かなものにもまた、地域社会を活性化させる情報政策の重要な課題であると考えられる。

(3) 魅力ある居住空間の創造

情報処理・通信の技術革新が急速に進む今日、情報基盤をいかに整備し、地域社会を魅力あるものにしていくかは、行政のみならず、住民や産業界にとっても重要なことであるといえる。従って、情報政策の課題の一つは、情報基盤のハード・ソフト両面を地域社会のニーズにマッチさせ、各種のサービスを提供できる社会情報システムを構築し、魅力ある居住空間の創造に貢献することである。例えば、INSを始めとして都市型CATV、キャプテン、VANといったニューメディアなどの情報基盤を適正に整備するなどまちづくり、都市づくりの中でも情報政策を展開していくことが必要となろう。

(4) 地域福祉社会の実現

福祉社会の実現は、誰しも願うところであり、行政の究極的目的もそこにある

と考える。とくに高齢化が世界のどの国も経験したことの無い急速なテンポで到来する我が国では、高齢者福祉の問題は行政施策上、大きなウエイトを占めることが予想される。また、障害者の福祉も重要で、完全な自立と社会参加が達成されるような社会システムづくりが今後の課題となっている。情報技術の発達により、これらの課題を克服する可能性が見えてきている。例えば、寝た切り老人の看護をする在宅看護システムや余暇情報、雇用情報、ボランティア情報などを提供する生きがい情報システムを構築したり、勤務形態も場合によっては在宅勤務を導入することなどが現実のものとして考えられている。

従って、ノーマライゼーションやインテグレーションの理念を踏まえた地域福祉社会の実現に向けて、フェイス・ツー・フェイスのつきあい、人とのふれあい、いわゆるハイタッチの面も十分考慮に入れてそれを支援することも情報政策の課題の一つとなる。

(5) 国際化時代に対応した施策の実施

今日の社会は、政治・経済・社会・文化等のあらゆる局面で国際交流を深めており、とくに我が国は、経済大国として国際社会における役割が増大しつつある。従って、各国との相互依存関係は今後、一層緊密になると思われる。来たるべき高度情報化社会は、基本的に情報のネットワーク社会であり、通信衛星時代の到来により、国際交流は、国だけでなく自治体レベルでも盛んに展開されることが予想される。

昭和59年2月に、ニューヨークで開かれた第一回世界テレポート会議では、世界の主要都市を通信衛星で結ぶ国際情報ネットワーク「世界テレポート連合」を結成することで合意し、昭和60年、東京で開催される第二回会議では、連合結成に向けての議論が展開される予定である。

地域から国際化を担う都市づくりが、今後、自治体レベルでも主要な課題になると思われる。こうした中で地域社会の国際化に対応するとともに、それを進めるための条件整備も情報政策の課題の一つになる。

(注1) (財)地方自治情報センター「政策情報システムの調査研究(概要編)」昭和57年3月

(注2) 柳田尚宏「広報その自己発見への課題」季刊自治体学研究神奈川県自治総合研究センター1984(夏) 21

(注3) 高橋誠編著「自治体の経営と効率」学陽書房1982年4月

(注4) (財)地方自治情報センター「政策情報システムの調査研究(概要編)」昭和57年3月
ここでは、自治体の情報政策には、次の三つの側面があるとしている。

一つは、高度情報社会に向けての情報の生成、流通、利用のための組織、制度、社会資本を整備すること、つまり情報関連社会基盤の整備である。

二つは、施策にこれまで以上に情報を活用してゆくことである。

三つは、社会の情報化に伴って新しく発生する問題への適切な対応が求められる。

(注5) 「現代用語の基礎知識」自由国民社版1984
情報民主主義は、具体的には次の四つによって構成されるとしている。

第一が「プライバシーの権利」(right of privacy)であり、これは私事、私生活に

関する情報が他人に知られることから守る権利で、いわば受身の基本権。日本でも自治体条例としてかなり実施されている。

第二が「知る権利」(right to know)で、国民が国家の機密情報を知ることのできる権利で、こうした政府に情報の開示を義務づける情報公開法はすでに 10 カ国近くに制定されている。

第三が「情報使用权」(right to utilize)で、これはさらにあらゆる情報を自由に利用できる権利で、これが確保されることによって、国家や大企業による情報の独占が解消される。

第四が「情報参加権」(right to participate)で、これは二つの側面を持つ。一つは重要な情報源(データバンクや情報ユーティリティなど)の管理への参加、もう一つは政府の重要な政策決定への参加である。これによって情報ユーティリティの民主的運営や直接参加民主主義が実現するし、これが情報民主主義の最高段階である。

(注 6) 世界コミュニケーション年国内委員会編「豊かな情報化社会をめざして」日刊工業新聞社昭和 58 年 12 月

第2節 総合情報政策の展開

1. 総合情報政策の必要性

さきに情報政策には三段階のステップがあると考え、今後、とるべき情報政策は、第三段階における新しい情報政策とし、それを「行政主体が、地域社会の発展のために実施する情報環境の整備及びそれにかかわる施策」と定義した。

換言すれば、高度情報化社会に向けての情報政策は、地域社会が活性化し、生活、産業、行政の各分野で自由で豊かな情報の流れが確保できるように、情報公開、情報提供を中核としつつ、情報化に伴う影対策を実施するとともに、ニーズにあった新しい社会情報システムの構築をめざすものでなければならぬ。

そのためには、新しい情報政策は、総合情報政策でなければならない。

それでは、何故、総合情報政策なのかについて述べてみたい。総合の意味は、主として次の三つの面から考えられる。

(1) 情報政策の総合化

行政施策は、産業、経済、教育、文化など行政の各分野で、それぞれ個別に実施されているのが、現状であり、それに伴い情報の収集・管理・提供といった情報政策も個別に行われており、必ずしも全体的・体系的に実施されているとはいえない。また、行政サービスの情報化にかかわり、各種の情報システムが構築されることが想定されているし、影対策などそれらシステムに共通する問題も多い。そうした中で、情報政策が、有効かつ効

率的であるためには、それぞれの施策が全体的に整合性を保ちつつ展開される必要がある。情報政策もまた総合化することが必要といえよう。

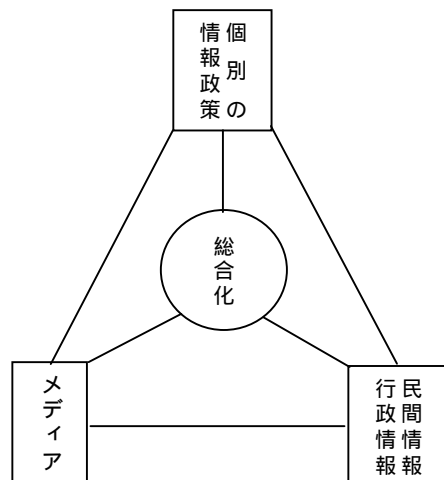
(2) メディアの総合化—メディア・ミックス

高度情報化社会では、行政においてもニューメディアが広く導入され、行政事務自体が文書情報により処理されるとともに電子情報により処理されることになる。メディアのいわば、「棲みわけ」がでてくるといわれているが、各メディアの特性に応じてニューメディア政策とオールドメディア政策、コンピュータ政策と文書政策を総合的に位置づけることが求められ、行政運営でもメディアの総合化を考える必要がある。特に、住民への情報提供、応答の場面では、このメディアミックスが不可欠となるものと思われる。

(3) 行政情報と民間情報の総合化

住民ニーズに合った新しい情報システム

図4-2-1 三つの総合化



ムを構築するためには、自治体が保有する情報だけでは十分でなく、民間からの主体的な情報提供、情報システムへの参加が、是非とも必要である。例えば、昭和 59 年 9 月にスタートした神奈川県スポーツ情報センターのコンピュータに入力されている情報には、一部、民間のスポーツ団体(クラブ)、施設の情報は含まれているものの十分ではなく、民間からの入力システムを含め民間情報をどう取り入れていくかが課題となっている。また

行政情報と民間情報の総合は、高度情報化社会において不可欠とされる各種データベースの構築にも必要なことと考えられる。

2. 総合情報政策の体系

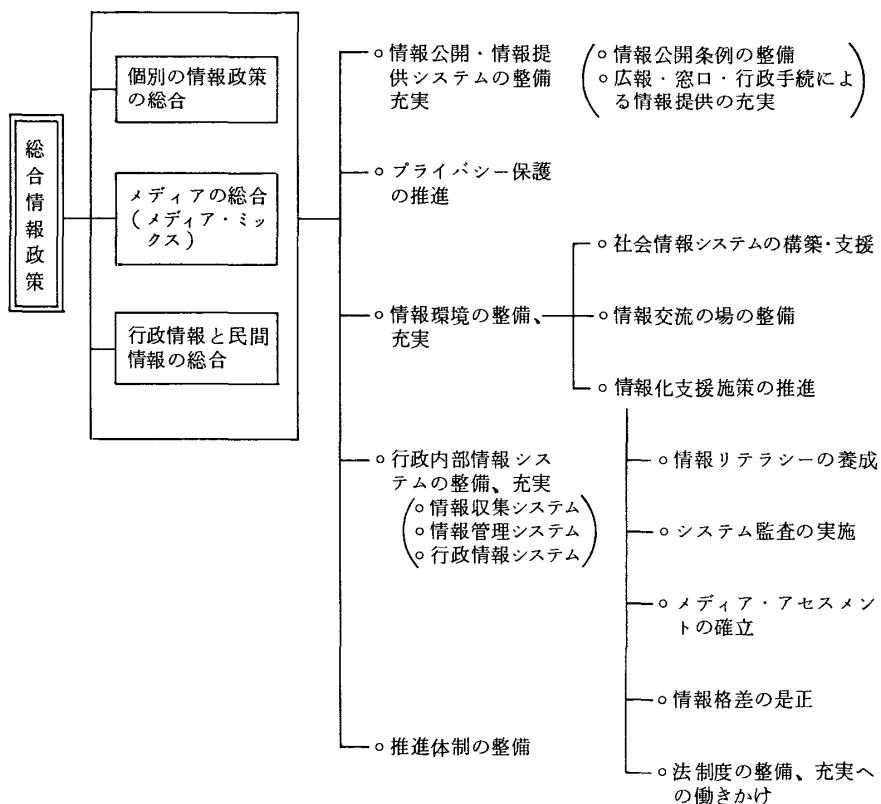
自治体の総合情報政策は、具体的に次のような内容をもつ。(図 4-2-2)

(1) 情報公開、情報提供システムの整備・充実

ア. 情報公開制度

情報公開制度は、住民の知る権利を

図 4-2-2 総合情報政策



保障するとともに、行政の監視、行政への住民参加の促進という面を併せもっており、住民自治を本旨とする自治体行政において不可欠の制度といえよう。高度情報化社会においても、情報公開制度は、情報政策の中核として重要な役割を果たすことは間違いない。

神奈川県が、昭和 58 年 4 月にいわゆる情報公開制度をスタートさせてから 1 年以上経過したが、すでに述べたように順調なすべり出しといえよう。しかしながら問題がないわけではない。例えば、県の政策決定に関する常任委員会や都市計画審議会の議事録が非公開とされ、異議申立てにより公文書公開審査会で「公開が妥当」と答申がなされたが、県議会では、審議録から発言者名を削除するとしている。情報公開の本来の趣旨からすれば、県議会の対応は必ずしも十分であるとはいえないと思われる。(注 1) ちなみに東京都議会では、常任委員会の審議は、議事録はもとより傍聴も自由である。住民参加を補完する形で、審議会等が設置されているとすれば、その制度と運用について十分な検討をすることが必要である。

神奈川県情報公開推進懇話会が、昭和 57 年 7 月に提言したように、情報公開制度をより実効的ならしめるため、各種審議会、行政委員会等の審議過程も対象として会議公開制度を早急に実現すべきものとする。

イ．情報提供システム

自治体の情報提供システムには、

広報による情報提供、窓口による情報提供、行政手続による情報提供が考えられる。

このうち、広報による情報提供についてみると、今後とも、総合的な行政情報の提供手段として中核的役割を果たすものと思われる。しかしながら、今後、生活水準の向上や余暇時間の増加に伴い、人々の価値観が多様化し、情報ニーズは、多様化、高度化の傾向が顕著になろう。

従って、行政広報を「一般住民向き」という不特定多数から、ねらいを定めた「特定少数」に的を絞った広報を展開する必要が生じるとと思われる。(注 2) 同時に、メディアに対するアクセスについても、住民の情報発信行動が盛んになると予想される今後、行政広報においても「意見発表の場」をさらに充実していくべきものとする。

高度情報化社会の自治体の広報は、ニューメディアを積極的に取り入れるとともに、従来の活字媒体、視聴覚媒体の特性を生かしたメディア・ミックスを前提とした活動を展開すべきものとする。

窓口による情報提供については、できるだけ最新の行政情報を完備し、提供できる体制を整えるとともに、各地区県政情報コーナーにおいて、県の刊行物ばかりでなく、国・市町村の刊行物も整備していくことが望ましい。

行政手続による情報提供については情報提供の本来の趣旨が、住民自治、住民参加を促進するためのものである

とすれば、行政の政策決定の過程にかかわる行政手続の役割は今後、直接的に住民参加を保障する回路として大きくなることが期待される。

(1) プライバシー保護の推進

プライバシー保護については、コンピュータの普及に伴い莫大な個人情報等がコンピュータ処理され、個人のプライバシー侵害の可能性がある今後、その積極的な取り組みが是非とも必要である。現在、中央官庁や政府特殊法人だけでも延べにして 8 億件~9 億件ともいわれる個人情報がコンピュータに収録されており、地方自治体においてもその大半がコンピュータを利用して、住民記録などの保管・処理に当たっている。

また、今日では、銀行やクレジット、サラ金関係の企業や業界団体なども様々な個人信用情報組織を持っており、個人のプライバシー侵害の可能性は、予想以上に大きいものがある。

例えば、現実にサラ金の個人信用情報が外部にもれて、公になったため職を失ったり、他人のクレジットの支払いを本人が知らないままさせられたりする事件が起きている。それだけに行政ばかりでなく民間を含めたプライバシー保護制度を確立することが大切である。

従来、プライバシー保護を目指した一般法(基本法)は、我が国にはなく、通信の秘密等に関連した法令や公務員法などに規定されている守秘義務などのように、個別法の中で対応が図られてきている。

しかしながら、プライバシー保護が、

行政部門、民間部門を問わず急務の課題となっている今日、国レベルばかりでなく自治体においても本格的な対応が必要である。

その意味で、今年 7 月、福岡県春日市が、全国に先がけて制度化した個人情報保護条例は、注目に値する。すなわち、電子情報に限らず個人情報を総合的、体系的に保護するとともに、プライバシー保護の趣旨が生かされるように、その対象を市の執行機関ばかりでなく個人や民間業者にも広げている。

さらに、条例の趣旨に反する行為の是正、中止勧告の権限や従わなかったときの氏名公表権を市長に与え、実効性を担保している。

なお、プライバシー保護については、欧米ではすでに立法化している国が存在しており、プライバシー保護の基本原則として OECD が、1980 年 9 月に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会報告」で八原則を示している。(図 4 2 3)これを受けて、わが国でも行政管理庁の「プライバシー保護研究会」が、次の五原則の内容を含む保護立法を提言している。

収集制限の原則

個人データの収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集するデータの内容も、収集目的の達成に必要な範囲内に限定すべきである。またデータの収集は、適法かつ公正な手段によらなければならない。

利用制限の原則

個人データの利用は、原則として、
収集目的の範囲内に限定すべきである。

個人参加の原則

個人が自己に関するデータの存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、そのデータを訂正させることができるなどの手段を、保障すべきである。

適正管理の原則

収集・蓄積した個人データは、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じるべきである。

責任明確化の原則

プライバシー保護に関してデータ管理者等が負わなければならない責任の内容を明確にする必要がある。

図4 - 2 - 3 OECDのプライバシー保護の八原則

- a . 収集制限の原則：個人データの収集には、制限を設けるべきであり、データの収集は適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に通知又は同意を得て行うべきである。
- b . データの正確性の原則：個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり、最新なものに保たなければならない。
- c . 目的明確化の原則：収集目的は収集時より遅くない時期において明確化されなければならない、その後の利用は当初の収集目的に両立し、かつ明確化されたものに制限すべきである。
- d . 利用制限の原則：個人データは明確化された目的以外に使用されるべきではない。
- e . 安全保護の原則：個人データは、紛失、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。
- f . 公開の原則：個人データに係る開発、実施、政策は、一般的に公開しなければならない。また個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者を明示する手段を容易に利用できなければならない。
- g . 個人参加の原則：自己に関するデータの所在を確認し、知らしめられるべきであること。自己に関するデータについて異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正完全化、又は補正させることができなければならない。
- h . 責任の原則：データ管理者は、上記諸原則を実施するための措置に従う責任を有すべきである。

出典 「プライバシー保護の現状と将来」ぎょうせい 昭和57年7月

(3) 社会情報システムの構築・支援

ア．新たな社会ニーズに対応するシステムの構築・支援

情報政策の目的が、基本的には地域社会の活性化のための情報環境の整備であるとするれば、高度情報化社会でますますその役割の重要性が高まるのが社会情報システムである。

例えば、救急医療情報システムや交通管制システムなど、人々が社会生活を営む上で必要なサービスを提供するために運用される社会情報システムの構築・支援がより一層必要となろう。社会情報システムは、必ずしも行政機関だけによって構築されるものではなく、準公共機関、民間などによっても作られる。今後、新しい情報機器の開発により、ホームショッピング、ホーム・セキュリティ、在宅看護サービスなどが実現すると思われるが、その際のサービスの供給は、公的部門、民間部門が、それぞれの特性に応じて役割分担し、住民ニーズに的確に対応した社会的サービスの供給が重要な問題となる。と同時に、社会情報システムを直接利用する住民が、当該システムの開発、構築に主体的に参加し、運営にその意向を反映するシステムも必要となる。その際、コスト面や社会的影響に十分配慮する必要があることはいうまでもあるまい。

それでは、どのような社会情報システムを構築すべきなのか。具体的には高齢化社会への対応を始め、定住化社会、多元化社会への対応する社会情報

システムが構築されなければならないと思われる。

そこで、次の 4 つのシステムについて考えてみたい。

高齢者福祉・医療のための情報システム（人間性豊かな地域社会をめざして）

地域産業振興のための情報システム（活力ある地域社会を創造するために）

生活環境を整備するための情報システム（安心して生活でき魅力あふれる地域社会をめざして）

生涯学習、自主的社会参加活動のための情報システム（生き生きとした地域社会の創造をめざして）

(ア) 高齢者福祉・医療のための情報システム

今日、とくに対応が急がれることは、迫り来る高齢化社会への対策である。厚生省の「昭和 58 年厚生行政基礎調査」では、独り暮らし老人は全国で 104 万 6 千人（昭和 58 年 6 月）で、その 6 割が病気に悩み、また高齢者世帯も 10 年前の倍近く増えていると報告している。

このため、国では、一般家庭や老人ホームで居ながらにして医療・健康相談が受けられるニューメディアを利用した新しい医療・福祉サービスのシステムを、テレトピア（未来型コミュニケーションモデル都市）計画の中で実験する計画で、早ければ昭和 62 年ごろに一部地域で実用化する見通しである。図 4 - 2 - 4 に

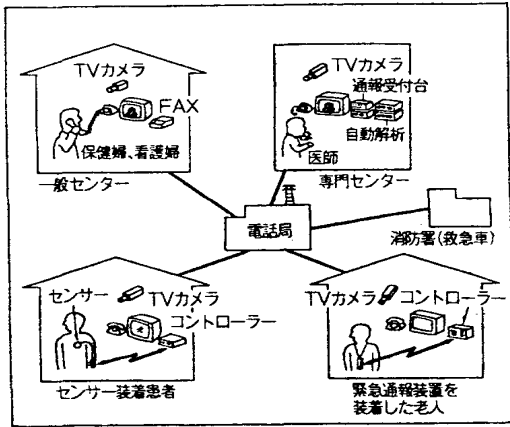
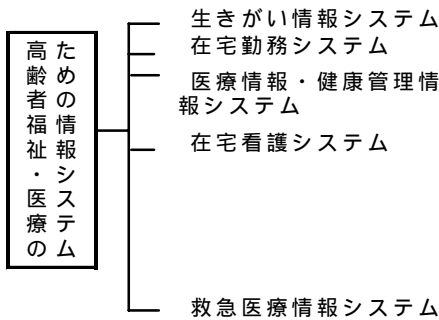


図 4 - 2 - 4 ホームケアサポート構想

出典 昭和 59 年 6 月 17 日付 日本経済新聞

図 4 - 2 - 5



示すようなホームケアサポート構想がそれである。

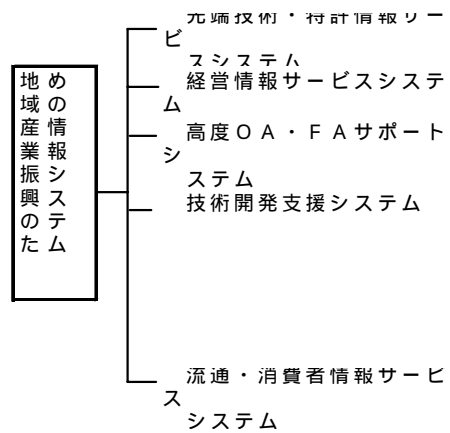
自治体レベルでも、民間情報を含めた総合的な福祉・医療サービスシステムを構想する必要がある。公私の役割分担や国と自治体との役割分担によるサービスの総合化を前提業関係を形成している。(注3)

に、例えば、医療、福祉、職業、生きがいなどの情報サービスをトータルした形での情報システムを構築し、高齢者ができるだけ社会参加ができるようにすべきである。考えられるサービスは、図 4 - 2 - 5 のようなことであろう。

(イ) 地域産業振興のための情報システム

高度情報化社会における地域経済をいかに確立していくかは、地方の時代を実体化していくうえで重要なテーマである。所得と雇用の確保は住民生活の基礎であり、経済の活性化は住民福祉充実の重要な基盤である。神奈川県には、豊かな知識・技術の蓄積と高度な技術開発力を有する研究所が多く、また、新製品開発などに不可欠な高度の技術水準を持つ中小企業の集積があり、多様な分

図 4 - 2 - 6



このような基盤をもとに、神奈川

県では産業構造を高付加価値型、知識集約型への転換をはかるため、頭脳センター構想を掲げ、技術情報の収集や提供を行う県技術情報センターの充実や工業適正配置データバンクの運営なども行っている。技術情報ばかりでなく、経営情報の収集、提供も整備拡充する計画である。

また、横浜市と横浜商工会議所もこうした技術・経営情報等の必要性を痛感して、地域経済に関する情報の中心ともいふべき「地域経済情報サービス機関」を創設して、情報の創造、交流の場を形成し、情報と人材の集積を図っていくプランを検討している。(注4)

地域産業を振興するためには、まず、技術・経営情報のデータベース化をはかるとともに、学術・研究開発情報のネットワーク化等を推進する必要がある。

そして、ニューメディア等の使用により、地域産業振興のための情報システムとしては、図4-2-6のようなものが考えられている。

(ウ) 生活環境を整備するための情報システムの構築

地域住民が、その生命や財産などを守り、安心して生活していくためには、様々な情報システムが構築されなければならない。

例えば、地震や台風などの予知情報システムの構築をはじめとして災害発生前後の避難誘導システム・防

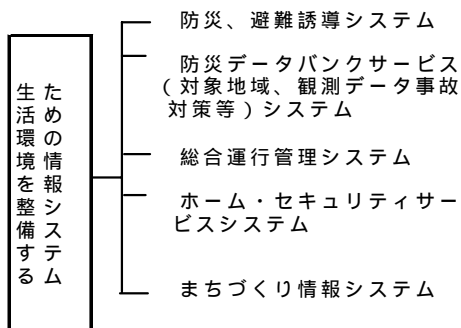
災のデータバンクなどをつくりあげる必要がある。また、地域の道路交通の渋滞解消や交通サービス水準を向上させるため、ドライバーのリクエストに応じた交通情報の提供システムや総合運行管理システム(バスや軌道型輸送システムの案内、運行管理、自動運転等のための情報システム化)を早い時期に実現する必要がある。

このほか、総合的な公害監視システムなどの構築を図るべきである。

現在、ホーム・セキュリティが、民間企業により一部、実現しているが、この家庭内の安全を確保する防犯、防災、監視、通報等の制御を行うシステムの普及が図られるべきものとする。

そして、何よりも魅力ある居住環境を住民が協働して創り出していくための情報サービスシステムも検討されねばならない。生活環境を整備するための情報システムとして考えられるものは図4-2-7がある。

図4-2-7



(工) 生涯学習・自主的社会参加活動のための情報システム

近年、地域近隣の人々、職場・学校の友人、同好の士や同じ悩みを持つ人々等が、スポーツ活動、読書会ボランティア活動などを自主的に集まって行うようになった。政府、企業等の活動をフォーマル部門とすれば、それ以外の地域、家庭、グループ、サークル、団体等の活動をインフォーマル部門といえる。

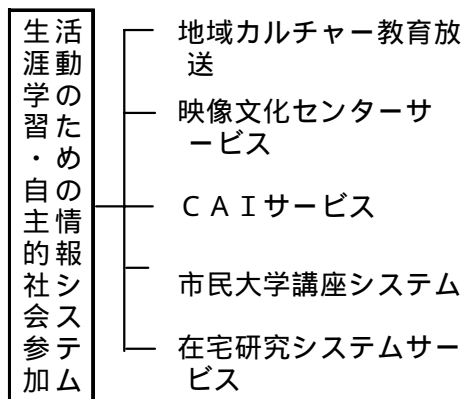
このインフォーマル部門において自主的に参加し、集団で行っている活動を総称して自主的社会参加活動と呼んでいる。(注5)

また、生涯学習へのニーズも今後一層、高度化、多様化してくることが予想される。この生涯学習、自主的社会参加活動のための情報システムには、文化施設、体育施設と各家庭をネットワーク化し、教育放送、映像文化サービス、スポーツ情報、学習文化情報などのサービスを行ったり、学校や家庭をネットワーク化し、学校間交流、学校教育情報サービス、在宅学習サービスなどを行うほか、より高度な学習のために、在宅研究、放送大学(通信教育システム)、市民大学講座などのサービスが考えられよう。(図4-2-8)

すでに、ニュータウンに多チャンネル双方向の有線テレビ(CATV網)を整備、市民と大学とを直接結んで地域全体を“市民大学”化するという画期的なプランも一部で具体

化に向け動き出している。

図4-2-8



イ. 社会情報システム構築する際の留意すべき事項

- 魅力あふれる地域社会
づくりのために -

高度情報化社会に向けて、様々な情報サービスを提供する社会情報システムを構築するためには、ハード面の整備が不可欠である。今日、都市美、都市景観の観点からアーバンデザインの導入が自治体で行われている。アーバンデザインを横浜市に導入し、実践して来た田村明氏によれば、今の都市に不足しており、今後望まれるものは、都市の個性や魅力であり、人間的な生活の場の創造であるという。(注6)そして、まちを魅力的なものにするには、その地域をつくる多くの事業主体が、共同していくことが必要であるとしている。この考えは、社会の情報基盤を整備する際にも当然、適用されるべきものとする。

現在、難視聴型CATVは、電柱に架線しているが、都市型CATVへの

進出を考えている企業は、コストの関係で電柱へ架線することが十分予想されるところである。電柱への架線は、有線放送やCATVだけにとどまらずINSやVANの光ファイバーや同軸ケーブルも電柱への架線が主体となる。

このようなハードの施設は、一度作られるとなかなか改善が難しいことから考えても、工事を着手する前に、地下埋設にするよう自治体が事業者に対し指導（協力要請）することが必要である。最近、架線の地下埋設を早急に進めようとしている建設省が、日本中の道路に有線ケーブルを収めるミニ共同溝を設けることとしており、その実現が大いに期待される。

(4) 情報環境の整備

ア．情報交流の場の整備、充実

余暇時間の増加、高学歴化、生活水準の向上に伴い、価値観の変化や多様な生き方が、高度情報化社会において志向されてくる。同時に、人々の情報ニーズはますます多様化・高度化し、その実現へ向けて活発な活動が展開されるものと考えられる。

現在でも、その傾向は十分に見られカルチャーセンターや文化講座、講演会に参加する人々が急速に増えており生涯学習に対する強い欲求が存在することが分かる。また、同じ目的のもとに自主的な参加活動を行っている自主的参加活動のグループがいたるところに存在し、日常的な活動を展開している。このように、人々は、主体的なライフスタイルを楽しみ、自己実現

を図っていくと思われるが、そのために必要なのは、情報と交流の場である。（注7）

「情報環境調査」の結果からも、情報の発信機会の確保が問題であるし、便利になればなるほどフェイス・ツー・フェイスのふれあいの場も必要となる。そこで地域の個人や団体が、互いに情報の発信、受信主体となりコミュニケーションを豊かにしていくことができるためには、ニューメディアの使用によりコミュニケーションの回路が多様化するとともに情報交流の機会を住民の身近な所に数多く整備することが必要である。市町村レベルでいえば、公民館等が、県でいえば、青少年会館や高等学校（体育施設等を地域に開放している）などが、これに該当しよう。

(5) 情報化支援施策の推進

情報化社会の進展により、新しい問題が発生してきた。高度情報化社会へスムーズに移行するには、これらの問題を解決しておかなければならない。新しい問題とは、情報リテラシー、情報通信システムへの依存による社会の脆弱性の問題、情報基盤整備に伴う社会的影響評価の問題、情報化社会の法制度の整備の問題などである。

ア．情報リテラシーの養成

情報化社会において、地域住民が情報化の進展に主体的に対処し、適応していくためには、コンピュータなどの情報機器を使いこなす基本的な知識技能の習得が必要である。

このため、自治体は、学校教育、社

会教育、職業訓練の場で専門的な情報処理教育を充実させ、情報への対応策についての知識等の普及に努めるべきである。とくに、産業界では、すでにコンピュータを使用する技術を持つ者と持たない者との間でギャップが生じており、とくに中高年層の場合は、このコンピュータリテラシーの問題が大きな労務上の課題になっている。従って、中高年、婦人労働者層に対する雇用機会の拡充強化に向けた再訓練、再教育に自治体は努める必要がある。

一方、コンピュータがより広く一般に普及していくためには、老若男女をとわず、使用しやすい機器の開発も不可欠であり、その開発が必要である。

イ．システム監査の確立

情報化社会は、情報通信システムへの社会的依存度を高めるものであり、その安全性と信頼性を確保することが一層重要となってくる。このための体制をシステム監査といい、日本情報処理開発協会システム監査研究委員会では、「監査対象から独立した客観的な立場でコンピュータを中心とする情報処理システムを、総合的に点検、評価して関係者に助言、勧告することをいい、その有効利用の促進と弊害の除去とを同時に追究し、システムの健全化を図るものである」と定義している。そこで、同情報処理開発協会が、昭和55年に提出した『政府に対する提言』にあるように、政府および政府関係機関並びに地方公共団体におけるコンピュータ・システムについては、有効

利用がなされているかどうかを評価するためのシステム監査体制を整え、継続的に実施すべきものとする。(注8)

ウ．メディア・アセスメントの確立

地域社会の情報環境に大きな変化を与えるINS、VAN、都市型CATVなどニューメディアの社会への導入については、その技術がどのような影響を地域に及ぼすかについて十分なアセスメントが必要である。このため、適正なアセスメントが行われるように制度上の整備をはかるとともに、大規模な社会情報システムの構築については、開発段階で、アセスメントを行う等、状況に応じた適切な措置を講ずる必要がある。

また、情報基盤の社会に及ぼす影響は、短期的には把握しにくいため有効なアセスメント手法の開発を促進すると同時に、定期的に継続してアセスメントを行う制度とすべきであろう。

エ．情報格差の是正

高度情報化社会においては、多種多様な情報サービスを提供するニューメディアを誰もが平等に利用できるものでなければならぬ。その意味で、端末器が使いやすいこととその価格が誰にでも購入しうるものである必要がある。機器の購買力の有無で、社会生活に著しい格差が生ずるならば、その格差是正のための施策が必要となろう。例えば、キャプテン端末、INS端末CATV端末等が、身近な公共施設に整備されていれば、誰もが容易に利用することができよう。

オ．法制度の整備、充実への働きかけ

情報化社会といわれる今日の政策課題として、重要なものの一つが情報に関連する基本的な法の整備である。例えば、コンピュータのソフトウェアの権利保護の関係では文化庁が主張する著作権とするのか、通産省が主張するプログラム権とするのかの論争に見られるような問題がある。また、コンピュータを媒体とした新型犯罪やプライバシー保護問題への対応など法の未整備の分野の解決を図る必要がある。

次に、公衆電気通信法、放送法、有線テレビジョン法、電波法などに規定されている部分について競合したり、重複したりする部分が生じる可能性があり、それへの対策も分権化の視点で十分検討される必要がある。

このほか、ホームショッピング、ホームバックিং等の法的问题の解決が消費者保護の立場から指摘されており、法制度の整備が課題となっている。

これらの問題は、基本的には国の施策に係るものであるが、自治体としても大いに関心を持つべきことであると考える。とくに、地域メディアとして有力な役割を担う都市型CATVについては、自治体はその許認可権を持つことが適当であると考えるので立法等に際しては、強力に働きかけることが必要である。

(6) 行政内部情報システムの整備・充実

この行政内部情報システムの中には、情報収集体制の整備、情報管理体制の整備、行政情報システムの整備の三つ

が含まれる。

ア．情報収集体制の整備

自治体における情報収集システムの大きなものは、広聴制度である。広聴機能には、住民参加の保障という面もあるが、本来的には、住民ニーズを的確に把握し、それを行政施策に反映していく機能が主たるものと考えられる。

現在、住民の行政ニーズが多様化、高度化しており、高度情報化社会に向けてはさらにその傾向は強まるものと予測される。このような状況の中で、従来の広聴もまた、新たな対応が迫られているといえる。例えば、広聴制度の一つである世論調査に関していえば、調査方法の開発によって、複雑、多様化している県民ニーズの動向を把握して、施策に反映することなどが必要であろう。神奈川県では、県民ニーズ調査分析システム開発研究を、現在開始しているが、新しい形での広聴システムの開発の可能性が見えており、その開発が期待されることである。

また、今後、ニューメディアを使用している情報収集が予想されるが、情報民主主義の観点を踏まえ慎重に行う必要がある。自治体の情報政策に大きな影響を及ぼすものと思われるだけにそのための研究開発が必要であると考えられる。

イ．情報管理体制の整備

自治体が、情報政策を効果的に展開するためには、まず、自治体内部の情報管理体制を確立する必要がある。情報には、文書情報、電子情報等、種々

様々なものがあり、かつ、膨大な量のため、その管理は、個別的であり、総合化されていないのが現状と思われる。しかしながら、情報公開制度の運営を始めとして、科学的、計画的行政を推進するうえで、行政内部の情報を体系的に整備しておく必要がある。

このため、情報の収集、保管、提供に係る組織、制度の整備と責任体制を明確にしておくべきである。

ウ. 行政情報システムの整備、充実

行政情報は、極めて有効な情報資源であり、これを活用することが自治体にとって必要である。そのためには、行政情報をデータベース化し、これを自由に利用するシステムを構築する必要がある。われわれは、行政情報システムを行政内部を流通する情報に係るシステムとして把握したが、現在、神奈川県では、財務会計システムや行政データ共通利用システムを始めとして都市情報システムや環境情報システムなどが構築されており、これらの中には、将来、社会情報システムとして地域住民に利用されることが適当なシステムが含まれている。例えば、都市情報システムや環境情報システムのような行政情報システムが、県民がアクセスできるように整備、拡充が望まれるところである。また、今後、高度情報化社会に向けて重要なことは、自治体内部ばかりでなく行政機関相互においてもネットワーク化が図られるべきであろう。

3. 総合情報政策の推進体制の整備

自治体が、総合情報政策を推進していくためには、その主管課が行政組織上明確に位置付けられていなければならぬ。

総合情報政策にかかわる事業は、いままで述べてきたように非常に広範囲に渡っており、施策の実施にあたっては整合性が図られねばならない。神奈川県では、昭和58年3月に情報公開制度の主管課として県政情報室が設置され、情報政策への新たな取り組みを開始したが、情報管理の面をみると電子情報は電算システム課（企画部）が、公文書は、文書課（総務部）と必ずしも統一性がとれていないのが現状である。いわば、情報政策の第二段階の行政組織体制ということができよう。

救急医療情報システムや財務会計システムなどの社会情報システムや行政情報システムが稼動し始めた現在は、情報政策の第三段階の入口にあるといえる。第三段階での総合情報政策を展開するには、それにふさわしい行政組織体制が整備されるべきで近い将来、情報政策課さらには情報部を設置するなど大幅な機構改革を実施すべきものとする。

- (注1) 上間常正「神奈川県情報公開制度の一年」
季刊自治体学研究(神奈川県自治総合研究センター 1984(夏) 21
- (注2) 柳田尚宏「広報その自己発見への課題」季刊自治体学研究(神奈川県自治総合研究センター 1984(夏) 21
- (注3) 神奈川県総合産業政策委員会提言「かながわの総合産業政策」昭和 58 年 1 月
- (注4) 横浜市経済局・横浜商工会議所「地域経済情報サービス機関設立基礎調査報告書(ダイジェスト版)」昭和 58 年 10 月
- (注5) 経済企画庁国民生活局編「自主的社會参加活動の意義と役割」大蔵省印刷局昭和 58 年 11 月
- (注6) 田村明「都市ヨコハマをつくる」中公新書
- 昭和 58 年 1 月
- (注7) 中小企業庁小規模企業部サービス業振興室編「女性の仲間づくりと余暇関連サービス」
(大蔵省印刷局) 昭和 58 年 12 月
- (注8) 行政管理庁監修・旭リサーチセンター編「コンピュータ・社会・情報政策」日刊工業新聞社 昭和 58 年 2 月

提 言

提言1 総合情報政策の確立・推進

<要旨> 情報技術の急激なイノベーションによって、各種サービスの情報化、情報ネットワークの形成が進み、高度情報化社会の到来も現実化しつつある。それに伴い、自治体が扱う情報問題も広範囲のものになってきた。そこで、自由で豊かな情報の流れを確保し、地域社会神奈川が活性化できるように、情報公開、情報提供を中核としつつ、社会の情報化に伴う影対策を実施し、ニーズにあった社会情報システムの構築を目指す総合情報政策を確立し、推進すべきことを提言する。

<現状と課題>

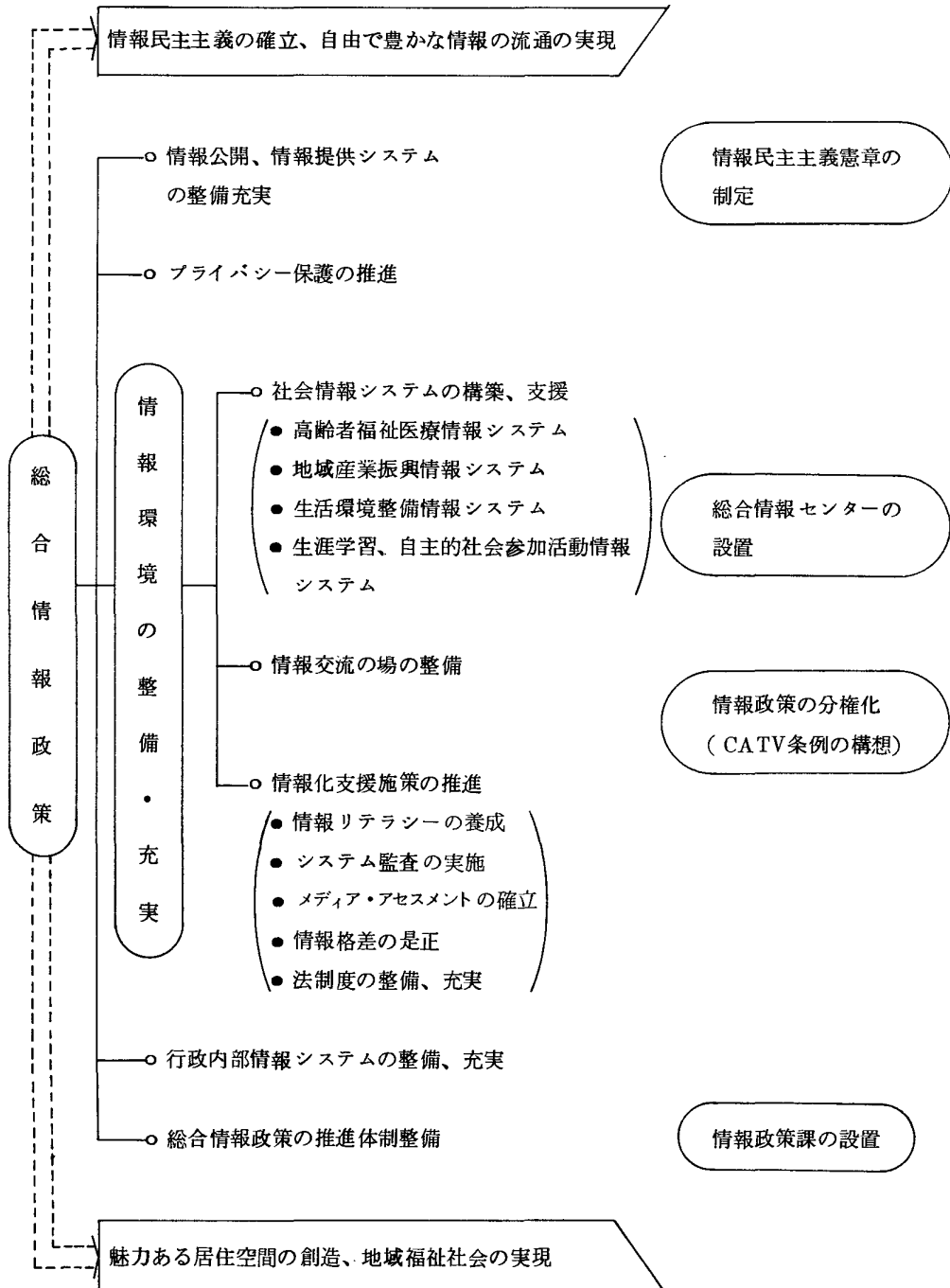
現在、社会の情報化は、情報産業の成長、産業界全域にわたるM E化の進展など、産業分野を始めとして、行政分野でもO A化や行政情報のデータベース化などにみられるように急速に進展している。とくに、コンピュータと通信技術の結合により多様なサービスが可能となる情報システムが開発されたことにより、生活分野においても質の高い情報サービスとともに、一部ではホームショッピング、ホームバンキング、ホームセキュリティなども現実のものとして意識されてきている。

一方、プライバシーの侵害、コンピュータ犯罪、中高年の情報リテラシーの問題、労働環境におけるV D Tの問題など新たな問題が発生している。

このように情報化の進展は、地域社会の各分野に及ぶとともにそのインパクトは、生活の利便性や快適性を向上させ、個人の自己実現を支援する光の部分とそれを阻害する影の部分併せ持っている。いま、地方自治体に

求められていることは、高齢化、定住化、多元化といったトレンドを踏まえつつ、情報化の進展に対応し、光の部分伸ばし影の部分を抑えて、自由で豊かな情報が流れる活力と魅力のある地域福祉社会を創造することであると考える。そのため、自治体の情報政策は個別の情報政策の総合、メディアの総合(メディア、ミックス)、行政情報と民間情報の総合の三つの総合を基礎とする総合情報政策として展開される必要がある。すなわち、社会の情報化がもたらす影対策に合わせて、社会の高齢化、定住化、国際化といったトレンドに対応した社会情報システムの整備を含めて、情報新時代にふさわしい総合情報政策の確立、推進が新しい課題となる。

総合情報政策の骨子



提言 2 神奈川情報民主主義憲章（試案）の制定

現在、情報通信技術のめざましい発展によって、情報選択の自由度が拡大し、生活の利便性が高まり、人々が精神的にも物質的にも豊かな生活を送ることができる「人間の時代」が到来しようとしている。しかし、その一方で人権の侵害や生活に対する不安の新たな発生が懸念されている。

このような時代において、誰もが情報のもたらすものを享受することができるよう、新しい技術を制御し、人間が主体性を開花できる自治と連帯の地域性社会を実現しなければいけない。

その実現のため、われわれ神奈川県民は、個人の尊厳や自由と民主主義の理念に基づく情報の自由で豊かな流れが不可欠であると考え、情報に対するわれわれの基本的理念を明らかにするため、「神奈川情報民主主義憲章」を制定する。

第1条（情報ミニマムの確立）

われわれ神奈川県民は人間性豊かな生活を営むために必要不可欠な情報を入手し、伝達する権利を有する。行政はこの権利を実現するため、最低限必要な制度及び環境の整備に努めなければならない。

第2条（プライバシーの保護）

個人のプライバシーが最大限に尊重され、個人の尊厳と自由が侵害されることがないように次の5つの原則が遵守されなければならない。

- (1) 収集制限の原則
- (2) 利用制限の原則
- (3) 個人参加の原則
- (4) 適正管理の原則
- (5) 責任明確化の原則

第3条（情報リテラシーの養成）

多量かつ多様な情報に対して的確かつ主体的な判断をする能力及びさまざまな情報機器を効果的に利用する能力が養われるよう、学校教育、社会教育等広範な学習の機会が確保されなければならない。

第4条（情報公開、情報提供制度の充実）

県民は主権者として、行政の実情及び行政への参加に必要な癖侵を知る権利を有する。

行政は県民の行政に対するニーズに対応し、情報公開、情報提供制度を確立し、よりいっそう充実させることによって、住民参加による開かれた行政の実現に努めなければならない。

第5条（情報とメディアの多元性と多様性の確保）

情報とメディアは限られた少数のものによって独占的に管理、操作されることがないように多元性、多様性が確保されなければならない。

第6条（情報財産権の尊重と保護）

情報の持つ財産的価値は尊重され社会の中で利用され、保護されなければならない。

第7条（情報基盤の民主的整備）

情報基盤はすべての県民が情報を自由に利用することができるように民主的に整備運用されなければならない。

第7条の2（脆弱性の克服）

情報基盤の構築にあたっては、正確性、安全性及び信頼性並びに過度の依存性に十分配慮し、必要な措置を講じなければならない。

提言 3 情報政策の分権化 —CATV条例の構想—

<要旨> 自治体が地域社会の状況に即した情報政策を進めるためには、情報政策の分権化が前提となる。高度情報化社会における情報基盤として重要になるであろうニューメディアに関していえば、地域メディアとしての都市型CATVについて、自治体の関与がこれまで以上に拡充される必要がある。

そのためには、現在国が持っている有線テレビジョン放送の許認可の権限を自治体に移譲するよう国に対して法の改正を要望するとともに、CATV条例の制定を提言する。

<現状と課題>

わが国のCATV(有線テレビジョン)発達の過程をみると、昭和30年代に難視聴対策(第一世代)として普及し、その後区域外再送信、都市受信障害対策という経緯をたどり自主放送を行うことにより(第二世代)、地域メディアとして認識されてきた。

最近では、情報通信技術の発達により双方向利用が可能になったことで、ペイテレビ、ホームショッピング、ホームバンキング、ホームセキュリティ、遠隔検針等が考えられ、都市型CATVといわれる第三世代CATVの時代に入ろうとしている。神奈川県内でもいくつかの新規のCATV事業が計画されており、今後の普及が予想される。

現在、有線テレビジョンについての許認可の権限はすべて郵政大臣にあり、自治体に関しては、有線テレビジョン放送法第4条第2項中に「許可又は不許可の処分をしようとするときは、関係都道府県の意見をきかなければならない。」としているのみである。

地域社会の情報化を促進し、神奈川に自由で豊かな情報の流れをつくるためには、産業としての都市型CATVを発達させ、CATVの地域メディアとしての特性を生かし、まちづくり、地域づくりのための情報基盤とし

て整備していくことが望まれる。すなわち、住民のプライバシー保護に十分留意しつつ、住民の情報発信のメディアとして機能させることが必要である。

そのためには、自治体としても独自のCATV政策が必要となる。情報政策の分権化を進めて、CATVの許認可の権限を自治体に移譲するよう、国に対して法の改正を要望すると同時に次のような内容を骨子とするCATV条例を制定すべきと考える。

<CATV条例の骨子> 試案

1 営業区域の設定

- (1) CATV審議会の意見を聴いて、知事が設定する。
- (2) 知事は公聴会を開催し、また関係市町村の意見を聴かなければならない。

2 営業権の許可

- (1) 各営業区域ごとに1事業者に対して営業権を許可する。
- (2) CATV審議会の意見を聴いて、知事が許可する。
- (3) 知事は公聴会を開催し、また関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 許可条件

- (1) 営業開始期限

知事が定める期間内に営業を開始する。

(2) 許可期間

15年とする。

4 契約条件

(1) 料金及びサービス内容は届出制とする。

(2) 料金及びサービス内容について、知事は意見を述べるができる。

5 事業者の義務

(1) 営業区域内での公平なサービス

(2) サービス水準の維持

(3) 受信障害区域への再送信

(4) 加入者のプライバシー保護

加入者の承認なく、双方向サービス用の端末機を設置できない。

加入者についての情報は

料金徴収の目的以外に、加入者の承認なく収集できない。

事業サービス向上の目的以外に使用できない。

収集した内容は、加入者の求めに応じて開示、訂正、削除する。

6 チャンネル提供

事業者の負担により次のチャンネルを提供する。

(1) 行政目的のための行政チャンネル

(2) 教育目的のための教育チャンネル

(3) 地域づくりのための住民アクセスチャンネル

7 改善命令

事業者の義務違反の場合は、知事はCATV審議会の意見を聴いたうえ、改善命令、業務停止命令、及び許可の取消しをすることができる。

8 CATV審議会

CATV審議会の委員は、知事が任命する。

(別表1) 有線テレビジョン放送に関する法制度の現状

有線テレビジョン放送法関係

ア 関係法令としては有線テレビジョン放送法、有線テレビジョン放送法施行令、有線テレビジョン放送法施行規則がある。

イ 法令の主な内容

一定規模以上（引込端子数501以上）の施設の設置または変更を許可制とする。（引込端子500以下は有線電気通信法）

外国性、反社会性を有する者を排除できるものとする。

技術上の基準を維持することを義務づける。

業務の開始または変更を届出制とする。

受信障害の指定区域内における再送信を義務づけ、その役務の提供条件を許可制とする。

再送信を行なう場合は、放送事業者の同意を必要とし、（前記の場合は除く）、当事者間に争いある場合は郵政大臣にあっせん申請できる。

放送番組の編集、番組審議機関の設置などについては、放送法の関係条項を準用する。

（以上『CATV(ケーブルテレビ)』松平恒編著、日刊工業新聞社、昭和58年6月より）

提言 4 神奈川総合情報センターの構想

<要旨> 地域社会神奈川の過去、現在、未来を明らかにするという基本思想によって、第一に県政の情報はじめ、自然と歴史・文化とまちづくりなど神奈川に関する情報を総合的に蓄積し、第二に県(市町村)と県民との協働でつくられ、第三に県(市町村)と県民にとっての神奈川に関するシンクタンクでもある、このような機能をもち新しい情報技術をいかして運営される、神奈川県政情報館、市民情報館、電子情報館からなる神奈川総合情報センターの設置を提言する。

<現状と課題>

神奈川県政、神奈川の自然や歴史、文化やまちづくりなど地域社会神奈川に関する情報を「神奈川情報」とすれば、それは様々な領域でそれぞれの必要により収集、作成、蓄積、処理、提供されている。しかし、それらは神奈川の過去、現在、未来を明らかにする情報として、まず第一に意識的に蓄積され、広く利用に供されるようになっていない。

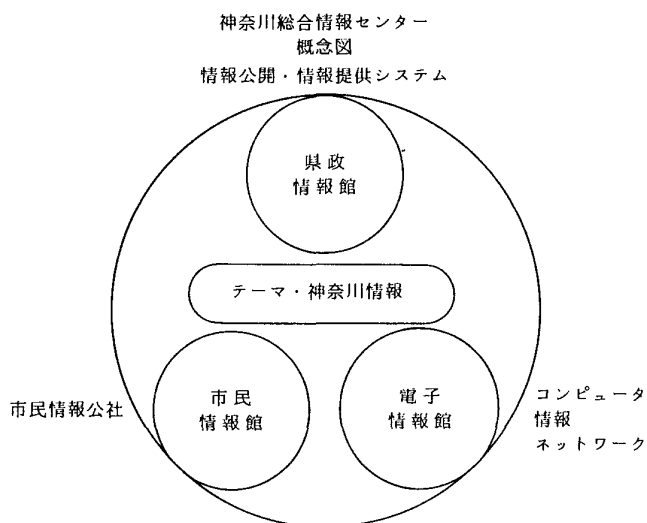
情報のフローはともかく、情報のストックを考えてみると、例えば、歴史的公文書、コンピュータ入力の種類データ、地図など神奈川情報を蓄積する体制は十分ではなく、情報のクリアリング機能も十分に発揮することを求められている。

第二に、神奈川情報の収集、作成が、意識的かつ総合的に行われているとはい

いがたい。

県政(市町村政)にかかわる情報センターと市民活動にかかわる情報センターと分ければ、市民活動は、自然保護情報など公共的な情報の流れに重要な役割を果たしているが、その位置付けは必ずしも十分ではない。

第三に、情報が情報リテラシーを要請する場面が多くなっているにもかかわらず、神奈川情報を解読し、社会的に共有していくための機能は十分とはいえず、情報における市学



共同の仕組みなども求められている。

<神奈川総合情報センターの骨子>

1 神奈川の過去、現在、未来を明らかにするという基本思想をもつこと

神奈川情報を蓄積し、総合的に収集し、また、新しい視点から情報をつくる。市民の神奈川情報へのアクセシビリティを高め、市民の諸活動を支援する。

2 県(市町村)と県民が協働してつくる共同センターであること

県政(市町村政)情報センターで、かつ、市民活動の情報センターの機能を持ち、例えば、生態系に関する情報の収集、作成の場面で、行政と市民が協働して神奈川情報を豊かにするなど行政と市民の情報交流の場とする。

3 県(市町村)と県民にとって神奈川情報についてのシンクタンクであること

市学、行学共同の場として研究機能を持ち、行政や市民が神奈川情報を解読する際に支援できるようにし、質の高い情報の自由で豊かな流れを活性化する。

4 新しい情報技術をいかした運営方式の情報センターであること

情報の検索その他へのコンピュータの導入を含め、新しい情報技術に対し柔軟に対応できる運営を行い、一方の柱として電子情報のセンターとして新しいニーズに応える。

5 情報化に対し開かれた、グローイングシステムのセンターであること

情報技術の発展にあわせて、段階的に神奈川情報のネットワークを拡充できるセンターとし、地域の各種の情報センターの神奈川情報に関する「センター」として、地域の情報機能を高める。

<構成>

1 県政情報館

県政情報館は、いわゆる県政の記録としての歴史的公文書の中核に、神奈川県史関連資料、地図、自治体の主要プロジェクト関係文書、資料の複製、その他を整備し、自由接架式で公開提供する。なお、① 情報公開制度の窓口機能は、当面歴史的な文書に限るが、ニューメディア等の発達でネットワーク化が進むに従い、段階的に拡充する。② フローの情報を段階的に整備する。

2 市民情報館

市民情報館は、県民運動の記録、各種自主的・社会的参加運動の記録、特に自然保護関係、まちづくり関係資料の複製を中心に意識的に収集・整理し公開提供する。

市民活動の情報に関しては、フローの情報の結節点として各種情報をクリアリングする。また、「市民情報公社」を設立し、市民が行う自主的・社会的参加活動における情報の発信、伝達を支援する。

なお、同公社と連携して① 自然に関する情報、生態学関係情報、その他を段階的に収集・整備するとともに② 市民の情報リテラシーを高めるための講座の開設、印刷物の作成を含め、神奈川情報をプレゼンテーションすることが必要である。

3 電子情報館

電子情報館は、各種情報のコンピュータシステムに広く市民がアクセスする場(端末ディスプレイの場)として整備する。なお、① 情報システム、ニューメディアシステムが新しく構築されるにしたがい段階的に拡充する。② 神奈川情報の抄録、目録を作成しデータバンク化する。

提言 5 情報政策課の設置

<要旨> 自治体の情報政策は、高度情報化社会の進展に対応して新しい段階を迎えている。そこで、21 世紀に向けて総合情報政策を展開する組織体制の整備を図る必要がある。そのため、第一段階としては、総合情報政策を政策的に確立するため、「情報政策課」を設置し、次の段階でそれを体系的に展開する部局規模での組織体制の整備を図ることを提言する。

<現状と課題>

現段階における情報政策は、各部各室課の業務に付随して実施されており、全庁的な範囲について調査、研究、調整を体系的、継続的に主管する室課がない。

高度情報化は一時的なブームを経て、地域社会に着実に浸透してゆくことが予想される。その過程で、総合情報政策を政策的に確立するため、自治体としての体系的な研究と全庁的な調整の意義が増加し、対外的にも一元化された窓口で施策の調整に臨むことが必要となる。とくに、ニューメディアへの対応については、個別的施策を総合する形での庁内の調整が重要となり、また、情報管理の面での文書情報と電子情報の扱いと役割の調整、事務改善とOA・システム開発関連の調整などがある。対外的には、地域経済政策と密接な国や他自治体の施策(テクノポリス、ニューメディアコミュニティ、テレトピア、みなとみらい 21 等)との情報政策的視点からの調整なども無視できない。さらに、社会情報システムの構築、支援、情報化に伴う影対策などの情報政策の新しい領域・内容を行政運営上組織的に位置付け、かつ総合情報政策を体系

的・具体的に展開するため、情報政策の新しいウエイトにふさわしい組織体制の整備が課題となる。

<骨子>

- 1 必要な調査、研究、企画、調整を行い、また、国や他自治体、電電公社、一般企業に対して一元的な窓口となり、総合情報政策を樹立・推進するための情報政策課を新設または既存の室課の事務分掌に相当する機能を追加する。
- 2 高度情報化社会の展開に柔軟に対応し、総合情報政策を体系的、具体的に展開、実施するため情報部を新設する。

資 料

プリンスジョージ郡有線テレビジョン条例(抄訳)

第 5 A - 101 条 (定義)

本条例における用語、句、語、略語及びその派生語の意義は、次のとおりとする。(略)

- (1) 「郡」とは、メリーランド州プリンスジョージ郡をいう。
- (2) 「理事会」とは、メリーランド州プリンスジョージ郡理事会をいう。
- (3) 「行政官」若しくは「郡行政官」とは、メリーランド州プリンスジョージ郡行政官をいう。
- (4) 「有線テレビジョン(CATV)委員会」とは、有線テレビジョンシステムを監督する委員会をいう。
- (5) 「事務官」とは、CATV委員会の事務官をいう。
- (6) 「連邦通信委員会」若しくは「FCC」とは、「改正 1934 年連邦通信法」により現在設置されている連邦機関若しくはいずれかの承継機関をいう。
- (7) 「事業占有権(フランチャイズ)」とは、郡内の公道に添い、若しくは郡内の特定地域内で、有線テレビジョンシステムを建設及び運営することを認可された排他的権利をいい、この権利は、郡の他の条例及び法律に規定することのできる郡内における事業を処理又は遂行する特権を求める免許若しくは許可を含まない。
- (8) 「事業占有権者」とは、本条例に基づき、理事会により事業占有権を認可された自然人、組合、国内及び外国法人、社団、共同企業若しくはいずれかの類似組織及びその法律上の相続人、財産譲渡人、

権利譲受人をいう。

- (9) 「公道」とは、(略)。
- (10) 「有線テレビジョン(CATV)システム」とは、通常の所有権及び支配権下で、一又は二以上のテレビジョン放送局の信号を加入者に送信、又は送信することを企図した線路、連絡信号発生、受信及び制御設備の一体的装置より構成される非放送(non-broad cast)設備をいう。
当該定義には、50 未満の加入者に提供するいずれかの類似の設備、若しくは共同の所有、支配若しくは管理下にある一又は二以上の共同住宅居住者、及び当該共同住宅の構内に存在する営業店舗のみに提供されるいずれかの類似設備は含まない。
- (11) 「加入者」とは、有線テレビジョンシステムにより送信される放送番組を受信し、かつその再送信を行わない一般公衆からなる構成員をいう。
- (12) 「基本サービス」とは、番組毎若しくはチャンネル毎の料金が設定されているもの、双方向サービス及びテレビジョン受信機以外の設備による受信を企図したものを除き、全てのチャンネルに関し有線テレビジョンシステムによる信号の加入者への伝送をいう。
- (13) 「付加サービス」とは、防犯警報、データ、ファクシミリ再生、メータ検針、ホームショッピング等を含む、事業占有権者が、直接若しくは当該事業占有権

者の子会社、関連会社若しくはその他の通信サービスに従事するいずれかの者のための送信業者として、当該システムにより供給する基本サービス以外の全ての通信サービスをいう。

- (14) 「変換器」とは、(略)。
- (15) 「総加入者収入」とは、(略)。
- (16) 「純益」とは、(略)。
- (17) 「公正市場価格」とは、(略)。
- (18) 「事業占有区域」とは、事業占有権が認可されているプリンスジョージ郡の地域をいう。
- (19) 「事業区域」とは、CATVの事業が計画される事業占有区域部分をいう。
- (20) 「政府アクセスチャンネル」とは、プリンスジョージ郡内での州、郡又は地方政府機関による利用に供するため、本条例により確保されるCATVシステムに関する一定のチャンネルをいう。
- (21) 「公衆アクセスチャンネル」とは、公共の用に供され、非営利目的で、かつ、差別的取扱いをされないことを基本原則とし、公衆の構成員による利用に供するため、確保されるCATVシステムの一定のチャンネルをいう。
- (22) 「教育アクセスチャンネル」とは、プリンスジョージ郡内の教育機関及び教育施設による自由な教育上の利用のため、確保されるCATVシステムの一定のチャンネルをいう。
- (23) 「賃貸チャンネル」とは、番組の提供を目的として、事業占有権者からチャンネル時間を賃借する者による番組内容の送信のため、確保されるCATVシステムの一定のチャンネルをいう。

(24) 「自主製作有線放送」とは、一又は二以上のチャンネルにわたり、CATVシステムにより送信され(放送信号を除く)、かつ事業占有権者の排他的支配に服する製作番組放送をいう。

(25) 「公益法人」とは、(略)。

第5A-102条 有線テレビジョン (CATV)委員会

- (a) 本条により、郡行政官と同一任期で、郡行政官により任命され、かつ郡理事会により承認される5名の構成員からなるプリンスジョージ郡有線テレビジョン委員会を設置する。欠員が生じた場合にあっては、当初の任命の方法によりその残任期間を満たさなければならない。各構成員は、後任者が任命され、資格を有することとなるまで、職務を行わねばならない。
当該構成員のうち一名は、有線テレビジョンの分野で実務経験若しくは教育資格を有する者、当該構成員のうち一名は、公認会計士、当該構成員三名は一般人(このうち一名は、メリーランド州法曹会の会員、一名は、プリンスジョージ郡自治体協議会の代表者)でなければならない。自治体協議会の指名者は、自治体協議会により提出した三名のリストから郡行政官により選任されなければならない。委員会の議長は、憲章第322条により郡行政官により指名され、かつ郡理事会により承認される一般人でなければならない。
- (b)及び(c)は略
- (d) 委員会の専属権限及び職務
CATV委員会は、事業占有権の検討にあたり、次に掲げる事項を行わなければならない。

ならない。

- (1) 郡域に経済的価値の等しい少なくとも二つの事業占有区域の地理的境界を設定すること。全ての申請者は、いずれか若しくは双方の事業占有区域における事業占有権を求める申請書を提出することができる。郡全体を対象としたCATVサービスを保障することが本条例の目的であるため、CATV委員会がすべての事業占有区域について認容し得る申請書を受理するまでは、いずれの者の事業占有申請書も処理を目的として理事会へ送付してはならない。

- (2) CATVの発展及び成長のための秩序ある処理手続(staging process)を保障するため、事業占有区域ごとにサービス区域の地理的境界を設定すること。CATV委員会は事業占有権の設定若しくは技術的、経済的その他の検討事項に対応するため、サービス区域の境界を変更することができる。

当該変更にあたり、委員会はすべての加入見込者のニーズに対応することの重要性及びCATVサービスの秩序ある拡大を促進することを第一に考慮すること。

- (3) サービス区域の設定にあたり、CATV委員会は、以下のことを考慮すること。

- (A) 基礎自治体及び連邦保留地の境界
(B) 河川、公園、鉄道用地及び主要な高速道路等の天然及び人工の境

界

- (C) 人口調査標準地域
(D) 良質のCATV信号伝送上の技術的境界
(E) 本条例に服する郡及び基礎自治体の地域毎の計画人口密度
(F) 郡の地域毎の社会経済上の特質

- (4) 理事会の承認のため、勧告する事業占有区域及び事業占有区域毎のサービス区域を明確に描いた地図を郡理事会に提出すること。

- (5) 当該手続が郡理事会の決議による承認をもって発効する場合には、申請書の案内、提出、審査及び承認に関する手続を公布すること。

(e) 委員会の一般的権限及び職務

CATV委員会は、以下に掲げる一般的権限及び職務を有する。

- (1) CATV事業占有権に対する申請の案内、受理、審査及び評価並びに当該手続に関する下記の公聴会の開催、及び郡理事会に対するプリンスジョージ郡の住民にとり最適なサービスを行うこととなる事業占有権の承認の勧告。

- (2) 事業占有権者、加入者、有線システム設備の公的及び私的利用者間における意見の対立の調整。

事業占有権者がサービスの欠如、不十分なサービス、低品質の音響若しくは画像信号に関する苦情に十分応えていない場合にあつては、委員会は、次に掲げる方式による是正命令を行う権限を有する。

- (A) 関係欠陥事項に関する委員会の

評価に基づき、サービスに対する請求金額の是正を事業占有権者に求めること。

(B) 相当の返金をすることを事業占有権者に求めること。

(C) サービスについての請求が、いずれかの理由により無視若しくは充足されない場合には、委員会は、当該委員会が本条例の目的を達成するための決定権に基づき決定することのできる全ての合理的請求に応えるサービスの提供を事業占有権者に求めること。

(3) 本条例及び連邦法に則して、料金規制に関し、理事会に勧告すること。

(4) プリンスジョージ郡内の最も広い範囲の組織、集団、及び個人にアクセスチャンネルの使用を奨励すること。

(5) 本条例により作成される全ての事業占有権に関する記録の監査及び委員会の裁量に基づき追加情報の作成及び編綴を求めること。

(6) 事業占有権手数料の受領及び分配額並びに新たなサービスの展開のための営業占有権者により当該年度に提出された全ての計画の審査を含む理事会への年次報告の作成。

(7) 事業占有権者との協力によるシステムの定期的評価の実施及び評価結果による本条例若しくは事業占有権設定協定書(franchise agreement)の修正についての理事会への勧告。

(8) 聴聞手続規定(略)

(f) 財務公開

(1) 〔委員会の構成員の財務公開〕(略)

(2) 〔委員会の構成員の利害関係事項の委員会での開示及び利害関係事項審議への不参加〕(略)

第 5 A -106 条 フランチャイズ申請

(a) 有線テレビジョン事業占有権の申請は、事務官により手交される書面による申請様式により、C A T V委員会により設定され、公表された手続及び日程に従い、事務官に提出しなければならない。申請には、C A T V委員会が、申請者の法律上、財産上、技術上及び人格上の資格に関し、適当と推認される事実及び情報並びに会社若しくは組合に財産上の利害を有する全ての者の完全な公開を必要とする。

申請者は、「プリンスジョージ郡」の支払命令に対する保証小切手により支払い可能な 10,000 ドルの手数料を添えなければならない。この手数料は、事務員の就労及び相談援助を含む、事業占有権の設定及び評価手続に要する直接経費の支弁のため、郡により使用される。申請手数料のうち 5,000 ドルについては、事業占有権が裁定された場合には、選定にもれた申請者に対しては、返還されなければならない。

(b) 理事会により排他的事業占有権を認可された申請者は、上記手数料に加え、事業占有権の認可を得てから 90 日以内に 100,000 ドルを超えない金額を郡に支払わなければならない。当該支払いは、払い戻しを行わないものとし、プリンスジョージ郡の支払い命令に対する保証小切手

で支払われなければならない。また、当該支払い金額は、事業占有権を認可し、本条例の各規定を執行するため、郡が要する経費に基づき算定され、かつ、それを支弁するために使用されなければならない。

第5 A-107条 理事会への勧告

C A T V委員会は、本条例により概要が定められ、当該委員会により細かに定められた手続により提出された全ての申請書及び事業占有権設定協定書案を評価したのち、プリンスジョージ郡内で有線サービスを提供するための各申請者の能力に関する勧告及び評価を付した全ての申請書を理事会に送付しなければならない。さらに、C A T V委員会は、当該委員会が必要と認める事項若しくは事業占有権設定協定書に盛り込むことが望ましいと認める事項を理事会に勧告しなければならない。

第5 A-108条 理事会による認可

プリンスジョージ郡理事会は、本条例に定められた手続により提出された申請書を審査したのち、郡の公道内に有線テレビジョンシステムを建設し、運営する権利のための一又は二以上の事業占有権を議案により認可する権限を有する。営業占有権は、理事会が最もよく公益に資すると判断し、かつ、その建設、技術及び財務計画並び調達が本条例で規定する諸条件を満すことが可能かつ適当である申請者に認可される。
(以下略)

第5 A-109条 事業占有権の公開

事業占有権者が法人若しくは共同組合 (partnership) である場合には、事業占有権の価値の5%の譲渡となる株式の譲渡若しくは財務利益は、C A T V委員会に速みやかに公開されなければならない。また、事業占有権の年次更新にあたり、事業占有権者は、会社にあつては全ての株主、共同組合にあつては財務上の利害を有する者の完全な一覧表をC A T V委員会に提出しなければならない。

第5 A-110条 事業占有権の期間

事業占有権の期間は、理事会により事業占有権が認可された日から15年とする。(以下「更新手続」は省略)

第5 A-122条 事業占有権の手数料

- (a) 事業占有権者は、有線テレビジョンシステムの運営のため、公道使用するための事業占有権の認可に鑑み、事業占有権の下での運営期間中の1年間の総加入者収入の3%若しくは3%を超える金額を支払わねばならない。
(以下省略)

第5 A-124条 事業占有権の譲渡

- (a) 本条例により認可された事業占有権は、事業占有権者による個人的信託として保有される独占権である。この独占権は、委員会の事前の同意なくしてその全部若しくは一部を任意的売却、合併、統合又は強制的若しくは非任意的売却により名義変更、権利譲渡、売払い若しくは処分をしてはならない。
(以下省略)

第 5A-130-1 条 チャンネル容量; アクセスチャンネル及びサービス

各有線テレビジョンシステムは、チャンネル容量並びにアクセスチャンネルの指定及びサービスに関し、次に掲げる要件を満すものでなければならない。

- (a) 各システムは、提供される有線サービスの全ての、即時若しくは潜在的な使用を可能とする少なくとも 120 メガヘルツの帯域幅 (20 のテレビジョン放送チャンネルに相当) を有すること。
 - (b) 各事業占有権者は、音声のない双方通信を可能とする技術上の容量を有する設備を維持すること。
 - (c) 事業占有権者は、次の要件に準じるアクセスチャンネルを提供すること。
 - (1) 事業占有権者は、少なくとも一つの先着順に利用できる、特に指定された非営利的公衆アクセスチャンネルを保持すること。
 - (2) 事業占有権者は、地方教育機関の利用に供するための、少なくとも一つの特に指定されたチャンネルを保持すること。
 - (3) 事業占有権者は、政府の利用に供するための、少なくとも一つの特に指定されたチャンネルを保持すること。
- (以下省略)

第 5A-144 条 プライバシーの保護

- (a) 事業占有権者は、加入者の書面による許可を最初に得ることなしに加入者の構内からチャンネル選択の「調査」(polling)を含む、いかなる信号、音声、画像若しくはデジタルも伝送することを

許可してはならない。

本規定は、専らシステムの実施に係る管理若しくは測定のために使用する信号の伝送の使用を禁止するものではない。

- (b) 事業占有権者は、加入者の書面による許可を最初に得ることなしに、音声、画像若しくはデジタルの信号を使用する双方向サービスを、加入者の構内から伝送することを許可することとなるいかなる特別の端末装置も加入者の構内に設置することを許可してはならない。
- (c) 本条において有効な承認とは、1 年を超えない期間での加入者からの書面による許可をいう。
- (d) 事業占有権者は、常時、加入者と利用者のプライバシーの権利及び財産権を厳しく遵守し、保護しなければならない。個人加入者の全ての種類の選好、視聴番組の傾向、政治的・社会的・経済的価値観、信念、信条、宗教、姓名、住所若しくは電話番号は、裁判所による承認又はいかなる場合においてもサービスの享受の条件として要求されることのない加入者の事前の任意かつ有効なる承認がある場合を除き、いかなる者、政府機関、警察機関若しくは調査機関に対しても漏示してはならない。
- (e) 事業占有権者は、加入者の数を、加入者総数及び郡全体の潜在的加入者の比率のみに限定し、公表することができる。特定時間に特定チャンネルを視聴する加入者数を表示する場合、事業占有権者は、当該時間に視聴する加入者総数及び加入者総数に対する比率に限定して表示し、特定加入者の身元を表示してはならない。

- (f) 事業占有権者は、いずれかのシステムサービスのため加入者に請求書を送るのに必要な情報は、保持することができる。
- (g) 事業占有権者若しくはその他いかなる者といえども、その形態のいかにかわらず、個人加入者の建物若しくはその内容について知り得た全ての情報については、影響をこうむるおそれのある加入者からの事前の有効なる承認なしに漏示してはならない。
- (h) 加入者は、以前に与えた承認を取消す意志を書面により記載し、郵送その他の方法により事業占有権者に送達することによって、当該承認をいつでも取り消すことができる。全ての取消しは、事業占有権者の受理をもってその効力を生ずるものとする。
- (i) 全ての加入者端末の監視は、事業占有権者がシステムの整合を確認するため、システム全体若しくは個々特定された「総点検」(sweeps)を行う場合を除き、当該端末の利用者による特定かつ事前の有効なる承認がなければ行われてはならない。内容のいかにかわらず、音声若しくは画像の監視は、当該監視が行われていることを加入者に明確に表示する場合を除き、いかなる場合にあっても行われてはならない。加入者応答装置を始動するにあたり、事業占有権者は、事務官に対し、当該システムがいかなるプライバシー侵害に対しても効果的に運営され、かつ相当なる保護を与えることとなることを証明する文書をあらかじめ提出しなければならない。
- (j) 事業占有権者は、加入者の事前の有効なる承認がある場合を除き、個人加入者その家族若しくは招待者、資格保有者若しくは被雇用者の商品に対する好み若しくは意見を明らかにすることとなるような全ての試験結果を一覧表とすること、若しくは当該一覧表を作成するためのシステムの利用の許可はおこなってはならない。
- (k) 本条に違反して行われ若しくは行うことを許可される情報の編集、公刊、一覧化その他情報の公表は、それぞれ別個の違反と思料されるものとする。

メリーランド州プリンスジョージ郡CATV条例について

〔解説〕

1 都市型CATVの事業計画の活発化は、地域メディアとしての性格を有するCATVに対して、自治体がどのような基本的政策を持つべきかを問いかけている。それは同時に本論でも述べたが、情報政策の分権化を構想することでもある。

その意味で、アメリカにおけるCATV条例を紹介することは自治体の情報政策を考える上で大きな参考となるといえる。

ここに訳出したCATV条例は、神奈川県と姉妹州の関係にある米国メリーランド州のプリンスジョージ郡の条例である。米国のCATV条例は、各自治体によって少しづつ規制形態が異なるとともに、現在も変動しつつあるので、本条例は必ずしも最良のモデルとはいえないが、平均的な規制内容を持つ条例として位置付けることはできると考える。

2 メリーランド州におけるプリンスジョージ郡の位置

プリンスジョージ郡は、ワシントンD・Cの南部に州境を接し、連邦政府機関が集積するワシントンD・Cのベッタウンとしての性格を有する都市化された地域で、1980年時点での人口は665,071人と増加傾向にある。

3 政府組織及びその機能

政府の形態は、チャーターカウンティ(州憲法による委任を受けた憲章制度による自治権を有する郡)制度をとっており、州議会に相当する、9地区から選出された

9名からなる「郡理事会」が議決機関を構成し、「郡行政官」が、執行機関の長として、各行政機関の全体的執行権限と責任を有している。

4 CATV規制権限の根拠

基礎自治体が、自治権(Home rule powers)に基づき、フランチャイズ認可権限を有している。(メリーランド州法典第23A章第2-13条)

各部のコミッショナー(プリンスジョージ郡にあっては理事会)が、CATVフランチャイズの認可、料金の規制、規則制定の各権限を有している。(同法典第25章第3C条)

5 CATV委員会の位置付け

メリーランド州の他の郡にあっては、CATV委員会が独立の規制委員会として明確に位置付けられているものもあるが、プリンスジョージ郡にあっては、諮問的性格を有する付属機関ではあるが、相当程度の独立した規制権限を有している。

したがって、フランチャイズの申請、認可等に係る具体的な手続は条例中に定められた委員会権限に基づき、この委員会を中心として進められることになる。

6 条例の骨格及び内容について

条例の見出しを掲げると、次のとおりである。

第5A-101条 定義

102条 有線テレビジョン

(CATV)委員会

103条	事務官		有権)手数料
104条	職員	123条	保険、債権、賠償金
105条	事務官の義務及び権限	124条	フランチャイズ(事業占有権)の譲渡
106条	フランチャイズ(事業占有権)申請	125条	加入者料金
107条	理事会への勧告	126条	書類及び記録
108条	権限庁の認可(理事会による認可)	127条	サービス区域
109条	フランチャイズ(事業占有権)の公開	128条	
110条	フランチャイズ(事業占有権)の期間	129条	システム説明書及びサービス
111条	フランチャイジー(事業占有権者)への告知	130条	運営に係る要件及び記録
112条	技術システムの状態(技術向上奨励)	130-1条	チャンネル容量、アクセスチャンネル及びサービス
113条	フランチャイズ(事業占有権)の更新	130-2条	アクセスチャンネルの運営
114条	フランチャイズ(事業占有権)の取消し手続	131条	試験及び実施のモニター(監視)
115条	フランチャイズ(事業占有権)の終了若しくは郡による強制的購入	132条	サービス、調整及び苦情処理手続
116条	フランチャイジー(事業占有権者)による専断かつ恣意的行為	133条	道路占有
117条	仲裁手続	134条	建設計画及び報告
118条	郡への所有権の譲渡	135条	罰則
119条	譲渡についての郡の権利	136条	フランチャイジー(事業占有権者)の遡及償還請求権に関する制限
120条	受託者としてのフランチャイジー(事業占有権者)の義務	137条	フランチャイジー(事業占有権者)による州法及び連邦法の遵守義務
121条	管理費	138条	特別認可
122条	フランチャイズ(事業占有権)	139条	フランチャイズ(事業占有権)の効力
		140条	フランチャイジー(事

業占有権者)の条例

遵守義務

- 141条 郡に留保される権利
- 142条 雇用機会の平等
- 143条 合意(agreement)され
た設定期限の遵守
- 144条 プライバシー保護
- 145条 フランチャイジー(事
業占有権者)による期
限及び条件の受容
- 146条 公刊に要する費用
- 147条 郡の徴収手数料の基礎
自治体(公道管理者)
への分配
- 148条 サービスの盗用及び妨
害

これらのうち、参考となる条項について、
上記のとおり訳出した。

なお、訳出にあたり中出征夫、森田徳の
両氏には貴重な指導、助言をいただき、特
に中出氏には我々の稚拙な訳の懇切な検討
をいただいた。記して感謝申し上げる次第
である。

プライバシーにかかわる法律条文の代表例

(1) 基本的な条文

刑法

第133条〔信書開披〕

故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以内ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第134条〔秘密漏泄〕

- ① 医師、薬剤師、薬種商、産婆、弁護士、弁護人、公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク基業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス
- ② 宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク基業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ亦同シ

民法

第1条〔基本原則〕

権利ノ濫用ハ之ヲ許サス

(2) 郵便 通信に関する条文

郵便法

第8条〔検閲の禁止〕

郵便物の検閲は、これをしてはならない。

第9条〔秘密の確保〕

郵政省の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

公衆電気通信法

第4条〔検閲の禁止〕

公社又は会社の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第5条〔秘密の確保〕

公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
略(郵便法第9条に同型である)

(3) 公務員に関する条文

地方公務員法

第34条〔秘密を守る義務〕

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

前項の許可は、法律に特別に定がある場合を除く外、拒むことができない。

所得税法

第243条

所得税に関する調査事務又は少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以上の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

統計法

第 14 条 〔秘密の保護〕

指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

(4) 民間人が公務を委託された場合の条文

民生委員法

第 15 条

民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

(5) その他の条文

刑事訴訟法

第 196 条 〔捜査関係者に対する訓示規定〕

検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に係る者、被疑者その他の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

貸金業の規制等に関する法律

第 30 条 〔過剰貸付の防止〕

協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うものをいう。以下この項において「信用情報機関」という。）を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関

に利用されること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないように指導しなければならない。

会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

(6) 条例

神奈川県 神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例

第 5 条 〔非公開とすることができる公文書〕

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の閲覧又は当該公文書の写しの交付を拒むことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 何人でも法令の規定により閲覧することができると思われる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

以下略

中野区電子計算組織に係る個人情報の保護

に関する条例

第 3 条 〔個人情報処理の原則〕

執行機関は、個人情報の電算処理及び電算処理により作成された個人情報の利用にあたっては、区民の基本的人権を侵してはならない。

第 4 条 〔執行機関の基本的責務〕

執行機関は、この条例の目的を達成するため、電算処理に係る個人情報の保護について、必要な措置を構じなければならない。

2 執行機関は、その管理する電子計算組織に係る個人情報を、適切に管理する責務を有する。また、電算処理に係る個人情報を保有する執行機関も、当該電算に係る個人情報を、適切に管理

する責務を有する。

3 執行機関は、個人情報の電算処理を行う場合は、次の事項を守らねばならない。

(1) 個人情報は常に正確なものとして維持すること。

(2) 個人情報の改ざん、滅失、キ損その他の事故を防止すること。

(3) 個人情報の漏えいを防止すること。

第 5 条 〔職員の責務〕

職員は、電算処理に係る個人情報の保護の重要性を認識し、その職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

プライバシーおよび関連すると思われる法律一覧表

(ア、イ、ウ、エ、オ順)

法 律 名	条 文	公 布 年
ア行		
医療法	第 73 条 〔秘密を漏らした罪〕	昭和 23 年
カ行		
貸金業の規制等に関する法律	第 30 条 〔過剰貸付の禁止〕	
家事審判法	第 31 条 〔人の秘密を漏らす罪〕	〃 58 〃
行政書士法	第 12 条 〔秘密を守る義務〕	〃 22 〃
行政相談員法	第 5 条 1〔規律〕	〃 26 〃
刑事訴訟法	第 196 条 〔捜査関係者に対する訓示規程〕	〃 41 〃
軽犯罪法	第 1 条 23〔罪〕	〃 23 〃
	第 4 条 〔適用上の注意〕	〃 23 〃
刑法	第 133 条 〔信書開披〕	
	第 134 条 〔秘密漏泄〕	明治 40 〃
	第 222 条 〔脅迫〕	
	第 231 条 〔侮辱〕	
	第 233 条 〔信用毀損業務妨害〕	
結核予防法	第 62 条 〔従事者の秘密漏洩禁止〕	
検察審査法	第 44 条 〔秘密を漏らす罪〕	昭和 26 〃
公害健康被害補償法	第 123 条 〔服務〕	〃 23 〃
公害等調査委員会設置法	第 11 条 〔服務〕	〃 48 〃
公害紛争処理法	第 17 条 〔服務〕	〃 47 〃
公衆電気通信法	第 4 条 〔検閲の禁止〕	〃 45 〃
	第 5 条 〔秘密の確保〕	〃 28 〃
公証人法	第 4 条 〔事件ノ漏泄禁止〕	
公認会計士法	第 27 条 〔秘密を守る義務〕	明治 42 〃
戸籍法	第 10 条 〔謄本等の交付請求〕	昭和 23 〃
国家公務員法	第 100 条 〔秘密を守る義務〕	〃 22 〃
国民健康保険法	第 121 条 〔罰則〕	〃 22 〃
サ行		〃 33 〃
自衛隊法		
児童福祉法	第 59 条 〔秘密を守る義務〕	
	第 61 条 〔守秘義務違反の罪〕	〃 23 〃
		〃 22 〃

法 律 名	条 文	公 布 年
司法書士法	第 11 条 〔秘密保持の義務〕	昭和 25 年
社会保険労務士法	第 22 条 〔秘密を守る義務〕	〃 43 〃
住民基本台帳法	第 11 条 〔住民基本台帳の閲覧〕	〃 42 〃
	第 12 条 〔住民票の写しの交付〕	
	第 35 条 〔秘密を守る義務〕	
職業安定法	第 51 条 〔秘密の厳守〕	〃 22 〃
所得税法	第 243 条 〔罰則〕	〃 40 〃
人権擁護委員会	第 12 条 〔委員の服務〕	〃 24 〃
身体障害者福祉法	第 12 条の 3 〔身体障害者相談員〕	〃 24 〃
生活保護法	第 47 条 2 〔保護施設の義務〕	〃 25 〃
精神衛生法	第 50 条の 2 〔秘密の保持〕	〃 25 〃
性病予防法	第 29 条 〔秘密漏洩〕	〃 23 〃
税理士法	第 38 条 〔秘密を守る義務〕	〃 26 〃
相続税法	第 72 条 〔罰則〕	〃 25 〃
夕行		
地価公示法	第 24 条 〔秘密を守る義務〕	〃 44 〃
地方教育行政の組織及び運 営に関する法律	第 11 条 〔服務〕	〃 31 〃
地方公務員法	第 34 条 〔秘密を守る義務〕	〃 25 〃
地方税法	第 22 条 〔罰則〕	〃 25 〃
電波法	第 109 条 〔罰則〕	〃 25 〃
統計法	第 14 条 〔秘密の保持〕	〃 22 〃
土地収用法	第 137 条 〔秘密を守る義務〕	〃 26 〃
八行		
犯罪者予防更生法	第 59 条 〔黙秘権〕	〃 24 〃
弁護士法	第 23 条 〔秘密保持の権利及び義務〕	〃 24 〃
法人税法	第 163 条 〔罰則〕	〃 40 〃
保護司法	第 9 条の 2 〔服務〕	〃 25 〃
マ行		
麻薬類取締法	第 58 条の 18 〔秘密の保持〕	〃 28 〃

法 律 名	条 文	公 布 年
民事調停法	第 38 条 〔人の秘密を漏らす罪〕	昭和 26 〃
民生委員法	第 15 条 〔職務〕	〃 23 〃
民法	第 1 条 3 〔基本原則〕	明治 29 〃
	第 709 条 〔不法行為の要件〕	
	第 710 条 〔精神的損害に対する慰謝料〕	
	第 23 条 〔名誉毀損〕	
ヤ行		
有価証券取引税法	第 23 条 〔罰則〕	昭和 28 〃
優生保護法	第 23 条 〔秘密の保持〕	〃 23 〃
郵便法	第 23 条 〔検閲の禁止〕	〃 22 〃
	第 23 条 〔秘密の保持〕	
ラ行		
労働安全衛生法	第 23 条 〔健康診断に関する秘密の保持〕	〃 47 〃
労働基準法	第 23 条 〔労働基準監督官の義務〕	〃 22 〃
労働組合法	第 23 条 〔秘密を守る義務〕	〃 24 〃

参考文献

プライバシー保護の現状と将来、ぎょうせい S 57・7

行政管理庁行政管理局編集

コンピュータ・セキュリティ

上園忠弘著 近代科学社

情報環境調査の概要

1. 調査の目的

主婦及び市民・住民団体の情報行動と情報環境を把握し、情報政策検討の資料とする。

2. 調査対象

- (1) 横浜市緑区美しが丘、新石川地区の主婦 500人
- (2) 神奈川県内の市民・住民団体 300団体

3. 回収状況

	依頼数	回収数
主婦	500	333 (66.6%)
団体	300	128 (42.7%)

1. 調査時期

昭和59年3月13日～3月31日

回答者の属性

F1 性別

	男性	女性
主婦		333 100.0%
団体 代表者	81人 63.3%	47人 36.7%

F2 年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
主婦	% 0.6	% 19.2	% 42.0	% 27.9	% 10.2	%	333人 100.0%
団体 代表者		1.6	8.6	21.9	24.2	43.8	128 100.0

F 3 職 業

	主 専	婦 業 (パート・内 職を除く)	有 職 無	職 会 社 員	商 工 ・ サ ー ビ ス 自 営	農 漁	林 業	公 務 員	自 由 業	学 生	そ の 他	計
主 婦	18.0	13.8	68.2									333人 100.0%
団 体 代 表 者			43.8	17.2	7.0	7.8	10.2	11.7	0.8	1.6		128人 100.0%

F 4 現住所の居住年数

	5年未満	5～10年	11～15年	16～20年	21年以上	計
主 婦	50.5	32.4	12.3	4.2	0.6	333人 100.0%
団 体 代 表 者	5.5	10.2	13.3	16.4	54.7	128人 100.0%

F 5 居住の形態

	持 家	賃 貸	その他	計
主 婦	41.7	29.7	28.5	333人 100.0%
団 体 代 表 者	85.2	10.2	4.7	128 100.0

F 6 地域での参加活動 (MA)

	自治会・ 町内会	婦人会・青年 会・老人会	子供会・ PTA	趣味・ スポーツ	研究会・ 学 習 会	福祉ボラン ティア活動	各種募金 活 動
主 婦	27.3	1.8	20.4	23.7	3.0	1.2	0.6
団 体 代 表 者	18.9	3.1	40.6	7.8	67.2	1.6	28.1
		自然保護・消 費者保護	学級・講座カ ルチャーセン ターへ参加	そ の 他	参加して いるもの は ない	不 明	計
		1.2	10.2	7.8	39.0		333人 136.3%
		35.2	25.8	1.6	32.8	1.6	128 272.7

問1-1 (主婦、団体代表共通)

あなたが下表のA～Jの各事柄についての情報や知識を必要とする場合、どのような方法で得たいとお考えですか(MA)

上段：主婦
下段：団体代表

回答欄の項目 情報や知識の事柄	回答者数	問1-1													
		1 テレビで見る	2 ラジオで聞く	3 新聞・読む・雑誌・	4 役所の板で読む	5 チラシ・見る・ポス	6 電話で問合	7 家族に聞く	8 友人・知人に	9 講座などの集まる・サークル・	10 役所の窓口に入る	11 会社や商店に入る	12 その他	不明	計
A 衣料品、食料品などの日用品について	333 128	32.4 18.8	1.8 3.1	47.4 40.6	3.0 7.8	81.1 67.2	3.3 1.6	18.3 28.1	58.3 35.2	6.0 25.8	— 1.6	42.0 32.8	1.8 1.6	0.6 8.6	296.1 272.7
B 教養講座、映画などの文化、レクリエーションの催し物について	333 128	43.8 22.7	11.7 8.6	78.7 62.5	32.1 62.5	50.5 41.4	11.4 7.8	12.3 7.0	41.7 22.7	13.2 40.6	3.0 10.9	3.9 1.6	0.9 2.3	2.4 8.6	305.7 299.2
C パートタイム、内職などの求人について	333 128	0.6 1.6	— 1.6	59.8 35.9	10.5 10.2	58.0 43.0	14.4 7.8	2.7 0.8	31.2 21.1	2.4 5.5	6.0 8.6	6.0 8.6	6.0 4.7	8.7 22.7	206.3 171.9
D 休日診療、集団検診などの健康、医療について	333 128	2.7 6.3	0.3 2.3	13.5 13.3	86.5 81.3	11.4 12.5	39.0 26.6	4.5 5.5	29.1 9.4	1.8 9.4	10.2 20.3	0.9 0.8	2.4 0.8	2.7 10.2	205.1 198.4
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	333 128	3.6 9.4	0.3 3.1	32.1 35.9	61.3 62.5	34.5 22.7	10.5 13.3	2.4 4.7	40.5 25.0	18.9 52.3	3.9 22.7	0.3 —	1.8 3.1	5.1 10.2	215.3 264.8
F 子供のしつけ方や育て方などの教育問題について	333 128	46.8 43.8	12.9 19.5	75.1 68.0	11.7 14.8	1.2 2.3	4.5 1.6	35.1 16.4	60.7 30.5	17.4 28.9	2.4 3.9	— —	8.1 3.9	3.9 14.1	279.9 247.7
G 地域の地震、交通などの防災・安全対策について	333 128	40.2 34.4	17.7 21.1	33.9 36.7	84.1 76.6	12.6 17.2	6.6 7.0	8.4 5.5	15.9 7.0	5.1 13.3	12.9 23.4	— —	0.9 3.9	3.3 10.2	241.7 256.3
H 身障者、高齢者のためのボランティア活動について	333 128	22.2 22.7	5.4 12.5	38.1 39.8	65.8 60.9	8.7 8.6	7.5 10.9	1.2 3.1	13.2 15.6	10.5 46.9	17.1 29.7	0.3 —	3.6 4.7	6.9 11.7	200.6 267.2
I 公害、自然保護などの環境問題について	333 128	46.8 50.8	12.0 21.9	57.1 64.1	59.2 55.5	9.9 14.8	4.5 8.6	3.3 3.1	4.8 19.5	6.6 42.2	12.9 30.5	0.3 —	1.8 3.1	5.4 8.6	224.6 322.7
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	333 128	30.6 25.0	9.0 9.4	42.6 43.4	64.9 73.4	3.0 7.0	4.2 6.3	4.5 1.6	5.1 5.5	2.7 24.2	22.5 37.5	0.6 0.8	3.9 3.1	5.1 7.8	198.8 244.5

問2-1 (主婦・団体代表共通)

これまでにあなたがA～Jの各事柄のうち情報や知識を必要として得た事柄はどれですか(MA)

問2-2 (主婦・団体代表共通)

問2-1で○印をつけた事柄について得ようとして利用した方法はどれですか(MA)

上段；主婦
下段；団体代表

回答欄の項目 情報や知識の事柄	問2-1	問2-2													
		1 テレビで見る	2 ラジオで聞く	3 本で読む 新聞・雑誌・	4 役所の板で読む 紙む	5 ちらしで見る ポス	6 電話で問 い合	7 家族に聞 く	8 会って聞 く 友人・知 人に	9 講座など の集 まりで入 手する 団体サー クル	10 役所の窓 口に入 手する	11 社かか りかか る や か か る 店 に 入 手	12 そ の 他	不 明	計
A 衣料品、食料品などの日用品について	253 55	13.4 7.3	0.8 -	22.5 32.7	0.8 1.8	63.2 54.5	0.4 1.8	4.7 20.0	39.5 25.5	2.0 16.4	- 1.8	24.5 12.7	0.4 -	2.0 3.6	174.3 178.2
B 教養講座、映画などの文化、レクリエーションの催し物について	181 58	14.9 1.7	3.3 3.4	61.3 51.7	17.1 19.0	20.4 19.0	12.2 5.2	5.0 1.7	26.5 15.3	3.9 31.0	1.1 5.2	2.8 1.7	1.1 -	4.4 10.3	174.0 184.5
C パートタイム、内職などの求人について	76 9	1.3 -	1.3 -	50.0 44.4	7.9 -	34.2 33.3	11.8 -	2.6 -	27.6 33.3	- -	6.6 -	- -	- -	1.3 11.1	144.7 122.2
D 休日診療、集団検診などの健康、医療について	196 61	0.5 1.6	- -	3.1 9.8	71.4 75.4	2.0 -	20.9 16.4	2.6 1.6	19.9 6.6	0.5 8.2	2.6 9.8	0.5 1.6	2.6 1.6	2.6 8.2	129.1 141.0
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	81 65	2.5 -	1.2 -	16.0 24.6	43.2 41.5	13.6 15.4	8.6 4.6	2.5 1.5	35.8 10.8	16.0 50.8	2.5 9.2	- -	2.5 1.5	3.7 9.2	148.1 169.2
F 子供のしつけ方や育て方などの教育問題について	145 40	29.7 32.5	3.4 5.0	58.6 65.0	4.1 5.0	- 2.5	0.7 -	29.0 10.0	51.0 20.0	6.9 32.5	2.1 7.5	- -	2.1 2.5	2.1 12.5	189.7 195.0
G 地域の地震、交通などの防災・安全対策について	104 43	22.1 16.3	3.8 4.7	15.4 27.9	65.4 67.4	- 4.7	1.9 -	4.8 4.7	4.8 2.3	- 9.3	3.8 14.0	- -	- 2.3	7.7 14.0	129.8 167.4
H 身障者、高齢者のためのボランティア活動について	27 55	14.8 10.9	3.7 5.5	18.5 34.5	44.4 36.4	- 1.8	7.4 9.1	- 1.8	3.7 7.3	14.8 40.0	14.8 20.0	- -	3.7 1.8	7.4 12.7	133.3 181.8
I 公害、自然保護などの環境問題について	40 59	25.0 25.4	10.0 10.2	37.5 55.9	47.5 30.5	- 6.8	2.5 -	- 1.7	5.0 11.9	10.0 44.1	- 23.7	- -	2.5 3.4	12.5 10.2	152.5 223.7
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	50 52	28.0 13.5	- 1.9	22.0 40.4	42.0 34.6	- 1.9	2.0 -	4.0 -	2.0 3.8	6.0 23.1	6.0 25.0	- -	- 3.8	12.0 13.5	124.0 161.5

問2-3 (主婦・団体代表共通)

問2-4 (主婦・団体代表共通)

問2-2の方法で、情報や知識は十分に得ることができましたか(SA)

問2-2の方法で情報や知識は簡単に得られましたか(SA)

上段：主婦
下段：団体代表

回答欄の項目 情報や知識の事情	回答者数	問2-3					問2-4				
		1 十分 得ら れた	2 少し は得 られ	3 あま りか つた ら	4 ま れな かつ たら	不 明	1 簡 単 だ つた	2 ま あ 単 だ つた	3 や む ず か し か つた	4 む ず か し か つた	不 明
A 衣料品、食料品などの日用品について	253人 55	50.6% 50.9	47.0% 43.6	1.6% 3.6	—% —	0.8% 1.8	43.5% 50.9	49.8% 34.5	2.4% 10.9	—% 1.8	4.3% 1.8
B 教養講座、映画などの文化、レクリエーションの催し物について	181 58	46.4 51.7	41.4 36.2	8.8 —	— 1.7	3.3 10.3	32.0 41.4	55.2 41.4	7.2 3.4	— 1.7	5.5 12.1
C パートタイム、内職などの求人について	76 9	23.7 33.3	55.3 22.2	13.2 33.3	6.6 —	1.3 11.1	21.1 22.2	43.4 44.4	23.7 22.2	9.2 —	2.6 11.1
D 休日診療、集団検診などの健康、医療について	196 61	61.7 59.0	31.1 29.5	4.6 4.9	0.5 —	2.0 6.6	42.9 27.9	44.9 52.5	6.6 9.8	1.5 —	4.1 9.8
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	81 65	35.8 41.5	54.3 41.5	6.2 7.7	1.2 —	2.5 9.2	24.7 27.7	64.2 46.2	6.2 12.3	1.2 3.1	3.7 10.8
F 子供のしつけ方や育て方などの教育問題について	145 40	32.4 25.0	57.9 55.0	4.8 10.0	2.1 —	2.8 10.0	18.6 20.0	53.8 42.5	17.9 25.0	4.8 2.5	4.8 10.0
G 地域の地震、交通などの防災・安全対策について	104 43	23.1 32.6	56.7 44.2	13.5 9.3	— 2.3	6.7 11.6	20.2 27.9	51.0 34.9	14.4 18.6	4.8 4.7	9.6 14.0
H 身障者、高齢者のためのボランティア活動について	27 55	18.5 34.5	55.6 36.4	14.8 16.4	7.4 1.8	3.7 10.9	14.8 12.7	51.9 47.3	22.2 23.6	7.4 5.3	3.7 10.9
I 公害、自然保護などの環境問題について	40 59	12.5 37.3	52.5 39.0	22.5 11.9	2.5 1.7	10.0 10.2	17.5 16.9	37.5 39.0	30.0 18.6	7.5 15.3	7.5 10.2
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	50 52	10.0 23.1	62.0 46.2	18.0 17.3	8.0 1.9	2.0 11.5	12.0 9.6	34.0 32.7	32.0 30.8	14.0 17.3	8.0 9.6

問3-1(主婦・団体代表共通)

あなたが下表のA～Jの各事柄についてのご意見や情報を伝える必要がある場合、どの方法で伝えたいとお考えですか(MA)

上段：主婦
下段：団体代表

回答欄の項目 伝達の事柄	回答者数	問3-1														計
		1 テレビ 視聴者 に番組 投書に 参加する 者	2 ラジオ 聴取者 に番組 投書に 参加する 者	3 新聞・ 雑誌に 投書 する	4 ト ン など の 投 書 を する	5 役 所 の 広 報 誌 に 投 書 する	6 連 絡 す る ポ ス タ ー を 作 る	7 電 話 で 伝 え る	8 家 族 に 話 す	9 友 人 ・ 知 人 に 会 つ て 話 す	10 団 体 ・ サ ー ク ル ・ 集 ま り で 伝 え る の 集 ま り	11 役 所 の 窓 口 に 伝 え る で	12 会 社 や 商 店 に 伝 え る で	13 そ の 他	14 不 明	
A 衣料品、食料品などの日用品の価格や安全性について	333 128	15.3% 12.5	3.6% 6.3	27.6% 25.0	26.4% 20.3	16.5% 19.5	15.9% 10.9	36.0% 41.4	58.6% 43.8	33.3% 50.8	12.0% 21.1	20.4% 21.9	1.5% 2.3	5.4% 8.6	272.7% 284.4	
B 教養講座、映画鑑賞などの文化、レクリエーションの催しの開催について	333 128	11.7 10.2	5.7 7.0	29.1 32.0	25.8 38.3	27.6 38.3	23.7 21.1	27.6 25.0	47.7 44.5	31.8 52.3	8.1 18.0	0.6 3.1	1.8 3.1	10.2 12.5	251.7 305.5	
C パートタイム、内職などで生じる雇用問題について	333 128	9.0 9.4	4.8 2.3	25.8 21.9	25.8 20.3	11.4 14.8	11.1 9.4	18.9 12.5	31.2 27.3	16.8 23.4	18.3 28.9	10.8 14.1	4.2 5.5	15.6 18.0	203.9 207.8	
D 休日夜間診療、集団検診などの健康・医療体制について	333 128	3.6 6.3	1.5 2.3	11.1 16.4	48.9 43.8	14.7 20.3	23.4 17.2	20.7 27.3	36.3 28.9	16.2 25.0	18.6 29.7	2.4 3.1	2.7 2.3	9.9 10.9	210.2 233.6	
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	333 128	2.7 6.3	2.7 3.1	19.5 35.2	38.4 41.4	26.1 40.6	13.5 14.1	15.3 17.2	39.3 41.4	33.3 59.4	11.4 21.9	0.6 0.8	1.2 0.8	13.8 10.9	218.0 293.0	
F 子供のしつけ、子育てなど教育問題について	333 128	16.8 18.8	5.1 10.2	24.9 29.7	17.7 22.7	3.0 15.6	9.6 9.4	39.0 32.8	55.0 46.1	29.4 46.1	7.5 11.7	0.3 0.8	2.4 3.1	10.8 14.1	221.6 254.7	
G 地震対策、交通安全などの地域の防災、安全問題について	333 128	15.6 15.6	7.8 10.2	17.1 22.7	53.8 40.6	15.0 25.0	9.9 5.5	26.1 26.6	25.2 28.1	19.5 32.0	24.0 35.2	2.1 0.8	0.6 3.9	9.6 11.7	226.4 257.8	
H 身障者、老人などの福祉対策について	333 128	17.1 19.5	5.7 10.9	22.5 35.9	45.3 49.2	8.1 21.1	7.5 9.4	15.3 21.1	19.5 33.6	22.5 46.9	29.1 42.2	2.4 3.1	1.8 4.7	14.7 7.0	211.7 304.7	
I 地域の緑や川などの自然環境問題について	333 128	11.4 18.0	5.1 9.4	23.1 38.3	47.4 46.1	12.6 25.0	9.0 8.6	14.7 17.2	18.6 31.3	17.4 51.6	33.9 43.8	2.4 2.3	1.8 3.1	12.3 7.8	209.9 302.3	
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	333 128	14.1 10.9	6.6 7.8	16.5 26.6	43.8 39.1	9.6 11.7	8.4 6.3	13.2 14.8	15.3 24.2	14.1 32.8	31.5 42.2	2.1 1.6	3.0 3.9	15.0 11.7	193.4 233.1	

問3-2 (主婦・団体代表共通)

A～Jの各事柄について、○印をつけた中で最も役に立つと思う方法の番号をお答えください(SA)

上都; 主婦
下段; 団体代表者

回答欄の項目 伝達の事柄	回答者数	問3-2												
		1 テレビ視聴者に番組に参	2 ラジオ聴取者に番組に参	3 新聞・雑誌に投書	4 書・パンフレットを作る	5 役所の広報紙に投書	6 連絡する	7 電話で伝える	8 家族に話す	9 友人・知人に会	10 ついでに伝える	11 役所の窓口で	12 会社や商店で	13 その他
A 衣料品、食料品などの日用品の価格や安全性について	315人 117	6.0% 6.0	1.0% 0.9	13.3% 12.8	9.5% 6.0	7.3% 10.3	5.1% 1.7	6.3% 8.5	20.0% 11.1	10.5% 18.8	2.9% 3.4	11.7% 4.3	—% 1.7	6.3% 14.5
B 教養講座、映画鑑賞などの文化、レクリエーションの催しの開催について	299 112	6.4 0.9	0.3 0.9	17.7 14.3	13.0 15.2	11.4 11.6	8.0 2.7	4.7 3.6	20.1 9.8	8.0 17.0	2.3 5.4	— —	0.3 1.8	7.7 17.0
C パートタイム、内職などで生じる雇用問題について	281 105	4.6 3.8	1.1 —	14.6 10.5	14.6 11.4	4.6 8.6	6.0 1.9	7.5 4.8	10.3 10.5	6.4 10.5	12.5 16.2	7.1 3.8	1.8 3.8	8.9 14.3
D 休日夜間診療、集団検診などの健康・医療体制について	300 114	1.3 0.9	— —	4.0 1.8	41.0 31.6	4.7 7.0	9.7 2.6	5.0 12.3	13.0 4.4	3.7 7.0	10.3 15.8	0.7 —	1.0 1.8	5.7 14.9
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	287 114	1.4 1.8	— —	10.1 9.6	23.3 15.8	15.0 11.4	4.5 —	3.5 3.5	14.3 10.5	16.0 28.1	4.5 5.3	— —	0.3 —	7.0 14.0
F 子供のしつけ、子育てなど教育問題について	297 110	11.1 5.5	0.7 —	14.1 9.1	8.1 5.5	0.3 1.8	2.4 —	14.5 13.6	23.6 18.2	12.1 24.5	2.0 3.6	— —	1.7 2.7	9.4 15.5
G 地震対策、交通安全などの地域の防災・安全問題について	301 113	7.6 7.1	1.3 0.9	5.6 4.4	35.9 23.9	3.0 9.7	4.0 0.9	7.6 7.1	6.0 3.5	7.3 10.6	12.3 15.0	— —	— 2.7	9.3 14.2
H 身障者、老人などの福祉対策について	284 119	8.5 2.5	— 0.8	10.2 10.1	29.6 21.0	1.4 3.4	3.2 —	5.6 3.4	4.6 2.5	10.2 21.8	18.0 17.6	0.4 —	0.4 2.5	8.1 14.3
I 地域の緑や川などの自然環境問題について	292 118	4.8 4.2	— —	9.9 19.5	31.8 17.8	3.4 5.9	2.4 —	5.5 3.4	5.5 2.5	6.8 16.1	20.5 13.6	1.4 —	0.7 0.8	7.2 16.1
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	283 113	5.3 4.4	1.1 —	8.5 9.7	32.9 23.0	2.1 2.7	3.2 —	4.9 4.4	3.5 2.7	5.3 15.9	23.0 16.8	0.7 —	1.1 3.5	8.5 16.8

問4-1 (主婦・団体代表共通)

いままでに、あなたがA～Jの各事柄についてのご意見や情報を伝えたことのあるものはどれですか (MA)

問4-2 (主婦・団体代表共通)

問4-1で○印をつけた各事柄について、伝えようとして利用した方法はどれですか (MA)

上段；主婦
下段；団体代表

回答欄の項目 伝達の事柄	問4-1	問4-2														計
		1 視聴者 番組に 参加 する	2 聴取者 番組に 参加 する	3 新聞・ 雑誌に 投稿	4 役所・ パブリ ックの 掲示板 に	5 連絡先 の住所 を知らせ る	6 電話で 伝える	7 家族に 話す	8 友人・ 知人に 会う	9 団体・ サークル などで 集まる	10 役所か けの窓 口に	11 会社や 商店に 行く	12 その他	不明		
A 衣料品、食料品などの日用品の価格や安全性について	162 42	1.2 4.8	1.2 —	5.6 2.4	0.6 4.8	1.2 11.9	14.8 9.5	24.1 35.7	54.3 50.0	16.7 40.5	4.3 11.9	11.7 11.9	— —	3.7 7.1	139.5 190.5	
B 教養講座、映画鑑賞などの文化、レクリエーションの催しの開催について	104 62	1.0 1.6	1.0 —	7.7 22.6	5.8 22.6	8.7 25.8	21.2 11.3	17.3 16.1	60.6 45.2	20.2 40.3	1.0 3.2	— —	1.0 3.2	2.9 9.7	148.1 201.6	
C パートタイム、内職などで生じる雇用問題について	33 14	— —	— —	3.0 —	3.0 —	3.0 21.4	21.2 7.1	21.2 14.3	54.5 14.3	12.1 42.9	— 21.4	12.1 14.3	— —	3.0 —	133.3 135.7	
D 休日夜間診療、集団検診などの健康・医療体制について	79 35	1.3 —	— —	— 2.9	13.9 22.9	— 8.6	27.8 5.7	22.8 28.6	54.4 22.9	5.1 28.6	1.3 14.3	— —	— 2.9	1.3 17.1	127.8 154.3	
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	59 75	— 2.7	— 1.3	1.7 26.7	8.5 30.7	11.9 33.3	10.2 10.7	10.2 16.0	59.3 26.7	16.9 46.7	3.4 8.0	— —	— —	6.8 6.7	128.8 209.3	
F 子供のしつけ、子育てなど教育問題について	105 41	1.0 7.3	— 4.9	4.8 22.0	1.0 17.1	— 19.5	7.6 4.9	39.0 26.8	60.0 34.1	14.3 46.3	1.9 —	1.0 —	1.9 2.4	5.7 12.2	138.1 197.6	
G 地震対策、交通安全などの地域の防災・安全問題について	51 27	— —	— —	2.0 3.7	13.7 14.8	— 3.7	15.7 —	41.2 25.9	39.2 25.9	11.8 33.3	7.8 14.8	— —	— 3.7	5.9 11.1	137.3 137.0	
H 身障者、老人などの福祉対策について	20 57	— 5.3	— 1.8	5.0 19.3	5.0 26.3	— 10.5	10.0 1.8	35.0 14.0	45.0 24.6	15.0 47.4	15.0 17.5	— —	— 3.5	10.0 8.8	140.0 180.7	
I 地域の緑や川などの自然環境問題について	19 58	— 6.9	— —	5.3 24.1	10.5 13.8	— 19.0	10.5 5.2	36.8 6.9	52.6 15.5	21.1 50.0	15.8 22.4	— 1.7	— 5.2	— 10.3	152.6 181.0	
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	23 35	— 2.9	— —	— 5.7	17.4 17.1	— —	4.3 —	26.1 11.4	34.8 8.6	8.7 40.0	34.8 25.7	4.3 —	— 2.9	4.3 14.3	134.8 128.6	

問4-3 (主婦・団体代表共通)

問4-2の方法で、ご意見や情報は十分に伝えることができましたか(SA)

問4-4 (主婦・団体代表共通)

問4-2の方法で、ご意見や情報は簡単に伝えることができましたか(SA)

上段; 主婦
下段; 団体代表

回答欄の項目 伝達の事柄	回答者数	問4-3					問4-4				
		1 十分 分 伝えられ	2 少し は 伝えら	3 あま り か つ た ら	4 な か く 伝 え ら れ	不 明	1 簡 単 だ っ た	2 ま あ 単 だ っ た	3 や む ず か し か つ た	4 む ず か し か つ た	不 明
A 衣料品、食料品などの日用品の価格や安全性について	162人 42	32.1% 16.7	56.8% 61.9	8.6% 14.3	1.2% -	1.2% 7.1	32.1% 26.2	43.2% 33.3	16.7% 19.0	6.8% 9.5	1.2% 11.9
B 教養講座、映画鑑賞などの文化、レクリエーションの催しの開催について	104 62	31.7 33.9	53.8 53.2	12.5 6.5	1.0 -	1.0 6.5	26.9 25.8	50.0 38.7	16.3 17.7	3.8 8.1	2.9 9.7
C パートタイム、内職などで生じる雇用問題について	33 14	21.2 14.3	42.4 35.7	27.3 50.0	6.1 -	3.0 -	18.2 14.3	30.3 14.3	30.3 42.9	21.2 21.4	- 7.1
D 休日夜間診療、集団検診などの健康・医療体制について	79 35	45.6 31.4	48.1 42.9	3.8 11.4	2.5 2.9	- 11.4	34.2 14.3	49.4 31.4	7.6 25.7	5.1 8.6	3.8 20.0
E 趣味のグループやサークル、団体活動などの市民の自主的活動について	59 75	22.0 33.3	49.2 52.0	25.4 9.3	- 1.3	3.4 4.0	16.9 18.7	35.6 45.3	32.2 20.0	8.5 8.0	6.8 8.0
F 子供のしつけ、子育てなど教育問題について	105 41	21.0 22.0	63.8 58.5	15.2 14.6	- -	- 4.9	19.0 12.2	42.9 36.6	29.5 29.3	8.6 7.3	- 14.6
G 地震対策、交通安全などの地域の防災、安全問題について	51 27	19.6 25.9	64.7 29.6	11.8 29.6	- 7.4	3.9 7.4	19.6 18.5	43.1 22.2	21.6 29.6	11.8 14.8	3.9 14.8
H 身障者、老人などの福祉対策について	20 57	5.0 17.5	65.0 49.1	25.0 24.6	- 1.8	5.0 7.0	- 5.3	40.0 31.6	40.0 42.1	15.0 8.8	5.0 12.3
I 地域の緑や川などの自然環境問題について	19 58	5.3 24.1	52.6 53.4	31.6 13.8	10.5 1.7	- 6.9	5.3 17.2	31.6 24.1	36.8 32.8	21.1 17.2	5.3 8.6
J 役所の仕事の進め方や税金の使われ方について	23 35	8.7 14.3	52.2 54.3	26.1 22.9	8.7 -	4.3 8.6	4.3 5.7	26.1 22.9	43.5 34.3	21.7 25.7	4.3 11.4

問5（主婦・団体代表共通）

あなたが地域や団体、サークルの人達と集まり（立ち話しの集まりも含む）をもったり、情報交換をしたりする場所となるのは、どのような所ですか（MA）

問6（主婦・団体代表共通）

その場所へ行くためには、ご自宅からどれ位の時間がかかりますか（SA）

問7（主婦・団体代表共通）

その場所は簡単に利用できましたか（SA）

上段：主婦
下段：団体代表

項目	問5	問6 回答欄						問7 回答欄					
		1 10分以内	2 20分以内	3 30分以内	4 1時間以内	5 1時間以上	不 明	1 簡単だった	2 まあ簡単だった	3 ややむずかしかった	4 むずかしかった	不 明	
情報交換の場所													
A 個人宅	260人 77	60.8% 39.0	13.1% 9.1	7.7% 11.7	7.3% 13.0	4.2% 6.5	4.2% 20.8	74.2% 66.2	18.5% 13.0	2.3% 1.3	0.8% 2.6	4.2% 16.9	
B 公共施設の集会室	79 112	43.0 17.0	15.2 17.0	16.5 23.2	12.7 25.9	7.6 12.5	5.1 4.5	39.2 35.7	39.2 34.8	10.1 18.8	3.8 7.1	7.6 3.6	
C 民間施設の集会室	57 55	35.1 23.6	19.3 20.0	15.8 16.4	15.8 20.0	10.5 7.3	3.5 12.7	35.1 36.4	50.9 30.9	3.5 14.5	3.5 5.5	7.0 12.7	
D 喫茶店などの飲食店	98 43	33.7 18.6	20.4 20.9	10.2 18.6	20.4 20.9	9.2 11.6	6.1 9.3	71.4 67.4	18.4 23.3	1.0 2.3	— —	9.2 7.0	
E 商店街や公園などの空間	133 15	64.7 60.0	22.6 —	5.3 33.3	— 6.7	0.8 —	6.8 —	78.2 73.3	12.8 20.0	0.8 6.7	— —	8.3 —	

問 8 - 1 あなたや御家族は最近 1 年間に通信販売で商品を買ったことがありますか。(主婦・団体代表共通)

	あ る	な い	不 明	計
主 婦	37.2 %	61.9 %	0.9 %	333 人 100.0%
団体代表者	43.0	55.0	2.0	128 100.0

問 8 - 2 あなたや御家族はクレジットカードをお持ちですか。(主婦・団体代表共通)

	持っている	持っていない	不 明	計
主 婦	67.9 %	31.2 %	0.9 %	333 人 100.0%
団体代表者	54.7	42.2	3.1	128 100.0

問 8 - 3 あなたや御家族はパーソナルコンピュータをお持ちですか。(主婦・団体代表共通)

	持っている	持っていない	不 明	計
主 婦	8.7 %	90.7 %	0.6 %	333 人 100.0%
団体代表者	11.7	84.4	3.9	128 100.0

問9 新しい技術の開発、実用化によって、近々次のことが可能といわれています。

- (A) 家庭にいなからテレビを使い各種の商品の注文、座席の予約やその銀行決済ができる、あるいは健康・医療相談が受けられるようになるなど日常生活がより便利になる。
- (B) 家庭のテレビのチャンネルが増え、ニュースや映画や地域番組などをいつでも好きなときに見られるようになるなど、余暇時間がより充実する。

あなたは (A)、(B) どちらにより期待されますか。(主婦・団体代表共通)

	(A) に 期 待	どちらかという (A) に 期 待	(B) に 期 待	どちらかという (B) に 期 待	不 明	計
主 婦	28.2 %	45.3 %	20.7 %	4.8 %	0.9 %	333 人 100.0 %
団体代表者	25.8	35.9	21.1	14.1	3.1	128 100.0

問10 これからの社会は、コンピュータなどの急激な技術革新により、

- (A) 日常生活が便利になり、余暇活動が充実する。
- (B) 人とのふれあいがなくなり、人間が機械に動かされる。

という二つの状況が生じるといわれています。あなたは (A)、(B)どちらの状況を重視されますか。(主婦・団体代表共通)

	(A) を 重 視	どちらかという (A) を 重 視	(B) を 重 視	どちらかという (B) を 重 視	不 明	計
主 婦	14.7 %	29.4 %	33.0 %	21.3 %	1.5 %	333 人 100.0 %
団体代表者	14.8	11.7	29.7	42.2	1.6	128 100.0

問1-1 (団体代表者)

あなたの団体が下表のA～Eの各事柄についての情報や知識を必要とする場合、どのような方法で得たいと思いますか。(MA)

項目	回答者数	問1-1												不明	計
		1 テレビで見る	2 ラジオで聞く	3 新聞で読む・雑誌・	4 役回覧の板紙で読む	5 ちらしで見る	6 電話で問合	7 団体のメンバー	8 専門家に聞く	9 上部団体の役員	10 役所での窓口	11 会社や商店	12 その他		
A 団体の活動に必要な基礎データについて	128人	29.7%	10.2%	62.5%	39.8%	13.3%	28.9%	39.8%	53.9%	68.8%	43.0%	6.3%	10.9%	5.5%	412.5%
B 活動の方法、団体の運営などのノウハウについて	128	9.4	3.9	38.3	10.2	2.3	21.1	54.7	43.0	57.0	20.3	0.8	8.6	7.0	276.6
C 講師や助言者などの指導者について	128	9.4	1.6	32.0	10.9	2.3	19.5	41.4	45.3	57.8	21.9	1.6	7.0	7.8	258.6
D 団体活動に必要な会議や催しなどの開催場所について	128	1.6	0.8	10.2	33.6	10.2	44.5	32.8	7.0	34.4	46.1	3.1	8.6	7.8	240.6
E 目的を同じくする他団体の活動について	128	13.3	3.1	37.5	21.1	19.5	29.7	47.7	18.0	64.8	25.0	0.8	7.8	6.3	294.5

問1-2 (団体代表者)

A～Eの各事柄について○印をつけた中で最も役に立つと思う方法の番号をお答えください。(S A)

項目	回 答 者 数	問 1 - 2												不 明
		1 テレビで 見る	2 ラジオで 聞く	3 新聞・読 本で読む 雑誌・	4 役回 所の板 の広で 報読紙 む	5 ちタ らし ・見 る ポ ス	6 電 話 で 問 い 合	7 団 体 に の 聞 く メ ン バ	8 専 門 家 に 聞 く	9 上 部 目 的 的 の 団 体 や 同 団 体	10 役 所 の け て 窓 口 入 手	11 会 社 や 商 店 に 入 手	12 そ の 他	
情報や知識の事柄														
A 団体の活動に必要な基礎データについて	121	0.8	—	16.5	5.8	—	1.7	6.6	14.0	30.6	6.6	—	5.0	12.4
B 活動の方法、団体の運営などのノウハウについて	119	0.8	—	6.7	1.7	—	1.7	24.4	13.4	27.7	3.3	—	3.4	16.8
C 講師や助言者などの指導者について	118	—	—	7.6	1.7	1.7	5.1	11.0	20.3	28.0	8.5	—	3.4	12.7
D 団体活動に必要な会議や催しなどの開催場所について	118	—	—	0.8	9.3	1.7	16.9	13.6	1.7	11.0	24.6	—	5.9	14.4
E 目的を同じくする他団体の活動について	120	1.7	0.8	11.7	3.3	—	5.0	10.8	3.3	40.8	4.2	—	3.3	15.0

問2-1 (団体代表者)

いままでに、あなたの団体がA～Eの各事柄のうち情報や知識を必要として得た事柄はどれですか。(MA)

問2-2 (団体代表者)

問2-1で○印をつけた事柄について、得ようとして利用した方法はどれですか。(MA)

項目	問2-1	問2-2												不明	計
		1 テレビで見る	2 ラジオで聞く	3 新本で読む 新聞・雑誌・	4 役回所覧の板 広で報読紙む	5 ちらしで見る ポス	6 電わせる 問いか合	7 団1 体に聞 メクンバ	8 専 門家に聞 く	9 上じで 部目入 団の手 のする や団体 同体	10 役です 所か のけ 窓て 口入 に手	11 会です 社か やけ 商て 店入 に手	12 その 他		
A 団体の活動に必要な基礎データについて	人 89	% 10.1	% 2.2	% 42.7	% 13.5	% 3.4	% 7.9	% 24.7	% 29.2	% 48.3	% 28.1	% 1.1	% 2.2	% 1.1	% 214.6
B 活動の方法、団体の運営などのノウハウについて	66	1.5	1.5	25.8	1.5	3.0	10.6	37.9	28.8	51.5	7.6	—	3.0	—	172.7
C 講師や助言者などの指導者について	78	3.8	3.8	28.2	5.1	1.3	16.7	25.6	37.2	42.3	15.4	—	2.6	3.8	185.9
D 団体活動に必要な会議や催しなどの開催場所について	71	1.4	—	1.4	21.1	—	36.6	28.2	2.8	21.1	33.8	1.4	4.2	7.0	159.2
E 目的を同じくする他団体の活動について	82	2.4	2.4	24.4	7.3	6.1	15.9	23.2	11.0	51.2	14.6	—	3.7	8.5	170.7

問 2 - 3 (団体代表者)

問 2 - 2 の方法で、情報や知識は十分に得ることが
できましたか。(S A)

問 2 - 4 (団体代表者)

問 2 - 2 の方法で、情報や知識は簡単に得られ
ましたか。(S A)

項目	回 答 者 数	問 2 - 3					問 2 - 4				
		1 十分 得ら れた	2 少し は得 られ た	3 あま り得 られ な	4 な かつ た得 られ	不 明	1 簡 単だ った	2 ま あ 簡単 だ った	3 や む ずか し か つ た	4 む ず か し か つ た	不 明
A 団体の活動に必要な基礎データについて	89 ^人	43.8 [%]	52.8 [%]	2.2 [%]	— [%]	1.1 [%]	25.8 [%]	39.3 [%]	29.2 [%]	3.4 [%]	2.2 [%]
B 活動の方法、団体の運営などのノウハウについて	66	28.8	54.5	10.6	—	6.1	18.2	36.4	33.3	6.1	6.1
C 講師や助言者などの指導者について	78	47.4	42.3	3.8	—	6.4	21.8	41.0	21.8	6.4	9.0
D 団体活動に必要な会議や催しなどの開催場所について	71	50.7	35.2	5.6	1.4	7.0	32.4	40.8	15.5	2.8	8.5
E 目的を同じくする他団体の活動について	82	32.9	52.4	6.1	—	8.5	19.5	47.6	22.0	3.7	7.3

問3-1 (団体代表者)

あなたの団体が下表のA～Eの各事柄についてのご意見や情報を伝える必要がある場合、どの方法で伝えたいと考えですか。(MA)

回答欄の項目 伝達の事柄	回答者数	問3-1													
		1 テレビ視聴者に番組・参加者	2 ラジオ番組・参加者	3 新聞・雑誌に投書	4 トランプなどを作る	5 役所の広報紙に投書	6 連絡する	7 ちらしを作る	8 電話で伝える	9 団体内部に話す	10 関係者に話す	11 上部的団体や同じに伝える	12 役所や窓口に伝える	13 会社や商店に伝える	14 その他
A 団体の会員募集について	128人	6.3%	4.7%	39.1%	29.7%	43.8%	21.9%	60.2%	57.8%	37.5%	14.1%	0.8%	10.9%	7.0%	333.6%
B 主催する催しへの参加のよびかけについて	128	9.4	7.8	48.4	32.8	56.3	38.3	65.6	53.9	50.0	18.8	0.8	9.4	4.7	396.1
C 資金カンパなどの協力依頼について	128	2.3	2.3	32.0	16.4	31.3	21.1	57.8	47.7	33.6	16.4	3.1	10.2	13.3	287.5
D 地域社会や行政への問題提起について	128	7.8	7.0	39.8	33.6	28.1	17.2	46.1	50.8	43.0	56.3	3.1	5.5	7.0	345.3
E 他団体へのよびかけについて	128	2.3	1.6	35.2	18.0	31.3	30.5	34.4	49.2	54.7	9.4	0.8	8.6	10.9	286.7

問3-2(団体代表者)

A～Eの各事柄について、○印をつけた中で最も役に立つ方法の番号をお答え下さい。(SA)

回答欄の項目 伝達の事柄	回答者数	問3-2												不明
		1 テレビ視聴者に番組・参加者番組に参	2 ラジオ聴取者に番組・参加者番組に参	3 新聞・雑誌に投	4 トランプを作る	5 役所の広報紙に投	6 連絡する	7 ちらしを作る	8 電話で伝える	9 関係者に話す	10 団体内部に話す	11 関係者に話す	12 上部の団体や団体に伝える	
A 会員の団体募集について	119人	0.8%	—%	20.2%	9.2%	16.0%	1.7%	17.6%	12.6%	4.2%	0.8%	—%	4.2%	12.6%
B 主催する催しへの参加のよびかけについて	122	1.6	0.8	13.9	6.6	27.0	3.3	15.6	4.1	7.4	1.6	—	0.8	17.2
C 資金カンパなどの協力依頼について	111	—	—	9.9	2.7	11.7	0.9	23.4	17.1	5.4	5.4	1.8	5.4	16.2
D 地域社会や行政への問題提起について	119	3.4	—	15.1	8.4	2.5	1.7	5.0	9.2	10.9	24.4	—	—	10.3
E 他団体へのよびかけについて	114	0.9	—	11.4	0.9	6.1	7.9	2.6	15.8	31.6	0.9	—	3.5	18.4

問 4 - 1 (団体代表者)

いままでに、あなたの団体がA～Eの各事柄についての
ご意見や情報を伝えたことのあるものはどれですか。(MA)

問 4 - 2

問 4 - 1 で○印をつけた各事柄について、伝えようとして
利用した方法はどれですか。(MA)

回答欄の項目 伝達の事柄	問 4-1	問 4 - 2													
		1 テレビ視聴者 に番組・参 加者	2 ラジオ聴取者 に番組・参 加者	3 新聞・パ ンフレット の作成	4 役所・商 会・自治会 の広報紙 板	5 ちらし・ポ スタ	6 電話で伝 える	7 団体内 部に話す	8 関係者 に話す	9 上層の 団体や 個人に 伝	10 役所・商 会・自治 会に伝 える	11 会社や 商店に 伝	12 その他	不 明	計
A 団体の会員募集について	90 ^人	4.4%	1.1%	37.8%	14.4%	42.2%	17.8%	48.9%	40.0%	20.0%	5.6%	—	4.4%	2.2%	238.9%
B 主催する催しへの参加のよびかけについて	102	4.9	2.9	35.3	20.6	50.0	28.4	45.1	32.4	27.5	6.9	1.0	2.9	4.9	262.7
C 資金カンパなどの協力依頼について	52	—	1.9	19.2	9.6	28.8	17.3	51.9	42.3	25.0	13.5	5.8	9.6	7.7	232.7
D 地域社会や行政への問題提起について	76	5.3	5.3	27.6	13.2	21.1	9.2	27.6	28.9	30.3	52.6	1.3	5.3	10.5	238.2
E 他団体へのよびかけについて	64	1.6	—	21.9	6.3	23.4	25.0	23.4	34.4	59.4	4.7	—	6.3	6.3	212.5

問 4 - 3 (団体代表者)

問 4 - 2 の方法で、ご意見や情報は十分に伝えることができましたか。(S A)

問 4 - 3 (団体代表者)

問 4 - 2 の方法で、ご意見や情報は簡単に伝えられましたか。(S A)

回答欄の項目	回答者数	問 4 - 3					問 4 - 4				
		1 十分伝えられた	2 少しは伝えられた	3 あまかりつた	4 まねたかつた	不 明	1 簡単だった	2 まあ簡単だった	3 やむやみかかった	4 むずかかった	不 明
伝達の事柄											
A 団体の会員募集について	90	30.0%	51.1%	15.6%	—%	3.3%	21.1%	31.1%	27.8%	14.4%	5.6%
B 主催する催しへの参加のよびかけについて	102	38.2%	51.0%	4.9%	—%	5.9%	19.6%	36.3%	28.4%	5.9%	9.8%
C 資金カンパなどの協力依頼について	52	30.8%	48.1%	17.3%	1.9%	1.9%	17.3%	28.8%	38.5%	11.5%	3.8%
D 地域社会や行政への問題提起について	76	23.7%	38.2%	23.7%	5.3%	9.2%	13.2%	22.4%	34.2%	18.4%	11.8%
E 他団体へのよびかけについて	64	21.9%	54.7%	21.9%	—%	1.6%	14.1%	32.8%	31.3%	17.2%	4.7%

問8 あなたの団体は、次のどの分野に属していますか。(SA)

(128団体)

活動分野	健康・医療	社会福祉	消費生活	教育	文化・スポーツ	環境・自然保護	まちづくり	その他	不明	計
構成比	10.9%	27.3%	8.6%	5.5%	6.3%	28.9%	3.1%	7.0%	2.3%	100.0%

問9 機関紙(誌)は年に何回発行していますか。

(128団体)

回数	1回	2回	3回	4回	5回以上	発行していない	不明	計
構成比	9.4%	7.8%	3.9%	12.5%	27.3%	35.9%	3.1%	100.0%

問10-1 構成メンバーの性別

(128団体)

性別	男性が多い	女性が多い	同じ位	不明	計
構成比	32.0%	50.8%	15.6%	1.6%	100.0%

問10-2 構成メンバーの年齢構成

(128団体)

年齢構成	20才代が多い	30才代が多い	40才代が多い	50才代が多い	60才代が多い	各年齢層が平均	不明	計
構成比	5.5%	18.0%	32.0%	21.1%	11.7%	10.2%	1.6%	100.0%

あ と が き

チームがスタートした当初、書店の店頭には情報化社会に関連した文献は少なかったが、昨年末頃からその手の本があふれだした。まさにニューメディアフィーバーであった。

しかし、現在は現象としてのニューメディアの議論は沈静化した。そのことは、かつてのコンピュータ社会論が去った後、産業界を中心にコンピュータが深く浸透していったように、今、ニューメディアは具体的な展開を始めているのである。そしてその在り様によっては、我々自身もオーウェルの世界にからめとられてしまう可能性もある。

我々は、情報化社会の様々なシナリオの中から、ひとまず情報化の進展を地域をキーワードとして語ることにした。何故ならば、情報化は市民生活や地域社会の選択肢の拡大と活性化へ向けて展開されるべきだからである。

そのような視点で一年間研究を進めてきたが、テーマを幅広く検討することとしたため、例えば、情報化の現状にもう一步迫れなかったこと、あるいは情報化の一般的ビジョンの枠で情報政策を提示するものとなったことなど、検討をし尽せなかった課題も多い。

言ってみれば、「情報化社会と自治体」というテーマの出発点を明らかにしたともいえる。

いずれにしても、この報告書が情報化社会そして高度情報化社会の議論に一石を投じるものとして、様々な御意見をいただくことができれば幸いです。

最後に、この調査研究に指導・助言をいただきました諸先生、またアンケート調査やヒヤリ

ング調査に御協力いただきました方々に深く感謝申し上げます。

粉川哲夫(和光大学講師)、小松崎清介((財)電気通信総合研究所常務理事)、柳井孝道((株)ファイリサーチ・インスティテュート社長)、鈴木武(東京急行電鉄(株)ケーブルビジョン開発室参事)、滝島浩((株)横浜銀行調査役)、服部孝章(東海大学講師)

順不同・敬称略

「情報化社会と自治体」研究チーム員

米満晋八郎	チームリーダー 秘書室(前県政情報室)
三觜 裕哉	工業試験所
坪田 浩一	教育庁文化財保護課 (前小田原土木事務所)
榎谷 篤	サブリーダー 県政情報室 (前川崎地区行政センター県民部)
山口 良則	工業保安課 (前県央地区行政センター環境部)
中 克功	サブリーダー 教育庁総務室
和田 久	電算システム課
福本 忠雄	横須賀市事務管理課
白井 真	コーディネーター 自治総合研究センター